東白川村地域防災計画

Ⅰ．一般対策編

Ⅱ．地震対策編

Ⅲ．原子力災害対策編

Ⅳ．資料編

東白川村

〈一般対策編〉

東白川村地域防災計画　一般対策編　目次

第１章　総　　則 1
第１節 計画の目的・性質等 1
第２節 防災に関する組織 4
第３節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 5
第４節 住民等の基本的責務 9
第５節 東白川村地域の概要 9
(1) 位置、面積 9
(2) 地　形 9
(3) 気　候 10
(1) 人　口 10
(2) 産業別就業人口 10
(3) 土地利用 10
(4) 交　通 10
(5) 観光地施設等 10
(1) 水　害 10
(2) 風　害 10
(3) 雪　害 11
(4) 火　災 11
第６節 東白川村災害対策本部の組織 12
第２章　災害予防 18
第１節 総　則 18
第１項　防災協働社会の形成推進 18
第２項　防災業務施設・設備等の整備 19
第３項　防災思想・防災知識の普及 21
第２節 東白川村地域保全対策 23
第１項　河川防災対策 23
第２項　砂防対策・急傾斜地崩壊防止対策 23
第３項　農地防災対策 23
第４項　林地保全対策 24
第５項　土地災害予防対策 24
第３節 建築物災害予防対策 26
第４節 防災営農対策 27
第５節 災害防除に関する予防対策 27
第１項　水害予防対策 27
第２項　火災予防対策 29
第３項　雪害予防対策 31
第４項　火薬、ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質等保安対策 31

第５項　　渇水等予防対策 34
第６項　　観光施設等予防対策 35
第７項　　孤立地域防止対策 36
第６節 文教対策 37
第７節 防災教養訓練対策 39
第１項　　防災教養対策 39
第２項　　防災訓練対策 41
第８節 防災上重要地域の予防対策 43
第１項　　災害対策に関する調査研究 43
第２項　　災害危険地域の予防対策 44
第３項　　自主防災組織の育成と強化 45
第４項　　地域別災害危険雨量等 47
第９節 災害対策物資備蓄等の計画 48
第 10 節 緊急輸送網の整備 51
第 11 節 災害通信設備及び消防施設等の整備 52
(1) 移動体通信（衛星携帯電話等） 52
(2) アマチュア無線 52
(3) インターネット等 52
(4) 災害情報緊急速報メール 52
第 12 節 避難対策 53
第 13 節 緊急離着陸場等の整備 57
第 14 節 要配慮者、避難行動要支援者対策 58
第 15 節 応急住宅対策 62
第 16 節 ボランティア活動の環境整備計画 62
第 17 節 広域応援体制の整備 64
第 18 節 医療救護体制の整備 65
第 19 節 防疫対策 65
第 20 節 行政機関の業務継続体制の整備 66
第 21 節 企業防災の促進 66
第３章　災害応急対策 69
第１節 村本部活動体制 69
第１項　　活動体制の整備 69
第２項　　職員の動員体制 72
第２節 災害労務対策 74
第１項　　村職員の応援体制 74
第２項　　協力組織の編成及び活動 74
第３項　　技術者等の雇上 75
第４項　　技術者等の強制従事に関する対応 77
第５項　　ボランティア活動支援 80
第３節 自衛隊派遣要請 82

第 4 節 災害応援要請 84
第 5 節 交通通信対策 85
第 1 項　交通応急対策 85
第 2 項　輸送手段の確保 88
第 3 項　通信の確保 91
第 6 節 情報の受理伝達 94
第 1 項　警報・注意報・情報等の受理伝達 94
第 2 項　災害情報等の収集・伝達 101
第 3 項　災害広報 118
第 7 節 消防・救急・救助活動 121
第 1 項　消防活動 121
第 2 項　水防活動 124
第 3 項　雪害対策 125
第 4 項　県防災ヘリコプターの活用 125
第 5 項　孤立地域対策 126
第 8 節 被災者対策 127
第 1 項　災害救助法の適用 127
第 2 項　避難対策 130
第 3 項　食料供給活動 140
第 4 項　給水活動 141
第 5 項　生活必需品供給活動 143
第 6 項　要配慮者、避難行動要支援者対策 144
第 7 項　応急住宅対策 146
第 8 項　医療・救護活動 150
第 9 項　救助活動 154
第 10 項　学用品等の支給 154
第 11 項　災害援護資金等の貸与 156
第 12 項　遺体の捜索・取り扱い・埋葬 160
第 13 項　保健活動・精神保健 161
第 14 項　清掃活動 162
第 15 項　防疫・食品衛生活動 165
第 16 項　愛玩動物等の救援 166
第 17 項　災害義援金品募集配分 167
第 18 項　その他被災者の保護対策 170
第 9 節 産業応急対策 172
第 1 項　商工業の応急対策 172
第 2 項　観光客等の応急対策 172
第 3 項　農作物の応急対策 173
第 4 項　畜産の応急対策 173
第 5 項　林地、林産物等の応急対策 174

第 6 項　干害応急対策 176
第 10 節 公共施設の応急対策 176
第 1 項　公共施設の応急対応 176
第 2 項　鉄道等の応急対策 177
第 11 節 公共的施設の応急対策 178
第 1 項　通信施設の応急対策 178
第 2 項　電力施設の応急対策 179
第 12 節 文教災害対策 180
第 1 項　施設等の応急対策 180
第 2 項　小中学校関係の対策 180
第 3 項　学校保健の対策 182
第 4 項　文化財、その他文教関係の対策 184
第 13 節 災害警備活動 185
第 14 節 事故災害対策 186
第 1 項　林野火災災害対策 186
第 2 項　大規模な火事災害対策 188
第 3 項　航空災害対策 190
第 4 項　鉄道災害対策 193
第 5 項　道路災害対策 194
第 6 項　危険物等災害対策 196
第４章　災害復旧 199
第 1 節 復旧・復興体制の整備 199
第 2 節 公共施設災害復旧事業 200
第 3 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 201
第 4 節 被災者の生活確保 202
第 5 節 被災商工業者の振興 204
第 6 節 被災農林漁業者への支援 205

第１章　総　　則

第1節 計画の目的・性質等

１．目　的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、東白川村防災会議が東白川村（以下「村」という。）及び関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

２．計画事項

(1) この計画は災害対策基本法第 42 条の規定に基づき作成されている「村地域防災計画」の「一般対策編」として、村の地域にかかる災害の対策に関しおおむね次の事項を定め、防災の万全を期するものである。

(2) この計画は、風水害等災害に対し村、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時に講ずべき対策等を具体的に整理した実施細目(マニュアル)等については、更に関係機関において別途定めることを予定する。

(3) 村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、並びに東白川村災害対策本部の組織

(4) 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練、防災上重要な地域の調査・指定、その他の災害予防計画

(5) 災害応急対策に関する次の計画

ア　防災組織の運用に関する計画

イ　災害輸送、通信及び災害対策要員に関する計画

ウ　自衛隊災害派遣要請に関する計画

エ　災害情報に関する計画

オ　災害防除に関する計画

カ　被災者の救助保護に関する計画

キ　災害時における教育に関する計画

ク　災害警備に関する計画

ケ　その他災害時における応急対策の計画

(6) 災害の復旧に関する計画

(7) その他必要な計画

３．計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年（おおむね梅雨期前）検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

４．想定する災害

「一般対策編」の作成にあたっては、村における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

「一般対策編」の作成の基礎として想定した災害は、「本章第５節３.」の通りである。なお、同時又は連続して２つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する複合災害発生の可能性を認識する。

５．他計画との関連

この計画と他の防災に関する計画との関係は、次のとおりである。

(1) この計画は、防災基本計画に基づいて作成する。

(2) この計画は、防災業務計画に抵触してはならない。

(3) この計画は、岐阜県地域防災計画と一体をなすものであり、岐阜県地域防災計画に抵触してはならない。

６．計画の徹底

この計画は、各機関において普段から研究、訓練、その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関の対策に係る計画については、必要に応じ従事職員あるいは住民等にその周知を図り、計画の効果的運用がなされるよう努める。

また、計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携し総合的な効果が発揮できるよう努める。

７．計画の用語

この計画における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 村本部とは、東白川村災害対策本部をいう。

(2) 村本部長とは、東白川村災害対策本部長をいう。

(3) 村計画とは、東白川村地域防災計画をいう。

(4) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。

(5) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。

(6) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。

(7) 県支部とは、岐阜県災害対策本部可茂支部をいう。

(8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部可茂支部長をいう。

(9) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流その他異常な自然現象(地震を除く。)による災害をいう。

(10) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃性・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故災害をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部が設置されているか否かにより、それぞれ次のとおり読みかえる。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
村本部	東白川村
村本部長	東白川村長
村本部○○部○○班	東白川村○○課○○係
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
本部連絡員室	東白川村役場（総務課）
県本部	岐阜県（防災課）
災害情報集約センター	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部○○部○○班	岐阜県○○部○○課
県支部	可茂県事務所（振興防災課）
県支部長	可茂県事務所長
県支部○○班	可茂県事務所管内の県現地機関

第2節 防災に関する組織

１．東白川村防災会議

東白川村防災会議は、災害対策基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置され、村における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整、災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

東白川村防災会議の組織及び所掌事務は、災害対策基本法第 16 条第 6 項の規定により村の条例（東白川村防災会議条例　昭和 37 年条例第 31 号）で定める。

(1) 会　長　東白川村長

(2) 委　員

ア　国及び県の関係地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者

イ　村議会議長

ウ　村の職員のうちから村長が任命する者

エ　教育長

オ　防災対策監

カ　消防団長

キ　可茂消防事務組合の職員のうちから村長が任命する者

ク　指定公共機関又は指定地方公共機関その他これらに準ずる機関の職員のうちから村長が任命する者

ケ　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者

(3) 専門委員

防災会議に、専門事項を調査するため専門委員を置く場合は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから、村長が任命する。

２．実施責任

災害対策の実施に当たって村、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、村を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進することで、村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

(1) 村

村は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施すると

ともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して村の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、普段から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。

また、村その他防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

(6) 住　民

住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

１．村

(1) 村防災会議に関する事務
(2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
(3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集等
(4) 災害の防除と拡大防止
(5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
(6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
(7) 被災産業に対する融資等の対策
(8) 被災村営施設の応急対策
(9) 災害時における文教対策
(10) 災害対策要員の動員、雇上
(11) 災害時における交通、輸送の確保
(12) 被災施設の復旧
(13) 村内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
(14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用
(15) その他の応急対策

２．県

(1) 県防災会議に関する事務
(2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
(3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集等

(4) 災害の防除と拡大防止
(5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
(6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
(7) 被災産業に対する融資等の対策
(8) 被災県営施設の応急対策
(9) 災害時における文教対策
(10) 災害時における公安の維持
(11) 災害対策要員の動員、雇上
(12) 災害時における交通、輸送の確保
(13) 災害時における県防災行政無線通信の防護と統制
(14) 被災施設の復旧
(15) 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等
(16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

３．指定地方行政機関

(1) 中部管区警察局
(2) 東海財務局岐阜財務事務所
(3) 東海北陸厚生局
(4) 東海農政局
(5) 中部森林管理局
(6) 中部経済産業局
(7) 中部近畿産業保安監督部
(8) 中部運輸局
(9) 気象庁（岐阜地方気象台）
(10) 東海総合通信局
(11) 岐阜労働局
(12) 中部地方整備局

４．自衛隊

(1) 防災に関する調査推進
(2) 関係機関との連絡調整
(3) 災害派遣計画の作成
(4) 防災に関する訓練の実施
(5) 災害情報の収集
(6) 災害派遣と応急対策の実施

５．指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社、中部ケーブルネットワーク株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
(2) 日本赤十字社
(3) 中部電力株式会社
(4) 東海旅客鉄道株式会社
(5) 日本通運株式会社

(6) 中日本高速道路株式会社
(7) 水資源機構
(8) 日本放送協会
(9) 日本銀行
(10) 日本郵政株式会社
(11) 東邦ガス株式会社
(12) 国立病院機構

６．指定地方公共機関

(1) 一般社団法人岐阜県ＬＰガス協会
(2) 名古屋鉄道株式会社
(3) 一般社団法人岐阜県トラック協会
(4) 株式会社岐阜放送、株式会社岐阜新聞社他報道機関
(5) 岐阜県土地改良事業団体連合会、土地改良区
(6) 岐阜県水防協会
(7) 岐阜県医師会、岐阜県病院協会、岐阜県歯科医師会、岐阜県薬剤師会
(8) 岐阜県看護協会
(9) 岐阜県社会福祉協議会
(10) 全岐阜県生活協同組合連合会
(11) 日本水道協会岐阜県支部
(12) 日本下水道協会岐阜県支部
(13) 全国町村下水道推進協議会岐阜県支部
(14) 岐阜県環境整備事業協同組合
(15) 一般社団法人岐阜県建設業協会
(16) 一般社団法人岐阜県警備業協会
(17) 公益社団法人岐阜県バス協会

７．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 消防団及び消防組合
ア　災害の警戒、防御、救助
イ　災害に対する広報
ウ　避難誘導
エ　傷病者の救護、搬送
オ　火災の原因及び損害調査
カ　防火査察、立入検査及び消防用設備の調査、指導
キ　消防機械器具、消防水利の点検整備
ク　気象情報の収集

(2) 農業協同組合、森林組合
ア　村本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
イ　農作物、林産物等の災害応急対策についての指導
ウ　被災農林家に対する融資又はそのあっせん
エ　農林業施設（共同利用施設）の災害応急対策及び復旧

オ　飼料、肥料等の確保又はあっせん
カ　災害時の家畜に対する応急対策
(3) 病院等管理者
ア　避難施設の整備及び避難訓練等の実施
イ　災害時における傷病者の収容及び保護
ウ　災害時における負傷者の治療及び助産
(4) 社会福祉施設管理者
ア　避難施設の整備及び避難訓練等の実施
イ　災害時における入所者の保護及び要介護者等の入所保護
(5) 社会福祉協議会
ア　被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
イ　ボランティア活動の推進
ウ　義援金品の募集、配分
(6) 商工会
ア　村本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
イ　災害時における物価安定についての協力
ウ　救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
(7) 金融機関
ア　被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
イ　義援金の取扱
(8) 建設、建築業者
ア　災害時の応急復旧、復旧作業のための重機等の提供及び作業要員の派遣
イ　復旧資材の確保
ウ　幹線道路の早期復旧作業
(9) 運送業者
ア　災害対策用物資の緊急輸送
(10) 高圧ガス取扱機関
ア　高圧ガス等の防災管理
イ　災害時における高圧ガス等の供給
(11) ガソリン等危険物取扱機関
ア　ガソリン等危険物の防災管理
イ　災害時におけるガソリン等の供給
(12) 自治会・自主防災組織
ア　防災資機材の整備
イ　防災意識の高揚・防災知識の普及
ウ　各種防災訓練への参加
エ　地震予知情報等の伝達
オ　組織的初期消火
カ　負傷者等の救出救護

キ　組織的避難
ク　給食給水活動
ケ　その他の相互扶助

第4節 住民等の基本的責務

１．住民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

２．事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

３．岐阜県地震防災対策推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウエイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、村、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

第5節 東白川村地域の概要

１．地理的特徴

(1) 位置、面積

村は、岐阜県の中東部に位置し、加茂郡の北で東経 137 度 20 分、北緯 35 度 38 分にあり、東は中津川市、南・西・北は白川町に接している。

村域は、東西約 16 ㎞南北約 11 ㎞の広がりを持ち、総面積は 87.09 ㎞^{2}である。

主な都市までの距離は、美濃加茂市までは 46 ㎞、岐阜市までは 75 ㎞、名古屋市までは 90 ㎞の距離である。

(2) 地　形

村域の大部分は、標高 300ｍから 700ｍの山地で、スギやヒノキの山林で占められている。

平地部は、村内を流れる白川及びこれらの支流の渓谷沿いに点在し、居住地及び農

地として利用されている。

(3) 気　候

村の気候は、太平洋岸気候と内陸性気候の中間に属し、日較差、年較差ともにやや大きく、特に冬期の寒気は厳しくなっている。

また、降雨は夏期に集中しており、梅雨時や台風時の６月から９月にかけて集中豪雨となる時もあるが、一方冬期の降雪は少なく、積雪が持続することはまれである。

２．社会的特徴

(1) 人　口

村の人口総数は、平成 15 年 4 月 1 日時点では 3,107 人であったが 2,201 人（令和 2 年 4 月 1 日現在）となっている。男女別内訳は、男性 1,051 人、女性 1,150 人である。世帯数は、911 世帯から 828 世帯となっている。

国勢調査による人口の推移についてみると、平成 12 年には 2,980 人であったが、平成 27 年には 2,261 人で減少傾向となっている。

(2) 産業別就業人口

平成 27 年における産業別人口についてみると、第三次産業に従事している人が 563 人で最も多く、以下、第二次産業の 459 人、第一次産業の 224 人となっている。

昭和 55 年からの推移についてみると、第一次産業、第二次産業、第三次産業全てにおいて減少傾向にある。

(3) 土地利用

村の土地利用は大部分が山地であり、白川及びその支流に沿った平坦地は農地として利用され、集落地が点在している。

国道 256 号沿いの神土平地区には、役場、保育園、中学校、郵便局等の公共施設が立地し、行政、商業、交通の中心地となっている。工場、事業所等は、国道 256 号や主要地方道恵那蛭川東白川線沿道に点在している。

また、国道 256 号沿道には、道の駅「茶の里東白川」等が立地している。

(4) 交　通

村の道路は、村の中央を東西貫通する白川に沿い、国道 256 号及び主要地方道下呂白川線が走っている。

(5) 観光地施設等

村の観光地としては、国道 256 号沿いに、道の駅「茶の里東白川」や、わくわく体験ランドこもれびの里等があり、年間約 150 千人の観光客が訪れている。

３．自然災害等

(1) 水　害

村の水害は、地勢的条件から中小河川の決壊、山地の土砂流出等による家屋、耕地、道路等公共施設への被害が予想される。

過去には、昭和 43 年 8 月 17 日の飛騨川豪雨災害、及び平成 23 年 9 月 20 日の集中豪雨等が発生している。

(2) 風　害

内陸部にあることから、過去の村における風害は比較的軽微であるが、大型台風が岐阜県西部付近を北上する場合にあっては、伊勢湾台風、昭和 36 年の第二室戸台風時のように相当規模の被害が発生する恐れがある。

(3) 雪　害

過去の雪害による被害はほとんどないが、大陸性の寒波の到来などにより一時的に数十cm積雪するときがあり、警戒は必要である。

(4) 火　災

村の火災は、地勢的条件から林野火災と住宅等建物火災に大別され、過去２０年間の状況は、以下のとおりである。

年度	建物	林野	車両	その他	計（件）	年度	建物	林野	車両	その他	計（件）
平成 12 年	1				1	平成 22 年		1		1	2
平成 13 年					0	平成 23 年	1	1		2	4
平成 14 年		1		1	2	平成 24 年			1	2	3
平成 15 年	1			1	2	平成 25 年					0
平成 16 年	1			1	2	平成 26 年	1				1
平成 17 年	1			1	2	平成 27 年	1			1	2
平成 18 年	1				1	平成 28 年	1				1
平成 19 年					0	平成 29 年	1				1
平成 20 年		1			1	平成 30 年	3	1			4
平成 21 年					0	令和元年				1	1
						合計	13	5	1	11	30

第6節 東白川村災害対策本部の組織

災害対策基本法第 23 条の２の規定に基づく東白川村災害対策本部の組織は、「東白川村災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 17 号)」及び本計画に定めるところによる。

１．系　統

村本部の組織系統は、次のとおりである。

東白川村災害対策本部	東白川村現地災害対策本部
東 白 川 村 役 場 内	必 要 に 応 じ て 設 置 す る

２．編　成

村本部の編成は、次のとおりである。

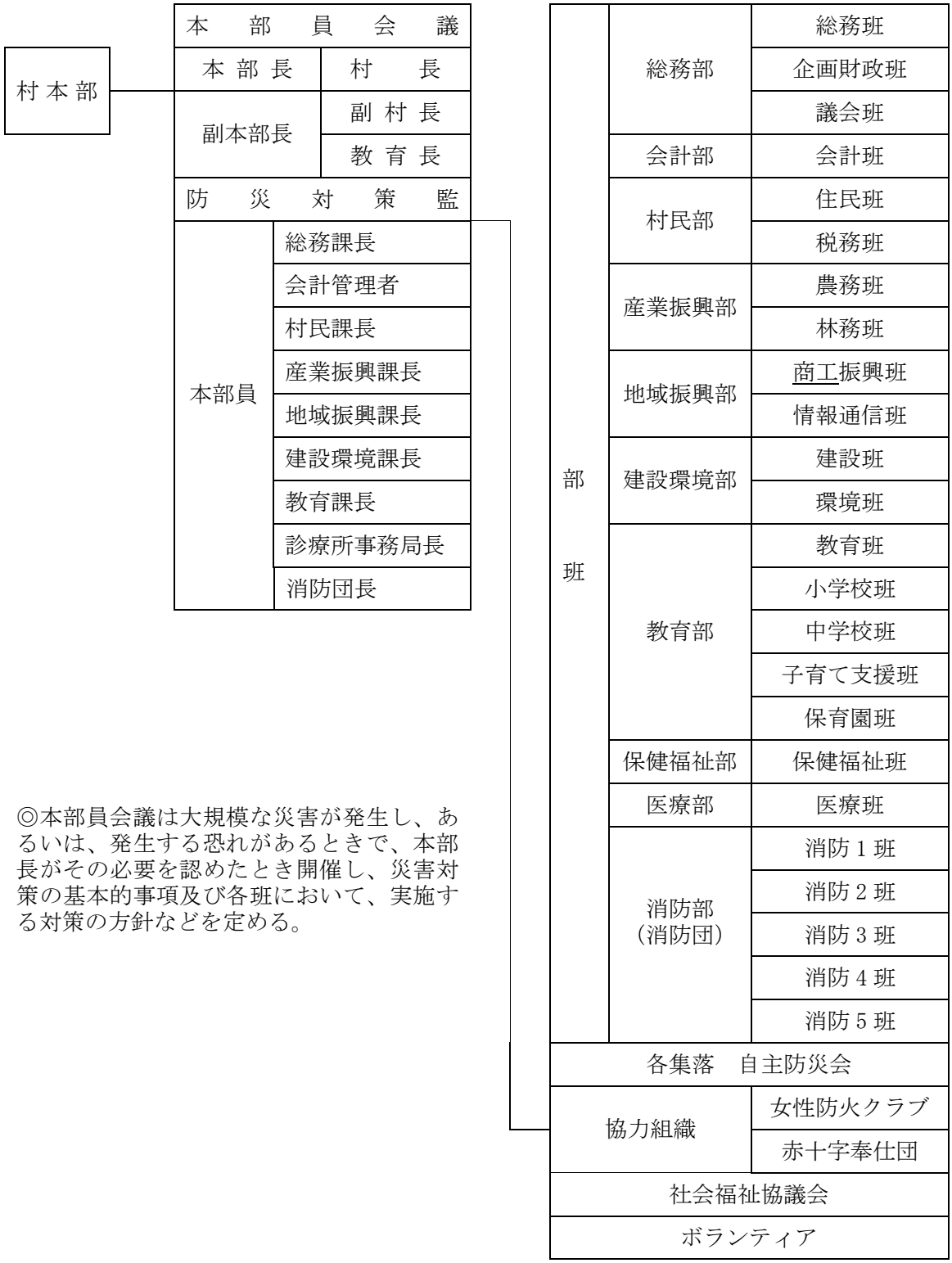

◎本部員会議は大規模な災害が発生し、あるいは、発生する恐れがあるときで、本部長がその必要を認めたとき開催し、災害対策の基本的事項及び各班において、実施する対策の方針などを定める。

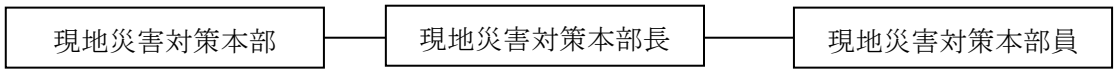

３．分担任務

(1) 各組織の分担任務等は、次のとおりとする。

部　　等	班	分　担　任　務
本　部　長	－	村本部の総括
副 本 部 長	－	本部長の補佐及び本部長不在の場合の代理
防災対策監	－	災害対策本部長の命を受け、災害対策本部員、消防団、自主防災会、災害奉仕団、社会福祉協議会、ボランティア団体との連絡調整に関すること
総　務　部	総　務　班	1. 災害対策の全般に関すること 2. 災害関係職員の動員、派遣等に関すること 3. 災害情報の収集、報告に関すること 4. 災害関係の文書及び物品の受理、配布並びに発送に関すること 5. 災害時における自動車輸送及び管理に関すること 6. 自衛隊の災害派遣に関すること 7. 消防に関すること 8. 気象（火災）情報の収集、伝達に関すること 9. 災害時における防災無線の管理運用に関すること 10. 自主防災会・女性防火クラブに関すること
	企 画 財 政 班	1. 災害予算等村財産に関すること 2. 受援に関すること 3. 庁舎その他財産の災害対策に関すること 4. 災害見舞い及び視察者に関すること
	議　会　班	1. 議会議員の連絡調整に関すること 2. 議会議員の防災視察、見舞い等に関すること
会　計　部	会　計　班	1. 災害関係経費の出納に関すること 2. 災害時に必要な物品の出納に関すること 3. 義援金の管理に関すること
村　民　部	住　民　班	1. 災害救助の全般に関すること 2. 被災者に対する民生保護に関すること 3. 災害義援金に関すること
	税　務　班	1. 災害に伴う村税及び国民健康保険税の減免に関すること 2. 被災者に対する民生保護に関すること 3. 被害義援品に関すること 4. 被災住民、家屋の調査及び罹災証明に関すること

産業振興部	農　　務　　班	1. 農作物に関する災害対策に関すること 2. 畜産、園芸に関する災害対策に関すること 3. 災害時における病虫害の発生予察及び防除に関すること 4. 被災農林家に対する農林金融に関すること 5. 災害時における農作物の種苗、生産資材等に関すること
	林　　務　　班	1. 造林、林産物等の災害に関すること 2. 災害対策用の林材に関すること 3. 林地の災害対策に関すること 4. 治山施設の災害対策に関すること 5. 林道の災害対策に関すること
地域振興部	商工振興班	1. 災害時情報発信・ホームページの管理に関すること 2. 被災者用の仮設住宅建設に関すること 3. 災害見舞い及び視察者に関すること 4. 商工関係施設の災害対策に関すること 5. 観光施設の災害対策に関すること 6. 第３セクター所有管理（委託含む）施設の災害対策に関すること
	情報通信班	1. ＣＡＴＶに関すること 2. マスコミ対応に関すること 3. 災害関係の広報に関すること
建設環境部	建　　設　　班	1. 道路･橋梁等土木施設の災害対策に関すること 2. 砂防地滑り及び急傾斜地崩壊防止対策に関すること 3. 河川に関する災害対策に関すること 4. 水防に関する災害対策に関すること 5. 農地･農業施設の災害対策に関すること 6. 交通不能箇所の調査及びその対策並びに道路情報に関すること 7. 道路交通規制に関すること
	環　　境　　班	1. 災害時におけるごみ、し尿処理、その他清掃及び環境に関すること 2. 災害時における公害防止対策に関すること 3. 簡易水道施設の災害対策に関すること 4. 飲料水の緊急給水に関すること 5. 公営住宅及びその他住宅に関すること

教育部	教育班	1. 教育財産、その他教育関係の災害対策全般に関すること 2. 被災児童・生徒及び教職員の調査に関すること 3. 被災児童・生徒に対する教科書等に関すること 4. 災害時における学校給食に関すること 5. 文化財等の災害対策に関すること
	小学校班 中学校班	1. 児童・生徒の避難対策に関すること 2. 学校施設の災害対策に関すること 3. 災害時の授業、その他学校教育に関すること 4. 学校施設に避難場所を開設することについて関すること
	子育て支援班 みつば保育園班	1. 一時保育児、園児の避難保護対策に関すること 2. 災害時における一時保育児、園児の保育に関すること 3. 保育施設の災害対策に関すること
保健福祉部	保健福祉班	1. 社会福祉施設の災害対策に関すること 2. 災害対策用薬品に関すること 3. 災害時における防疫に関すること 4. 災害時における食品衛生、飲料水に関すること 5. 被災地に対する世帯更正資金等の融資に関すること 6. 福祉事務所との連絡調整に関すること 7. 社会福祉協議会との連絡調整に関すること 8. 要援護者支援対策に関すること 9. 母子健康施設の災害対策に関すること 10. ペットの保護に関すること
医療部	医療班	1. 災害時における医療に関すること 2. 入所・外来患者の保護に関すること 3. 災害時における伝染病予防に関すること 4. 診療所施設等の災害対策に関すること
消防部 （消防団）	第１消防班 第２消防班 第３消防班 第４消防班 第５消防班	1. 消防活動に関すること 2. 水防活動に関すること 3. 救助活動に関すること 4. 災害警備に関すること 5. その他災害応急対策に関すること

※各班は、本分担任務によるほか、余裕のあるときは必要に応じて他班を応援する。

(2) 災害対策本部

村は、災害対策本部が被災した場合、村庁舎内に設置できない場合に備え、予備施設（第１：はなのき会館、第２：こもれびの館）をあらかじめ指定する。

(3) 現地災害対策本部

現地本部は、村本部長が災害の規模、程度により必要があると認めたときに設置される。

現地本部に現地本部長及び若干の現地本部員その他の職員を置き、村副本部長、村本部員その他の職員から村本部長が指名する者をもって充てる。

現地本部長は、現地本部の事務を掌理するとともに、村本部長の特命事項を処理し、現地における関係機関等との連絡調整に当たる。

第２章　災害予防

第1節 総　則

第1項　防災協働社会の形成推進

１．基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、村、村民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

２．推進体制

(1)　村は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても村民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

村は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3)　男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

村は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、村防災会議の委員への任命など防災

の現場における女性の参画拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

(4)　関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から村は県及び関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、村は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能529B等を活用する。

(5)　罹災証明書の発行体制の整備

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第2項　防災業務施設・設備等の整備

１．気象等観測施設・設備等

村は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備の充実を図るとともに、観測体制を整備し、取得した観測情報等を関係機関と共有する体制を整備する。

(（注)) 気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

２．消防施設・設備等

村は、可茂消防事務組合において消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

３．通信施設・設備等

村は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

４．水防施設・設備等

村は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

５．救助施設・設備等

村は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及びパン、飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有効かつ適切に活用運用できるよう整備改善及び点検を行う。

６．災害対策本部の施設・整備

村は、災害対策活動の中枢拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する村本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、村本部の機能をもった代替施設の確保を推進する。また、保有する施設、設備について代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努める。

７．迅速な参集体制の整備

村は、災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するため、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害発生時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。

その際、専門的知識を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

８．防災拠点施設の整備

(1) 村広域防災拠点施設の指定

村は、大規模災害発生時に村内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する村広域防災拠点施設の指定を行うものとする。

ア　救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ　物資配分活動拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点

ウ　ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

９．複合災害対策

村は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、県と連携し防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

村は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

10. その他施設・設備等

村は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定するものとし、緊急輸送道路を早期に確実に確保し、ネットワーク機能の向上を図るものとする。

第3項　防災思想・防災知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、村民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から身を守る岐阜県民運動」を展開し、村民の自助意識の高揚を図る。

また、村は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整理するとともに、防災に関する様々な情報やデータを分かりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

１．地域住民に対する普及

村、県、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクト、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共催等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ　警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動

ウ　様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、

避難場所や避難所での行動

エ　災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておくこと

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。

２．児童生徒に対する普及

村は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、学校において外部の専門家や保護者の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

３．職員に対する防災教育

村は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

４．災害伝承

村は、地域住民や児童生徒に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保管するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

５．企業防災の推進

村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

６．防災訓練への積極的参加

村等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

第2節 東白川村地域保全対策

第1項　河川防災対策

村における河川の状況及び改修事業の計画は、次のとおりである。

１．河川の状況

村の河川は、東から西へ流れる白川と、南から白川へ注ぐ大明神川、曲坂川、サビロ川、神付川、柏本川の小河川が存在している。

このうち白川を除く河川は、河床が高いため 100 ㎜を少し超える降雨量で、河川の氾濫が起こりやすい状況にある。

２．改　修

中小河川改修事業、小規模河川改修事業及び河川局部改良事業等により改修工事を推進する。

第2項　砂防対策・急傾斜地崩壊防止対策

村は、地形及び地質等の自然条件からみて災害を受けやすい環境におかれているが、土木施設整備の立ち後れは大きく、このため集中豪雨による中小河川のはん濫及び土石流等による土砂の被害が頻発し、その被害はますます大規模になる恐れが生じてきている。

これに対処するため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者関連施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

１．砂防事業

山崩れ、土石流による災害の激化を防ぎ、河床の安定を図るため、土石流災害発生の可能性のある渓流（以下「土石流危険渓流」という。）、人家密集地区に係る渓流等を重点に、砂防ダム及び流路工等の事業の促進を図る。

特に、土石流危険渓流対策については、ハード面の砂防工事の推進を図るとともに、土石流危険渓流の周知や警戒避難体制の確立など、ソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

（※資料編・資料２　土石流危険渓流）

２．急傾斜地崩壊防止対策事業

傾斜角 30 度以上、直高５ｍ以上の傾斜地で、崩壊により人家５戸以上に危険を及ぼす恐れの大きい箇所について「急傾斜地崩壊危険区域」として県の指定を受け、一定行為の制限、防災措置の勧告、改善の命令に従い、必要な箇所については県とともに対策工事を実施する。

（※資料編・資料３　急傾斜地崩壊危険区域）

第3項　農地防災対策

風水害によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受ける恐れの

あるところには農地保全事業を実施する。

村は、農業用ため池等が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

第4項　林地保全対策

林地の崩壊に伴う災害の予防のため、積極的な治山事業の実施を推進するとともに、森林は水源のかん養、土砂の流失、崩壊の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度発揮に対する住民の要請に応えるため、造林及び間伐の促進を図る。

１．山地治山事業

山腹崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている渓流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る復旧治山事業を行うほか、地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地又は山腹の崩壊の恐れのある箇所及び渓流の浸食によって土石流が発生し、人命、財産に直接被害を与える恐れのある地区について予防治山事業の積極的な推進を図る。

２．防災対策総合治山事業

山地災害の未然防止と生活環境の保全を目的として、山地防災機能を強化するため保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等を一体的に行う。

また、集落と山地が近接しており災害が発生しやすい地域には、山地災害予知施設の設置も推進する。

３．保安林整備事業

動物害及び火災、風水害その他の自然災害等の不可抗力的な災害により森林の状況が悪化し保安林としての機能が充分果たし得ない林地に対し、改植、補植、保有及び簡易施設の施行により、保安林を改良してその指定目的の達成を確保する。

４．国有林野内補助治山事業

国有林野内における治山事業のうち、集落、公共施設等を直接保全する地域性の高いものについて、災害の防止と民生の安定に資するため、国有林野内補助治山事業の推進を図る。

５．県単治山事業

国庫補助の対象とならない小規模な荒廃林地の復旧及び荒廃の恐れのある林地の予防工事を、保安林内及び山地災害危険地区において県単治山事業の推進を図る。

６．間伐促進

災害防止機能の保全と森林の公益的機能を守るため、積極的に間伐の促進に努める。

第5項　土地災害予防対策

分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発並びに土採取事業等（以下「土地開発」という。）に伴う災害予防は、次のとおりとする。

１．災害の未然防止

村は、土地開発による地域の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。

２．施行上の管理

土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生する恐れがあるときは、土地開発事業者に対し必要な措置をとるよう指示し、災害を未然に防止するよう努める。

３．土砂災害防止対策

土砂災害の恐れのある区域について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」（平成12年法律第57号）に基づき、県は村の意見を聴いて、土砂災害の恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、村は警戒区域ごとに土砂災害に係わる情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から住民の生命を守るよう努める。

（※資料編・資料２・３　土砂災害（特別）警戒区域）

(1)　土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む）

ア　危険区域の周知

村は、土砂災害警戒区域等の関係図書を建設環境課において一般に縦覧するとともに土砂災害ハザードマップ等の配布や村ホームページに掲載することにより警戒避難に関する事項の周知を行う。

イ　警戒避難体制の整備

村は、村計画において警戒区域における、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図る。

４．要配慮者関連施設に係る土砂災害対策

ア　情報の提供

村は、施設の名称、場所等を県及び市町村計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図るものとする。

イ　防災知識の普及

村は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るものとする。

ウ　要配慮者関連施設における防災体制の整備

a　施設等における対策

「第2章第14節　要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

b　村と施設との連絡体制の確立

村は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努めるものとする。

第3節 建築物災害予防対策

災害による建築物に関連した被害の防止、あるいは被害の拡大を防止するための平常時における建築物の予防対策は、次による。

１．建築物防災知識の普及

村及び防災関係機関は、建築に関連した事業に従事する職員及び業者あるいは住民に対し､建築物に関する災害予防及び応急対策についての知識､技術等の普及徹底を図る。

(1) 実施者

建築物防災知識の教養普及は、村が県等関係機関の協力を得て行う。

(2) 実施の方法

建築物防災知識の教養普及は、あらゆる機会をとらえ必要に応じ災害の予想される季節前に重点をおき、次の方法により行う。

ア　写真等による方法

イ　ポスター掲示による方法

ウ　ラジオ、テレビ、ＣＡＴＶ、新聞等の報道による方法

エ　「広報ひがししらかわ」その他関係機関の機関誌による方法

オ　インターネット等による方法

カ　防災行政無線による方法

キ　講演会、説明会等による方法

(3) 教養普及事項

建築物の防災に関する知識等の普及は、次の事項について行う。

ア　既存建物の保全対策

災害時に住宅等建物の保全を図るため、住民に対して火災、台風、地震等に対する既存建築物の維持補修、補強の方法等を普及する。

イ　建築基準法等の普及

建築基準法施行の徹底を図るため、建設業協会、建築士会、大工組合等を通じて関係業者等に建築基準等の知識、技術等の指導に努めるとともに、これら団体の協力を得て、住民に対する啓発に努める。

２．特殊建築物の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第５節第２項「火災予防対策」に定めるほか次による。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の耐震不燃化に努めるとともに防災上必要な出入口、非常口、避難設備、消火設備等の施設及び設備の整備保全に努める。

(2) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者を置かなければならない施設にあっては、法令に規定された防火管理者を選任しその任務を明確にしておく。

(3) 避難等計画の策定

多数の人を収容し、災害により人命の危険が予想される特殊建築物の管理者は、気象警報等情報の把握や初期消火等災害の防除活動と収容者の避難誘導等の組織及び方法など、防災に関する計画を策定し災害対策の万全を期する。

３．公共的建築物の防災体制等

公共的な建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、社会的諸情勢の変化に伴い、無人化が進められているが、それを実施するに当たり設置者及び管理者は、これらの施設の重要性にかんがみ、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努める。

４．災害危険区域の指定

がけ崩れ等による危険の著しい区域について、村は県と協議し災害危険区域の指定を受け、建築に関する制限を行う。

第4節 防災営農対策

災害による農業被害の軽減と、農業経営安定のための平常時における営農に関する指導その他の対策は、次による。

１．防災営農体制

村は、各種災害による被害（病虫害による被害を含む。本項において以下同じ。）の発生の防止、あるいは被害を軽減するために、県が行う防災営農基本方針に基づいて樹立した県防災営農指導計画及び地域別防災営農指導計画による指導の徹底に協力する。

２．病害虫防除器具の整備

各種災害により併発が予想される病害虫防除に万全を期するため、農業協同組合等関係機関は、病害虫防除器具の保全整備に努める。

第5節 災害防除に関する予防対策

災害の発生を直接に防止あるいは災害の拡大を防止するための平常時における施設資機材の整備点検及び指導訓練の実施等は、本計画の定めるところによる。

第1項　水害予防対策

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織及び施設の整備並びに訓練の実施等は、別に定める「東白川村水防活動計画」によるほか水害と関連する予防対策を実施する。

１．貯木対策

流木による洪水等の災害を軽減するための貯木の対策は、次による。

製材業者等貯木をするものは、たとえ一時的なものであっても災害時における貯木に

伴う被害を軽減するために、次の事項について万全を期する。

なお、各関係機関はその指導に当たるものとし、特に洪水が予想される時期においては、その徹底に努める。

(1) 河川敷へは、貯木をしてはならないこと。

(2) 貯木は、流木化するおそれのある地域はできるだけ避けるとともに、出水等により流失のおそれがある時は、ロープによる緊結等流出の防止に努めなければならないこと。

(3) 平常時より流出防止柵を設ける等その施設を整備しておくこと。

(4) 木材には刻印を付すなど、その所属を明確にしておくこと。

２．道路、橋梁の維持補修

洪水時における道路及び橋梁保全を図るため、次により維持補修に努める。

(1) 毎出水期に計画をたてて次の事業を実施する。

ア　山側側溝の掘削整備

イ　水抜き、暗きょ等の呑口の埋没を防ぐ掘削及び流木の防止措置

ウ　橋梁塵除杭の補修及び塵の取り除き

エ　橋台石積の洗掘した箇所（根固工を施す。）の補強

オ　河川と関連する路側石積の基礎（根固工又は水制工を施す。）の洗掘防止

(2) 出水期に流失又は埋没の恐れがある橋梁、暗きょに対し、地元民に警戒を依頼するとともに標識を設置する。

(3) 道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行い、危険道路には補助板を設け、「路肩弱し」「落石注意」「冠水区間」等と標示する。

防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から、逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努めるものとする。

３．指緊急避難場所

村は、水害時に安全な区域に立地し又は、安全区域外であっても安全構造を維持できる施設について、洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを、水害時の指定緊急避難場所として指定する。（※資料編・資料７　指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ・土石流・地震）

４．水害リスクの開示

村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすいリスクの開示に努める。

また、村は、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定する。

５．防災知識の普及

村、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続期間等に応じて、水・食料を備蓄

すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

村は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては､避難訓練とあわせた防災教育の実施に努める。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受けて側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

村は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について施策を講じる。

・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとす。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

第2項　火災予防対策

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための平常時における火災予防に関する対策は、本計画の定めるところによる。

１．消防力の充実整備

村は､消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努めるものとする。

(1) 消防体制の確立

可茂消防事務組合消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保

(2) 救助隊の整備推進

大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備推進

(3) 必要な資機材等の整備

災害発生時の即応体制の確立のため、消防機械・器具の充実と、複雑化する災害に対処できる化学消防ポンプ車、補助工作車等の整備

(4) 障害物除去の協力体制の確保

救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体と

の協力体制の確保

(5) 消防団員の確保・育成

消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成

(6) 同時多発災害に備えた自主防災組織等の育成強化

非常災害時に消防用機械器具の最高能力を発揮できるよう、消防団員は平常時から常に点検整備に努めるとともに、定期的な性能検査の実施

２．消防団員等に対する教養訓練

災害の予防あるいは防火活動等の万全を期するため､消防団員に対して専門的な知識、技術の教養訓練に努める。

(1) 消防の近代化に伴い一層高度な知識と技術が要請されることから、消防組織の質的向上を図るため消防団員の県消防学校への派遣を推進する。

(2) 全消防団員を対象に、講演会等を開催する。

(3) 消防訓練の徹底と、住民を一丸とした地域総合防災訓練を実施する。

（※資料編・資料６　消防団の組織体制等）

３．防火対象物の火災予防の徹底

村は、防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の強化徹底を図る。

なお、学校、病院等特定防火対象物（特殊建築物）の対策は、本計画に定めるほか本章第３節「建築物災害予防対策」に定めるところによる。

(1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所等多数の者が出入りし、勤務し又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を強化し、防火管理者の資格の取得を促すとともに、現任防火管理者には資質の向上のため、防火管理者上級講習等を受講するよう指導徹底する。

(2) 旅館、ホテル等多数の者が出入りする特定防火対象物のうち、一定規模以上のものを対象に表示公表制度を実施し、当該施設の防火安全上の不備事項の是正に努めるとともに、利用者の安全確保に努める。

(3) 危険物の安全管理を図るため、危険物製造所等の立入検査を行い、その指導と取締りを強化する。

４．住民に対する火災予防の徹底

村は、火災の発生を防止し、あるいは災害時における被害の軽減を図るため、住民に対し防火、防災に関する思想あるいは可茂消防事務組合火災予防条例の普及徹底に当たるが、高齢社会の進展に応じ、特に高齢者に係る防災対策を中心とした住宅の防火安全性を高めるため、住宅防火診断等により対策を総合的に推進する。

また、火災時に備えて初期消火体制を確立するため、消火器、防火用水、水バケツ等を設置するよう指導する。

(1) 普及の時期

防火思想及び火災予防の普及は、あらゆる機会に行うが、特に「全国火災予防運動」（春・秋年２回）あるいは「文化財防火デー」の期間に重点をおいて広く強力に展開する。

(2) 協力機関

防火思想及び火災予防条例の普及は、消防団、危険物安全協会、幼年消防クラブ、女性防火クラブ等の関係団体と協力して行う。

(3) 普及の方法

防火思想及び火災予防の普及は、次の媒体を通じて行う。

ア　「広報ひがししらかわ」その他機関誌による周知

イ　ポスター、パンフレットによる啓発

ウ　防災行政無線による啓発

エ　村ホームページによる啓発

オ　広報車による巡回広報

カ　講習会、研究会等の開催による指導

キ　消防関係行事への積極的参加による普及

５．事業所等の消防体制の整備

消防思想の啓発浸透を図り、愛郷意識を基盤とした自衛消防体制の強化と工場、事業所等に対する自衛消防組織の確立を図るため、女性防火クラブ、幼年消防クラブ、自衛消防組織の結成を促進し、「総消防体制」を確立するとともに、火災予防思想の普及あるいは自衛消防活動の万全を期する。

(1) 学校防火訓練、女性防火教室等を開催し、幼年消防クラブ、女性防火クラブ等を通じて防火思想の普及あるいは家庭防火知識の普及を図る。

(2) 多数の従業員が勤務する工場、事業所等に自衛消防組織の結成を促進し、防火訓練その他について指導する。

特に、化学工場等危険性の高い工場、事業所等については化学消火設備の完備、予備化学消火剤の備蓄等に努めるよう指導する。

６．消防計画の樹立

村は、本計画の定めるところにより「消防計画」を樹立し、その徹底を図るとともに、この計画に基づく訓練を実施しなければならない。

第3項　雪害予防対策

冬季の積雪及び凍結による村雪害予防対策は、次による。

(1) 冬期を迎えるにあたり融雪剤、除雪用器具等必要数を確保する。

(2) 冬季の道路等の融雪剤散布及び除雪を業者に委託し、通勤者等の交通安全に万全を期するよう努める。

(3) 積雪により電線に木の枝等が触れることがないよう、点検に努めるよう関係機関に指示する。

第4項　火薬、ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質等保安対策

火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質等の保安対策は、本計画の定めるところによる。

１．火薬類保安計画

火薬類の爆発等による災害の防止あるいは災害時における火薬類の保安を確保するための計画は、次による。

(1) 危険時の通報

火薬庫が近隣の火災、その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類の流失の恐れなど危険な状態を発見した者は、直ちに関係の防災機関又は警察官に連絡する。

(2) 緊急措置

火薬庫を管理する者及び火薬類を使用する者は、可茂消防事務組合及び中部経済産業局が災害発生防止のため緊急に火薬庫の使用停止、火薬類の取扱の制限、変更の命令を下したときは、その命に従う。

(3) 立入保安検査

火薬類販売業者、火薬庫及び火薬類消費場所あるいは煙火製造場所等は、可茂消防事務組合及び中部経済産業局が火薬類取締法に基づいて行う立入検査及び施設の保安検査を受ける。

(4) 教養指導

火薬類取扱責任者等は、県及び火薬類関係民間団体が実施する保安教育等を積極的に受け、法令の遵守、保安管理技術の向上に努める。

(5) 災害安全運動

火薬類販売業者、火薬庫及び火薬類消費場所あるいは煙火製造場所等は、従事者に対して保安教育に努める。

(6) 訓練等

火薬類販売業者、火薬庫及び火薬類消費場所あるいは煙火製造場所等は、火薬類爆発時の処置あるいは災害時の安全確保のため､それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡、通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

２．高圧ガス保安計画

高圧ガスによる災害の防止あるいは災害時における高圧ガスの保安を確保するための計画は、次による。

(1) 危険時の通報

高圧ガスを取り扱う各事業所の施設あるいは容器から、ガス漏れ等の危険を発見した者は、直ちに関係の防災機関又は警察官に連絡する。

(2) 緊急措置

高圧ガスを取り扱う各事業所は、可茂消防事務組合消防本部及び経済産業省が災害発生防止のため緊急に高圧ガス施設の使用停止、高圧ガスの取扱の制限、変更の命令を下したときは、その命に従う。

(3) 立入保安検査

高圧ガスを取り扱う各事業所は、可茂消防事務組合消防本部及び経済産業省が高圧ガス取締法に基づいて行う立入検査及び施設の保安検査を受ける。

(4) 教養指導

高圧ガスの製造者、販売者、消費者は、県及び高圧ガス関係民間団体が実施する保安教育等を積極的に受け、法令の遵守、保安管理技術の向上に努める。

(5) 災害安全運動

高圧ガスを取り扱う各事業所は、従事者に対して保安教育に努める。

(6) 訓練等

高圧ガスを取り扱う各事業所は、高圧ガスによる危険発生時の処置あるいは災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡、通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

３．危険物保安計画

危険物による災害の防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するための計画は、次による。

(1) 危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨村（消防署）及び警察署に通報する。

(2) 規制、立入検査

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。また、可茂消防事務組合は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

村及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

(3) 輸送対策（移送を含む。）

危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、交通事故による車両火災の予防などについて指導する。

(4) 教養指導

村及び危険物等の貯蔵・取扱事業者団体は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、県及び関係機関が実施する講習等を受講するよう指導し、保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図る。

(5) 自主防災体制の強化

自主防災体制の強化を図るため、各事業所は次の事項を実施する。

ア　危険物施設の整理、清掃

イ　危険物施設の点検、整備

ウ　危険物施設の事故に備え、消火剤及び土のう、油処理剤等の備蓄強化

４．毒物劇物保安計画

毒物劇物による災害の防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するための計画は、次による。

(1) 危険時の通報

毒物劇物が各種災害により飛散、流出その他危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに保健所、警察署又は村、消防署に通報する。

(2) 立入検査

毒物及び劇物取締法の規定により登録又は届出を行っている者は、県が実施する立

入検査を受ける。

(3) 輸送対策（移送を含む。）

毒物及び劇物取締法の規定により登録又は届出を行っている者は、毒物劇物の運搬等に係る容器、積載の方法等についての基準の厳守及び車両火災の予防に努める。

(4) 教養指導

毒物及び劇物取締法の規定により登録又は届出を行っている者及び業務上毒物劇物を取り扱う者は、毒物劇物の取扱等に関する危害防止規定を作成し、危害の防止に努める。

(5) 自主防災体制の強化

自主防災体制の強化を図るため、各事業所は次の事項を実施する。

ア　毒物及び劇物取締法の規定により登録又は届出を行っている者は、部門責任者（保管、販売、保安）を置き、管理部門を明確にして危害の防止にあたらせる。

イ　部門責任者は相互に連絡を密にして、業務の円滑な推進に努める。

ウ　毒物及び劇物取締法の規定により登録又は届出を行っている者は、取扱施設の安全確保を図るための従業員に対する安全教育を実施する。

５．放射性物質保安計画

放射性物質（「核燃料物質等」を除く。以下において同じ。）の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、必要な予防対策を進める。

(1) 取扱事業所等の把握

村は、放射性同位元素使用施設の把握に努める。

(2) 防護資機材の整備

消防機関は、放射性同位元素使用施設における消火活動等に努めるため、放射性物質に対する防護資機材の拡充強化に努める。

(3) 協力態勢の確立

関係機関は、防災活動に関する協力態勢を確立する。

第5項　渇水等予防対策

飲料水の枯渇又は災害により断水等の恐れのある水道施設（村等が運営する飲料水供給施設を含む。以下この項において、「施設」という。）について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備、協力体制の整備等を行う。

１．現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等は第３章第８節第４項「給水活動」に基づき、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

２．水道等の整備

公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努める。

３．渇水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水については、次によるものとし、その体制の整備に努める。

(1) 広　報

広報活動は、次のいずれかにより実施する。

ア　防災行政無線の利用

イ　テレビ、ラジオ、新聞等の利用

ウ　広報車、掲示板等の活用

エ　自治会、大口利用者等への節水協力の要請

オ　「広報ひがししらかわ」への掲載

カ　東白川村地震・気象・防災情報ネットワークシステムの利用

キ　村ホームページへの掲載

(2) 給　水

応急給水は、次のいずれかにより実施する。

ア　簡易浄水機

イ　給水車（給水タンク車、給水タンク搭載車）

ウ　街頭給水タンク

エ　共同給水栓の設置（暫定）

オ　他の水源からの導水等

４．給水資機材の確保等

緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の給水資機材として、給水車、給水タンク（搭載用）、ポリ容器、緊急用飲料水製造装置等の確保又は備蓄に努める。

５．飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあっては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

６．自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害により飲料水の供給が不能となった場合に、隣接市町村から緊急給水応援を求めても、なお飲料水の確保ができないときは、第３章第３節「自衛隊派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣を知事に要請する。

第6項　観光施設等予防対策

観光施設の利用者の安全を図るため、各観光施設の経営者又は管理者（以下「管理者等」という。）に対して、次の対策を樹立するよう指導する。

１．責任体制の整備

観光施設の管理者等は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備える。

２．気象予警報等の把握と避難

観光施設の管理者等は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、村及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努める。

３．村との連絡体制

観光施設の管理者等は、観光施設に危険が予想されるときは、村との連絡体制を整えるとともに、村長が適切な避難の指示若しくは勧告が行えるようにしておく。

また、村が気象予警報等の情報を得たときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努める。

第7項　孤立地域防止対策

村域の大部分は山地で占められ、山間地に小集落が点在しており、こうした地勢は孤立地域の発生を余儀なくさせることから、本計画の定めるところによりその防止対策を推進する。

１．通信手段の確保

通信手段については、本章第１１節「災害通信設備及び消防施設等の整備」に定めるところによる。

なお、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

２．孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

村は、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。

３．孤立予想地域の実態把握

災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。

４．避難所の確保

孤立予想地域ごとに、避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。

５．備　蓄

備蓄については、本章第９節「災害対策物資備蓄等の計画」に定めるところによる。

孤立地域内での生活が維持できるように、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。また、自助・共助の考えのもと各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

６．その他

村は、上記の対策に加え、村が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第6節 文教対策

学校その他文教施設の災害予防、あるいは児童、生徒（以下「児童生徒」という。）の避難訓練等文教関係等の災害予防対策は、別に定める計画のほか、本計画の定めるところによるが、各施設の管理者等は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別に予防計画を策定し対策の実施に努める。

１．学校等建物の不燃化構造の促進

学校その他文教施設等の建物、施設の管理者等は、施設を災害から保護するため、次の事項に留意して施設の整備に努める。

(1) 学校、その他教育施設等

学校、その他教育、研究機関等の建物、施設を火災、台風等の災害から防護し、教育の確保と児童生徒の安全を図るため､施設の建設にあたっては鉄筋コンクリート造、鉄骨造等適切な構造物による建築に努める。

(2) 文化財

指定文化財等を災害から防護するため、個別に保管が可能なものについては不燃化建築による収蔵庫等に保管するなど、文化財の保存に努める。

２．施設の予防対策

学校その他文教施設の管理者等は、常に施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分に留意して施設災害の予防にあたる。

(1) 組織の整備

文教施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

(2) 補修、補強

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備にあたる。

(3) 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

(4) 文化財

指定文化財等を火災等の災害から防護するため、建造物等には消防用設備等を設置し防災に努めるとともに､文化財施設等での火気の使用制限､施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

３．危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱いあるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておく。

４．防災教養

村教育委員会は、関係職員に対して防災指導資料等を作成配布し、あるいは講習会等を開催して、防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

また、各学校においては、全職員の協力を得て、児童生徒の発達段階に応じた防災知識の普及を図り、合わせて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分修得させる。

(1) 防災知識の普及は、正規の教育課程に位置づけて実施する。
　特に学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練、水泳指導等の場合においては、事前の指導として防災知識の普及に努める。

(2) 災害時においては、児童生徒の生命保護、安全退避を第一義とし、火災、風水害等それぞれの場合における生命、身体の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場合における適切な避難計画を策定し、事前に児童生徒に周知するが、特に低学年の児童や身体的障がいのある児童生徒にはよく理解させ徹底しておく。

(3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設等の安全確認、老朽危険箇所の補修等に細心の注意を払い、児童生徒に対しても火遊び等しないよう指導する。

(4) 各学校は、児童生徒の通学路に沿う危険箇所について事前に調査し、登下校時の指導や災害予防の知識について理解させる。

(5) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

５．登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒及び家庭への徹底を図る。

なお、村は学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

６．避難その他の訓練

学校その他文教施設の管理者等は、関係職員に対して職員自身の防災意識の高陽を図り、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童生徒の避難、誘導等防災上必要な計画を策定し、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

(1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。

(2) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。

(3) 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施する。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意する。

(4) 訓練は毎学期１回程度実施する。

(5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。

(6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。

(7) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年１月 26 日を文化財防火デーと定め、文化財防火訓練を実施するよう努める。
(8) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。
(9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

７．気象予警報等の把握・伝達

村教育委員会及び各施設管理者は、小中学校施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、その他情報の把握に努める。

なお、気象情報等の伝達は、第３章第６節第１項「警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき村本部に伝達されるので、教育委員会は、各学校長に対して伝達する。

８．臨時休校

災害の発生が予想される場合の学校の休校については､村教育委員会が決定して行う。

第7節 防災教養訓練対策

第1項　防災教養対策

災害を防止し軽減するためには、村及び防災関係機関による災害対策はもとより、住民一人ひとりが各種災害についての認識を深め、災害から自己を守るとともに互いに助け合うという意識と行動が重要であるため、災害予防及び災害応急対策に関する知識の普及に努める。

１．総合防災についての教養普及

村計画の関係機関及び職員に対する徹底は、本計画書を配布するほか、講習会を開催しその徹底を図る。

また、住民に対する総合的な防災意識の普及は、パンフレット、チラシ等の配布、講演会、防災映画によるほか、次の方法によって行う。

(1) 普及の方法

ア　「広報ひがししらかわ」による普及
イ　ＣＡＴＶの告知放送による普及
ウ　防災行政無線による普及
エ　イベント等の活用による普及
オ　村ホームページへの掲載による普及

(2) 広報すべき内容

防災知識の普及にあたっては、特に防災関係職員及び住民に関して周知徹底を図る必要がある事項を重点的に普及する。

ア　村計画の概要

計画の概要は、計画を作成し又は修正したときに広報誌等により村内各世帯に周知する。

イ　災害予防の概要

火災予防あるいは台風時における家屋の保全方法等、各世帯における防災知識の徹底によって被害が防止される事項については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯に徹底するように努める。

ウ　災害時の心得

災害が発生し、又は発生しようとするときにおいて、各世帯で承知しておくべき次の事項を徹底するように努める。

①　気象警報等の種別と対策

②　避難する場合の携帯品

③　避難予定場所と経路等

④　被災世帯の心得ておくべき事項

エ　防災訓練への参加

村は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して、防災訓練への積極的な参加を呼びかける。

２．災害救助等についての教養普及

住民に対して、広報誌、防災行政無線その他の手段により災害救助について普及徹底に努める。

３．火災予防及び消防についての教養普及

本章第５節第２項「火災予防対策」の定めるところによる。

４．水防等についての教養普及

(1) 職員に対する教養

通常災害が予想されるシーズン前に関係機関と協力し、消防活動計画の徹底を図るとともに、水防その他土木災害の応急対策に従事する職員に対して、対策実施上の科学的、専門的な知識、技術の教養に努める。

なお、水防活動に従事する消防団員等に対する教養は、火災及び消防についての教養時に併せて行う。

(2) 住民等に対する普及

気象に関する情報、災害の前兆現象、洪水時の避難等、水防に関する留意事項を通常災害が予想されるシーズン前に、本節第１項「１．総合防災についての教養普及」(1)の方法によって普及徹底する。

５．火薬、ガスについての教養普及

本章第５節第４項「火薬、ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質等保安対策」の定めるところによる。

６．保健衛生についての教養普及

(1) 職員に対する教養

防災業務従事職員に対し､あらゆる機会をとらえて本計画の内容を徹底するとともに、防災に関する保健衛生上必要な科学的、専門的な知識、技術の教育に努める。

(2) 住民等に対する普及

保健所及び関係の諸団体を通じ、梅雨期、台風季節前に重点をおいて、災害時における防疫、環境衛生、飲料水の確保（飲料水の滅菌使用)、救急看護等について本節第１

項「１．総合防災についての教養普及」(1)の方法によって普及徹底する。

７．防災営農についての教養普及

本章第４節「防災営農対策」の定めるところによる。

８．林業についての教養普及

災害による林業被害の軽減と円滑な災害対策を図るため、林業家に対し林業被害の応急対策等について平常時から防災意識の教養普及に努める。

９．防災知識の学校教育

本章第６節「文教対策」の定めるところによる。

10. 各事業所での教養普及

村内に事業所を置く経営者及びその管理者は、平常時から予防と災害応急対策等に万全を期するとともに、従業員等に対し防災知識の普及に努める。

11. 災害伝承

住民や児童生徒に防災知識を普及させるため、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保管し、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第2項　防災訓練対策

災害発生時において、本計画に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

また、訓練の実施にあたっては、地域の特性を反映させるほか、県より毎年度通知される「市町村防災訓練実施要綱」を考慮する。

１．基本方針

村、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう実

践的な訓練により防災意識の高揚と知識向上を図る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

２．水防等訓練

村は、地域水防活動等の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防等に関する訓練を実施するほか、必要に応じ水防管理団体及び他市町村が連合して実施する。

(1) 洪水が予想される時期前(梅雨期前)の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 河川、道路危険箇所等洪水その他による大災害の発生するおそれのある地域において実施する。

(3) 実地又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連路をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、村計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練の実施するものとする。

３．消防訓練

村は、消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村、県等と合同して実施する。実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施する。

具体的な訓練計画については本章第５節第２項「火災予防対策」の定めるところによる。

４．避難等救助訓練

村及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、医療機関、体育館、公民館、博物館、社会福祉施設、作業場等にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施する。

また、社会福祉施設における訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年１回以上の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。

ただし、老人福祉施設については、定期的（おおむね３ヶ月に１回以上）に実施する。

５．その他の訓練

村及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施する。

(1) 災害警備

(2) 気象警報等の伝達

(3) 災害応急対策活動従事者の動員

(4) 災害情報等の収集及び伝達

(5) 道路交通対策及び緊急輸送対策
(6) 土砂災害対策
(7) その他

６．総合防災訓練

村は、県及び各部門別応急対策実施機関と合同して、次の対策を総合して訓練を実施する。

訓練種目	訓　練　実　施　機　関
(1)警報等伝達訓練	気象機関、村、消防団、警察機関、通信機関
(2)通信訓練	非常通信協議会、その他通信機関(ＮＴＴ等)
(3)避難訓練	村、学校、保育園消防機関、警察機関
(4)救出訓練	村、消防機関、警察機関、自衛隊
(5)医療訓練	村、日本赤十字社、その他医療機関
(6)炊出その他救助訓練	村、消防団、女性防火クラブ、自治会、自主防災会、ボランティア団体
(7)水防訓練	村、消防機関
(8)消防訓練	消防機関、女性防火クラブ、自治会、自主防災会
(9)その他の訓練	関係各機関

７．図上訓練（ＤＩＧ）

少なくとも毎年１回以上消防機関、警察機関、学校等関係機関の協力を得て、水害、火災等を想定した図上訓練を実施する。

８．防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

村は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。

９．防災訓練に伴う交通規制

加茂警察は、防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施するものとする。

10. 訓練の検証

村は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第8節 防災上重要地域の予防対策

第1項　災害対策に関する調査研究

１．風水害等基礎調査

風水害による被害を最少限に留める対策を樹立するため、次の事項等について基礎的

調査及び研究を推進する。

(1) 村における既往の風水害

(2) 降水量と山腹等の崩壊災害

(3) 降水量と土石流、がけ崩れ等の土砂災害

(4) 降水量と河川災害

(5) 浸水想定区域図

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

２．火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによっては、大災害をひき起す素因を多くもっている。

幸い村においては、災害救助法の適用を受けるような大火は発生していないが、村は消防対策の樹立を図るため、県及び関係機関と協力して調査研究を推進する。

３．防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。

また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

第2項　災害危険地域の予防対策

１．災害危険地予察

村は、消防団の協力を得て村内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を実施し、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を村計画に反映する。

２．水害予防対策

大雨、洪水等に対して特に重点をおいて巡視、その他の水防対策等を要する箇所の状況は、別に定める「東白川村消防活動計画」のとおりであるが、これについては本章第２節第１項「河川防災対策」によって改修等を進めていく。

３．山地等崩壊防止対策

降雨により土石流等の発生が予想される箇所については、本章第２節第２項「砂防対策、急傾斜地崩壊防止対策」及び同節第４項「林地保全対策」により改修等を行う。

４．土砂流出防止対策

土､岩石等の採取及び宅地造成地等の事業場において､異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生の恐れがあるときは、村は、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

５．積雪期における道路交通対策

積雪期における交通を確保するため、本章第５節第３項「雪害予防対策」により対策を行う。

６．災害危険地域の家屋移転対策

防災のため災害の危険な地域での住宅移転等の必要がある場合は、村は県に対して援助等を求めるとともに、資金融資のあっせんを行う。

第3項　自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。

１．地域住民による自主防災組織

(1) 自主防災組織づくりの推進

村は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織づくりを推進する。

(2) 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

村は、県や防災関係機関等と連携して、住民に対する防災教育等により自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

(3) 消防団・警察ＯＢ等のリーダー的役割による自主防災組織の育成・強化

村は、消防団ＯＢ等のうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした地域に密着した指導により自主防災組織の充実を図る。

(4) 自主防災組織の単位

自主防災組織は、自治会等、日常生活において互いに連帯感を保持できる基盤を共有している地域を単位とする。

(5) 各自主防災組織の防災計画の作成

ア　村は、自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等を明確にし、迅速・的確な活動を確保するため、各自主防災組織が防災計画を作成するよう、その具体的なモデル案提示等により指導する。

イ　自主防災組織の防災計画は、組織の編成、通常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定める。

ウ　各自主防災組織は、村が示したモデル案を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

■自主防災組織の規定（例）

地域の実情に応じた組織編成とし、次の事項を定めておく。

ア　組織の名称

イ　要綱又は規約

ウ　事業の内容

エ　任務分担及び責任者

■自主防災組織の編成（例）

会　長 ── 副会長
- 情報班（情報の収集伝達）
- 消火班（出火防止と初期消火）
- 救出救護班（負傷者の救出救護）
- 避難誘導班（避難地、避難所への避難誘導）
- 要配慮者班（高齢者、障がい者等のケア）
- 物資供給班（避難所等での水、食料、物資の供給）
- 渉外班（行政等との連絡）

■自主防災組織の活動（例）

（１）平常時の活動内容
　ア　防災計画の徹底
　イ　防災知識の習得・普及活動
　ウ　防災訓練の実施
　エ　火気使用設備、器具、防災施設等の点検整備
　オ　生活必需品等の備蓄
　カ　要配慮者の把握
　キ　地域内他組織との連携
（２）災害（発生）時の活動内容
　ア　情報の収集及び伝達
　イ　災害の初期的応急対策
　ウ　被災者の救出、救護
　エ　避難誘導
　オ　炊出や救助物資の配分の協力
　カ　要配慮者の支援

(6) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。

村は、村計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村計画に地区防災計画を定める。

(7) 自主防災組織の活動拠点の整備

村は、自治会等に１カ所の割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努めるものとする。

(8) 自主防災資機材の整備

村は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(9) 研修の実施

村、県、防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

また、村は、連携して地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導するものとする。

(10) 消防団、交番等との連携強化

村及び加茂警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、村は、自主防災組織と女性防火クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。

２．その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、事業所等の自衛防災組織

一定規模以上の施設、事業所等にあっては、消防法により消防計画を定め自衛消防の組織を設置することとなっている。

ア　村は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。

イ　村は、自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携化を図る。

ウ　施設、事業所等においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として被害の防止又は軽減に努める。

(2) 建設防災支援隊（建設安全協力会）

村が災害応急対策を実施する場合において、地域の建設事業者が建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防その他の行政機関と連携し倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する。

第4項　地域別災害危険雨量等

１．警戒雨量

雨による災害発生の恐れのある場合における村の警戒雨量は、おおむね「別表１」のとおりであり、この雨量を目安として土石流の危険地区ごとに警戒雨量を定め、情報の連絡、避難体制等の確立を図り徹底を期する。

情報収集については、奥田地区、杉洞地区、本郷地区、大柿地区の４箇所に設置したテレメーターにより随時、情報収集をする。

なお､村における土石流危険渓流 26 箇所の警戒雨量については別表２のとおりとする。

別表１

注意を要する雨量		警戒を要する雨量		
前日までの雨量が	なお当日の雨量が	前日までの雨量が	なお当日の雨量が	時間雨量が
150 ㎜以上で	35 ㎜を超えたとき	150 ㎜以上で	50 ㎜を超え	40 ㎜を超えたとき
150 ㎜以下で	50 ㎜を超えたとき	200 ㎜以上で	なお降雨が継続する見込みの場合	

注）本雨量は、一応の目安であって、これ以下の雨量であっても災害の発生する恐れがあることに注意すること。

別表２

渓　　流　　名	注意を要する雨量	警戒を要する雨量
土石流危険渓流 26 箇所全て	連続雨量 120 ㎜又は時間雨量 30 ㎜	連続雨量 150 ㎜又は２時間雨量 60 ㎜

注）本雨量は、一応の目安であって、これ以下の雨量であっても土石流の発生する恐れがあることに注意すること。

別表３

注意を要する雨量		警戒を要する雨量		
前日までの雨量が	なお当日の雨量が	前日までの雨量が	なお当日の雨量が	時間雨量が
100 ㎜以上で	35 ㎜を超えたとき	120 ㎜以上で	50 ㎜を超え	40 ㎜を超えたとき
100 ㎜以下で	50 ㎜を超えたとき	150 ㎜以上で	なお降雨が継続する見込みの場合	

注）本雨量は、村の防災基準とする。

第9節 災害対策物資備蓄等の計画

大規模災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備に努める。

また、村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

１．災害対策物資の備蓄

(1) 発災初期の備蓄の対応

発災初期については、住民の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後の生活に必要な３日分程度の食料、飲料水、生活必需品は、原則として各世帯が備蓄する。

(2) 公共備蓄の考え方

公共備蓄は次による。

ア　公共備蓄すべきもの

①　緊急に必要なもの

②　業者の在庫から調達が困難なもの

③　流通在庫の不足量を補完するためのもの

イ　公共備蓄の役割分担

公共備蓄は、村と県が適切な役割分担のもとに行う。

■県と村との役割分担例

	村	県
飲料水、食料	飲料水、携帯用ストロー浄水器、乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、飴、氷砂糖、梅干し、みそ汁	
生活必需品	懐中電灯、ロウソク、毛布、寝袋、下着、軍手、生理用品、ゴミ袋、ポリタンク、ポリバケツ、プロパンガス、タオル、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ちり紙、紙おむつ、汚水処理用の水、食器、割り箸、ほ乳ビン、雨具、石けん、洗面具	
炊飯装置	炊飯設備（薪、ＬＰＧ用）、携帯コンロ、ガスボンベ	
暖房装置	石油ストーブ	
医療品	救急箱、消毒液、三角巾、ＡＥＤ	災害用医療資材セット
情報通信機器	携帯ラジオ、携帯無線機、拡声器	
防災活動上の資機材	テント、防水シート、防災シート、リヤカー	発動発電機、投光器、エアテント、水槽車、特殊自動車
救助活動上の資機材	担架、ノコギリ、チェーンソー、油圧ジャッキ、ハンマー、バール	舟艇、クレーン車、ファイバースコープ
飲料水供給設備	給水タンク、給水車、浄水装置	飲料水自動給水装置
その他	仮設トイレ	

(3) 村の備蓄の原則

村の備蓄は、原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。備蓄経費の削減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。

また、ライフラインが切断された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。

物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。

(4) 緊急輸送拠点の整備

村は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

２．食料及び生活必需品の確保

(1) 村は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

ア　緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄（被災者、特に要配慮者等のニーズに十分

配慮する。）計画の策定

イ　村内における緊急物資流通在庫調査

ウ　緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

大量調達が可能であり、市中流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に調達に関する協定を締結する。

エ　緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

オ　公共備蓄すべき物資の備蓄

カ　緊急物資の集積場所として、緊急輸送道路・ヘリポート等との位置関係から選定した広域防災拠点施設を利用する。

キ　住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導

ク　炊出要請先リスト作成

■緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の内容

1　確保すべき品目、数量
2　流通在庫の定期的調査
3　緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
4　緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
5　調達体制
6　緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）
7　緊急物資の集積場所
8　備蓄物資の品目、数量、備蓄場所
9　供給計画

(2) 住民は、災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。

ア　３日間程度の最低生活を確保できる緊急物資（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）の備蓄

イ　アのうち、非常持ち出し品（２～３日程度の食料、懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等の防災用品）の準備

(3) 自主防災組織は、地域の実情に応じ必要な物資の備蓄に努める。

(4) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に努める。

３．飲料水の確保

(1) 村は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じる。

ア　岐阜県水道災害相互応援協定に基づく他の水道事業者からの応急給水等を含む応急給水計画の作成

イ　応急給水資機材等の整備

ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

ウ　湧き水、井戸水等の把握

エ　水道工事業者等との協力体制の確立

オ　復旧資材の備蓄

カ　住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

■応急給水計画の内容

1　臨時給水設置場所の指定、その周知方法
2　臨時給水所運営体制（本部・現地）、通信連絡体制
3　応急給水用資機材の確保方法

(2) 住民は、各家庭において災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努める。

ア　１人１日３リットルを基準とし、世帯人数の３日分を目標に貯水する。

イ　貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ　貯水容器は、衛生的で安全性が高く水漏れ、破損しないものとする。

(3) 自主防災組織は、地域における水源等を調査するとともに給水班を編成し発災時の給水活動に備える。

４．防災資機材の確保

(1) 村は、災害応急対策に必要な資機材を確保、備蓄する。

また、自主防災組織は防災資機材倉庫等を設置し自主防災活動の充実に努める。

(2) 村は、災害応急対策に必要な重機類の借り上げ等について、業界団体と協定を締結する。

第10節 緊急輸送網の整備

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

１．　緊急輸送道路の指定

村及び県は、緊急輸送道路を次の通り指定する。

(1)第１次緊急輸送道路（県指定）

広域的な重要幹線道路で防災拠点（原則として、岐阜県災害対策本部可茂支部の庁舎とする。ただし同庁舎又は同庁舎へのアクセスに支障が生じた場合は近隣の支部庁舎とする。）へ至る一般国道、高速道路

(2)第２次緊急輸送道路(県指定)

第１次緊急輸送道路から東白川村役場を結ぶ道路

(3)第３次緊急輸送道路

村役場から及び各避難所を結ぶ道路

２．緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、整備計画を策定し、緊急輸送道路のネットワーク機能の保持を念頭においた早期復旧が可能な耐震化を図る。

３．代替ルートの確保

緊急輸送道路の使用に伴い、一般車両の通行を確保するため、迂回ルートを指定し確保する。

４．沿道建築物の耐震化の促進

緊急輸送道路沿道については、倒壊等により緊急輸送の障害となる可能性が高い建築物等に対して耐震化を重点的に進め災害時の緊急輸送を確保する。

第11節 災害通信設備及び消防施設等の整備

災害発生時における、災害予防及び応急対策上必要な情報の伝達、交換を円滑に実施するため、防災通信設備等の整備充実に努める。

災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る。

村においては、防災行政無線及びＪ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）やEm-Net（緊急情報ネットワークシステム）等、より高度な通信システムも整備されており、平常時の運用はもとより災害時に対しても即応できるシステムとなっている。

１．防災行政無線等の拡充

村は、ケーブルテレビによる音声告知が途絶した場合の住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報系無線施設は未整備であるが、災害現地、各地域との通信を確保するためのデジタル移動通信系の無線通信施設を備えている。

また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟に努める。

さらに、災害時における村と防災関係機関との間の通信を確保するための、地域防災無線の整備拡充に努める。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

２．その他の通信網

村は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。

(1) 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

(2) アマチュア無線

村内のアマチュア無線免許取得者の協力を得て、村防災緊急無線局として登録し、災害発生時には被災状況等の情報の収集、伝達を図る。

(3) インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

(4) 災害情報緊急速報メール

災害に関する情報等を役場のパソコンを通じて発信する体制の活用を推進する。

３．情報システムの高度化等

村は、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電

話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、情報収集や連絡のシステムの整備に努め、伝達手段の多重化、多様化を図る。

村は、Ｌアラーと（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

４．消防施設等の整備

災害発生時の即応体制の充実を図るため、消防ポンプ自動車等の消火機械、消火栓、耐震型防火水槽等の消防水利の整備、自然水を防火水利として利用するための周辺整備に努める。

また、消防団員等の日頃の訓練、育成を行う拠点施設として村内５箇所に整備したコミュニティー消防センターに、事故等による災害に対するために必要な救助機械、設備等の整備充実を図り、災害時に備え施設設備を、平常時から定期的に整備点検するよう努める。

５．防災公園の整備

災害時に自衛隊等の救援隊が前線基地として使用できるよう、ヘリポートを中心に消防専用グラウンド、ヘリコプターにより給水ができるよう大型防火水槽、備蓄倉庫等を備えた防災公園の整備を推進する。

第12節 避難対策

村は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

１．避難計画の策定

村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、避難準備。高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行う。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとととともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、村は、住民が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。

■計画の内容

１　避難の勧告又は指示を行う基準
２　避難の勧告又は指示の伝達方法

3　避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口 4　避難方法、避難場所への経路、誘導方法、誘導責任者等 5　避難所等の整備に関する事項 （1）収容施設 （2）給水施設 （3）情報伝達施設 6　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

２．行政区域を越えた広域避難の調整

村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努める。

３．避難場所・避難所

村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、集会所、学校、広場等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入れ可能な施設を検討しておく。

また、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあったっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1)指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

（※資料編・資料7　指定緊急避難場所）

(2)指定避難所の指定

指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じ

られ、ており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの~~等~~を指定するものとする。

村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮する必要がある。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

ア　避難所となる公共施設等のバリアフリー化

イ　非常用燃料、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器の整備

ウ　排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備

エ　男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備

オ　空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備

村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。

（※資料編・資料8　指定避難所）

(3)　避難所運営マニュアルの策定

村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に指定避難所を運営できるよう務めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう務めるものとする。

村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に務めるものとする。

■避難所運営マニュアルの内容

1	避難所開設・管理責任者
2	避難者の自治組織（代表者、意思決定手続き等）に係る事項
3	避難所生活の基本ルール ・居住区画の設定・配分 ・共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等） ・プライバシーの保護等
4	避難状況の確認方法
5	避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
6	その他避難所生活に必要な事項
7	平常体制復帰のための対策

(4) 避難所開設状況の伝達

村は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

(5) 避難所の施設設備の整備

ア　避難所開設に必要な施設設備･･･仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器(防災行政無線、衛星携帯電話等)、テレビ、ラジオ等

イ　避難所生活の環境を良好に保つための設備･･･換気、照明、冷暖房設備等

ウ　要配慮者への配慮･･･スロープ、障がい者用トイレ

(6) 避難所における生活物資の確保

指定した避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(7) 初動体制の確立

村は、避難所の開設における初動体制の責任者を定めるなど、避難措置の万全を期する。

４．避難路及び避難先の指定

村は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

５．避難準備・高齢者等避難開始**、避難勧告、避難指示（緊急）等の基準の策定**

村は、避難準備~~情報~~**・高齢者等避難開始、**避難勧告、避難指示（緊急）等について、国及び県等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に沿ったマニュアルを整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の発令による高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておくとともに、村長不在時における避難勧告、避難指示（緊急）等の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう、代理規定等を整備するように努めるものとする。

６．避難勧告等の助言にかかる連絡体制

村は、避難勧告等及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

７．浸水想定区域における避難確保のための措置

村は、浸水の危険性がある区域について、本計画において次に掲げる事項について定めるとともに住民への周知を図る。

(1) 洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) 浸水の危険性のある区域内に主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合に

おいては、これらの施設の名称及び所在地

(3) 上記に該当する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法

(4) 村は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知する。

８．土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。このうち、避難勧告等の発令基準として、土砂災害警戒情報の発表を位置づける。

９．　要配慮者の避難誘導体制の整備

村は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

10.　避難に関する広報

村は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや（土砂災害）ハザードマップ、広報紙、ＰＲ紙等を活用して広報活動を実施する。

11. 帰宅困難者対策

災害発生時において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、村は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに必要に応じて滞在場所の確保等を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

（※資料編・資料７　指定緊急避難場所、資料８　指定避難所）

第13節 緊急離着陸場等の整備

災害情報の収集、人命の救出、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、緊急離着陸場を設定するとともに、防災関係機関の協力を得て、常に緊急離着陸場の機能を有するようその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、整備を図る。

１．緊急離着陸場の選定

村は、陸上輸送が不可能になった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助、林野火災の空中消火の基地などとして、ヘリコプターの離着陸が可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設ける。

２．ヘリポート等の整備

村は、公共建築物の屋上ヘリポート等の整備・確保に努めるほか、ヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。（※資料編・資料９　防災ヘリコプター緊急離着陸場）

第14節 要配慮者、避難行動要支援者対策

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者はますます増加することが予想される。

村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者等は、関係団体、住民等の協力を得て、避難行動要支援者の支援体制を確立するとともに、避難行動要支援者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備する。

なお、避難行動要支援者の支援等については、「東白川村避難行動要支援者避難支援プラン」を指針として実施する。

要配慮者とは、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の防災施策において特に配慮を要する者とする。

また、避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者で概ね以下の要件に該当する者とする。

（１）要介護認定３～５を受けている者
（２）身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
（３）療育手帳Ａを所持する知的障がい者
（４）精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
（５）村の生活支援を受けている難病患者
（６）上記以外で自治会等が支援を必要と認めた者

１．地域ぐるみの避難支援等関係者

村は、村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(1) 避難支援等関係者となる者

村は、避難支援等に携わる関係者として村計画に可茂消防事務組合、加茂警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等を定め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

村は、村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また，避

難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

村は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は以下のとおりとする。

ア　避難行動要支援者名簿に記載する個人情報

・氏名（ふりがな）
・生年月日
・性別
・住所又は居所
・電話番号その他の連絡先（電話番号：固定電話、携帯電話）
・避難支援等を必要とする理由
・その他避難支援等の実施に関し、村長が必要と認める事項

イ　個人情報の入手方法

・村は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、村関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。なお、情報の集約に際しては、要介護状態別区分や障がい種別、支援区分別に把握する。
・難病患者に係る情報等、村で把握していない情報の取得が名簿作成に必要がある場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

(4) 名簿の更新に関する事項

村は、避難行動要支援者の異動などの情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を少なくとも１年に一度更新し、名簿の情報を最新の状態に保つものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿作成に際し情報漏えい防止するための措置

村は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため避難支援等関係者に必要な措置を講じる。

ア　避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ　村内の一地区の自主防災組織に対して村内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないように努める。

ウ　法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ　施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。

オ　受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ　避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

キ　名簿の取扱状況を定期的に報告させる。

ク　避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催

する。

(6) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

村が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおりの配慮を行う。

ア　避難準備情報等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難準備情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、

・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする

・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する

・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流す

など、その情報伝達について、特に配慮する。

イ　多様な手段の活用による情報伝達の実施

村は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を実施する。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、村は、多様な情報伝達の手段の確保に努める。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(7)　避難支援等関係者への安全確保

避難行動要支援者の避難支援は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、村等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとし、次のとおりの配慮を行う。

ア　地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

イ　避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

ウ　避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知する。

エ　一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらい、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

２．要配慮者に配慮した防災知識の普及等

(1) 村は、要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施を支援する。

(2) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所の管理者等は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を充実する。

(3) 要配慮者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医療品等の入手方法等を明確にしておくよう努める。

(4) 住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活について知識の習得に努める。

３．施設、設備等の整備

(1) 村は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。

(2) 要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

(3) 村は、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要配慮者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

(4) 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

また、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努める。

４．人材の確保とボランティア活用

(1) 村は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

(2) ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

(3) 社会福祉施設等の管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

５．外国人等に対する防災対策

県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

(1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進

(2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備

(3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
(4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
(5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
(6)インターネット、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報の提供

６．要配慮者利用施設等の保安対策

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に係る具体的計画を策定する。

特に、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設については、当該災害に対する「避難確保計画」を策定するなど、保安対策を実施する。

なお、対象とする要配慮者施設は資料編 P20 を参照。

第15節 応急住宅対策

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

１．供給体制の整備

村は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

２．民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第16節 ボランティア活動の環境整備計画

大規模災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。

村は、日本赤十字社岐阜県支部、村社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図り、平常時の登録、研修制度等を整備し、災害時におけるボランティア活動の環境整備に努める。

１．ボランティア活動に参加しやすい環境づくり

村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、村社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県

支部並びにＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携団体の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

村は、行政、社会福祉協議会・ＮＰＯ・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

２．ボランティアの組織化

村は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

３．災害ボランティアの登録

村は、村社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害~~救援~~ボランティア活動を可能にするための受入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておく。

なお、村社会福祉協議会は次の要領で災害救援ボランティアの登録を行う。

(1) 対象者

災害救援ボランティア活動に対する熱意があり、心身ともに健康な者を、性別、年齢等を問わず登録する。

(2) 登録後の活動要請

次の場合に、村社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

ア　災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ　災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

４．ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

村は、村社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

なお、村は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行うとともに、積極的に参画する。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

村は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

なお、村及び村社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行う。

５．ボランティア活動拠点の整備

村は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と、必要な情報機器、設備等の整備を図る。

６．廃棄物等に係る連絡体制の構築

村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関連機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、が

れき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、村は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第17節 広域応援体制の整備

大規模災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、村計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

１．県域を超えた広域相互応援

村は、必要に応じ、友好市町村等との間の相互応援協定の締結に努める。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

２．県内相互応援

(1) 広域消防相互応援協定

村は、消防組織法第 21 条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結しており、大規模災害時は、協定に基づき県下５ブロックの代表消防機関を通じて村長が要請する。

(2) 県広域防災相互応援体制

村は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県内全市町村による「災害時相互応援協定」を締結しており、これにより災害時には周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備し相互応援を実施する。

(3) 県に対する応援の要請

村は、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、応急措置を実施するため必要がある場合は、県に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

３．その他の応援体制

(1) 緊急消防援助隊

県内で発生した大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による「緊急消防援助隊」が設置されている。

村は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域応援等を行う「緊急消防援助隊」について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努める。

(2) 警察災害派遣隊

国内の大規模災害の発生時に都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等応援

部隊の派遣について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努める。

(3) 広域航空消防応援

村は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努める。

(4) 活動拠点の候補地の選定

自衛隊、警察及び消防機関の応援部隊に対する活動拠点候補地とそれに関する業務については、「岐阜県災害時受援計画」にもとづいて別に定める。

第18節 医療救護体制の整備

大規模災害の発生時には多数の負傷者の発生し、また医療機関の機能停止・混乱も予想されるため、被災者等へ医療を供給することを目的として、医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

１．大規模災害等医療救護計画の策定

村は、加茂医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」及び可茂歯科医師会との「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき、災害発生時における医療救護体制の整備に努める。また、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者に対する自主防災組織等による応援救護班等の活動支援などについて自主救護体制を確立するための計画を定めておく。

２．医薬品等供給体制の確立

村は、次のとおり医療救護活動に必要な医療品等の確保体制の確立に努める。

(1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

３．救護所、救護病院の整備

村は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図っておく。

４．広域搬送拠点の整備

村は地域の実情に応じて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出して置くなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

第19節 防疫対策

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

１．防疫体制の確立

村は、災害時における防疫体制の確立を図る。

２．防疫用薬剤等の備蓄

村は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

３．感染症患者の医療提供体制の確立

村は、感染症患者または保護者の発生に備え、村域を管轄する感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第20節 行政機関の業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われ、村の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、村にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める。

１．村における業務継続計画の策定

村は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、村機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに受入できる体制の確立を図る。

２．行政機関における個人情報等の分散保存

村における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面情報図面等）の分散保存の促進を図る。

村は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

第21節 企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や村の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとと

もに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「ＢＣＰ」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める。

村、県、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、ＢＣＰの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

１．企業の取り組み

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「ＢＣＭ」という。））の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び村との協定や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ア　生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客**の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全**を確保する。

イ　二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

ウ　地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、村民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

２．企業防災の促進のための取り組み

村、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業防災分野の進展に伴って増大することになるＢＣＰ策定支援及びＢＣＭ構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取

り組むものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

村は、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ア　ＢＣＰの策定促進

a　普及啓発活動

企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について積極的に啓発していく。

b　情報の提供

企業がＢＣＰを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び村はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

イ　相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

第22節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

１．事前防止対策

村及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施する。

２．代替電源の確保

村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしてくことや燃料供給体制を構築する。

村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

第３章　災害応急対策

第1節 村本部活動体制

第1項　活動体制の整備

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で村長が必要と認めたときは、災害対策基本法の規定により村本部を設置し、災害発生の恐れが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと村本部長（村長）が認めたときはこれを廃止する。

また、村長は災害地に現地災害対策本部（以下、「現地村本部」という。）をおくことができる。

村は､村内で局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は､村本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに村本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難勧告等の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。なお、村本部の運用に関する計画は次によるほか、防災活動に即応できるように定めるとともに災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

１．村本部の運用

(1) 体　制

村本部の設置及び体制は、次による。

■風水害等一般災害時の配備体制

体制	配備基準	体制をとる者（部、班）	摘　　要
準備体制	①　次の注意報、警報のうち、いずれかが発表されたとき。 大雨注意報 洪水注意報 大雪警報 ②　その他県から連絡のあったとき、又は村長がこの体制を命じたとき。	・宿日直者	①　災害対策本部は、設置されない。 ②　活動内容は、各種情報の収集連絡
警戒体制	①　次の警報のうち、いずれかが発表されたとき。 暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 洪水警報 ②　その他村長がこの体制を命じたとき。	・防災当番	①　村長が必要と認めたときは、災害対策警戒本部が設置される。 ②　村長が必要と認めたときは、災害対策本部が設置できる。 ③　活動内容は、各種情報の収集連絡及び地域の巡視

非常体制	①　大雨・洪水・暴風警報のすべてが発表されるに至ったとき ②　土砂災害警戒情報が発表されたとき ③　上記②またはこれに準ずる気象現象に基づき避難勧告が発令されたとき ④避難指示が発令されたとき ⑤特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき ⑥局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生したとき ⑦　災害が発生し、村内に大規模な被害が予想されるとき。 ⑧　災害救助法が適用される災害が発生したとき。	・全ての部、班	①　災害対策本部が設置される。
その他	村長は、災害の種類、状況その他により、上に定める体制により難いと認めるときは、特定の部課に対してのみ体制を指示する。		

(2) 体制等の特例

村長（本部長）は、災害の種類、状況その他により、(1) に定める体制により難いと認めるときは、特定の課(部、班)に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示する。

なお、村本部長の代替職員は、次のとおりとする。

名称	代替職員（第１順位）	代替職員（第２順位）	代替職員（第３順位）	代替職員（第４順位）	代替職員（第５順位）
村本部長	副村長	教育長	総務課長	建設環境課長	産業振興課長

(3) 体制等の伝達

各体制等の設置が必要になった場合又は村本部の設置が決定された場合は、次の系統によって関係職員及び関係機関に伝達する。

ただし、準備体制については省略することができる。

ア　警戒体制

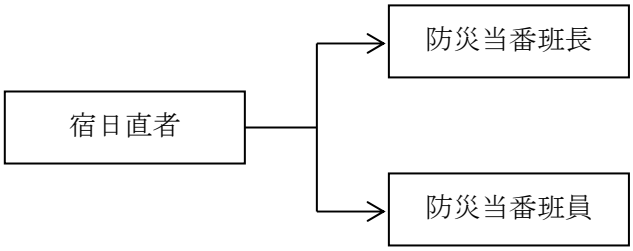

警戒体制時において防災当番班長は、降雨量、河川の水位、巡視等により災害の

発生する恐れがあるときは、直ちに総務課長へその旨を告げる。

イ　災害対策本部設置

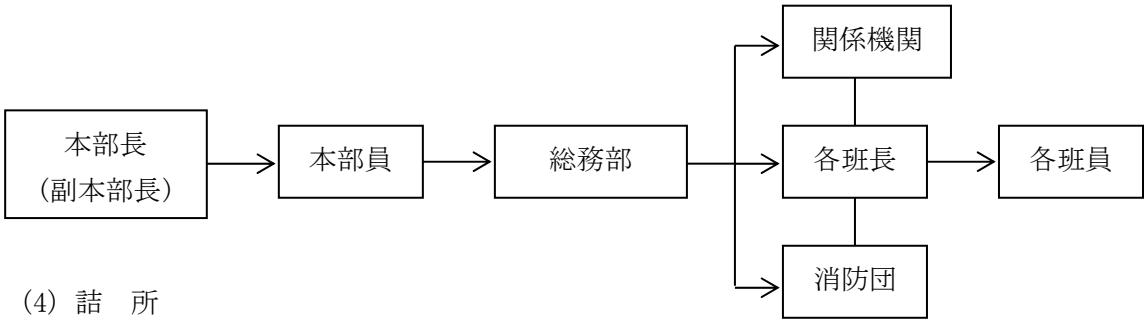

(4) 詰　所

各体制時、村本部設置時の詰所は、次のとおりとする。

ア　警戒体制時

本庁

イ　村本部設置時

本部員は原則本庁、各班員はそれぞれ本庁及び保健センター

(5) 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で、村本部長（不在時は副本部長又は代理者）がその必要を認めたときは本部員会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

ア　村本部の体制及び職員の動員（各部班の応援を含む。）に関すること。

イ　現地における指揮、視察、見舞等に関すること。

ウ　災害救助法の適用及び救助の種類、程度、期間等の決定に関すること。

エ　災害の防除（拡大防止）対策に関すること。

オ　交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。

カ　その他災害に関連した必要な事項に関すること。

(6) 本部連絡員室

本部連絡員室は、総務課に置き、おおむね次の事項を処理する。

ア　本部長の命令指示等の伝達

イ　本部で掌握した情報等の関係部班への伝達

ウ　各部班で掌握した情報等の本部への報告

エ　本部員への本部員会議開催の通知

オ　本部員会議の庶務及び会議結果の関係部班への伝達

２．現地本部の運用

(1) 開設の場所

現地本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、支所、学校、公民館等公共の施設を利用する。

この場合、自衛隊等協力機関と同じ施設とし、同じ施設によることができない時は常時連絡ができる体制をとる。

３．証票等

(1) 身分証明書

村本部職員の身分証明書は、「東白川村職員証」をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第 83 条第２項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねる。

(2) 腕　章

災害応急対策の実施又は事務に従事するものは、腕章を着用する。

(3) 標　示

村本部及び現地本部を設置した場合は、設置場所の入り口付近に標示を行う。

(4) 標　旗

災害応急対策に使用する自動車には、標旗を付ける。

（※資料編・資料 10　腕章等）

第2項　職員の動員体制

大規模災害の発生時において村における職員の動員は、次による。

１．動員の伝達系統

(1) 警戒体制のとき

ア　在庁時

当番班長は総務課より気象警報発令の伝達を受け、村長（又は副村長、教育長、総務課長）と協議し、警戒に当たる。

イ　退庁時

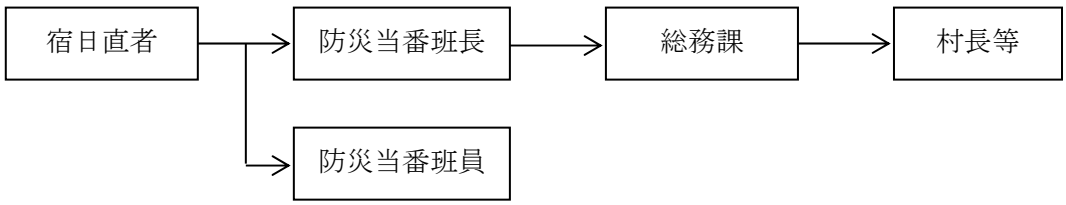

宿日直者は、気象警報が発令されたら直ちに防災当番班長にその旨を報告し、班長の指示事項を当番班員に伝達し、当番班長は、村での気象状況により当番班員の招集又は自宅待機の指示を宿日直者に行う。

また、当番班長は当番班員の招集又は自宅待機にした旨を総務課長に報告し、総務課長はその旨を村長等に報告する。

(2) 村本部が設置されたとき

ア　在庁時

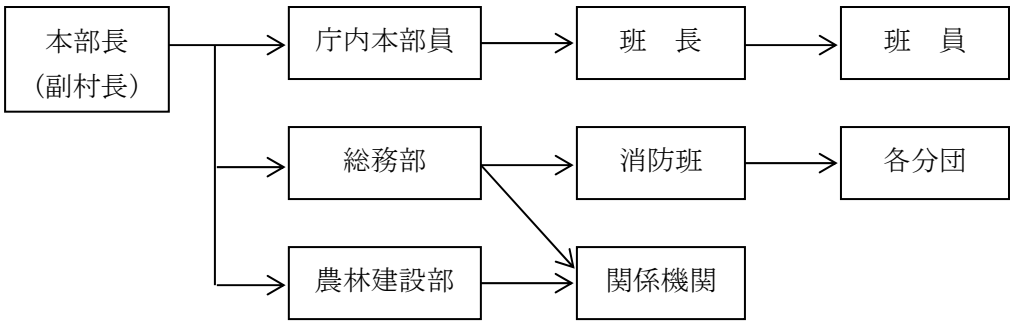

総務部は、防災行政無線により各地区へ村本部設置の旨を伝達するとともに、県支部、消防署等関係機関へ伝達する。

また、建設環境部は災害発生に備え村内の建設業者等へ連絡し、応急対策の備えに当たる。

イ　退庁時

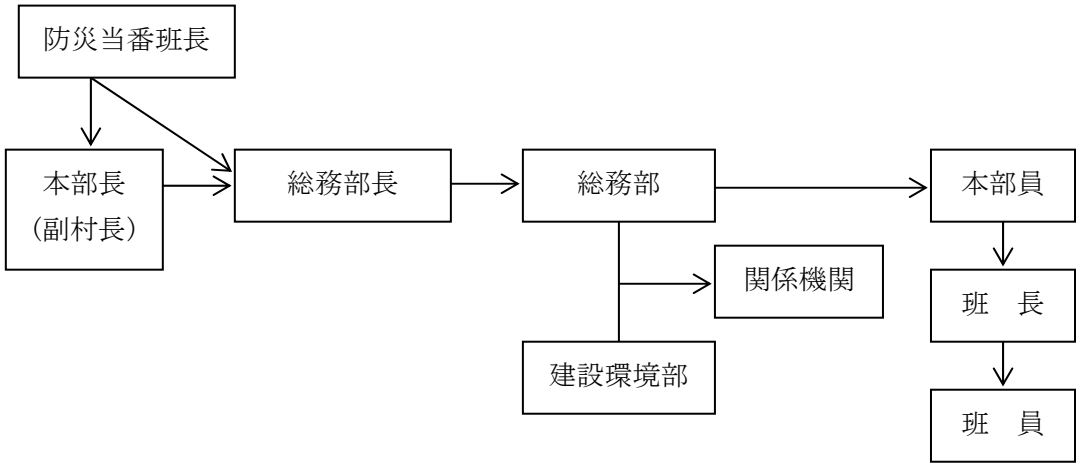

警戒体制中に防災当番班長は、災害の発生又は発生のおそれが生じたときは、直ちに村長、副村長、教育長及び総務課長等に連絡する。

村本部の設置が決定されたら総務部へその旨を告げ、総務部より各本部員へ伝達し、本部員は班長に、班長は班員にそれぞれ伝達し招集する。

総務部は、防災行政無線により各地区へ村本部設置の旨を伝達するとともに、県支部、消防署等関係機関へ伝達する。

また、建設環境部は災害発生に備え村内の建設業者等へ連絡し、応急対策の備えに当たる。

２．伝達計画

各課（各部）は、退庁時における職員（班員）への情報伝達計画をそれぞれ確立しておく。

３．伝達手段

退庁時に職員を動員する場合の伝達手段は、次の順序で行う。

(1) 電話回線
(2) 防災行政無線
(3) 役場に近い職員による伝達
(4) その他

４．職員の出動義務

職員は、災害気象等に留意し、対策を要する災害の発生又は発生の恐れがあることを承知したときは、直ちに自発的に出動し、所定の部署に着かなければならない。

５．村及び支所付近の職員の動員

準備体制及び警戒体制中又は村本部設置時において、局地的な大雨等により主要道路の寸断等で職員が所定の部署に着くことができないときは、村及び支所付近の職員を動員し、又はその職員のみで対策活動に当たる。

６．職員の応援

各部又は各班における災害応急対策等実施にあたって、職員が不足するときは、各部長は総務部長を通じて本部長に応援要請するものとし、直ちに本部員会議に諮り応援職員の派遣を決定する。

第2節 災害労務対策

災害応急対策実施のための労力及びその動員順序は、次によるが、具体的な方法等は各節の定めるところによる。

(1) 村災害対策本部職員
(2) (1)以外の村職員
(3) 地域の団体等協力組織
(4) 技術者等の雇上げ
(5) 技術者等の強制従事

第1項　村職員の応援体制

村は、職員をもって応急対策に当たるが、職員の動員が不可能又は不足するときは、県支部管内市町村担当班に次の条件を示して動員等の要請を行う。

(1) 従事すべき作業の内容（労務の種別）
(2) 所要の人員
(3) 就労の期間（○月○日～○月○日まで）
(4) 集合の場所（要員移送の方法）
(5) その他必要な条件

第2項　協力組織の編成及び活動

災害応急対策の実施にあたり要員が不足する場合は、地域における団体等に協力を要請する。

１．協力組織の編成

協力組織は、災害応急対策の実施に協力する団体をもって編成する。

(1) 協力組織は、おおむね次の団体等で構成する。

ア　日本赤十字社奉仕団

イ　自治会等

(2) 協力組織は、団体別等に編成する。

協力組織には名称を付し、団長、副団長、班長等を置き、平常時の組織等を考慮して災害応急活動の実態に即した編成とする。

２．協力作業

協力作業は、主として次の作業に従事する。

(1) 炊出その他災害救助

(2) 清　掃

(3) 防　疫

(4) 災害対策用物資の輸送及び配分

(5) 上記作業に類した作業

(6) 軽易な事務の補助

３．動員の担当班

村本部が協力組織を動員する場合の担当部は、次のとおりとする。

(1) 日本赤十字社奉仕団：住民部

(2) 自治会等：総務部

４．その他

(1) 村本部各部は、分担する災害応急対策実施のため協力組織による労力提供の必要があるときは、本部連絡員室に連絡し、同室において動員担当部に連絡する。

(2) 協力組織の労力提供を受けた機関は、おおむね次の事項について記録し保管する。

ア　協力組織の名称及び人員並びに氏名

イ　作業内容及び期間

ウ　その他特記事項及び参考事項

第3項　技術者等の雇上

災害応急対策の実施にあたり、村職員及び協力組織の動員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な要員が必要なときは技術者等を雇上げる。

１．実施者

技術者等の雇上げは、その職種等によっておおむね次の区分でそれぞれの担当班が行う。

職　種	担当班
一般医療衛生関係	診療所部
家畜医療衛生関係	産業振興部

土　木　建　築　等　関　係	建設環境部
農　林　地　関　係	産業振興部
上　下　水　道　関　係	建設環境部
そ　の　他　特　殊　な　技　術　職	作業主管部
一　般　労　務　者	総　務　部

２．給与の支払

賃金等の給与額は、その時における村内の標準賃金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものはこの限りでない。

３．技術者等従事記録

技術者等を雇上げたときは、次の記録を作成し整備保管しておく。

(1) 労務者出役表（様式編・様式１号）

日々の出役の状況を確認記録する。

(2) 賃金台帳（様式編・様式２号）

日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

４．災害救助法による基準等

災害救助法による応急救助のための賃金職員等雇上げの範囲、その他の基準等は次のとおりである。

(1) 賃金職員等雇上げの範囲

ア　被災者の避難

原則として認めないが、村本部の指示による避難で特に誘導を必要とするとき。

イ　医療及び助産の移送

重傷患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を、病院、診療所等に運ぶため又は医療班の移動に伴い必要とするとき。

ウ　被災者の救出

被災者を救出するため必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に必要とするとき。

エ　飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に必要とするとき。

オ　救助用物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品（食料品、調味料、燃料）の整理、輸送又は配分に必要なとき。

カ　行方不明者の捜索

行方不明者の捜索に必要なとき、及び捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に必要なとき。

キ　遺体の処理

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するためなどに必要とするとき。

上記以外の救助作業作業のため必要が生じた場合は、村本部は県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に範囲外賃金職員等についての要請を行う。

なお、要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

① 雇上げを要する目的又は救助種目

② 所要人数

③ 雇上げを要する期間

④ 雇上げの理由

⑤ 雇上げを要する地域

(2) 賃金職員等雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

本項「２．給与の支払」による費用による。

(4) 報告その他事務手続き

村本部は、賃金職員等を雇上げたときは、「救助日報」（様式編・様式 23 号）により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、賃金職員等雇上げに関する記録は、本項「３．技術者等従事記録」によるが、災害救助分については明確に区分し整理しておく。

５．その他参考事項

(1) 医療、土木建築関係者等の雇上げにあたっては、従事作業用の器具等を指定し持参させるようにする。

(2) 土木の応急復旧作業等で、その内容が村等において直接実施するより請負等によることが適当であるような場合は、請負あるいは委託等の方法による。

第4項　技術者等の強制従事に関する対応

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

１．従事命令の種類と執行者

従事命令等は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	命令区分	根　拠　法　律	執　行　者
消　防　作　業	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防吏員又は消防団員
水　防　作　業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、消防機関の長、消防団長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第 24 条	県知事
	協力命令	災害救助法第 25 条	県知事
災害応急対策作業（除災害救助）	従事命令	災害対策基本法第 71 条	県知事 村　長（委任を受けた場合のみ）
	協力命令	災害対策基本法第 71 条	県知事

			村　長（委任を受けた場合のみ）
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第１項	村　長
		同上第２項、第３項	警察官、自衛官
災害応急対策作業（全般）	従事命令	警察官職務執行法第４条	警察官
		自衛隊法第 94 条第１項	自衛官

２．従事命令の対象者

従事命令等の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	1　医師、歯科医師又は薬剤師 2　保健師、助産師又は看護師 3　土木技術者又は建築技術者 4　大工、左官又はとび職 5　土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6　鉄道事業者及びその従業者 7　軌道経営者及びその従業者 8　自動車運送事業者及びその従業者 9　船舶運送事業者及びその従業者 10　港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般（災害対策基本法による村長、警察官、自衛官の従事命令）	村内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般（警察官職務執行法による警察官）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

３．従事命令等の執行

災害対策基本法に基づく災害応急対策のための従事命令及び協力命令の執行は、総務部が担当する。

なお、警察官、自衛官が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等を行う。

(1) 災害対策基本法第 65 条第２項に基づいて執行したときは、村本部(村長)に通知するとともに警察署長に報告する。

(2) 災害対策基本法第 65 条第３項に基づいて執行したときは、村本部(村長)に通知するとともに部隊の指揮官に報告する。

（注）警察官、自衛官が執行する従事命令は、災害対策基本法を適用する程度の災害時

にあっては、災害対策基本法による執行が警察官職務執行法及び自衛隊法に優先する。

４．公用令書の交付

従事命令及び協力命令を発するとき、及び発した命令を変更し又は取り消すときは、次に定める令書を交付する。

なお、村長が発する以外の従事命令等については、令書の交付は必要としない。

(1) 従事、協力命令・・県計画第３章第２節様式「災害対策基本法による従事協力命令書」(様式編・様式 3-1 号)

(2) 同上命令の変更命令・・県計画第３章第２節様式「災害対策基本法による従事協力命令書の変更命令書」(様式編・様式 3-2 号)

(3) 同上命令の取消命令・・県計画第３章第２節様式「災害対策基本法による従事協力命令書の取消命令書」(様式編・様式 3-3 号)

上記命令書を発したときは、従事者から令書の受領書を徴する。

５．実費弁償

従事命令等により、災害応急対策に従事したもので、公用令書にかかり実費を要した時は、実費弁償請求書(様式編・様式 3-5 号)により実費分を弁償する。

６．損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

基準根拠	東白川村消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養補償、休養補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償
支給額	条例で定める額
請求様式	条例で定める様式

７．その他

(1) 従事台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、県計画第３章第２節様式「強制従事者台帳」（様式編・様式 3-4 号）により、従事者台帳を作成し整備する。

(2) 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、次の書類を添付して村長に届け出る。

ア　負傷又は疾病により従事することができない場合は医師の診断書

イ　上記以外の事故により従事することができない場合は証明できる書類

８．惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の派遣を要請する。

第5項　ボランティア活動支援

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

１．村本部の活動

(1) 災害直後の情報提供

村本部は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県及び近隣の市町村、報道機関の協力を得て、最優先で求められているボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等についての情報提供を行う。

(2) ボランティア支援体制の確立

村本部は、村社会福祉協議会等が設置する救援本部その他関係機関と連携し、ボランティア支援体制を確立する。

(3) ボランティアを行っているものへの配慮

村本部は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(4) ボランティアからの情報・ニーズの収集

村本部は、ボランティアからの情報・ニーズ等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努める。

(5) ボランティア活動拠点の確保等

村本部は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行う。

(6) ボランティアセンターの設置

村本部は、村社会福祉協議会と協力して村災害ボランティアセンターを設置し、救援救護活動における各ボランティア団体等との連絡調整を行う。

２．村社会福祉協議会の活動

村社会福祉協議会は、災害救援計画を作成し、平常時から防災活動に努めるとともに、災害ボランティアの育成及び登録を行い、災害時に備える。

災害時において、村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が必要と判断し、現地救援事務所を設置した場合は、連携、協力して活動する。

(1) 村社会福祉協議会災害ボランティアセンターの業務

ア　救援活動に必要な情報の発信

イ　災害救援ボランティアの調整

ウ　災害救援ボランティアの受付・登録

エ　ボランティア登録者への活動要請

(2) 被災現場の救援活動

ア　災害救援ボランティアの要望の受付

イ　災害救援ボランティアの受入れ及びコーディネート

ウ　災害救援ボランティアの救援活動への支援

３．専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、村本部等と連携を密にし、受入れ、派遣に係る調整等を行う。

第3節 自衛隊派遣要請

災害に対する応急対策の実施にあたり、村及び防災関係機関等の対応能力では対処し得ない場合は自衛隊に災害派遣を要請する。

１．自衛隊の災害派遣

自然災害その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合は、県本部長（知事）は、自衛隊に対し自衛隊法第 83 条第１項の規定により部隊等の災害派遣を要請する。

村本部長（村長）は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合、要請に際し明確にすべき事項を記載した文書「災害派遣要請依頼」（様式編・様式 4-1 号）をもって知事に要請の依頼を行う。

ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出する。

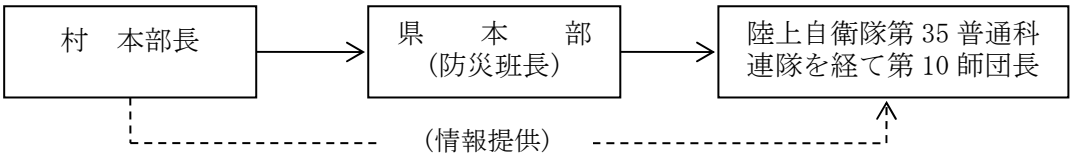

２．自衛隊の活動

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者などの捜索援助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊出及び給水

被災者に対し、炊出及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第１号) に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

３．災害派遣要請の手続き

村本部長は、自衛隊の作業が防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入れ体制に万全を期する。

(1) 派遣要請の要求

村本部長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は「災害派遣要請依頼」(様式 4-1 号) により県知事に要請の依頼を行う。ただし急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。要請を行った場合、村本部長は必要に応じてその旨及び当該村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

(2) 派遣部隊と村との連絡窓口及び責任者の決定

派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊と連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努める。

また、必要に応じて地図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努める。

(3) 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡しておく。

(4) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

派遣部隊が宿泊する施設（避難所を除く公共用建物が適当）又は野営施設を準備し、合わせて大型車両の駐車場等を確保する。

また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を仮設する。

(5) 住民の協力

住民は、派遣部隊の活動に積極的に協力する。

(6) 活動状況の報告

派遣部隊の活動状況について随時知事に報告する。

４．要請事項の変更

村本部長は、派遣にあたって要請依頼した事項を変更する必要が生じたときは、直ち

に県本部防災班に連絡する。

５．経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた村が負担する。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ　県等が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分において疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県本部が調整してその都度決定する。

６．派遣部隊撤収時の手続

(1) 村本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し自衛隊の撤収要請「自衛隊の撤収要請依頼」（様式編・様式 4-2 号）を提出する。

(2) 派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、県本部危機管理統括監が派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずる。

７．その他

(1) 自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

ア　派遣要請

①　派遣要請は、様式１号の事項を明示。

②　派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ行う。

イ　離着陸場における安全

①　離着陸場は、平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固める。

②　離着陸場の半径 25m以内には人を入れない。

ウ　ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備する。

(2) 村は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートを確保し、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにする。

（※資料編・資料 11　自衛隊ヘリコプター発着場の基準等）

第4節 災害応援要請

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

１．広域応援

(1) 防災関係機関相互の応援要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行うものとする。

(2) 他の市町村に対する応援要請

村は、当該村の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。

(3) 経費の負担

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

(4) 消防活動に関する相互応援協定に基づく応援要請

村は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、当該市町村に応援を求める。また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求めるものとする。

なお、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

第5節 交通通信対策

第1項　交通応急対策

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

１．規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、次のとおりである。

(1) 道路法（法第 46 条）に基づく規制

道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 道路交通法（法第４条～第６条）に基づく規制

警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 災害対策基本法（法第 76 条）に基づく規制

公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(4)　道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通

行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

２．規制の実施機関

規制の実施は、次の区分により行い、村内の道路施設にかかる規制は、災害の状況によっては実施者による規制が遅れ時期を失することも予想されるので、村本部は、各道路管理者、警察機関と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるよう配慮する。

規制実施者	範　　囲
国(国道工事事務所)	国道 41 号
県(県支部土木班)	県道
村(村村本部)	村道
公安委員会 (県本部、警察部)	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が２警察署以上にわたるもの又は期間が１ヶ月を超えるもの
警察署長 (県支部警察班)	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い(１ヶ月以内)規制
警察官	緊急を要する一時的な規制
自衛官	緊急を要する一時的な規制(警察官がその場にいない場合)

３．輸送道路の確保

(1)道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、大規模災害発生後緊急輸送道路を優先的に道路パトロールを行い道路及び交通の状況を把握する。

(2)情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行うものとする。

(3)警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとし、このため、県及び県警察は、警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請するものとする。

４．発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察機関又は村本部に通報する。

通報を受けた村本部は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察機関に速やかに通報する。

５．実施の要領

村本部は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路施設の巡回調査に努め、危険が予想され、又は被害が発生したときは、速やかに規制する。

(1) 村以外のものが管理する道路施設で、その管理者に通知して規制するいとまのないときは、村本部は直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は村長が災害対策基本法第 60 条により避難の指示をし、又は同法第 63 条により警戒区域を設定し立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行い、村本部はできる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して正規の規制を行う。

６．規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、(1)による標識を立てる。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、(2)の方法によりとりあえず規制したことを明示し、必要に応じて遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地において指導に当たる。

(1) 規制標識

道路法又は道路交通法に基づく規制を行ったときは、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年総理府・建設省令第３号）及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第１条の規定、又は災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第１に定めるところによって規制標識を設置する。

(2) 規制条件の表示

道路標識（様式適宜）に次の事項を明示して表示する。

ア　禁止、制限の対象

イ　規制する区間又は区域

ウ　規制する期間

エ　規制する理由

オ　迂回路の表示

警察が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

７．報告等

交通規制を行ったときは、次の方法によって関係機関へ報告又は通知をする。

(1) 系　統

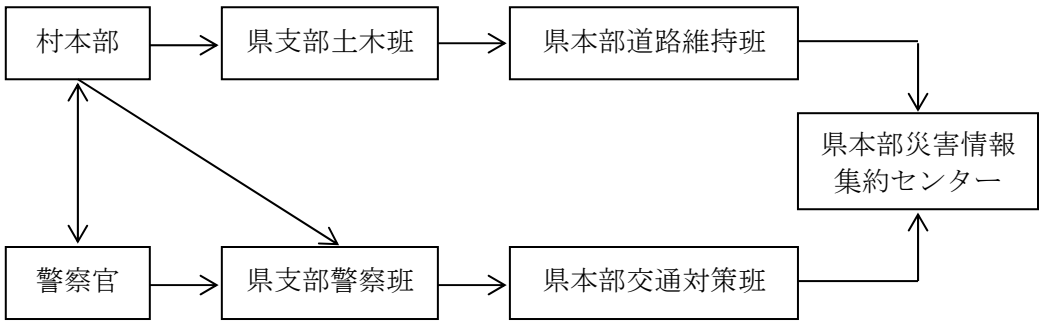

(2) 報告事項

報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア　禁止、制限の種別と対象

イ　規制する区間又は区域

ウ　規制する期間
エ　規制する理由
オ　迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

８．緊急通行車両の認定

災害対策基本法第 76 条の規定により緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときに使用する緊急車両の認定は、同法施行令第 33 条の規定に基づき車両の使用者は、知事又は公安委員会に申し出て総理府令で定める様式ｃの標章及び証明書の交付を受けなければならない。

認定を受けた緊急車両の使用者は、標章を当該車両の前面の見やすい箇所に表示するとともに、当該車両を使用するときは常時証明書を携帯する。

第2項　輸送手段の確保

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等（以下「災害輸送」という。）のための手段を確保する。

１．実施機関

災害輸送は、他の計画で定めるもののほか、その応急対策を実施する機関が行う。

２．災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち最も適切な方法による。

(1) 貨物自動車、バス等自動車
(2) 鉄道等
(3) 飛行機等
(4) 労務者等

３．輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、次の方法による。

(1) 確保順位

自動車の確保（借上）は、おおむね次の順位による。

ア　応急対策実施機関所有の車両等
イ　公共的団体所有の車両等
ウ　事業者所有の車両等
エ　その他の自家用車両等

(2) 事業用自動車の借上げ

事業用貨物自動車は、次の区分で借り上げる。

ア　小型車両　村本部
イ　大型車両　県本部

ただし、緊急を要するときは村本部で直接大型車両を借り上げても差し支えない。

(3) 村本部における自動車等確保の要請

村本部は、災害輸送に備え事前に村内の事業用貨物自動車所有者との間で、災害発

生時における災害輸送に当該車両を優先的に使用できるよう協定を締結し、当該車両を借り上げようとするときは、次の輸送の条件（以下本節において「輸送条件」という。）を明示して確保の要請を行う。

ア　輸送区間又は借上期間

イ　輸送量又は車両の台数等

ウ　集合の場所及び日時

エ　その他の条件

(4) 鉄道による輸送

道路の被害により自動車による輸送が不可能なとき、又は他府県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道等によって輸送することが適当なときは、それぞれの実施機関において鉄道等による輸送を行う。

なお、東海旅客鉄道株式会社等により輸送する場合は、「運賃減免実施基準」等を参考に実施する。

(5) 空中輸送

村本部は、一般交通途絶等に伴い災害輸送が不可能であり空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して空中輸送を要求する。

(6) 労務者による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、労務者等により輸送し、輸送のための労力の確保は本章第２節「災害労務対策」の定めるところによる。

(7) 強制従事による輸送力確保

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保する。

なお、強制従事の方法は、次の者に対して本章第２節第４項「技術者等の強制従事に関する対応」に定めるところによる。

ア　自動車運送事業者及びその従業者

イ　鉄道事業者及びその従業者

４．輸送の応援

村本部は、災害輸送実施において自動車等の確保ができず、あるいは道路の被害等による一般輸送の方法が不可能なため等により輸送の円滑が期されないときは、県に応援の要請を行う。

ただし、緊急を要するとき等においては、隣接市町村の災害対策本部に直接応援を要請し、輸送条件を明示して行う。

５．輸送の記録

災害輸送関係者は、次の車両使用その他輸送に関する記録を作成し、整備保管しておく。

なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送を明確に区分整理しておく。

(1) 車両使用書

車両を使用した者（使用責任者）は、様式「車両使用書」（様式編・様式 5-1 号）を作成し、所属機関の長に提出する。

(2) 輸送記録簿

輸送等を行った機関は、様式「輸送記録簿」(様式編・様式 5-2 号) を備え付け、車両の使用状況を記録し整備保管する。

(3) 救助実施記録日計票

輸送担当責任者は、様式「救助実施記録日計票」(様式編・様式 24-1 号) を作成し、整備保管する。

(4) 救助の種目別物資受払状況

自動車用等の燃料その他の消耗品については、様式「救助の種目別物資受払状況」(様式編・様式 24-2 号) を備え付け、その出納状況を記録し、整備保管する。

６．費用の基準及び支払

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、地域における慣行料金(国土交通省の認可を受けている料金以内)による。

なお、自家用車等の借上げについては、借上謝金(運転手付等)とし、輸送業者に支払う料金の範囲内(おおむね８割程度以内)で各実施機関が所有者と協議して定める。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担(運転手雇上げのときは賃金)程度の費用とする。

輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、債権者は「輸送明細書」(様式編・様式 5-3号) を請求書に添付して提出する。

７．災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次による。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

ア　罹災者を避難させるための移送

村長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための移送

イ　医療及び助産のための移送

重傷患者で医療班で処理できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等

ウ　罹災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ　飲料水供給のための輸送等

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材の輸送

オ　救助用物資の輸送

罹災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

カ　遺体捜索のための輸送

遺体捜索のための必要な人員、資材等の輸送

キ　遺体処理のための輸送

遺体処理のための医療班員（健康班員）あるいは衛生材料等の輸送及び遺体を移

動させるための必要な人員、遺体の移送

上記によるもの以外の理由（例えば、その地域の火葬場が水没し、他地区で火葬の必要があるような場合）により輸送あるいは移送の必要が生じたときは、村本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に範囲外輸送についての要請をする。

県本部健康福祉政策班は、要請その他により範囲外輸送の必要を認めたときは、厚生労働大臣にその旨申請をし、承認を得て実施することを原則とする。

なお、要請及び申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア　輸送の種類及び輸送物資の内容等

イ　輸送区間又は距離

ウ　輸送を要する物資等の数量、積載台数等

エ　輸送を実施しようとする期間

オ　輸送のために必要とする経費の内容及び金額

カ　輸送を要する理由

キ　その他

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

「６．費用の基準及び支払」に定める費用の基準による。

(4) 報告その他事務手続

村本部は、輸送及び移送を実施したときは「救助日報」（様式編・様式23号）により毎日その状況を、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、輸送に関する記録は「５．輸送の記録」によるが、災害救助分については明確に区分整理する。

８．輸送等にあたっての留意事項

災害の輸送及び移送にあたっては、次の事項に留意し、又は参考として行う。

(1) 自動車等の借上げにあたっては、被災地に近い地域で確保することを原則とする。

(2) 災害輸送にあたっては、輸送責任者を同乗させる等的確な輸送に努める。

(3) 災害輸送のうち、機関相互における物資の輸送にあたっては、「救助用物資引継書」（様式編・様式６号）を作成し、授受を明確に記録しておく。

(4) 自動車の確保にあたっては、できるだけ当該車両の運転手を含めて借り上げる。

(5) 土木建設業者所有の建設車両については、土木関係応急対策事業用に優先する等、その所属、車両の特殊性等を考慮して実際に即した作業のための確保について留意する。

第3項　通信の確保

被害状況その他情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

(1) 通信の確保

ア　情報通信手段の機能確保

村及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

村、西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ及びＫＤＤＩ等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

西日本電信電話株式会社は、災害発生時における村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

イ　通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

ウ　各種通信施設の利用

a　各種通信メディアの活用

村及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行う。

b　非常通信の利用

村及び防災関係機関は､加入電話及び県防災無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

(2)有線通信施設による方法

ア　一般加入電話（非常通話）による通信

イ　警察電話による通信

ウ　鉄道電話による通信

エ　その他有線電話による通信

(3)無線通信施設による方法

ア　岐阜県防災行政無線による通信

イ　警察無線による通信

ウ　西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信

エ　防災相互通信用無線による通信

オ　非常通信による通信による通信

(4)インターネット等による方法

(5)急使による方法

(6)文書による方法

１．有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法による。

(1) 一般加入電話（非常通話）

災害時においても、通常の使用方法により一般加入電話を利用するが、市外通話が困難になった場合は、市外通話が優先的に利用できる「非常通話」により通信を行う。なお、「非常通話」は、102 番申込みにより非常扱いの通話である旨を告げて行うが、

「非常通話」として扱われる通信の内容及び通信の発着機関は、次の通りである。

ア　気象機関

イ　水防機関

ウ　消防救助機関

エ　輸送確保関係機関

オ　通信確保関係機関

カ　電力供給関係機関

キ　警察機関

ク　災害予防、船舶、航空機の救援関係機関

(2) 警察電話

一般加入電話（非常通話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼する。

(3) 鉄道電話

上記(2)と同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼する。

(4) その他有線電話

上記の他有線専用電話が敷設されている機関の協力を得て、通信の伝達を依頼する。

２．無線通信施設による通信

災害発生時における無線通信施設による通信は、次の方法による。

(1) 岐阜県防災行政無線

有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

(2) 警察無線

岐阜県防災行政無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

(3) 西日本電信電話株式会社の孤立防止対策用衛星電話

一般加入電話の途絶により孤立したときの通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、孤立防止用衛星通信システム等を活用する。この場合、村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルする。

(4) 防災相互通信用無線

災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行う。

(5) 非常通信

一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、他機関の無線局の協力を得て、非常通信の伝達を依頼する。

３．インターネット等による通信

電話等による通信が不可能で、パソコンによるメール通信が可能な場合は、インターネットを活用する。

４．急使による通報

上記の方法等により通信できないときは、急使によって連絡する。

５．文書による通報

通信にあたっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報する。

通信の発受記録及び文書による連絡は、本章第６節第２項「災害情報等の収集・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定めるところによる。

第6節 情報の受理伝達

第1項　警報・注意報・情報等の受理伝達

災害応急対策活動に役立てるため、気象台及び関係機関は、気象、水防及び火災に関する警報、注意報及び情報の発表、伝達並びにその周知を迅速かつ的確に把握するよう努める。

１．警報等の種別

防災と関連のある警報等の種別は、次の区分による。

(1) 気象警報等の発表基準

気象及び気象と関連する異常現象等について、岐阜地方気象台が発表する警報、注意報、情報の種別と発表基準は、次表のとおりである。

■主な気象警報等の種類と発表基準

種　別		概　要
特別警報	暴風特別警報	暴風が得に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる「重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒心を呼びかける。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	洪　水　警　報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損壊や決壊による重大な災害があげられる。
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強雨風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷　注　意　報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷（雪）注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害がおこるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜　注　意　報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
気象情報	岐阜県気象情報	気象の予報等にいついて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに発表される。
	岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表される。

※　地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

種　　類	概　　要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新され、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新され、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新され、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が、河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

○早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。

(2) 水防活動用警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であって、種別、内容は次のとおりである。

区　　分		警　報　等　の　内　容
１水防活動用気象注意報		気象注意報のうち、大雨注意報の発表があったとき、本注意報があったものとし、水防活動用の語は付けない。
２水防活動用気象警報		気象警報のうち、大雨警報の発表があったとき、本警報があったものとし、水防活動用の語は付けない。
３水防活動用洪水注意報	一般河川	気象洪水注意報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
	協議河川	協議河川についての洪水注意報を発表する。水防活動用の語は付けない。
４水防活動用洪水警報	一般河川	気象洪水警報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
	協議河川	協議河川についての洪水警報を発表する。水防活動用の語は付けない。

注）協議河川とは本節２(2)の河川をいう。

(3) 水防警報等

洪水予報に関連して、水防活動に必要な事項について、水防関係機関が水防管理団体に対して発する警報、情報である。

区　　分	警　報　等　の　内　容
水防警報準備	基準地点（神渕川飯高橋、右岸水位計）の水位が 4.0m（警戒水位）に達し、なお水位上昇のおそれがあるとき。
水防警報出動	基準地点の水位が 5.5m（危険水位）に達し、水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めたとき。
水防警報解除	基準地点の水位が警戒水位を下回り、水防活動の必要性が無くなったとき。

なお、巡回方法については、資料編の〈消防防災段階別活動編〉に基づいて行う。

(4) 火災警報

岐阜県総合防災ポータル等により、火災気象情報の伝達を受けたとき、村内で空気が乾燥し風が強い時等、火災の危険が予想される場合は火災警報を発表する。

２．警報等の発表及び解除

気象その他の警報等は、次の方法でそれぞれの機関が発表及び解除する。

(1) 気象注意報、警報等

気象注意報、警報、情報及び洪水注意報、警報等（協議河川を除く。）は、岐阜地方気象台が発表する。

注意報、警報等の内容説明に用いられる村の地域区分は、次のとおりである。

・府 県 予 報 区：岐阜県
・一 次 細 分 区 域：美濃地方
・地　　域：中濃
・二 次 細 分 区 域：東白川村

(2) 水防活動用気象注意報、警報等

ア　国の機関が行う洪水予報

木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所又は庄内川河川事務所と岐阜地方気象台又は名古屋地方気象台は、共同して水防法第 10 条第２項の規定により国土交通大臣が指定した河川（国指定洪水予報河川）について、それぞれの河川名を付した氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾発生情報を発表及び解除する。

イ　知事が行う洪水予報

県と岐阜地方気象台は、共同して水防法第 11 条第１項の規定により県知事が指定した河川（以下「県指定洪水予報河川」という。）について、それぞれの河川名を付した氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表及び解除する。

洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

３．気象警報等の伝達

気象警報等（火災警報を除く）を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要があるときは、おおむね次の区分により伝達、徹底を図る。

(1) 伝達の方法

各注意報、警報等の伝達は、岐阜県防災行政無線により県本部消防班から音声、岐

阜県総合防災ポータル及び衛星ファクシミリによって伝達される。村総務部は、必要があると認めたときは、その内容を関係する各部及び関係機関に口頭、文書、電話、電子メール又はファクシミリによって伝達するが、退庁時における伝達は、宿日直者が同様の方法で行う。

(2) 伝達の系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達する。

村は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル	避難情報	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル5	災害発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）
警戒レベル4	・避難勧告・避難指示（緊急）	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル2	洪水注意報大雨注意報	氾濫注意報	・洪水警報の危険分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル1		早期注意報（警報級の可能性）		

村、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から特別警報に準ずる気象現象が発生した旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに村に伝達する。

■一般の伝達

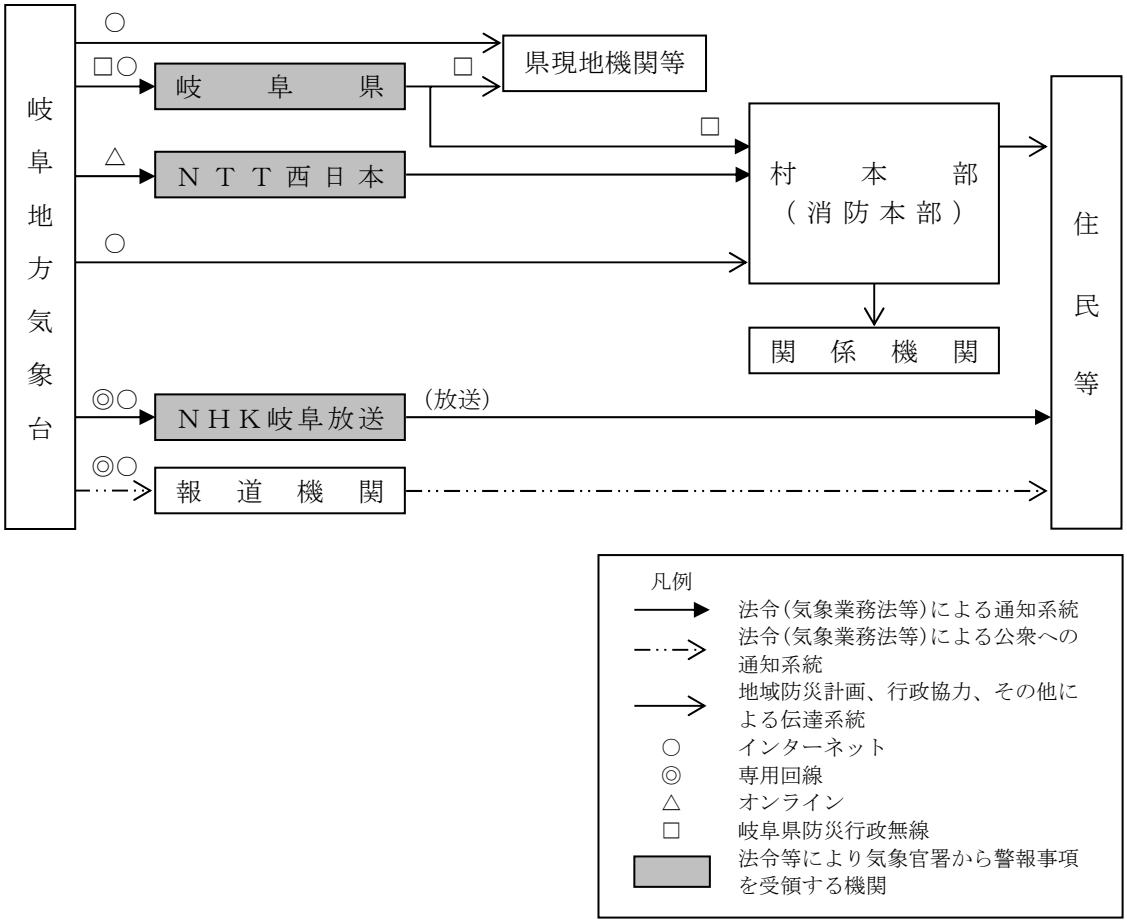

（注）　岐阜地方気象台からＮＴＴ西日本への通知は警報のみ。

(3) 警報等の住民への周知徹底

気象警報等の発表及び解除が県より伝達されてきたら、次のうち実情に即した方法で住民に伝達する。

ア　村防災行政無線により伝達し、午後 10 時から翌日午前６時までの間に発表された場合においては、原則として伝達しないが、村長（村本部長）が必要と認めるときは伝達する。

また、この間、解除については行わない。

注意報については、住民への伝達は行わないが、農作物等の被害を防止するための霜注意報及び低温注意報の場合は、村防災行政務線により住民に伝達し注意を促す。

イ　広報車又は携帯型ハンドスピーカーにより、職員が巡回して住民に伝達する。

この場合、住民に対して伝達漏れがないよう十分注意する。

ウ　伝達組織（自主防災組織、自治会等）による伝令による伝達をする。

４．異常現象発見時の対策

災害が発生する恐れがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通知する。

(1) 発見者の通知

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は村長に、火災に関する場合は可茂消防事務組合東白川分遣所又は村長に、またその他の現象の場合は、村長又は警察官に通報する。

(2) 警察官の通報

異常現象を発見し又は通報を受けた警察官は、速やかに村長に通報するとともに、加茂警察署長に通報する。

(3) 村長の通報

上記(1)及び(2)によって異常現象を承知した場合、村長は直ちに次の機関に通報又は連絡する。

ア　県本部及び岐阜地方気象台

イ　その異常現象によって災害の予想される隣接市町村災害対策本部

ウ　その異常現象によって予想される災害と関係のある県支部各機関

(4) 周知徹底

異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、村及び各機関は、その現象によって災害が予想される地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

周知の方法は、本項３.「(3) 警報等の住民への周知徹底」の方法による。

５．村本部の対策

警報等の伝達、連絡を受け又は火災警報を発しあるいは異常現象を承知したときは、次の方法により住民及び関係機関に対しその周知徹底と対策等を講じる。

(1) ＮＴＴ西日本からの伝達は警報の種別のみであることから、県防災行政無線及びテレビ・ラジオ放送の視聴・聴取あるいは駐在所、可茂消防事務組合等との連絡を密にし、地域の的確な気象情報の把握に努める。

(2) 異常現象を発見し又は通報を受けたときは、岐阜地方気象台に通報するとともに、その現象によって予想される災害について隣接市町村本部に連絡する。

(3) 関係機関は、異常現象を発見し又は通報を受けたときは、その現象によって予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

(4) 県本部消防班から火災気象通報の伝達を受けたときは、本章第７節第１節「消防計画」の定めるところに従い、可茂消防事務組合と協議し火災警報を発する。

(5) 警報等を住民等に周知徹底するにあたっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。

(6) 巡回するときは、住民の動向に関する情報を収集する。

(7) 警報等の周知徹底を図るため、放送機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県本部（県本部から放送機関へ送付する様式に準ずる。）を通じて行う。

６．雨量観測による気象状況の把握

村本部は、自ら設置した簡易雨量計及び村内の雨量観測実施機関の協力を得て、村内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県本部に連絡する。

第2項　災害情報等の収集・伝達

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や住民等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれの応急対策に関連する計画の定めるところによる。

１．情報の収集・連絡手段

(1)情報の収集

村は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。特に、孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星電話などにより、当該地域の住民と村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

村び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

また、村必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

(2)情報の整理

村は、平常時より自然情報、社会情勢、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め､総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

(3)情報の連絡手段

村及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあっては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

２．被害状況等の調査、報告事項

(1)　被害状況等の報告方法

村は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災害対策基本法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後 15 日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大で村においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため村単独で

はできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。

被害状況の調査及び報告を要する事項は、即時報告（災害即報）をはじめ次のとおりとし、応急対策実施上必要な情報等については、それぞれの被害状況報告等に合わせて行う。

ア　即時報告（災害即報）
イ　住家等一般被害状況の調査報告
ウ　社会福祉施設等被害状況の調査報告
エ　医療、衛生施設被害状況の調査報告
オ　商工業関係被害状況の調査報告
カ　観光施設被害状況の調査報告
キ　農業関係被害状況の調査報告
ク　林業関係被害状況の調査報告
ケ　土木施設被害状況の調査報告
コ　都市施設被害状況の調査報告
サ　教育・文化関係被害状況の調査報告
シ　村有財産被害状況の調査報告
ス　消防職団員活動状況の調査報告
セ　消防関係の即報（火災即報）
ソ　水防の情報
タ　総合被害状況調

(2)　一定規模以上の災害

村は、即報要領「第３　直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として 30 分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。また、消防機関への１１９番通報が殺到した場合については、村は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、村は震度６以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

(3)　被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 （様式１号）
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 （様式２号）
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定した時 （様式２号）
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後２０日以内 （様式２号）

３．被害状況の調査実施

村本部は、被害状況の調査を次表に掲げるとおり関係の機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て実施し、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後 15 日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告する。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つ。

村本部は、被害の調査が被害甚大で村本部のみにおいて不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため村本部単独ではできないときは、県支部等の応援を要請する。

■調査事項と担当調査班等

調査事項	調査班	協力・応援機関
住家等一般被害	税務班、住民班	県支部総務班
社会福祉施設等被害	保健福祉班、みつば保育園班	県支部総務班
医療、衛生、上水道施設被害	保健福祉班、水道班	県支部保健班、県支部用水道事務班
商工業関係被害	林務商工班	商工会、商工会議所、県支部総務班
観光施設被害	林務商工班	県支部総務班
農業関係被害	農務班	県支部総務班、県支部農業改良普及班、県支部家畜保健衛生班、県支部土地改良事業班、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合
林業関係被害	林務商工班	県支部総務班、県支部山林事業班、森林組合
土木施設被害	建設班、環境班	県支部土木班
都市施設被害	建設班	県支部土木班
教育・文化関係被害	教育班	県支部教育班
村有財産被害	行政班	
火災の情報	消防班	可茂消防事務組合

水　防　の　情　報	行政班	
総　合　被　害　状　況	行政班	

注）土木施設については、県管理分も村において一括調査するが、県支部土木班は共同して調査を行う。

４．被害の調査報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害（住家等一般被害状況）の調査、報告を他の被害に優先して行う。

５．調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査は、次の各号のいずれかに該当したときに、被害のあった事項について行う。

(1) 本章第１節第１項「１．村本部の運用」による準備体制、警戒体制をとったとき。
(2) 村本部を設置したとき。
(3) 村内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
(4) 災害の発生が県下広域に及び県全域に相当の被害が発生したと認められるとき。
(5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
(6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

６．村本部における情報の収集、報告

村本部は、次により情報を収集し、報告（即時報告、概況調査報告、確定調査報告）する。

(1) 調査した被害報告をとりまとめること。
(2) 収集、掌握した被害状況及び災害応急対策の実施状況等を、県支部又は県本部に報告するとともに、加茂警察署、可茂消防事務組合等関係機関に連絡するが、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡する。

［消防庁報告先］

回　線　別		平日（9:30～17:45） ※応急対策室	左　記　以　外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電　話 ＦＡＸ	03－5253－7527 03－5253－7537	03－5253－7777 03－5253－7553
消防防災無線	電　話 ＦＡＸ	7527 7537	7782 7789
地域衛星通信ネットワーク	電　話 ＦＡＸ	選択番号：048－500－7527 選択番号：048－500－7537	選択番号：048－500－7782 選択番号：048－500－7789

７．調査、報告の留意事項

被害状況の調査、報告にあたっては、全般的に次の事項に留意する。

(1) 即時報告（災害即報）

本報告は、概況調査報告の前段情報として、災害応急対策の基礎となるものである

から、直ちにその概況を的確に行う必要がある。

(2) 概況調査、報告

本調査、報告は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるものであるから、特に速やかに概況を的確に調査、報告する必要がある。

(3) 中間（変動）調査、報告

本調査、報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基礎となるものであるから、変動あるいは判明の都度調査、報告する必要がある。

(4) 確定調査、報告

本調査、報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の費用負担額が決定されるような場合もあるので、正確な被害の調査、報告を要する。

なお、本調査にあたっては、各応急対策の計画で定める調査報告事項と合わせて行う等できる限り正確を期する。

(5) 電話報告と文書報告の関係

本計画による報告は、通常電話報告によることとなるが、確定報告及び特に県本部が指示する事項については、文書によって重ねて報告する。

(6) 報告用紙の印刷

村本部総務班は、電話の発受あるいは文書報告のため、所要様式（県本部の部門別被害状況等の調査報告様式）を事前に印刷保管及びパソコン等に記録保存しておく。

(7) 情報発受記録の整理

情報の発受にあたっては、発受両機関とも記録を整理保管し、電話、口頭等による発受は、様式によって記録する。

(8) 応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を村に連絡する。

(9) 情報の共有化

村は、災害事態について県との認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

８．部門別被害状況等の調査報告

各部門別の被害その他の状況と、実施しあるいは実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の方法でそれぞれ取り扱う。

(1) 災害報告

災害による被害の状況、災害防護応急活動の状況等を速やかに把握し、災害応急対策の基礎資料とするため収集し、報告する。

ア　報告の系統

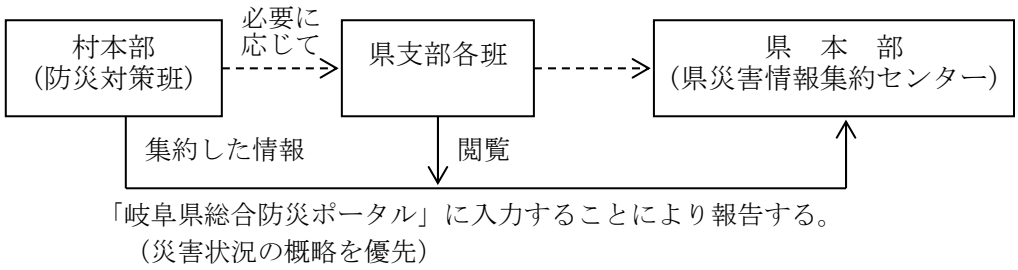

(注) 応援要請等の緊急を要する場合、村本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

＜手　順＞

①　村本部（行政班）で各班からの情報を集約

②　総合防災ポータルに入力

③　必要に応じて、村と県の各担当部署間の連絡を行う

イ　報告事項

県計画（県計画第３章第９節「災害情報等の収集・伝達」による。以下本節において同じ。）様式「即時報告（災害即報)」(様式編・様式７号）に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊災害派遣の要否等について報告する。

(2) 住家等一般被害

人的被害及びこれにつながる被害状況を把握し、災害救助法、その他による応急救助等実施の基礎資料とするため、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

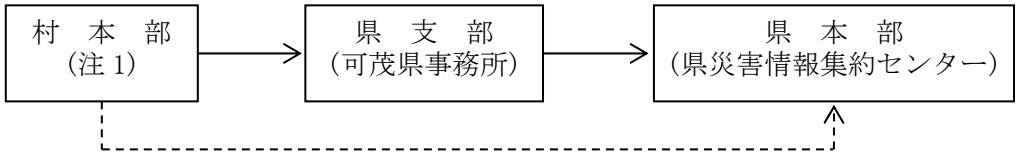

(注) 1. 村本部担当：税務班、住民班

2. 緊急を要する場合、村本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ　調査、報告事項

「住家等一般被害状況等報告書」(様式編・様式 8-1 号）及び「住家等一般被害調査表」(様式編・様式 8-2 号）に定める各事項。

ウ　被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分等は、おおむね次表「被害等の区分と判定基準」の基準による。

エ　調査の方法

被害状況の調査にあたっては、次の事項に留意する。

① 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくないが、浸水地域（地区等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮のうえ、その地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また、被災人員についてもその地域の平均世帯人員によって計上する等の方法も考えられる。

② 詳細（確定）調査にあたっては、「住家等一般被害調査表」（様式編・様式 8-2 号）によって調査員が世帯別に調査し、これを集計して確定被害とするが、調査にあたっては、現地調査のみによることなく、住民登録、食料配給等の諸記録とも照合し、的確を期する。

③ 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、村長、警察官及び自衛官等により避難の指示、勧告等を行った場合は、村本部に通知することとされている（本章第８節第２項「避難対策」参照）ので、この情報をとりまとめて報告する。

④ 「住家等一般被害状況報告書」（様式編・様式 8-1 号）に定める調査報告事項については、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努める。

オ 報告の方法

被害状況その他の報告にあたっては、次の事項に留意する。

① 本報告は、村本部の責任において実施する。報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延につながるため速やかに行う。

② 中間報告を要する災害にあっては、毎日午前 10 時までに報告する。

③ 村本部は、報告責任者を定めておくとともに毎年度４月 30 日までに、次の事項を県本部健康福祉政策班に報告し、報告事項に異動が生じた場合はその都度報告する。

a 村の救助実施機関名、所在地、電話番号

b 報告責任者の所属、職名、氏名

c 報告副責任者の所属、職名、氏名

■被害等の区分と判定基準

被害等区分	判　定　基　準
死　者	死亡が確認された者又は死亡したことが確実な者
行方不明	1.所在不明となり、死亡した疑いのある者 2.家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重　傷	１か月以上の治療を要する見込みの者
軽　傷	１か月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全　失 （全壊、全焼、全流失）	1.損失部分の床面積が、その住家の延面積の 70%以上に達した程度のもの 2.住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの 3.被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの

半　　失 （半壊、半焼）	1. 損失部分の床面積が、その住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの 2. 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの 3. 被害住家の残存部分を補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
床 上 浸 水	床上に浸水した建物又は土石・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床 下 浸 水	住家の浸水が床上に達しない建物
一 部 破 損	建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住　　家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非　住　家	本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以外の被害を受けた全建物を計上する。
1　　棟	「棟」とは、１つの独立した建物をいう。なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて１棟とするが、２つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は２棟とする。
1　　戸	住家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舎等を１世帯とする。）

注）1　同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。
①全失　②半失　③床上浸水　④床下浸水　⑤一部破損

2　破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。

3　住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）

4　遺体の調査計上は、り災市町村において行うが、遺体が漂着した場合でり災地が明確でない場合にあっては、その者のり災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）市町村の被害として計上する。

5　非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上する。

なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

(3) 社会福祉施設等の被害

社会福祉施設等の被害に伴う収容者の保護と、施設応急復旧対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

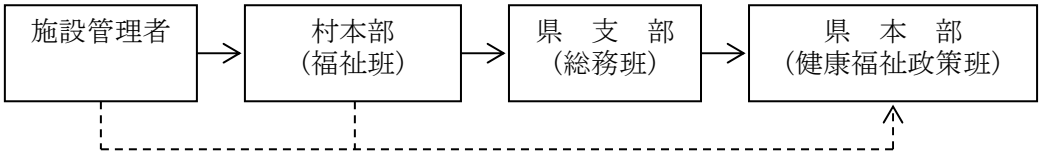

（注）緊急を要する場合、施設管理者及び村本部は直接県本部に報告し、同時に村本部及び県支部にも報告する。

イ　調査、報告事項

「社会福祉施設等被害状況等報告書」（様式編・様式 9-1 号）に定める各事項。

ウ　社会福祉施設の範囲

社会福祉事業法にいう第１種及び第２種施設、介護保険の諸施設（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保健施設。ただし、社会福祉施設及び医療施設を除く。）並びに国民健康保険の諸施設について行う。

エ　調査、報告の方法

①　建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況報告書」（様式編・様式 8-1 号）と重複計上されるものであるから、調査、報告あるいは集計にあたって留意する。

②　確定報告を文書によって行うときは、「社会福祉施設等被害調査表」（様式編・様式 9-2 号）を添えて提出する。

オ　報告書記載作成の方法

①　村本部は、各施設管理者等からの報告書を受け、集計して本報告書を作成する。（文書による提出にあたっては、各施設別報告書を添付する。）

②　報告にあたっては、施設名称、被害室名（便所、収容室等）及び収容者の措置並びに将来の見通し等を備考欄に記載する。

(4) 医療、衛生施設の被害

医療、衛生施設の災害による被害の状況を把握し、医療救助その他衛生対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

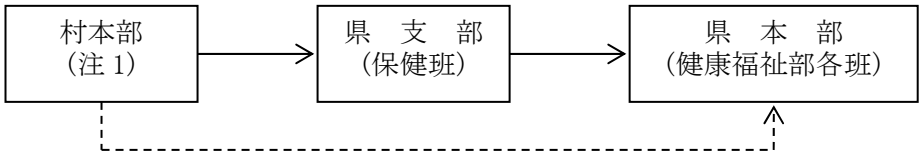

（注）1. 村本部担当：保健福祉班、環境班

2. 緊急を要する場合、村本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ　調査、報告事項

「医療、衛生施設被害状況等報告書」（様式編・様式 10 号）に定める各事項。

ウ　医療、衛生施設の範囲

本調査は、公営、民営全てについて計上する。

エ　調査、報告の方法

被害状況のうち建物については、「住家等一般被害状況報告書」（様式編・様式 8-1 号）と重複計上されるものであるが、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみを計上する。

オ　報告書記載作成の方法

応急対策その他の状況の記載にあたっては、国保施設、県営病院も含めたその地域における総合的な状況による。

(5) 商工業関係の被害

商工業関係の被害状況を把握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

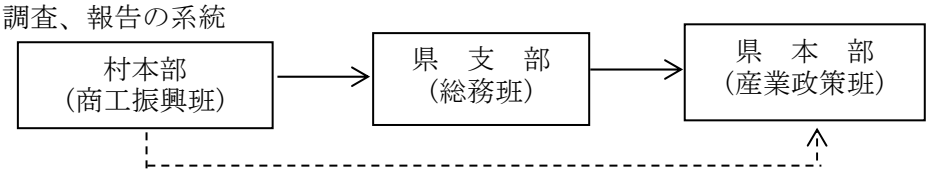

(注) 緊急を要する場合、村本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ　調査、報告事項

「商工業関係被害状況等報告書」(様式編・様式 11 号) に定める各事項。

ウ　調査施設の範囲

商工業関係の全般について調査するが、県営施設については村本部では計上しない。

エ　調査の基準

被害状況の調査、計上にあたっては次の基準による。

① 建物の被害棟数は、一部破損以上の建物を計上するが、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているものについては、本調査では棟数を計上せず、件数と被害額のみを計上する。

② 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の、製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は (　) 外書として計上する。

③ 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。

④ 浸水による被害については、その程度を床上、床下に区分する。

⑤ 共同施設欄には、事業協同組合、協業組合、商工組合等の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。

⑥ 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少等を計上する。

オ　調査、報告の方法

調査、報告にあたっては、次の点に留意する。

① 本被害のうち、建物被害については、「住家等一般被害状況報告書」(様式編・様式 8-1 号) の非住家と重複計上されるものである。

② 県営施設等の調査にあたっては、「県営施設被害調査表」(「社会福祉施設等被害調査表」(様式編・様式 9-2 号) に準じて作成) によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

③ 被害計上にあたっては、農林被害との関係に留意し、重複、脱ろうの防止に努める。(例　材木、農産加工製造品等)

(6) 観光施設の被害

観光施設の被害状況を把握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

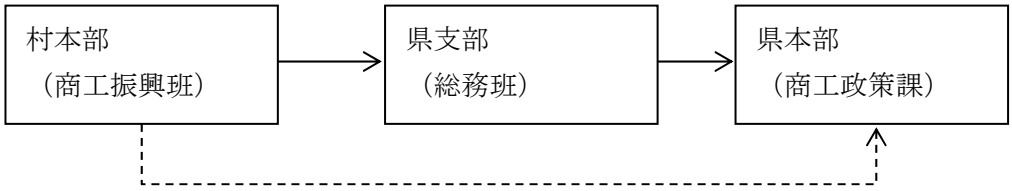

（注）緊急を要する場合、村本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ　調査、報告事項

「観光施設被害状況等報告書」（様式編・様式 12 号）に定める各事項。

ウ　調査施設の範囲

観光関係の全般について調査するが、県営施設については村本部では計上しない。

エ　調査の基準

被害状況の調査、計上にあたっては次の基準による。

①　その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、観光ヤナ、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。

②　建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。

③　全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。

④　浸水による被害については、その程度を床上、床下に区分する。

オ　調査、報告の留意点

①　本被害のうち、建物被害については、「住家等一般被害状況報告書」（様式編・様式 8-1 号）の非住家と重複計上されるものである。

②　県営施設等の調査にあたっては、「県営観光施設被害調査表」（「社会福祉施設等被害調査表」（様式編・様式 9-2 号）に準じて作成）によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

(7) 農業関係の被害

農業関係（水産業含む）の被害状況を把握し、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

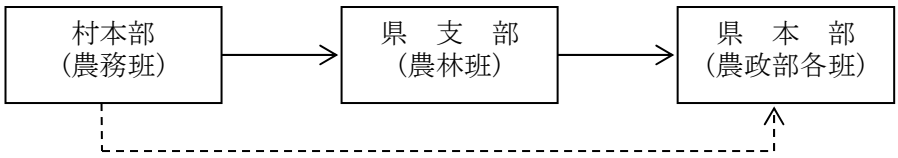

（注）緊急を要する場合、村本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ　調査、報告事項

「農業関係被害状況報告」他（様式編・様式 13-1 号～13-8 号）に定める各事項。

ウ　報告期限

文書による報告書の提出期限は、県農政部長が指示した場合を除き次によるが、災

害の程度等により期限前に報告を必要とするときは、その都度電話によって行う。

報告種別	報告書提出期限 （村本部→県支部）
概況報告	災害発生後　３日以内
中間報告	災害発生後　９日以内
確定報告	終息後　15 日以内

エ　調査の基準等

被害状況の調査、計上にあたっては、次の基準による。

①　農地等の被害区分

流　失：その筆における耕地の厚さ１割以上が流失した状態のもの。

埋　没：土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。

②　農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上する。

③　冠　水

作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。

オ　調査の方法

被害状況の調査は、次の方法によって行う。

①　農業関係

農業関係の被害については、農業共同組合等の協力を得て、また、必要に応じて県支部農業普及班の立会を求めて調査する。

②　耕地関係

農地及び農業用施設の被害については、土地改良区、農業共同組合等の協力を得て、また、必要に応じて県支部農地整備班の立ち会いを求めて調査する。

可茂農林事務所が所管する事業（県営事業）の被害については、可茂農林事務所（県支部農地整備班）が行う。

カ　報告書記載作成の方法

村営施設の被害については、「村有財産被害状況等報告書」（様式編・様式 18 号）によって村有財産として報告する。

(8) 林業関係の被害

林業関係の被害状況を把握し、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

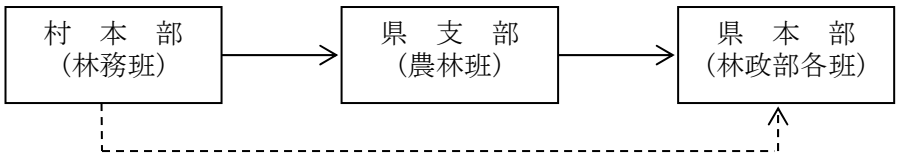

（注）緊急を要する場合、村本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ　調査、報告事項

「林業関係被害状況等報告書」他（様式編・様式 14-1 号～14-11 号）に定める各事項。

ウ　調査の方法

①　調査は、林務商工班が森林組合の協力を得て、また、必要に応じて県支部関係職員の立会を求めて行う。

②　林業被害のうち、次の被害については県支部農林班が行う。

a　施工中の県営事業及び補助事業に関連する被害

b　県有林（部分林含む）の立木及び林地被害

c　県有種地の苗木等の被害

(9) 土木施設の被害

土木施設の被害状況を把握するとともに、水害の防止、道路交通の確保等応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

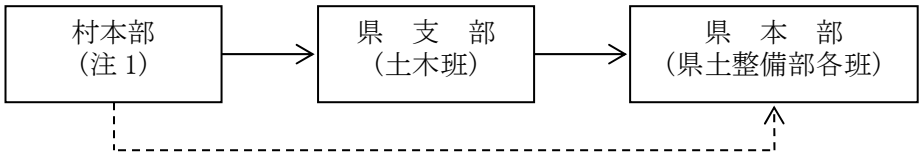

（注）1. 村本部担当：建設班、環境班

2. 緊急を要する場合、村本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ　調査、報告事項

「土木施設被害状況報告書」（様式編・様式 15 号）に定める各事項。

ウ　調査、報告の方法

①　調査は建設班及び環境班が行うものとし、県管理の土木施設については県支部土木班員と共同して行う。

②　国の直轄施設の被害については、参考的に調査し、報告にあたっては（　）外書とする。

③　雨量及び主な河川の水位状況は、別に定める様式により通報する。

(10) 都市施設の被害

都市施設の被害状況を把握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

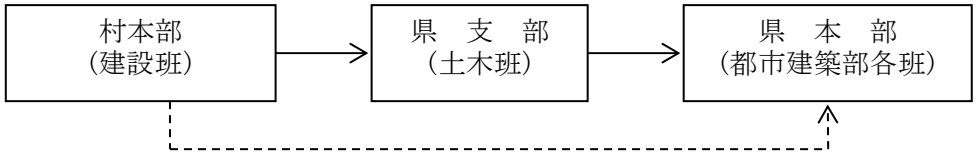

（注）緊急を要する場合、村本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ　調査、報告事項

「都市施設被害状況報告書」（様式編・様式 16 号）に定める各事項。

ウ　調査、報告の方法

調査は建設班が行い、県管理の都市施設については県支部土木班員と共同して行う。

(11) 教育・文化関係の被害

教育・文化関係施設等の被害状況を把握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

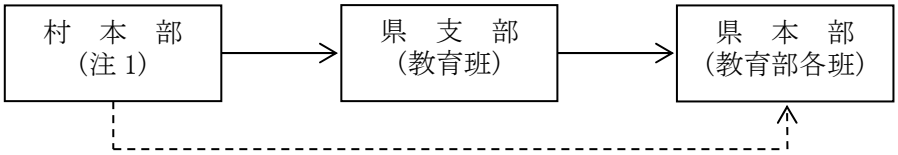

（注）1. 村本部担当：教育班

2. 緊急を要する場合、村本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ　調査、報告事項

「教育・文化関係被害状況等報告書」（様式編・様式 17 号）に定める各事項。

ウ　被害程度判定の基準

被害程度の判定は、おおむね次の基準による。

①　全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

②　半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。

なお、当該建物が復旧してもその安全保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

③　一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態をいう。

エ　用途別区分基準

施設の用途別区分は、おおむね次の基準による。

①　建　物

当該学校の使用に供されている建物（建物に付属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の付帯設備を含む。）をいう。

②　建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物（自転車置場・吹き抜けの渡り廊下等）をいう。

③　土　地

建物敷地、運動場、校地造成施設をいう。

（注）校地造成施設：がけ地土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く）等

④　設　備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品、例えば生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

オ　被害状況の集計

県立施設分については、（　）内書きとする。

カ　報告書記載作成の方法

①　区分欄は、次のように区分する。

幼稚園、小学校、中学校、教職員住宅、図書館、公民館、体育施設、学校給食センター、少年自然の家等

②　文化財に被害があったときは、「その他」の欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載する。

③　建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上するが、要補修以上の被害がある建物は重複して計上されるものである。

(12) 村有財産の被害

村有財産の被害状況を把握するとともに、その応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

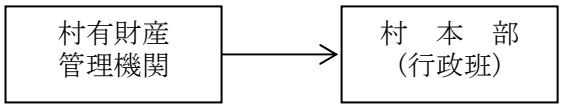

イ　調査、報告事項

「村有財産被害状況等報告書」（様式編・様式 18 号）に定める各事項に準じる。

ウ　調査の基準

建物の被害区分は、「住家等一般被害状況報告書」（様式編・様式 8-1 号）の判定基準による。

エ　調査、報告の方法

①　財産管理者は、管理する施設等に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、行政班に報告する。

②　調査にあたっては、「村有財産被害状況等報告書」（様式編・様式 18 号）に準じて施設別に作成し、これを集計して報告する。

③　本被害のうち、建物については「住家等一般被害状況報告書」（様式編・様式 8-1 号）の住家及び非住家その他と重複計上されるものである。

(13) 消防職団員の活動

災害時における消防機関の活動状況等を把握し、応急対策の基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

調査は、村本部消防班及び可茂消防事務組合東消防署東白川分遣所が行い、次の系統により報告する。

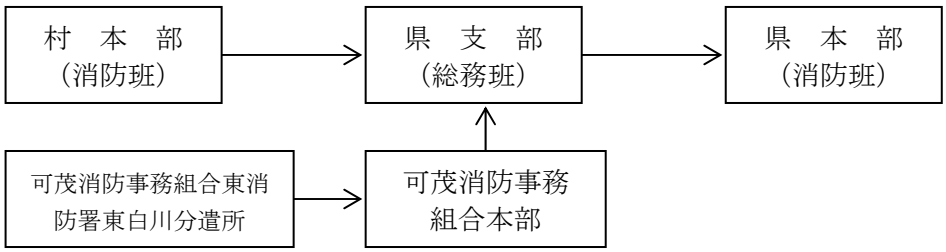

イ　調査、報告事項

災害が発生し、又は発生する恐れがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に従事させたときに、「消防職団員活動状況報告書」（様式編・様式 19 号）に定める各事項について調査、報告する。

ただし、村長が水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は、本節８．「(15) 水防の情報」に定める計画による。

ウ　調査報告の方法

①　活動状況については、出動月日につき１枚とする。

②　消防本部、消防団を区別して記入する。

(14) 消防関係の即報

火災による消防機関の活動状況等を把握し、応急対策の基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア　調査、報告の系統

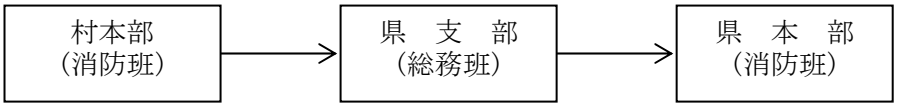

イ　調査、報告事項

「消防関係報告書（火災即報）」（様式編・様式 20 号）に定める事項及び「火災・災害等即報要領」によって電話等により即報し、その後速やかに「火災報告取扱要領」に定めるところによる「火災詳報」の各事項について調査、報告する。

ウ　即報する災害の規模

火災、爆発等による災害が発生した場合あるいは風水害等により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合等で、「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する場合に報告する。

(15) 水防の情報

洪水にあたって堤防等の危険な状態を把握するとともに、水防活動その他応急対策実施上の基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア　雨量の通報

相当の降雨量があったと認められるときは、雨量の通報を行う。

①　通報の系統

②　雨量情報の記録

村本部建設班は、注意報又は警報が発表されているときは、次の事項を記録する。

a　降り始めの時刻

b　毎時間ごとの時間雨量及び積算雨量

c　雨が止んだときの時刻及び積算雨量

イ　水位の通報

①　通報の系統

②　水位の通報事項

村本部建設班は、洪水の恐れがあることを察知し又は洪水予報の通知を受けたときは、岐阜県水防計画の定めるところにより、水位の変動についてその状況を報告する。

a　観測場所

b　観測日時

c　水　　位

d　増減の傾向及び見込み

ウ　破堤等の通報

①　通報の系統

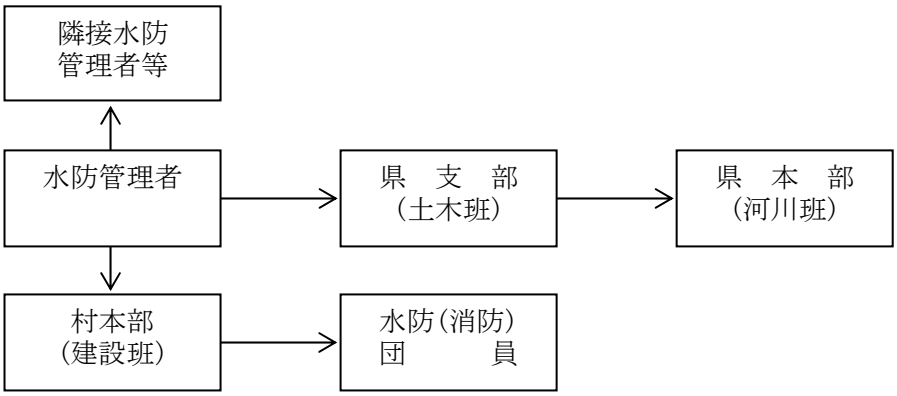

(注) 隣接水防管理者等とは、堤防等が破堤したときに氾濫が予想される方向の隣接する水防管理

団体、村本部をいう。

② 破堤等の通報

水防管理者は、堤防等が破堤し又は決壊しそうになったとき、あるいは住民の避難指示等を要する状態になったときは、その状況を通報する。

エ その他の通報

① 水防管理者は、水防団員又は消防機関を出動させた河川の巡視警戒あるいは水防作業等を行ったときは、出動人員等の状況を、県支部土木班を経て県本部河川班に報告する。

② 水防管理者は、他の機関の応援を求めたとき又は自衛隊の出動を要請しようとするときは、県支部土木班を経て県本部河川班に通報又は要請報告を行う。

(16) 総合被害状況調

総合被害状況調は、系統別に調査した被害を取りまとめ、村における災害応急対策の資料とするほか、関係機関に通報するとともに、住民等へ提供する情報の基礎資料とする。

ア 被害の集計

村本部における被害の集計は、「総合被害状況調」(様式編・様式 21 号) の事項に分類して行う。集計は部門別被害状況報告書を資料とする。

イ 被害の通報

総合被害状況を取りまとめたときは、次の各機関に通報する。

① 村防災会議構成委員の所属機関

② 村本部各部・班

③ 報道機関

第3項 災害広報

村は、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急災害対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心がけるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者の置かれている生活環境および居住環境等が多様であることにかんがみ情報を共有する媒体に配慮して被災者等への広報活動を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

１．報道機関への情報発表

災害発生時においての報道機関への対応は、発表情報の相違等を避けるため村本部情報通信班が担当し、各班は随時収集情報を情報通信班に報告する。

なお、この場合スポークスマンは、総務部長が当たる。

また、報道機関への情報発表は、電話、ＦＡＸ等により迅速かつ的確に行うよう努めるとともに、報道帰還を活かした応急対策（避難世帯等への災害情報の伝達等）に心がけるものとし、報道機関への情報発表は、次の事項とする。

(1) 災害の種別（名称）及び発生日時

(2) 災害発生の場所又は被害激甚地域
(3) 被害調査及び発表の時限
(4) 被害状況
(5) 村本部等における応急対策の状況

なお、情報発表は、県支部への報告と相違ない内容にするとともに、確実に判明している事項についてのみ行う。

２．村内各機関への報告

村本部は、災害発生時において村内の各機関へ被害状況その他災害に関する各種情報を連絡し、それぞれの機関での災害応急対策のための情報を提供するが、各班が担当する連絡機関は、資料編・資料 12 のとおりである。

（※資料編・資料 12　村内の機関と連絡担当班）

３．住民に対する広報

(1) 広報の手段

災害広報にあたっては、様々な手段を有効に活用し、また自主防災組織を通じるなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な工法に努める。

ア　村防災行政無線
イ　自主防災組織、自治会等の連絡網
ウ　消防団員による巡回広報
エ　職員による巡回広報
オ　村ホームページへの掲載
カ　広報誌等の配布
キ　掲示板への貼紙
ク　報道機関への情報提供（新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等）
ケ　災害情報緊急速報メール

(2) 広報事項

村は、災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難勧告・指示等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

ア　事前情報
　①　気象の情報
　②　河川水位の情報
　③　公共交通機関の情報等
イ　災害発生直後の情報
　①　災害の発生状況
　②　住民等のとるべき措置
　③　避難に関する情報（指定避難所、避難勧告、指示等）
　④　医療救護所の開設状況
　⑤　道路及び交通機関の情報等
ウ　応急復旧時の情報

① ライフライン施設の状況
② 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
③ 公共土木施設の状況
④ 公共交通機関の状況
⑤ ボランティアに関する情報
⑥ 義援金、援助物資の受入に関する情報
⑦ 被災者相談窓口の開設状況等

４．災害情報等の収集

本節第２項「災害情報等の収集・伝達」に定める事項以外の災害関連情報は、次の要領によって収集する。

(1) 本部長は、災害の記録を残すため行政班の職員を災害現地に派遣し、写真の撮影を行わせるが、行政班の職員が他の災害事務遂行のため派遣できないときは、その他の班から派遣可能な職員を派遣する。
(2) 関係機関、住民等が撮影した写真の収集を行う。
(3) その他現地における資料や情報の収集を行う。

５．記録写真等の公表

村本部が記録用に撮影した写真の一部を、県支部に送付し、県内あるいは県外の公共施設において貼付し、ＰＲに努める。

６．災害広聴

村本部住民班は、災害時における住民等の要望を速やかに把握することに努め、また、相談窓口を設置し、被災住民の災害復旧等に対する相談に応ずる。

(1) デマ等の発生防止対策

村及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をする。

(2) 被災者等への広報の配慮

村等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

(3) 住民の安否情報

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、可茂消防、加茂警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。

(4) 総合的な情報提供・相談窓口の設置

村等は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置する。

第7節 消防・救急・救助活動

第1項　消防活動

消防関係機関は、災害発生に伴う火災から住民の生命、身体を保護するため、出火、炎症の防止、迅速な被災者の救出・救助を行う。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

１．火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

火災気象通報は、気象の状況が火災の予防上危険であるとき、具体的には次の気象条件に該当する場合に岐阜地方気象台から県本部（危機管理部門）岐阜県総合防災ポータルを経て通報されるものである。

＜美濃地方＞（岐阜地方気象台の値）

ア　実効湿度 60％以下で、最小湿度 40％以下になると予想されるとき。

イ　平均風速 10m/ｓ以上の風が１時間以上継続して吹くと予想されるとき。（降雨、降雪中は通報されない場合もある。）

(2) 火災警報の発令

村本部長は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、可茂消防事務組合消防署長と協議し火災警報を発令するとともに、住民等への周知と火災予防上の必要な措置をとる。

なお、気象状況を把握するため気象観測器具（湿度計、風速計）を設け、その観測に努める。

(3) 消防職団員の対応

火災警報が発令されたとき消防職団員は、次の要領で待機する。

ア　可茂消防事務組合職員は、自宅にて待機するものとし、外出する場合は常に連絡できるようにしておく。

イ　消防団員は、管轄地域の巡回及び住民への防火啓発にあたるとともに、消防機械器具の確認等を行い、状況に応じ自宅又はコミュニティー消防センターで待機する。

２．火災報告

火災が発生したときの被害状況その他の調査報告は、次の方法による。

(1) 報告の系統

村　本　部（消防班）→ 県　支　部（総務班）→ 県　本　部（消防班）

(2) 報告の種別及び報告期限

報告種別	報告期限（村→県支部）
火災月報	翌月５日
火災報告	翌月５日
火災詳報	県支部長の指示する日
火災即報	即　　時

(3) 火災詳報を要する火災

火災詳報は、火災による損害額が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で県本部長が必要に応じて報告を求めたものについて提出する。

(4) 火災即報を要する火災

火災即報は「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する火災について報告する。

(5) 調査報告事項

火災の即報は、「消防関係報告書（火災即報）」（様式編・様式20号）及び「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに電話等によって行い、火災詳報及び火災報告並びに被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによる。

３．出火、延焼の防止

(1) 出火等の防止

村は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期する。

(2) 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

(3) 延焼の防止（火災防ぎょ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くす。村は、火災の状況が村の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど､全国的な消防応援体制の活用を図る。

４．消防職団員の火災出動

村防災行政無線等により火災の発生を覚知した消防職団員は、次により出動する。

(1) 消防職員

ア　第１出動・・分遣所出勤職員による出動

イ　第２出動・・アに可茂消防各署、各出張所を加えた出動

ウ　第３出動・・イに非番職員等を加えた出動

(2) 消防団員

ア　民家火災　全団員出動

イ　山林火災　全団員出動

５．危険物関係施設における災害拡大防止措置

(1) 危険物施設の所有者の措置

ア 施設の異常を早期に発見するための点検の実施

イ 危険物の安全な場所への移動、漏えい防止の措置、引火、発火等を防ぐための冷却等の安全措置

ウ 異常が見られ災害が発生する恐れのあるときの消防、警察、村への通報、付近住民への避難の周知

エ 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

(2) 消防機関及び県警察の措置

ア 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施

イ 警戒区域の設定、広報活動の実施、住民の立入制限、退去等の命令

ウ 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施

エ 県警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施

６．負傷者等の救出及び救急活動

(1) 消防機関、県警察等による救出・救急活動

消防機関、県警察等は、倒壊家屋の下敷き、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

ア 救出活動

・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生埋め者等の早期発見に努める。

・救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

イ 救急活動

・消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行うものする。

・道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

ウ 相互協力

消防機関及び県警察は消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成 8 年 1 月 17 日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力する。

(2) 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力する。

７．災害時における相互応援

村本部長は、災害により村の消防団及び可茂消防事務組合職員の出動でなお不足し、他市町村の消防団の応援を得ることが効果的であると認められるときは、消防相互応援協定を締結している市町村に要請し、応援を得る。

なお、消防相互応援協定を締結している市町村から要請があった場合は、応援隊を結成し応援に当たる。

(1) 応援部隊の指揮

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮するものとする。

８．惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

９．救急業務

社会環境の複雑化に伴い、交通事故その他の事故が増加傾向にあるため、これらによる負傷者の救急のため可茂消防事務組合は、常に組織及び施設設備の整備にあたり、救急業務の万全を期する。

10. 災害時における火薬、ガスの保安

可茂消防事務組合消防署長は、火薬及び高圧ガスの保安責任者が災害時に、それら施設の危険防止措置を講ずるよう監督指導を行うとともに、必要があると認められるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。

11. 消防信号

信号別	打　鐘　信　号	余韻防止付サイレン信号
火災警報	●　●－●－●－● ●　●－●－●－● （１点と４点との斑打）	●－　●－　●－ ＼　＼ 約 30 秒　約６秒　（数回）
近火災出動	●－●－●　●－●－● （３点）	●－　●－　●－ ＼　＼ 約５秒　約６秒
山林火災出動	●－●－●　●－● （３点と２点との斑打）	●－　●－　●－ ＼　＼ 約 10 秒　約２秒

（注）１　信号継続時間は適宜とする。
　　２　消防職団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。

第2項　水防活動

村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任があり、村長、消防団長（水防団長）又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防すべき区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができるとともに、一般住民にも水防の義務が課せられている。

村が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、本計画の水防に関連した他の計画に定めるもののほか、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

第3項　雪害対策

降雪時における交通の確保その他雪害に関する計画は､村計画の定めるところによるが、道路の除雪に関する細部の対策は、県の「道路除雪実施要領」の定めるところによる。

１．村道（バス路線等）の除雪等

村本部は、村道（おおむねバス路線等）の除雪及び積雪予防業務を次のとおり業者委託し、降雪時の交通の確保に万全を期する。

(1) 業務委託期間

毎年 12 月１日から翌３月 31 日までの間

(2) 委託業者

村内各建設業者

(3) 除雪機器及び融雪剤

除雪の用に供する機械器具は、それぞれの業者所有のもので対処し、融雪剤については村が購入し委託業者に除雪のために使用させる。

(4) その他

委託業者は、降雪時に村道が積雪又は積雪すると予想されるときは、自発的に予防対策あるいは除雪を直ちに行うとともに、村本部より特別な指示があった場合には、その指示に従って作業を行う。

２．その他村道等の除雪

１．に定める以外の村道等の除雪については、特別な場合を除きその付近の居住者等が行うが、融雪剤については、自治会単位あるいは自主防災組織単位での要望分のみについて給与する。

３．孤立地域の対策

村本部は、積雪により交通、通信が途絶した地域において住民の危険が予想される場合には、職員を派遣する等その状況把握に努め、必要な応急対策を講ずる。

第4項　県防災ヘリコプターの活用

災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

１．防災ヘリコプターの災害応急対策

村本部長は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がないときには、県防災ヘリコプターの支援を要請する。

要請する場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種類

(2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況

(3) 災害発生現場の気象状態

(4) 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制

２．防災ヘリコプターによる支援の要請

(1) 消防組織法上の活動に係る支援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、村長等からの知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」による。

(2) 災害対策基本法（第 68 条）に基づく応援要請

物資輸送、災害情報収集等のため県防災ヘリコプター**による支援**が必要な場合は、知事に対し支援を要請する。

第5項　孤立地域対策

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。このため、孤立が予想される地域が多数存在する村の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たる。

(1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施

(2) 緊急物資等の輸送

(3) 道路の応急復旧による生活の確保

１．孤立実態の把握

通信途絶地域については､地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

村本部は､災害発生時に平素からの孤立予想に基づき､ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

２．救助・救出活動の実施

孤立が生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。村本部は、負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

３．通信手段の確保

孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、本章第１１節第１項「通信施設の応急対策」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の借用により通信手段の確保を図る。

４．食料等生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

５．道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

６．その他

上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施す

るものとする。

第8節 被災者対策

第1項　災害救助法の適用

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は災害救助法(昭和２２年法律第 118 号)を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続きを関係機関が十分に熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の準備に努め災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

１．制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を村長が行うことができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、県知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、県及び村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市町村は一時繰替支弁することがある。

２．被害状況の把握

村が被災した場合には、速やかに被害状況の把握を行い把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。

３．災害救助法の適用基準

災害救助法は、次の基準等で適用される。

(1) 適用の基準

村長は、災害により、次の各号の一以上に該当する被害で、災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対してその旨を要請する。県知事は、村長の要請に基づき必要があると認めたとき、災害救助法を適用する。

また、県知事は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合、災害救助法を適用する。

ア　村内の銃家全失世帯が 30 世帯以上に達したとき（人口 5,000 人未満)。

イ　全失世帯がアの世帯数に達しないが､県下の全失世帯が 2,000 世帯以上の場合は、村内の全失世帯が 15 世帯以上に達したとき。

ウ　全失世帯がア及びイに達しないが、県下の全失世帯が 9,000 世帯以上に達した場合で、村内の被害状況が特に救助を必要する状態にあるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかったものの救助が著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。

オ　多数の者が生命もしくは身体に被害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

なお、災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定

める災害救助の手引きによる。

(2) 被害計算の方法等

適用の基準となる全失世帯の換算等は、次の方法による。

ア　住家の半失（半焼、半壊）世帯は、全失世帯の２分の１、床上浸水又は土砂たい積等により、一時的に居住することができない状態になった世帯は、３分の１として計算する。

イ　被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。例えば、被害家屋は１戸であっても３世帯が居住していれば、３世帯として計上する。

ウ　下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即した決定をする。

エ　災害の種別については限定しない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、人災的なものであっても差し支えない。

(3) 災害救助法適用下の救助の程度

災害救助法が適用された場合における救助の程度及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則の定めによるところであるが、災害の種別、地域条件その他の状況によって県本部長が必要と認める範囲において実施されるものである。

４．救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類、実施期間及び実施者は、次のとおりである。

救助の種類	実施期間	実　施　者　区　分
避難所の設置及び収容	７日以内	村本部（行政班他）
炊出及び食品の供給	７日以内	村本部（住民班）
飲料水の供給	７日以内	村本部（環境班）
被服、寝具及び生活必需品の供給	10 日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝村本部（福祉班）
医　療	14 日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、村本部（福祉班） その他＝村本部（福祉班）
助　産	分べんした日から７日以内	
学用品の支給	教科書：１ヶ月以内、文房具及び通学用品：15 日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝村本部（教育班）
被災者の救出	３日以内	村本部（消防班）
埋　葬	10 日以内	村本部（住民班）
仮設住宅の建設	着工 20 日以内	村本部（環境班）
住宅の応急修理	１ヶ月以内	村本部（環境班）
行方不明者の捜索	10 日以内	村本部（消防班）
遺体の処置	10 日以内	村本部（住民班）
障害物の除去	10 日以内	村本部（建設班）

（注）１　本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施にあた

っては、県本部実施分を村本部が、また村本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定する。

2　救助の実施は、知事である県本部長が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画により村本部が救助法を実施する場合は、災害救助法第30 条第 1 項の規定による知事の権限に属する事務を村長が行うこととする通知をした場合による。

3　村本部は、救助を実施し又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡するが、実施にあたって連絡及び指示を得る時間がないときは、村本部が実施し、その結果を報告する。

4　実施期間は災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

（※資料編・資料 13　岐阜県災害救助法施行細則）

５．村本部実施の応急救助と災害救助法との関係

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、村本部は村計画の定めるところにより、被災者の救出、避難所の開設及び炊出あるいは医療、助産等の応急救助を実施するとともに､その状況を速やかに県支部総務班を経由し県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、実施した応急救助について災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあっては、村単独の救助として処理する。

【参　考】

応急救助の実施と災害救助法適用の時期は、災害の規模及び発生の地区等によって一定ではないが、原則としては、災害救助法の適用が先に決定されるべきであるが、現実においては災害発生後災害救助法の適用を現地に指達するまでには、相当の時間を要するときが多く、応急救助の実施を先に着手する場合が多い。

すなわち、広範囲にわたる風水害、震災等においては災害が発生したときは直ちに被災者の救出、避難所の開設、炊出の実施あるいは医療、助産等の応急救助の実施が必要となるが、災害救助法の適用指達には通信施設の被害等により相当長時間を要することは必至であるから、救助法適用の指達の有無にかかわらず必要な応急救助の実施に着手しなければならない。

なお、応急救助の実施は、災害が発生したからといって必要でない救助まで実施することなく、どうしても実施しなければならない場合に限って必要な救助を行い、直ちに救助を行う必要のない場合は、被害状況を県本部へ報告し、その適用を待って県本部の指示に基づき実施すべきである。

６．救助実施状況の報告

村本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは「救助日報」（様式編・様式 23 号）により、毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、資料編・資料 14 による。

（※資料編・資料 14　救助別報告事項）

７．救助関係の様式

救助に関する様式は、各節に定めるもののほか、各節に共通する様式は次による。

(1) 救助実施記録日計票（様式編・様式 24-1 号）

(2) 救助の種目別物資受払状況（様式編・様式 24-2 号）

第2項　避難対策

村長は、災害が発生するおそれがある場合において特に必要と認める地域の居住者等に対し、災害による被害を未然に防止するため、避難のための準備情報を発表し、あるいは立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置をとるよう避難勧告若しくは避難指示を発令する。住民は、避難勧告等を受けて自らの判断で避難行動をとることができるよう居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて日頃から周知徹底することが重要であり、村は、そのために必要な知識と情報を提供する。特に、局地的な集中豪雨のように、極めて短い時間の大雨のような自然現象に対しては、避難勧告等の発令が困難である場合が多く、基本的には各人の判断で安全な場所に避難することが重要である。

また、災害時において避難救助が必要な場合は、指定避難所を開放し収容保護する。

１．実施責任者

避難のための立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置の避難行動を喚起する避難勧告等及び指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護は次の者が行う。

区分	災害種別	実施者	根拠法令
勧告	災害全般	村　長	災害対策基本法第 60 条
		知　事	災害対策基本法第 60 条（村長がその事務を行うことができないときの代行）
指示	災害全般	村　長	災害対策基本法第 60 条
		知　事	災害対策基本法第 60 条（村長がその事務を行うことができないときの代行）
		警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第４条
		自衛官（災害派遣）	自衛隊法第 94 条（その場に警察官がいない場合に限る）
	洪　　水	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条
		村　長	水防法第 29 条
	地すべり	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
	土砂災害	村　長	災害対策基本法第 60 条
避難所の開設、収容		村　長	災害救助法第 23 条、第 30 条

避難勧告等（立退き準備の勧告を含む。以下同じ。）から避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告、指示者（以下「避難指示者」という。）が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあっては、同法に基づき村が実施し、災害救助法の適用を受けない

災害にあっては、村独自の応急対策として村長が実施するが、本計画の実施者は、緊密な連絡を保って応急対策に当たる。

２．避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方

村は、対象とする災害の種別ごとに避難勧告等を発令し、対象地域において、立退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示す。避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。ただし、避難勧告等は、一定の範囲で発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の住民が避難行動が必要なのかどうか、あらかじめわかるようにしておく必要がある。避難勧告等の対象とする避難行動には屋内安全確保も含めることとしたが、避難勧告等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定する。

避難勧告等により立退き避難が必要な住民に求める行動

	立退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	・立ち退き避難する。
避難指示	・避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。

３．避難準備情報

村本部は、気象や河川水位の状況などから判断し、継続的に激しい気象状況が続くと避難を要する可能性がある場合、余裕をもって適切な避難行動がとれるよう、避難準備情報を発表する。

この場合、特に避難に時間を要すると考えられる要配慮者については、あらかじめ定められた計画により、自主防災組織及び関係機関等が連携し、避難行動を開始する。

４．避難勧告、指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等にに基づき住民等に対して避難のための立退きの勧告又は指示を行う。

(1) 村長の指示（災害種別に限定なし。）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災害対策基本法第 60 条第 1 項）

村は、住民に対する避難のための避難勧告等を発令するにあたり、国や気象台、県

が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

村は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(2) 警察官の指示（災害種別に限定なし。）

警察官は、村長が避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置の指示を行う。（災対法第 61 条第１項、警察官職務執行法第４条第１項）

(3) 自衛官の指示（災害種別に限定なし。）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行う。（自衛隊法第 94 条第１項）

(4) 洪水のときの指示

村長は、知事又はその命を受けた職員と連携し、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立退き若しくは、屋内での安全確保措置を指示する。（水防法第 29 条）

村長が上記指示をする場合には、加茂警察署長にその旨を通知する。

(5) 地すべりのときの指示

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、地すべり等防止法第 25 条に基づき立退きを指示し、加茂警察署長にその旨を通知する。

５．避難勧告等の解除

避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

６．避難措置等の周知徹底

避難指示者及び関係各機関は、避難準備情報を発表し、また避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置を勧告し、又は指示したとき、あるいはその指示等を承知したときは、その地域の居住者等及び関係する各機関に通知もしくは連絡し、その周知徹底を図る。

また、村は、避難時の周囲の状況等により屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

(1) 関係機関への通知及び連絡系統

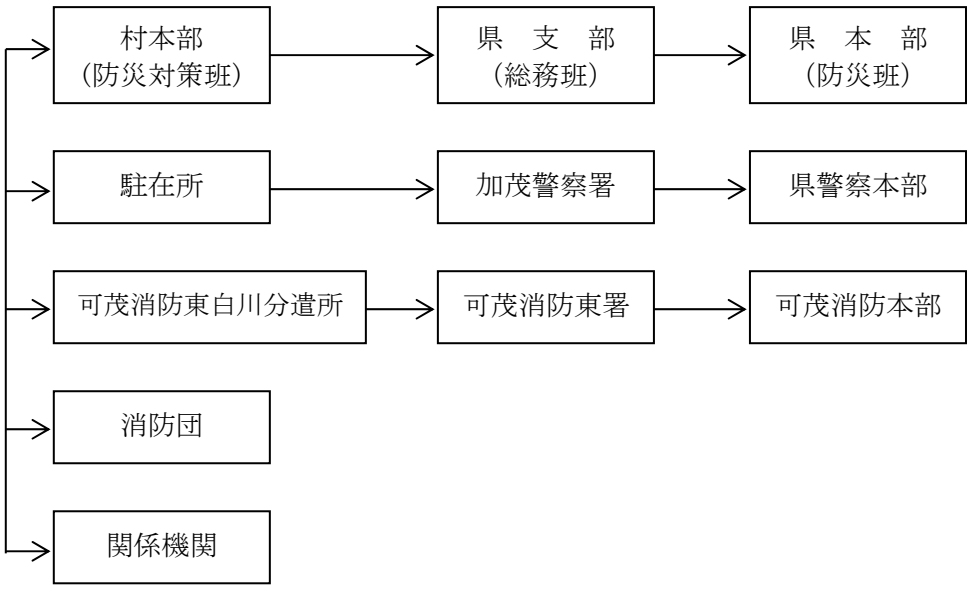

(2) 住民等に対する周知

ア　事前措置

村本部長は、避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置の万全を図るため、避難所等を広報誌、ハザードマップ等に掲載し、あらかじめ住民に徹底しておく。

イ　指示等の周知徹底

村本部長は、避難準備情報を発表し、また避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置の勧告又は指示をしたとき、若しくはその通知を受けたときは、関係機関と協力して実情に即した方法でその周知徹底を図り、その際、要配慮者等に配慮する。

［周知の方法］

① CATV 個別受信機による伝達

② 自治会（自主防災組織）による伝達

③ 放送機関（ラジオ、テレビ等（県本部経由））

④ 災害情報緊急速報メール

ウ　避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に対し、避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警　鐘　信　号	乱　打
サイレン信号	60 秒　60 秒　60 秒　60 秒 ○―――　○―――　○―――　○――― ５秒休止　５秒休止　５秒休止　５秒休止

(注) 信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用する。

７．避難者の誘導及び移送

(1) 避難の配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(2) 移送の方法

避難立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。

ただし、避難者が自力による立退きが不可能な場合においては、自主防災組織（自治会等）において車両等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退きを要し、村本部において対処できないときは、村本部は県支部総務班に避難者移送の要請を行うが、事態が急迫しているときは、村本部は、直接隣接市町村、加茂警察署等と連絡して実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を最少限度に制限し、円滑な立退きについて誘導する。

(5) 帰宅困難者の保護

村本部は、旅行者、滞在者等で帰宅困難な者が発生した場合は、最寄りの指定避難所に収容し保護する。

(6) その他

避難者の移送は、各個に行うことを原則とするが、事態が急迫し、救出作業としてその必要があり、災害救助法が適用されたときは、同法による作業として実施する。

なお、実施の方法、費用の基準等は、本節第９項「救助活動」の定めるところによる。

８．避難場所及び・避難所の開設・運営

(1) 避難場所・避難所の開設場所

村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を解放し、住民等に対し周知徹底を図る。避難所を解放する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として解放する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。

村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されてい

たとしても原則として開設しないものとする。

村は、災害の規摸等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難所の周知

村長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ加茂警察、自衛隊(派遣を行った場合のみ)等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

ア　被災者の受入れ

イ　被災者に対する給水、給食措置

ウ　負傷者に対する医療救護措置

エ　被災者に対する生活必需品の供給措置

オ　その他被災状況に応じた応援救援措置

(4) 受入~~収容~~者

指定避難所へは、次の者を受入れる。

ア　避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立退く者

イ　住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者

ただし、上記の者であっても、被災を免れた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りではない。

(5) 収容期間

災害救助法による指定避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から７日間とするが、それ以前に必要のなくなった者は順次退所を促し、期間内に完了する。

ただし、開設期間中に被災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するときは、その数が一部（少数）であれば以降の収容は、災害救助法によらず村独自の収容として行い、８日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要のあるときは、災害発生後５日以内に村本部は、県支部総務班を経て県本部健康福祉政策班に開設期間の延長を要請するが、要請にあたっては次の事項を明示して行う。

ア　延長を要する期間

イ　期間の延長を要する地域

ウ　期間の延長を要する理由

エ　期間の延長を要する避難所名及び収容人員

オ　延長を要する期間内の収容見込み

カ　その他

(6) 費用の基準

災害救助法による指定避難所の設置及び収容のため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(7) 所要物資の確保

指定避難所開設及び収容保護のための所要物資は、村本部において確保する。

ただし、現地において確保出来ないときは、村本部は県支部総務班に避難所用物資確保についての要請を行う。

(8) 村職員等の駐在

村本部は、指定避難所を開設したときは、各避難所に村職員等を派遣駐在させ、駐在員は、施設の管理と収容者の保護、被災者情報、支援対策の広報等にあたる。

なお、村本部及び駐在員は、次の各種記録を備え付け整備する。

ア　救助実施記録日計票（様式編・様式 24-1 号）

イ　指定避難所設置及び収容状況（様式編・様式 25-1 号）

ウ　救助の種目別物資受払状況（様式編・様式 24-2 号）

エ　避難所用施設及び器物借用整理簿（様式編・様式 25-2 号）

(9) 指定避難所の運営管理等

村は、指定避難所の運営が定められた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応も含む。）に従って、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。

ア　指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、施設の管理者、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町村、県支部総務班に応援を要請する。

イ　指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ウ　指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

エ　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める

オ　指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

カ　それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

キ　民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村に提供する。

ク　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要

な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(10) 指定避難所開設状況の報告

村本部は、指定避難所を開設したときは速やかに県支部総務班経由で県本部健康福祉政策班に報告するとともに、その後の収容状況を毎日「救助日報」(様式編・様式23 号) により報告する。

報告は、次の事項について電話、ファックス等によって行う。

ア　開設状況報告

①　指定避難所開設の日時

②　指定避難所開設の場所及び施設名

③　収容状況（うち避難勧告指示による者）(施設別に)

④　開設期間の見込

イ　収容状況報告

①　収容人員（施設別に）

②　開設期間の見込等

ウ　閉鎖報告

①　閉鎖した日時（施設別に）

(11)　ボランティアの活用

村は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他ＮＰＯボランティア等の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努める。

(12) 指定避難所

避難所及び収容可能人員数は、資料編・資料 7～8 のとおりである。

(※資料編・資料７　指定緊急避難場所　資料８　指定避難所)

９．避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

10.　避難の誘導

避難措置の実施者は、避難勧告等を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨の発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対する警戒レベルを明確にしてとるべき避難行動がわかるように伝達することにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報 避難情報等
警戒レベル５	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報
警戒レベル４	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難勧告 避難指示（緊急）
警戒レベル３	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル２	避難に備え自ら避難行動を確認する。	洪水注意報大雨注意報
警戒レベル１	災害への心境を高める。	早期注意報

村は、村本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

11. 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は村の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

ア 避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底

イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知

ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送

エ 防火、防犯措置の徹底

オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への収容

カ 地域内居住者の避難の把握

12. 避難先の安全管理

村及び加茂警察は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

13. 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の提供

村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

14. 要配慮者への配慮

村は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の指定避難所等での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

15. 行政区域を越えた広域避難の支援要請

村は、災害の規摸、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

16.　広域一時滞在

村が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることが出来る施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

17. 道の駅の避難

(1) 道の駅の避難

道の駅からの避難は、館内放送及び呼びかけ等で周知するとともに、消防団員が最寄りの指定避難所に誘導する。

18. 帰宅困難者対策

(1) 住民、事業所等の啓発

村は、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

(2) 避難所対策、救援対策

村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

■避難に係る広報文（例）〔水害（土砂災害）時〕

①　避難準備情報

総務課からお知らせします。

○時○分に○○地区に対して避難準備情報を発表しました。高齢の方等避難に時間がかかる方は、直ちに○○へ避難してください。

その他の方も避難の準備を始めてください。

〔昨日からの大雨により、○時間後には○○川の水位が危険水位に達する恐れがあります。〕

〔昨日からの大雨により、○○谷で土石流の恐れがあります。〕

②　避難勧告

総務課からお知らせします。
○時○分に○○地区に対して避難勧告を発表しました。
できる限り近所の方にも声をかけて直ちに○○へ避難してください。
〔昨日からの大雨により、○時間後には○○川の水位が危険水位に達する恐れがあります。〕
〔昨日からの大雨により、○○谷で土石流の前ぶれと思われる現象が確認されました。〕

③　避難指示

こちらは東白川村長の○○です。○時○分に○○地区に対して避難指示を発表しました。〔○○川が危険水位を突破し大変危険な状態です。〕〔○○谷が大変危険な状態です。〕
避難中の方は直ちに○○へ避難を完了してください。
十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。
なお、浸水により○○道は通行できません。

【参　考】■避難勧告・指示等が出された場合の心得

①　火の始末や戸締まりを確実にする。電気は配電盤のブレーカーを切り、ガスは元栓を閉める。
②　消防、警察など防災関係者の指示に従って、家族そろって避難する。
③　避難の際は、がけ下、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどはできるだけ避け、やむを得ず通らなければならないときは十分注意する。
④　高齢者、障がい者、乳幼児などのいる家族は早めに避難する。
⑤　服装は行動しやすいものとし、特に風に飛ばされてくるものから身を守るために、頭には、帽子、頭巾、ヘルメットなどをかぶり、露出部分の少ない服装で避難する。
⑥　携行品は必要品のみとして、背負うようにする。
⑦　切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対触れないようにする。

【参　考】■土砂災害の前兆現象

がけ崩れ・地滑り	・がけから小石がパラパラ落ちてくる。 ・がけに割れ目が見える。 ・がけや斜面から水がわき出してくる。 ・斜面にひび割れができる。 ・家や建物、木や電柱が傾く。 ・家や建物にひびが入る。 ・沢や井戸の水が濁る。
土石流	・川の流れが濁り、流木が混ざりはじめる。 ・山鳴りがする。 ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる。

第3項　食料供給活動

災害時において、食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれのある場合、被災者及び応急対策従事者等に対し、炊出及び食料の応急供給を行う。

１．実施者

炊出及び食品の供給の実施は、村本部住民班が行うが、村本部において実施できない

ときは、県支部又は隣接市町村災害対策本部に要請し、応援を得て実施する。

村における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、村からの要求を待ついとまがないと認められるとは、県は要求をまたないで村に対する食料物資を確保し輸送する。

また、被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

２．実施場所

炊出の実施は、炊事施設のある建物に避難所を開設した場合はその施設を利用し、炊事施設のない場合は適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬する。

３．炊出の方法

炊出は、村本部が自主防災組織、ボランティア等の協力により行うが、実施にあたっては、次の点に留意する。

(1) 村本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは､炊出の基準等を明示して業者から購入し､配給する。

(2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。

(3) 炊出場所には村本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊出を避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねてあたる。

４．主食料の一般的確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊出及び食品供給のために必要な米穀等は、原則として村本部において、管内の米穀販売業者等から購入する。

５．主食料の緊急確保

災害救助法が発動された場合において、前記「４．主食料の一般的確保」が困難な場合は、県等関係機関に応援を要請し、主食料の確保を図る。

６．その他

物資の確保、応援等の手続、食品衛生、災害救助の基準等の対策については、岐阜県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

第4項　給水活動

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給する。

１．実施者

飲料水の供給は、村本部環境班が実施するが、村本部において実施できないときは、県支部又は県本部あるいは隣接市町村災害対策本部に要請し、応援を得て実施する。

村は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。

村は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づ

き、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請する。村が被災し県に要請を行った場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行う。ただし、村における飲料水等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、村に対する給水応援を実施する。

また、村は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。

２．給水の方法

(1) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車（タンク積載車)、又は容器により供給拠点等に運搬し供給する。

(2) 水道水源が汚染したと認められるときは、十分な消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。

(3) 水道以外で水源を求める場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、飲用に適することを確認のうえ供給する。

(4) 消毒の方法については、本節第１５項「防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

(5) 給水にあたっては、避難施設、医療機関等への供給に配慮する。

３．応援等の手続

村本部において飲料水の供給ができないときは、岐阜県水道災害相互応援協定その他の規定に基づき、県支部保健班に次の事項を明示して応援等を要請し、緊急を要するときは、直接隣接市町村災害対策本部に要請する。

ア　供給水量（何人分又は１日何㍑等）

イ　供給の方法（自動車輸送、その他）

ウ　供給期間

エ　供給地区

オ　その他必要事項

４．水道施設の対策

村本部は、災害による水道施設の事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法によりその対策を講じる。

(1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

(2) 施設の損壊、漏水等を認めたときは、応急措置を講じる。

(3) 断水のため飲料水の供給が必要になったときは、村本部は、隣接水道からの給水、給水車による給水等適宜の措置をとるが、水道施設に被害があったときは、村本部は、速やかに「医療、衛生施設被害状況等報告書」（様式編・様式 10）により、県支部保健班を経由し県本部健康福祉部に報告する。

５．その他

災害救助法に基づく実施の基準その他は、岐阜県災害救助法施行細則等の定めるとこ

ろによる。

第5項　生活必需品供給活動

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、適切な措置を行う。

１．実施者

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、村が村計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、村が実施する。ただし、村は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請するものとする。

２．対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

３．世帯構成の調査報告

村本部は、「住家等一般被害調査表」（様式編・様式 8-2 号）による調査を終了したときは、速やかに「世帯構成員別被害状況報告書」（様式編・様式 26 号）を作成し、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、報告にあたっては緊急を要するので、文書の提出に先立って電話によって行う。

４．物資供給の基準額

供給する物資は、被災者が一時的に急場をしのぐことのできる程度のものとし、災害救助法に基づく応急救助業務計画の基準の範囲内において、物資を現物により供給する。

５．物資供給の期間

県本部より供給を受ける救助用配給物資は、災害発生の日から 10 日以内に各世帯に対し供給を完了するが、10 日以内に供給することが出来ないと認めたときは、期限内に速やかに県支部総務班を経由し県本部健康福祉政策班に次の事項を明示して期間延長の要請をする。

ア　延長する期間

イ　延長を要する地域

ウ　延長を要する理由

エ　延長を要する地域ごとの世帯数

６．物資の調達、輸送

生活必需品の調達及び輸送は、村福祉班において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

７．物資の供給方法

被災世帯に対する物資の供給は、村本部福祉班の責任者を中心にして行う。

物資の一時集積場所は道の駅ロックガーデンひちそうとし、物資供給の場所は、物資の管理上等から役場及び神渕支所等において実施することとし、福祉班よりあらかじめ供給の場所、日時を被災者に通知するとともに関係事項を記録するが、供給場所を避難所とする場合は、避難所の責任者が給与責任者を兼ねることができる。

８．物資の保管

県本部より物資の引継を受けたときは速やかにこれを供給し、供給した後の残余物資については村本部において厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）する。

９．その他

物資の確保、輸送、割当、その他事務手続等については、岐阜県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

第6項　要配慮者、避難行動要支援者対策

災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残される恐れがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

１．避難行動要支援者対策

村は、村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

村は、村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また，避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するものとする。

村は、避難支援等に携わる関係者として村計画に定めた消防機関、加茂警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難

訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

２．社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、避難行動要支援者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア　迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ　臨時休園等の措置

保育所にあっては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ　負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、村、県に連絡又は要請する。

エ　施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、村等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ　施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、村、県に連絡しその応援を要請する。

カ　食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について村、県に連絡しその支援を要請する。

キ　健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配意する。

(2) 被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先するものとする。

３．外国人対策

(1) 正確な情報の伝達

村は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通した正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう努める。

第7項　応急住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった世帯に対し、仮設住宅の建設等応急対策を実施する。

１．住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、もしくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修理等は、おおむね次の種類及び順位による。

対象種別			内容
住宅の確保	1自力確保	(1)自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2既存公営施設収容	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3国庫資金融資	災害復興住宅建設補修資金	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり関連住宅貸付	
	4災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力で住宅を得ることができない者に対して村が仮設の住宅を供与する。
	5公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
	6災害救助法による仮設住宅供与		生活能力が低い世帯のため村が仮設の住宅を建設する。
住宅の修繕	1自費修繕		被災者が自力(自費)で修繕する。
	2資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3災害救助法による応急修理		自らの資力で住宅を得ることができない者に対して村が応急的に修繕する。
	4生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	1自費除去		被災者が自力(自費)で除去する。
	2除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために村が除去する。
	4生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

(注)1　対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

2　「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

3　「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

2．住宅対策等の調査報告

村本部福祉班は、災害後、住宅の被害が確定したときは、次の方法により調査し、報告する。

(1) 調　査

被災者に対して、次の住宅対策の希望者を調査する。

① 公営住宅入居希望者	⑥ 社会福祉施設入居希望者
② 公庫資金借入希望者	⑦ 仮設住宅入居対象者
③ 生活融資資金借入希望者	⑧ 住宅応急修理対象者
④ 母子福祉資金借入希望者	⑨ 障害物除去対象者
⑤ 寡婦福祉資金借入希望者	

調査にあたっては、次の点に留意する。

ア　制度種別が多く、その内容がそれぞれ異なるため、被災者に対して十分その内容を説明する。

イ　建設、融資等の時期が異なるため、変更希望が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努める。

ウ　各制度別重複計上を避けることに留意し、第１希望のみによって計上することなく、世帯条件等も考慮し適切な種別を選択できるよう指導する。

エ　各種制度別のうち、次の制度間においては重複して差し支えない。

①　応急仮設住宅と各種公営住宅

②　応急仮設住宅と各種資金融資

③　住宅の応急修理と各種資金融資

④　障害物の除去と各種資金融資

オ　各制度別の調査方法は、県計画の定めによる。

(2) 報　告

村本部は、災害発生後５日以内に、「住宅総合災害対策報告書」（様式編・様式 27 号）により、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

３．応急仮設住宅の供与及び入居

災害により住宅を失った者で直ちに住宅を確保できない者に対して、災害救助法により応急仮設住宅を供与する。

(1) 実施者

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、村本部環境班が直接又は建設業者に請け負わせて実施する。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、村本部（村長）が行う。

なお、災害救助法による仮設住宅建設の用地は、資料編・資料 15 のとおりである。

（※資料編・資料 15　応急仮設住宅建設可能用地）

村は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施する。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。

村は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

村本部福祉班は、次の各条件に適合する対象者から入居予定世帯を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」（様式編・様式 28-1 号）により、災害発生後５日以内に県支

部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

ア　住家が全失（全焼、全壊又は流失）した世帯であること。

イ　居住する仮住居がなく又は借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ　自己の経済力では、住宅を確保することができない世帯であること。

選定にあたっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、必要度の高い世帯から選定し、高齢者、障がい者等の優先的入居に配慮する。

(3) 応急仮設住宅（みなし仮説を含む）の運営管理

村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

(4) その他

建設基準、建設期間、仮設住宅の管理等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

・応急仮設住宅入居者台帳（様式編・様式 28-2 号）

・災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書（様式編・様式 28-3 号）

４．住宅の応急修繕

災害のため住家が半壊又は半焼するなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行う。

(1) 実施者

住宅の応急修理は、村本部環境班が直接又は建設業者に請け負わせて実施するが、村本部において実施できないときは、県支部総務班に応援を要請する。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

村本部福祉班は、次の各条件に適合する対象者から修理予定世帯を選定し、「住宅応急修理該当世帯調」（様式編・様式 29-1 号）により、災害発生後５日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

ア　住家が半失（半焼、半壊又は半流失）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。

イ　自己の経済力では、住宅の応急修理ができない世帯であること。

選定にあたっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、必要度の高い世帯から選定する。

(3) その他

修理基準、修理期間等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

・住宅応急修理記録簿（様式編・様式 29-2 号）

５．障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行う。

(1) 実施者

障害物の除去は、村本部管理班が直接又は建設業者に請け負わせて実施するが、村本部において実施できないときは、県支部総務班に応援を要請する。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

村本部福祉班は、次の各条件に適合する対象者から除去予定世帯を選定し、「障害物除去該当世帯調」（様式編・様式 30-1 号）により、災害発生後５日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

ア　住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害のある世帯であること。

イ　自己の経済力では、障害物を除去できない世帯であること。

ウ　高齢者世帯、母子世帯等で自力では除去できない世帯であること。

選定にあたっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、必要度の高い世帯から選定する。

(3) その他

除去の基準、除去の期間等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

・障害物除去記録簿（様式編・様式 30-2 号）

６．低所得世帯等に対する融資

収入が一定額に満たない世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

ア　生活福祉資金の災害援護資金

イ　母子福祉資金の住宅資金

ウ　寡婦福祉資金の住宅資金

エ　災害援護資金の貸付

７．社会福祉施設への入所

村本部福祉班は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させる。

村本部は、被災者の避難状況等にかんがみ、他市町村等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

第8項　医療・救護活動

大規模な災害の発生のため、数多くの負傷者、被災者等被災地の住民に医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は岐阜県地震災害等医療救護計画による。

１．実施責任者

災害救助法が適用された場合の直接の実施は、同法に基づき村長（知事の補助執行者としての村長をいう。）が行い、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、村独自の応急対策として村本部が行うが、村本部診療班のみでは実施が不可能又

は困難と認めたときは、県支部あるいは日本赤十字社及び加茂医師会が、それぞれ医療班を派遣する等の方法によって実施する。

また、災害時であっても平常の医療が可能なとき又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度、方法によることができる。

ただし、本部長から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。

村の行う医療救護活動としては、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請する。

２．医療班の編成

被災地において医療、助産救助を実施するため、次の医療班を編成し、村本部の要請により出勤し、救助の実施に当たる。

(1) 編　成

村本部の医療班は、医療関係者をもって次のとおり編成し、必要に応じ出動する。

(2) 編成基準

医療班の編成は、おおむね次の基準による。

ア　医　師　　１名

イ　看護師、助産師又は保健師　２名

ウ　事務職員　　１名

(3) 医療班の携行品

医療班は、被災地域へ出動する場合には最低限度必要な治療器具及び医薬品等を携行し、平常時から整備保管しておく。

３．救助対象者

(1) 医療救助

ア　医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の機会を失った者

イ　災害時における異常な状況で、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的な配慮のうえから医療救護の対象とする。

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後７日以内、死産、流産を含む。）に分べんした者で、災害のため助産の機会を失った者

４．医療救護活動の原則

医療救護活動は、村の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

５．実施の方法

医療の実施は、災害の規模等により一定し難いが、おおむね次の方法による。

(1) 医療班の派遣による方法

被災地の現地において医療、助産の必要があるときは、村本部は医療班を派遣して行う。

この場合、被災現地の医療施設を利用することができるときは、村本部は施設所有者等と協議して使用する。

また、村本部は、医療状況の把握に努め、医療応援の要請等に備え、県支部及び隣接市町村等と連携をとり、初期医療体制の充実を図る。

(2) 医療機関による方法

被災地の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なときは、村本部は、当該医療機関（医療施設）の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて実施する。

なお、この場合救助対象者は、医療券を提示して診療を受ける。

（注）1. 医療機関中には、はり、あんま、きゅう師を含む。

2. 医療券は、可茂県事務所長が本部長（村長）の要請に基づき生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発行する。

なお､村長は可茂県事務所長に医療券の発行を要請する時間のないときは、連絡表（診療依頼書）等を発行し、連絡表等に「災害」と朱書きして直接救助対象者に交付するとともに、その旨を福祉課に連絡する。

3. その他、軽度のものは各避難所に設置する救護所において応急処置をする。

(3) 移送、収容

医療を要する者の状態が重傷病で医療施設(病院等)への収容を必要とするときは、村本部は、被災地に近い適当な医療施設へ移送し、医療を行う。

(4) 応援要請

村本部は、村内において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、次の方法により他機関と共同して実施する。

ア　医療班の報告その他により、県支部保健班にその旨を連絡又は報告し、応援を要請する。

イ　連絡及び報告並びに応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

①　医療、助産救助実施の場所

②　対象者及び医療機関の状況

③　実施の方法及び程度（医療班何箇班派遣、何科○名入院等）

④　その他必要な事項

ウ　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣要請

村は、必要に応じて医療関係機関等に対し、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請する。

６．後方医療活動の要請

(1) 広域後方医療活動の要請

村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(2) 広域搬送拠点の確保、運用

村は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、被災市町村内の医療機関から広域搬送拠点ま

での重症者等の輸送を実施する。

なお、村は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施するものとする。

７．医療等の範囲及び程度

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲並びに程度は、おおむね次の基準による。

(1) 医療の範囲

ア　診　療

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看　護

(2) 助産の範囲

ア　分べんの介助

イ　分べん前及び分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 程　度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度による。

(4) 期　間

ア　医療救助の実施は、災害発生の日から 14 日以内

イ　助産救助の実施は、分べんの日から７日以内（災害発生前後７日以内に分べんしたもの。）

ウ　上記ア、イの期間で救助を打ち切ることができないときは、村本部は、県支部保健班（総務班と連絡）に実施期間の延長を要請する。

エ　期間延長の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

①　延長に要する期間

②　延長を要する地域

③　延長を要する理由

④　救助を要する理由

⑤　その他

８．医療品、衛生材料の確保

村本部は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具について調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請する。

９．その他

費用の請求等、保険制度等への切替、報告その他事務手続きは、岐阜県災害救助法施行細則等に定めるところによる。

第9項　救助活動

災害のため生命身体が危険な状態にある者は、一刻も早く救出・救助する必要があり、村本部及び関係機関は迅速な救出・救助活動を実施し、自主防災組織、住民等は、安全確保のうえ救出・救助活動に協力する。

１．実施者

被災者の救出は、村本部消防班が自主防災組織等の協力を得て、必要な器具を使用して実施することを原則とするが、村本部で実施できないときは、県支部総務班若しくは隣接市町村災害対策本部に応援を要請する。

２．対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行うが、本救出は、災害にかかった原因の種別、住家の被害等とは関係なく、救出を要する状態が発生したときは、速やかに救出作業を行う。

(1) 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者

ア　火災の際に火中に取り残された場合

イ　水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合

ウ　がけ崩れ等により生き埋めになった場合

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ様々な状況から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

(3) 多数の死傷者がでるような交通事故等で、多くの人手と時間を費やさなければ救出できない状態にある者

３．救出の方法

救出は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、村本部は救出を要する状態が発生したときは、直ちに県支部の関係組織と連絡を密にし、速やかに救出作業を行う。

なお、作業は、消防団員、本部職員、協力組織員等が行い、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行う。

４．応援要請

村本部のみでは救出作業ができないとき､又は機械器具等の借入れができないときは、県支部総務班に応援等の要請を行う。

５．その他

災害救助の基準等は、岐阜県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

第10項 学用品等の支給

災害により教科書、文房具等を失った児童、生徒に対し、学用品の支給及びあっせんを行う。

１．支給の種別

学用品等の支給あるいはあっせんは、被害の程度によって次の種別に区分して扱う。

(1) 災害救助法による支給

災害救助法適用地域で、住家が床上浸水以上の被害を受けた世帯の児童、生徒に対しては、災害救助法に定める「学用品の給与」による。

(2) 災害救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合のあっせん

教科書を失った児童、生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合は、経費は本人の負担とし、調達方法は救助法適用分と合わせて調達する。

(3) 他市町村に災害救助法が適用された場合のあっせん

村は災害救助法の適用を受けなかったが、同一時の災害で県内他市町村が適用されたときは、(2)と同様に一括あっせんする。

(4) その他の場合のあっせん

平常時におけるあっせんの方法による。

２．支給の実施者

教材、学用品の支給は、次の区分に従って行う。

(1) 災害救助法による場合

ア　被災児童、生徒の調査	村本部（教育班と学校で調査照合）
イ　被災教科書の調査報告	村本部（各学校で調査し、教育班で協議）
ウ　教科書、文房具の調達	県本部、ただし、県本部が指示したときは、県支部又は村本部
エ　調達物資の輸送	県本部（村本部まで輸送）
オ　教科書、文房具の支給	村本部（教育班又は学校）

(2) 災害救助法適用時の非適用者に対する場合

(1)の場合に準ずるが、教科書のみについてあっせんする。

(3) 災害救助法が適用されなかった場合

村本部においてあっせんするが、村本部において対処出来ない場合は、県本部において調達あっせんする。

なお、輸送は平常時の方法による。

３．被災児童、生徒及び教科書被害状況の調査報告

(1) 被災児童、生徒の調査

各学校班において、災害終了後できる限り速やかに児童、生徒について「被災児童生徒名簿」（様式編・様式 31-1 号）を作成する。

本名簿には住家の被害がなくても教科書を失った者は調査、作成する。

本名簿作成にあたっての被災程度の区分は、村本部で調査、作成されている調査表又はり災者台帳等による程度区分に従う。

(2) 被災教科書等調査集計

「被災児童生徒名簿」により被災教科書等を調査集計し、「被災教科書報告書」（様式編・様式 31-2 号）を作成する。

(3) 被災教科書等の報告

支給の種別(1)～(3)の場合は、前項の「被災教科書報告書」を作成し、速やかに（災害発生後５日以内）県支部へ提出する。

４．教科書及び文房具の調達、輸送

教科書、文房具等学用品の調達（あっせん分を含む。）輸送は、学校教育班と福祉班（災害救助法を適用しない災害の教科書の調達あっせんは学校教育班単独）が協議して行う。

なお、村本部において調達する場合の学用品等の種別は、県本部からの指示条件に従い、おおむね次のとおりとするが、各学校の意見を聴き、できるだけ必要なものを調達する。

(1) 教科書

被災教科書の報告に基づき調達する。

(2) 文房具（ノート、鉛筆、用紙、定規、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷等（村教育委員会で承認した学用品を含む。）

災害救助法適用時のみ調達する。

(3) 通学用品（雨具、カバン、履物等）

災害救助法適用時にのみ調達するが、物資輸送にあたっての授受は、「学用品引継書」（様式編・様式31-3号）によって記録を残す。

（注）教科書の輸送が販売取扱店から直接学校教育班及び学校長へ送付されたときは、納品書を学校教育班においてとりまとめ、県本部健康福祉政策班に提出する。

５．学用品の割当及び保管

村本部教育班は、学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当て支給する。

(1) 割　当

県本部（県支部経由）からの学用品支給基準（１人当量）の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒別に「学用品の給与状況」（様式編・様式 31-4 号）により割当て支給する。

(2) 剰余物資の保管

調達された学用品が指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておく。

６．その他

災害救助法による学用品支給条件、その他事務手続きについては、岐阜県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

第11項 災害援護資金等の貸与

被災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他少額融資は、本計画の定めるところによる。

１．資金の種別

災害により被害を受けた生活困窮世帯等に対する資金の種別は、次のとおりである。

(1) 災害援護資金
(2) 生活福祉資金の福祉資金（福祉費）
(3) 母子福祉資金
(4) 寡婦福祉資金
(5) その他一般資金

災害の規模その他により、被災者用として前記資金の融資を受けられないとき、又は前記以外の一般融資を希望する世帯に対して、次の一般資金を融資する。

ア　特別給付全国庫債券担保貸付金
イ　恩給担保貸付金
ウ　特別弔慰金国庫債券担保貸付金

２．貸付条件等の概要

各資金別の貸付その他条件等の概要は、次のとおりであり、その他一般資金については、恩給担保貸付金等一般資金の条件による。

区　分	災害援護資金	生活福祉資金 （福祉資金（福祉費））	母子福祉資金 寡婦福祉資金
対象者	相当以上の自然災害により被害を受けた世帯で世帯員の所得が一定額未満の世帯主	罹災した低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯。※災害援護資金借受世帯は対象外	被災母子世帯 被災寡婦世帯
貸付世帯数	特別制限なし	原則として特別制限なし	特別制限なし
資金種別	特になし	災害を受けたことにとにより臨時に必要となる経費	事業住宅等資金
貸付限度額	住宅損害有350万円 住宅損害無250万円	150万円 ただし、住宅資金との重複貸付は400万円	事業開始283万円 事業継続142万円 住宅200万円
貸付期間	10年	７年以内	事業開始７年 事業継続７年 住宅７年
償還方法	年賦等	月賦等	月賦等
貸付利率	年３％	無利子（連帯保証人が無い場合は1.5％）	年1.5％

（注）各資金別の貸付条件等の詳細は、それぞれの資金別条件等の定めるところによる。

３．災害援護資金の貸付

村は、条例の定めるところにより、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 貸付機関

村本部とする。

(2) 貸付対象世帯

村の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯で、その世帯に属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主を対象とする。

(3) 資金の内容

特別に資金種別の制限はなく、生活の立て直しに必要な経費として貸付ける。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、「２．貸付条件等の概要」に示すほかは、次の条件のとおりである。

ア　保証人：１人

イ　違約金：延滞元利金額につき年10.75パーセント

(5) 提出書類：災害援護資金借入申込書（用紙は村備付）

４．生活福祉資金の貸付

被災者に対して県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の福祉資金（福祉費）の貸付は、次のとおりである。

(1) 貸付機関

生活福祉資金（福祉資金（福祉費））の貸付は、県社会福祉協議会が行い、次の各機関は、本貸付にあたってはそれぞれ協力をする。

ア　民生児童委員

イ　村社会福祉協議会

(2) 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。

ア　低所得の世帯であること。

イ　融資によって独立自活できると認められる世帯であること。

ウ　蓄積資本がなく、他から借り入れることができない世帯であること。

エ　多額の負債がなく、自己破産手続き中や任意整理中でない世帯であること。

（注）１　世帯の被災の程度については、特別の制限はないが少なくとも融資額以上の被害のあった世帯であること。

２　貸付世帯数については特別制限はないが、資金保有高の範囲内において実施される。

３　対象となる災害については、その種類、程度等に特別の指定はないが、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は除く。

(3) 資金の内容

福祉資金（福祉費）は、日常生活を送る上で又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる経費として貸し付けられるものであり、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費としても貸し付けられる。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、「２．貸付条件等の概要」に示すほかは、次の条件のとおり

である。

ア　保証人：１人

借受人と別世帯であり65歳未満で安定した収入のあることが条件となる。

イ　利子：連帯保証人を立てる場合、貸付利子は無利子。連帯保証人が立てられない場合、貸付利子は年1.5%

(5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入の希望者の居住地を担当区域とする民生委員に提出する。

ア　借入申込書（用紙は、村社会福祉協議会備付）

イ　借入申込者及び連帯保証人の資力がわかる書類（住民課税証明書、源泉徴収票、確定申告等のいずれか）の写し

ウ　官公署が発行する罹災証明書又は被災証明書、経費見積書・カタログ等

エ　その他世帯で収入がある方について収入が確認できる書類（年金通知・パート給与証明書等）の写し

(6) 申込書等の提出経由機関

申込書等は、原則として次の系統で提出する。

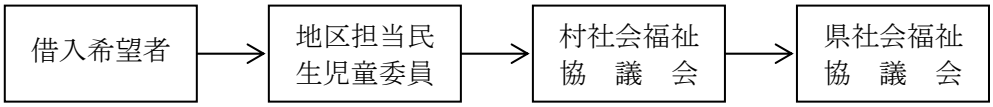

５．母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

被災母子世帯及び被災寡婦世帯に対する母子福祉資金及び寡婦福祉資金の融資は、次の方法による。

(1) 貸付機関

県本部児童家庭班が県貸付委員会の意見に基づいて貸し付けるが、申込その他に当たっては、村本部及び県支部救助班（母子相談員）及び民生児童委員等が協力する。

(2) 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない女子であって、現に児童（20歳未満）を扶養している者及び寡婦等に対して融資する。

(3) 資金の種別

本資金の融資は次による。

ア　事業開始資金及び事業継続資金

イ　住宅資金（新築は除く。）

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、「２．貸付条件等の概要」に示すほかは、次の条件のとおりである。

ア　保証人：１名以上

イ　違約金：延滞元利金につき年10.75%

(5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する福祉事務所に提出する。

なお、申請書等は村本部に備え付けられている。

ア　貸付申請書

イ　戸籍謄本

ウ　罹災証明書

エ　税額及び資産等証明書

オ　事業計画書（事業開始・事業継続資金について）

カ　補修計画書（住宅資金について）

(6) 申込書等の提出経由機関等

申込書等は、次の系統で提出する。

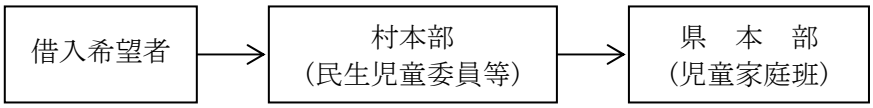

（注）１　住民部長は、貸付申請調査書及び意見書を作成して申請書に付する。

２　民生児童委員等は、貸付申請調査書及び意見書を作成する。

第12項 遺体の捜索・取り扱い・埋葬

災害時において、行方不明又は死亡者が発生したときは、遺体の捜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め広域調整を行う。

１．行方不明者の捜索

村は、行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者があるとき、加茂警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは、速やかに収容する。

(1) 捜索の方法

ア　福祉班は行方不明者の捜索の必要があるときは、消防班、県支部警察班（警察官）と協議してその対策をたて、その実施を消防班又は協力組織に要請する。

イ　捜索作業は、消防班長又はその代理者の指揮により実施する。なお、捜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれに異なるが、おおむね本項第８節「被災者救出計画」に定める方法によって行う。

(2) 応援の要請

ア　福祉班は災害条件あるいは行方不明者が他市町村へ流失したこと等により村本部においてその実施ができないときは、県支部総務班に応援を要請し、急を要する場合等で隣接市町村災害対策本部又は下流の市町村に応援を求めることが適当なときは、直接市町村災害対策本部に捜索応援を要請する。

イ　応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

①　行方不明者が埋没しあるいは漂着していると思われる場所

② 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等
③ 応援を求めたい人数、舟艇、器具等
④ その他必要な事項

２．遺体の見分、処置

住民班は、災害時に事故死亡したと認められる遺体を発見し、あるいは承知したときは、速やかに県支部警察班（警察官）に届け出を行い、警察機関は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は遺族等へ引き渡す。

なお、見分後、身元の判明していない遺体及び遺族への引渡しが困難な場合は、村が遺体の処置を行う。

(1) 遺体の識別のため医療班により遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。
(2) 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。
(3) 医師による死因その他についての検査を行う。

３．遺体の埋葬等

災害の際死亡したもので村本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬（以下、埋葬とは原則として火葬することをいう。）を行う。

(1) 実施者及び方法

村本部は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査にあたる。
ウ 火葬能力の範囲内の場合は、各施設に分散して行うが、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施し、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところにより行う。
エ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

４．その他

村は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

また、災害救助法による場合の基準等については、岐阜県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

第13項 保健活動・精神保健

災害により被害を受けている住民を対象に、村が県、関係機関と協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

１．保健活動

(1) 体制

村は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行う。

(2) 活動内容

村は県と連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。

２．　健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要援護者支援などの専門的な支援を実施する。

第14項 清掃活動

災害時における被災地域では、多量の災害廃棄物の発生や、ごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物により処理機能の低下などが予想されることから、関係機関と連携し的確な処理を実施する。

１．実施者

災害時における被災地域の清掃等は、村本部環境班が中心になって実施するが、村本部のみにおいて実施できないときは、県支部総務班に連絡し県支部又は隣接市町村から応援を得て実施する。

２．清掃班の編成

災害時（特に水害時）におけるごみ又はし尿を収集及び運搬するため、清掃班を編成する。

清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成するが、１ヶ班の編成は、次の基準によるものとし、災害の種類、規模、状況等に応じて班員及び装備を増減する。

区　　分		ごみ収集運搬班	し尿収集運搬班
班　　員	班　長	1	1
	運転手	6	6
	作業員	10	6
作業器具	スコップ	10	－
	クサミ	10	－
	トラクターショベル等	随時	－
車　　両	ダンプカー（６t車）	1	－
	ダンプカー（４t車）	4	－
	特殊車	1	－
	バキューム車	－	1.8kl車　5 9.0kl車　1

（注）１　班長は、本部職員がつく。
　　２　作業員は、ボランティアの動員又は労務者を雇い上げる。
　　３　車両等は、村本部所有のもので不足するときは、民間から借り上げる。

３．清掃方法

(1) ごみ処理

ア　収集順序

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地区から順次実施するが、実施にあたっては、次の点に留意する。

① 洪水時においては、水位の状況を把握し、減水した地区から実施する。

② 被災世帯における屋内の清掃状態を考慮する。

③ 感染症発生の恐れのある地域を優先する。

イ　収集方法

① 各班の担当区域を明確にする。

② 分別収集が必要な場合は、その方法等について被災地域の住民及び各清掃班に周知徹底する。

ウ　ごみの処分

① 災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。

② 収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。

③ フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

(2) し尿処理

ア　し尿の収集

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から順次実施する。実施にあたっては、ごみ収集と同様の点に留意する。

イ　し尿の処分

し尿の処分は、原則として、し尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

(3) 災害廃棄物の発生の備え

国が定めた災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の確保や運用方法、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性の確保を図るものとする。

(4)　災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うことと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑か

つ迅速な処理を図る。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

損壊家屋の解体を実施する場合は、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

４．清掃の事務

災害時における清掃等応急対策を完了した場合、村本部は、次の報告書を、県支部総務班を経由して県本部環境生活部（廃棄物対策班）に提出する。

(1) 廃棄物処理施設等被害状況報告

１施設の復旧事業に要する経費が次表に掲げる限度未満のものは、報告を必要としない。

し尿処理施設 ごみ処理施設 粗大ごみ処理施設 埋立処分地施設 産業廃棄物処理施設	80万円
地域し尿処理施設 生活排水処理施設	80万円

(2) 災害廃棄物処理事業報告

事業に要する経費が、40万円未満の場合は報告を要しない。

５．その他関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は、次による。

(1) 野外便所の仮設

避難所施設等に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ２個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。

仮設トイレは、民間所有のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行う。

なお、村においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておく。

(2) 死亡獣畜処理

牛、馬、豚、山羊、鶏等の死体処理については、死亡獣畜埋却場を選定して埋却処分する。

(3) 埋葬遺体の処理

墓地の流失等により流失した埋葬遺体の処置については、漂着地市町村が本節第１２項「遺体の捜索・取り扱い・埋葬」に定める方法に準じて処置する。

第15項　　防疫・食品衛生活動

災害時における生活環境の悪化は、被災者の病原体等に対する抵抗力の低下等悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、迅速かつ的確な防疫措置及び保健衛生活動を実施する。

１．実施者

災害時における被災地域の防疫は、村本部保健班が県支部保健班の指導、指示に基づき実施するが、被害が甚大で村本部において実施が不可能又は困難なときは、県支部保健班に応援を要請する。

２．防疫の実施組織

災害防疫実施のための組織は村本部によるが、各種作業実施の直接組織として次の班を編成しておく。

(1) 感染症予防担当職員の選任

村本部は、知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）第 35 条第１項の規定による感染症予防担当職員を選任し、防疫活動に従事させる。

(2) 防疫班の編成

村本部は、防疫実施のため防疫班を編成する。

防疫班は、おおむね衛生技術者１名（班長）、事務職員１名、作業員３名をもって編成する。

３．防疫の種別と方法

防疫の活動は、、避難運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の方法によって行う。

(1) 検病調査及び健康診断

検病調査は、県支部保健班で編成する検病調査班が実施し、村本部及び関係機関は、的確な情報の提供等調査に協力する。

なお、必要があるときは、感染症予防法第 17 条及び第 45 条の規定による健康診断を実施する。

(2) 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、県支部保健班は対象者及び期日を指定して、臨時予防接種を実施する。

ただし、村本部において実施することが適当と認め県本部長に命ぜられた場合は、村本部において実施する。

(3) 清潔方法

村本部は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び本項第 13 節「清掃計画」の定めるところにより、ごみ及びし尿の処理等を実施するが、特に、道路、水路、公園等公共の場所を中心に行う。

(4) 消毒方法

村本部は、感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、消毒を実施するが、実施にあたっては、感染症予防法施行規則第 14 条の定めるところによる。

(5) ねずみ・昆虫等の駆除

村本部は、感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、ねずみ・昆虫等の駆除を実施するが、実施にあたっては、感染症予防法施行規則第 15 条に定めるところによる。

(6) 生活の用に供される水の供給

村本部は、感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、生活用水の供給を実施するが、実施にあたっては、本項第４節「給水計画」の定めるところによる。

(7) 避難所の防疫指導等

村本部が避難所を開設したときは、村本部は、県本部又は県支部の防疫関係職員の指導を得て、防疫指導等防疫活動を実施する。

４．報　告

災害時における防疫に関する報告は、次による。

(1) 被害状況の報告

村本部は、防疫を必要とする災害が発生したときは、「医療衛生施設被害状況等報告書」（様式編・様式10）により防疫に関する情報を、県支部保健班を経由して県本部健康部に毎日電話及び文書をもって報告する。

(2) 災害防疫完了報告

村本部は、災害防疫が完了したときは、防疫活動が終了した日から20日以内に「災害防疫完了報告書」（様式編・様式32）を作成し、県支部保健班を経由して県本部保健医療班に提出する。

５．記録の整備

村本部は、おおむね次の書類を整備して、保管しておく。

(1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
(2) 防疫経費所要額調及び関係書類
(3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
(4) ねずみ・昆虫等の駆除に関する書類
(5) 家用水の供給に関する書類
(6) 患者台帳
(7) 防疫作業日誌

第16項 愛玩動物等の救援

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

実施に当たって村は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されているため犬、ねこ等の動物）等が生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

村は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。

１．被災地域における動物の保護

村は、県、医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行うものとする。

２．動物の適正な飼養体制の確保

村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。

村は、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

３．特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、村は、県、飼養者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第17項 災害義援金品募集配分

被災者及び被災施設その他に対する義援金品の募集、輸送及び配分は、関係機関が協力し、迅速かつ的確に実施する。

１．実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行うことを原則とするが、災害の規模等により各機関が単独で行うことが適当な場合は、各機関限りで行う。

(1) 村単位機関

村本部、日本赤十字社東白川村分区、共同募金会東白川分会、民生委員児童委員協議会、小学校児童会、中学校生徒会、各区、その他の各種団体

(2) 加茂郡単位機関

県支部、日本赤十字中濃地域、共同募金会加茂支部、郡町村会、その他郡単位の各種団体

(3) 岐阜県単位機関

県本部、日本赤十字社岐阜県支部、県共同募金会、日本放送協会、各新聞社社会事業団、県市町村会、その他県単位の各種団体

２．募　集

災害義援金品の募集は、県内又は他の都道府県において大規模災害が発生した場合に次の方法によって行う。

(1) 県又は郡の機関から通知を受け、あるいは村内の関係機関が協議して募集することを決定したときは、募集の細部についてさらに協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼びかける。

(2) 募集内容の決定にあたっては、被災地における物資購入の可否、輸送に要する労力経費の状況を考慮し、例えば、被災地において物資が購入でき、かつ物資の輸送に多額の経費を要するようなときは、募集にあたって物資の拠出は廃品回収方式による換金措置をとる等実情に即して決定する。

(3)　義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速の仕分け、配送に十分配慮した方法とする。

３．募集の基準

募集の基準は、おおむね次の基準で実施する。

(1) 村単位募集

ア　管内災害	全失世帯	40 以上の被害
イ　その他県内災害	全失世帯	500 以上の被害
ウ　近県災害	全失世帯	1,000 以上の被害
エ　その他地域災害	全失世帯	5,000 以上の被害

(2) 県下全域募集

ア　県内災害	全失世帯	500 以上の被害
イ　近県災害	全失世帯	1,000 以上の被害
ウ　その他地域災害	全失世帯	5,000 以上の被害

（注）１　村単位募集の災害については、村長が必要と認めるときは、基準に達しなくても実施できる。

２　村単位募集のイからエまでは、(注) １以外のときは、県下全域募集として実施する。

４．集　積

募集に基づきあるいは任意拠出される義援金品の集積は、次の方法による。

(1) 各家庭から募集したときは、地区自治会、婦人会、民生委員会等の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積する。

(2) 小中学校の児童生徒あるいは事業所等における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受ける。

(3) 個人等で募集配分機関に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受付け、その都度又は一定期間をまとめてそれぞれ単位機関別に指定した場所に集積する。

(4)　(1) によるときは「義援金品拠出者名簿」（様式編・様式33-1号）を、(2) によ

るときは「義援金品引継書」（様式編・様式33-2号）を、（3）によるときは「義援金品受領書」（様式編・様式33-3号）を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管する。

５．引　継

募集期間で受付集積した義援金品の輸送及び引継は、次の方法による。

(1) 義援物資の引継

集積した義援物資は、集積単位機関において荷造りし、被災地を所管する配分機関に送付する。

ただし、集積物資が少なく輸送等をまとめて行うことが適当な場合等においては、郡、県単位機関の指定する場所に集積し、まとめて配分機関に送付する。

(2) 義援金の引継

集められた義援金については、村単位機関扱い分は郡単位機関に引継、郡単位機関から県単位機関に引継、県単位機関から配分機関に引き継ぐ。

ただし、それぞれの募集（受付）機関において直接配分機関に送付することが適当と認められる場合は、直接募集機関から配分機関に引き継ぐ。

(3) 引継の記録

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(4) 引継をする配分機関

義援金品の引継は、おおむね次の区分による配分機関へ行う。

ア　県外の災害

災害が２市町村以上のときは県単位機関に、単独市町村のときは市町村単位機関に引き継ぐ。

イ　県内の災害

災害が単独市町村のときはその市町村単位機関に、また同一郡内で２町村以上のときはその郡単位機関に、その他広域のときは県単位機関に引き継ぐ。

ただし、郡あるいは県単位機関に引き継ぐべき災害であっても、募集機関が直接指定市町村等に引き継ぐとき、又は郡あるいは県単位機関が調整して直接引継市町村を指定したときは、市町村単位機関に引き継ぐ。

ウ　引継を受ける配分機関

義援金品の引継は、次の機関とする。

①　市町村本部　市町村本部長
②　県支部　　県振興局長
③　県機関　　県知事、県共同募金会長

６．配　分

引継を受け、あるいは受け付けた義援金品は、おおむね次の方法によって配分する。

(1) 配分の基準

ア　一般家庭用物資

①　全失世帯　　1
②　半失世帯　　1/2

③　床上浸水世帯　　1/3

イ　無指定金銭

①　死者（行方不明で死亡と認められる者含む）　　1

②　重傷者　　1/2

③　全失世帯　　1

④　半失世帯　　1/2

⑤　床上浸水世帯　　1/3

（注）１　床上浸水 10 日以上の世帯にあっては、物資、金銭とも半失の基準による。

２　必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがある。

(2) 村における配分

県及び郡単位機関から配分を受け、又は村単位機関で受け付けた義援金品は、(1)に定める基準を参考にして民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分する。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

なお、各世帯配分にあたっては、本項第５節「物資供給計画」に定める配分手続に準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので実情に即して適宜その手続きを変更して差し支えない。

（注）死亡者、負傷者等に対しての金銭は、その者の住所で行うが、他県で死亡した者でも関連災害の場合は、その者の住所で配分することがある。

(3) 配分の時期

配分は、できる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

第18項 その他被災者の保護対策

本項第１節から第１７節までに定める以外の、災害時における被災者の救助保護は、次による。

１．在宅の要配慮者対策

村本部は、消防機関及び警察と連携してあらかじめ定めた避難計画に従い、住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。

村本部及び社会福祉協議会は、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（要配慮者台帳）や地図等を利用するなどして、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

なお、要配慮者を発見した場合は、避難所への移動、施設緊急入所等の緊急措置、居宅での生活が可能な場合には在宅保健福祉サービスのニーズの把握等を実施する。

住民は、地域の要配慮者の避難誘導について、自主防災組織を中心に地域ぐるみで協力支援する。

２．社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときには、あらかじめ定めた避難等の方法により入所者の安全を確保するとともに、村本部等の協力を得つつ施設機能の回復を図る。

(2) 被災者の受入れ

被災を免れた施設又は被災地に隣接する施設においては、入所者の安全な生活を確保した後、余裕のスペースなどを活用して一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペースの活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

(3) 食料供給等の確保

災害による施設の被害等により食料又は飲料水を得ることができないとき、若しくは医療その他の救助を必要とするときは、村本部に応援を要請する。

(4) 職員の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、村本部及び関係機関に連絡しその応援を要請する。

３．要保護児童の措置

災害地域において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに保護措置をとる。

(1) 保育に欠ける児童があるときは、保育所での保育を行う。

(2) 保護者を失った児童があるときは、中濃子ども相談センター又は可茂県事務所に連絡して収容施設に収容保護する。

なお、既に収容している児童の保護者の属する世帯が災害により被害を受け、生活程度が著しく低下した世帯に対する費用の負担については、災害の状況により別に定めるところに従って減免することがある。

４．被災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療の救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して確保されるが、同救助は医療機関の平常化（原則的に災害発生後 14 日以内）をまって平常医療制度に移行される。

従って、災害によって被保険者証を紛失し又は使用不能となった者に対しては、村本部住民班及び関係機関は、とりあえず医療機関と連絡をとり、保険証のないまま受診できるよう努めるとともに、できるかぎり速やかに村本部において被保険者証を再交付する。

５．生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の必要が生じたときは、村本部は民生委員と連絡を密にし、県支部総務班にその旨を報告し、保護の要否を速やかに決定す

るよう要請する。

６．災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

村本部は、「東白川災害弔慰金の支給等に関する条例」により、自然災害によって死亡したものの遺族に対して 500 万円を限度額として災害弔慰金を、また精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して 250 万円を限度額として災害障害見舞金を支給する。

第9節 産業応急対策

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置を取る。

第1項　商工業の応急対策

災害時における商工業の応急対策は、本計画の定めるところによる。

１．災害融資計画

被災商工業者のうち事業資金を希望する者のため、村本部林務商工班は相談窓口を開設し、事業資金の融資について総合的なあっせんを行う。

２．復旧資材等の調達

村本部林務商工班は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっせんの要請があったときは、関係機関、団体等に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっせんに努める。

第2項　観光客等の応急対策

旅館及びキャンプ場、体育館、村民運動場、博物館、景勝地等（以下「観光施設」という。）の観光客等あるいは合宿等スポーツ施設利用者等の災害時における応急対策は、本計画の定めるところによる。

１．応急対策

観光施設等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策にあたる。

なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておく。

２．応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに村本部（消防団を含む。）又は警察官に応援又は実施の要請をする。

なお、この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

第3項　農作物の応急対策

災害時における農作物に係る応急的な対策は、本計画に定めるところによる。

１．代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、村本部は県支部農林班を経由して県本部農政部へ確保についてあっせんの要請をする。

２．病害虫防除対策

災害時における病害虫の防除対策は、次による。

(1) 病害虫防除指導の徹底

災害により病害虫の発生が予想され又は発生したときは、病害虫の発生予察情報に基づき、村本部は県支部農林班と連絡を密にし、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病害虫防除の指導徹底にあたる。

なお、病害虫発生予察情報は、県支部農林班より伝達される。

(2) 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、村本部が県支部農林班を経由して県本部農政部に確保についてあっせんの要請をする。

(3) 防除器機具の整備

村本部その他関係機関は、県本部農政部の指導を受け病害虫防除機具の整備に努める。

なお、緊急防除に当たって器具が不足する場合で、村において確保できないとき村本部は、県支部農林班を経由して県本部農政部に応援を要請する。

３．肥料等の確保

災害のため必要な肥料等が確保できないとき村本部は、県支部農林班を経由して県本部農政部に確保についてあっせんを要請する。

第4項　畜産の応急対策

災害時における家畜その他畜産に係る応急的な対策は、本計画の定めるところによる。

１．家畜の診療

畜産農家が、災害のため平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、村本部において診療するが、村本部において実施ができないときは、県支部家畜保健衛生班又は農林商工班に家畜の診療について要請する。

２．家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、県支部家畜保健衛生班が防疫班を派遣して実施し、村本部農務班はこれに協力する。

３．家畜の避難

浸水等災害の発生が予想され又は発生したときには、村本部はその他の協力機関と連

絡を密にし、避難場所その他対策について指導する。村本部は、県支部農林班から連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

４．飼料等の確保

避難家畜に対する飼料等が現地において確保できないとき村本部は、県支部農林班に確保についてあっせんについての要請をする。

なお、要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

(1) 要請をする飼料の種類及び数量

(2) 納品及び引継ぐ場所及び時期

(3) その他必要事項

５．青刈飼料等の対策

飼料作物、牧草等が風水害により被害を受けたときは、次の応急措置を実施する。

(1) 全壊又は回復の見込が少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。

(2) 一部分の被害で回復の見込みのあるのは、速効性の肥料を施用し、成育の促進をするよう指導する。

なお、災害発生時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、村本部は県支部農林班を経由して県本部農政部に確保についてあっせんを要請する。

６．牛乳の集乳対策

酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳搬送ができないときは、村本部は、県支部農林班に集乳搬送についての協力を要請する。

第5項　林地、林産物等の応急対策

災害時における林地あるいは林産物、林産施設等の応急対策は、本計画の定めるところによる。

１．林地の対策

災害により発生した林地被害が、緊急な災害復旧工事の遂行に特に先行して施工する必要あるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものについて、村本部は、県支部農林班を経由し県本部林政部にその緊急復旧を要請する。

２．造林木の対策

風水害等により造林木が被害を受けたときの対策は、次による。

(1) 倒木対策

災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、村本部は、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう林家等に指導する。

なお、財産区等村有林については、財産区委員会等の協力を得て村本部が実施する。

(2) 資材等の調達

村は、災害に備えて森林組合等とともに倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、県支部農林班を経由し県本部林政部に確保についてあっせんを要請する。

３．苗木等の対策

風水害等により苗畑が被害を受けあるいは種子、苗木が不足する場合等の対策は、次による。

(1) 苗木種子の確保

村本部は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県支部農林班を経由し県本部林政部に確保についてあっせんを要請する。

(2) 病害虫の防除

村本部は、森林組合と協力して長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロチャ病等の防除について指導の徹底を図る。

４．一般林産物及び施設の対策

災害時における薪炭及び木材並びにその施設の対策は、次による。

(1) 被害木の処理

村本部は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努める。

(2) 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失の恐れのある場所への貯木を避け、あるいは出水により流失の恐れがあるときは木材を緊結する等貯木には十分の配慮をする。

(3) 浸水製材施設の処理

村本部は、浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るよう指導徹底にあたる。

５．特用林産物及び施設の対策

災害時におけるしいたけ等の特用林産物及びその施設の対策は、次による。

(1) 復旧用原木ほだき等の確保

村本部は、災害のため特用林産物あるいはその施設が被災し、その復旧に必要な原木あるいは種菌等が不足し確保できないときは、県支部農林班を経由し県本部林政部に確保についてあっせんを要請する。

(2) しいたけ等の病害虫対策

村本部は、森林組合等と協力して、災害時における「あなたけ」「しわたけ」等の雑菌防止についてその指導徹底にあたる。

なお、雑菌防止のための薬品については、森林組合、生産者等が備蓄しておくように努めるが、災害が発生しその確保ができないときは、村本部は、県支部農林班を経由し県本部林政部に確保についてあっせんを要請する。

６．復旧資金の融資

林産物に関係した災害対策のため必要な資金は、「天災融資法による資金」等により

融資する。

第6項　干害応急対策

干害に伴う農地等の応急対策は、次による。

１．干ばつ被害の報告

水田及び一般畑については、連続干天日数（日雨量５㎜未満を含む。）が20日以上又は30 日間の総雨量が100㎜以下、果樹園については、連続干天日数が25日以上又は30日間の総雨量が60㎜以下となり、干ばつ被害が発生したときは県支部農林班に報告する。

２．応急対策

村本部は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずる。

第10節 公共施設の応急対策

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した応急的な措置により施設復旧を行う。

第1項　公共施設の応急対応

１．道路施設の応急対策

(1)　道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に取り組む。

(2)　道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、加茂警察、可茂消防事務組合、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

２．河川施設の応急対応

村その他の河川・ため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い被害状況の把握に努める。

３．土砂災害防止施設の応急対策

(1)　土砂災害危険箇所の点検、状況把握

村は県に協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

村は、がけ崩れ等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

(2)　応急対策

土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある個所について、

村は被害が拡大しないようクラック、滑落のある個所について、ビニールシートで覆う等応急処置を施し、県の応急復旧に備える。被害が拡大するおそれがある個所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告を行う体制整備を図るよう努める。

４．治山施設の応急対策

(1)　治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

(2)　治山施設管理者は、応急復旧のため建設行協会、建設業者、森林組合等対して応急資材の確保、出動を求める等必要な措置をとる。

(3)　公共建築物の応急対策

村の施設管理者は、官公庁舎、学校施設その他公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、可能な限り応急復旧による機能確保に努める。

５．村有財産の対策

(1) 応急対策の実施者

災害時における村有財産の管理及び応急対策は、その財産の実質上の使用管理をしている機関（課）の長が行う。

(2) 災害時における対策

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防あるいは財産の維持管理に努めるとともに、台風発生時等においては、適宜の補強その他の処置をし、関係職員を配置し被害の予防に努める。

なお、物品についても保管（所属）及び保全に努め浸水の恐れがあるときは、高所へ移動させる等その対策に万全を期する。

(3) 応急復旧

応急対策実施者は、災害により財産が被害を受けそのまま放置することは、財産の維持管理上又はその業務確保上支障があり、緊急に応急措置を要するものがあるときは、関係機関に連絡のうえ、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行う。

なお、物品についても被災後直ちに修繕、手入等の処置を要するものがあるときは実情に即して適宜の処置をする。

第2項　鉄道等の応急対策

災害時における鉄道等の交通施設の応急対策は、東海旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東海」という。）と連携して応急対策を実施し、確実な輸送の確保を図る。

１．応急対策

災害発生時には、JR東海から被害状況、列車の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関等への正確・迅速な伝達に努める。また、二次災害の防止と応急復旧への協力JR東海及び関連団体に要請するとともに、住民への広報につとめる。バ

ス代行輸送体制に関する現地情報を集約しJR東海及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

２．救出活動

乗務員は、車両火災、脱線、転覆、衝突、パニック等が発生したときは、直ちに運転を停止し負傷者の救出等について、村長、消防署、警察署、最寄駅等に通報し、救援を求める。

３．応急復旧

災害により交通施設等に被害が生じた場合は、速やかに救護措置及び応急復旧に当たるが、復旧作業が困難である場合には、臨時車両等による代行運転により輸送の確保に努める。

４．自衛隊の派遣要請

鉄道等交通施設の応急対策の実施が、ＪＲ東海及び関連企業の組織によってもなお不可能な場合は、自衛隊の派遣要請を行う。

なお、要請の手続は、本章第３節「自衛隊派遣要請」による。

第11節 公共的施設の応急対策

第1項　通信施設の応急対策

災害時における通信施設に関する応急対策は、西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）と連携し、確実な情報伝達、通信環境の確保を図る。

１．応急対応

災害発生時には、ＮＴＴ西日本から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への性格・迅速な情報伝達に努める。また、二次災害防止と応急復旧への協力をＮＴＴ西日本及び関連団体に要請するとともに、住民への後方に努める。

２．緊急臨時電話の架設

村本部長は、現地災害対策本部を設置したとき、又は被災地の通信確保のため必要があると認めたときは、ＮＴＴ西日本に対して緊急臨時電話の架設を文書（様式はＮＴＴ西日本指定のもの）により要請するが、事前に文書の提出ができないときは口頭で行い、事後速やかに文書を提出する。

ただし、設置及び通話に要する費用は、村本部において負担する。

３．防災機関への優先復旧

ＮＴＴ西日本は、災害対策上の必要度を勘案し、その度合の高いものから優先して復旧する。

４．自衛隊の派遣要請

通信施設の応急対策の実施が、ＮＴＴ西日本及び関連企業の組織によってもなお不可能な場合は、自衛隊の派遣要請を行うが、要請の手続は、本章第３節「自衛隊派遣要請」による。

第2項　電力施設の応急対策

災害時における電力施設に関する応急対策は、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）と連携し、安定した電力の確保を図る。また、二次災害の防止と応急復旧への協力を中部電力及び電気工事関係団体住民への区報に努める。

１．応急対策

村は、災害発生時には中部電力から被害状況、関連施設の運営状等の情報を収集し、関係機関等への正確・迅速なな情報伝達につとめる。

２．災害時における電気の保安

中部電力は、災害時における電気の保安をはかるため、次の処置をとるが、危険な場所には標旗、標灯を掲げる等人的危害の防止に当たる。

(1) 火災時の措置

火災の発生を承知したときは、直ちに職員を現場に派遣し、火災又は注水により危険があると認められた場合および消防吏員、警察官の要請があった場合は、速やかに停電する。

(2) 非常災害時

暴風雨、水害等非常災害時においては、住民生活の安定、重要機関への送電確保のため、極力送電を維持するが、冠水等で危険と認めた場合は、当該範囲の送電を停止する。

３．災害復旧

中部電力は、被災施設の早期復旧に当たるが、復旧にあたっては、住民生活の安定と社会、経済上の必要度を勘案し、その度合の高いものから優先して復旧する。

４．災害時の広報

電力施設の復旧状況及び電気事故防止に関する必要事項は、村本部をはじめ関係の防災機関に通知するとともに、住民に対しては新聞、ラジオ、テレビ等を利用し、あるいはポスター、チラシ類の配布、サービスカーによる巡回放送等により周知する。

５．関係機関相互の連絡調整

電力機関における復旧活動その他対策の円滑な推進を図るため、必要があるときは関係機関と密接に連絡し、その協力を得て実施する。

また、応急対策の実施上、他機関が電力施設等の利用が必要なときは、最寄の事業所に要請し、その協力を得る。

６．自衛隊の派遣要請

電力に関する応急対策の実施が、電力機関における組織によってもなお不可能又は困難な場合は、自衛隊の派遣要請を行うが、要請の手続は、本章第３節「自衛隊派遣要請」による。

第12節 文教災害対策

文教関係の災害対策は、他の計画に定めるもののほか、本計画の定めるところによるが、各施設の管理者等は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその対策を策定しておく。

第1項　施設等の応急対策

村は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

１．災害の防止対策

災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するため的確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとる。

２．応急復旧等の処置

文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。

３．清掃等の実施

学校が浸水した場合等にあっては、直ちに清掃を行い衛生管理と施設の保全の万全を期する。

なお、清掃にあたっては、次の点に留意する。

(1) 浸水した校舎等は、なるべく建具、床板等をとりはずし、日光の射入、空気の流通を図り、床下汚物、泥土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを撒布する。

(2) 泥水等で汚染された建具、床板、校具等は、よく洗浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。

(3) 浸水した便所は、よく洗浄した後石灰酸水(石灰酸３：水７の割合)、クレゾール水若しくはフォルマリンをもって拭浄し、又はこれを撒布し、便池には焼製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

第2項　小中学校関係の対策

１．学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法による。

(1) 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって次の施設を利用する。

ア　応急的な修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

イ　学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育館を利用し、なお不足するときは２部授業等の方法による。

ウ　校舎の全部又は大分部が使用できない程度の場合

公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎又は神社仏閣等を利用する。

エ　特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。

なお、利用すべき施設がないときは応急仮校舎を建設する。

上記施設の決定にあたっては、関係各機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に周知する。

(2) 施設の応急復旧

村本部は、災害終了後できる限り速やかに被災校舎等を維持保全のため又は授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。

ただし、処置（応急復旧）を行う場合にあっては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため、写真の撮影保存に留意する。

(3) 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合は、次の方法により当該施設管理者の応援を得る。

ア　村内施設利用の場合

村本部教育部において関係者協議のうえ行う。

イ　管内他市町村施設利用の場合

村本部は、県支部教育班に対して施設利用の応援を要請する。

ウ　応援要請事項等

応援要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

①　応援を求める学校名

②　予定施設又は施設種別

③　授業予定人員及び室数

④　予定期間

⑤　その他の条件

なお、応援の要請にあたっては、村副本部長（教育長）は、村本部長（村長）と協議して決定する。

２．教育職員の対策

災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法によって補う。

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 村内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、村本部教育班に派遣の要請をする。

村本部は、村内の学校間において操作する。

(3) 県支部内操作

村内操作において解決できないときは、村本部は、県支部教育班に教職員派遣の応援要請を行う。

(4) 応援要請事項等

教育職員派遣の応援要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア　応援を求める学校名

イ　授業予定場所

ウ　派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）

エ　派遣予定期間

オ　派遣職員の宿舎その他の条件

なお、応援の要請にあたっては、教育長（副本部長）は、村長（本部長）と協議して決定する。

３．応急教育

災害に伴う被害程度によって授業が不可能なときは、臨時に授業を行わないが、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急授業の実施に努める。

ただし、応急教育の実施にあたっては、次の点に留意して行う。

(1) 災害時の授業にあたっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童生徒が負担にならないように留意する。

(2) 教育の場が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

(3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導する。

(4) 学校が避難所に利用される場合には、収容者あるいは児童生徒に対し、それぞれに支障とならないように充分配慮する。

(5) 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知する。

(6) 授業の不可能な状態が長期にわたるときは、学校と児童生徒との連絡方法、組織等を整備する。

４．教材、学用品の調達及び配給

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童生徒に対する支給及びあっせんは、本章第８節第１０項「学用品等の支給」の定めるところによる。

５．被災児童生徒の調査報告

村本部は、各学校の協力を得て、様式「災害により被災した児童生徒数調」（様式編・様式34-1号）に定める事項について速やかに調査し、県支部教育班を経由して県本部教育部に報告する。

第3項　学校保健の対策

被災時における学校給食及び児童生徒の保健対策は、本計画の定めるところによる。

１．給食に関する被害の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と、災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助の国庫負担のため、次の事項を速やかに調査し、県支部教育班を経由して県本部教育部に報告する。

①　学校給食用物資の被害状況調

学校給食用物資の被害を、様式「学校給食用物資被害状況報告書」（様式編・様式34-2）により速やかに調査し、報告する。

② 児童生徒被災状況調

小中学校児童生徒の属する世帯の被害状況を、様式「児童生徒被災状況報告書」（様式編・様式34-3）により速やかに調査し、報告する。

(1) 実施者

調査報告は、村本部が実施するが、直接の実施者をあらかじめ施設別に定めておく。

(2) 報告の系統

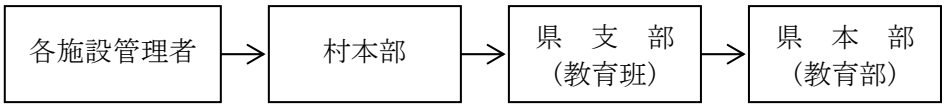

２．給食の実施

村本部は、災害により被害が発生しても授業を行うときは、できる限り給食も実施するよう努める。

災害時における給食の実施にあたっては、特に次の点に留意を要する。

(1) 施設の管理

給食用施設、設備が浸水した場合等にあっては、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰等を撒布する等衛生管理に配意する。

(2) 従事者の保健

調理及び配膳等給食従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施するとともに健康管理を行い、特に下痢症状のある者は、従業を禁止し検便を行う。

なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めさせるとともに、特に調理者の手洗いを励行させる。

(3) 飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間煮沸したものを使用する。

なお、浸水した井戸については、井戸ざらいを行い、クロール、石灰等を用いて十分消毒を行う。

(4) 食品衛生

災害時における給食は、感染症、中毒等の発生防止のため、調理の方法、献立、使用原材料等に十分注意するとともに、食事前には必ず手洗いを励行させる。

(5) その他

ア　炊出との調整

学校が避難所として使用される場合、給食施設は被災用炊出施設に利用されるが、学校給食と被災者炊出との調整に留意する。

イ　被害物資対策

村本部は、被害を受けた給食用原材料の処分については、県本部の指示があるまでの間保管し、指示に従って処分する。

３．児童生徒の保護

学校等は、洪水等の災害時にあっては児童生徒の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童生徒の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒に感染症が集団発生したときは、村本部、県支部保健班、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。

防疫の実施は、本章第８節第１５項「防疫・食品衛生活動」の定めるところによるが、特に次の点に留意する。

(1) 県支部保健班あるいは学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置の計画をたて、これに基づいてその実施の推進にあたる。

(2) 保護者その他の関係者に対して、患者の発生状況を周知し協力を求める。

(3) 児童生徒の食生活について、十分の注意と指導を行う。

(4) 感染症の発生原因について関係機関の協力を求め、これを明らかにするとともに、その原因の除去に努める。

４．児童生徒の安全措置

学校長は、平素の避難訓練に基づき、迅速に児童生徒を避難させ、その掌握を確実にする等、それぞれの災害の状況に応じた救急処置及び安全措置を講ずる。

(1) 登下校

地域やその時の状況判断により、村本部等との連携を密にしながら登下校の可否を決める。

緊急下校の際は、通学路の安全を確認し、できる限り児童生徒の家庭と連絡をとりながら原則ひき渡しなど、児童生徒の安全を確保する。

(2) 救急処置

災害が発生した場合には、速やかに適切な救急処置を行う。

(3) 死傷者等の報告

災害による児童生徒の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、村本部、村教育部及び県支部教育班へ速やかに報告する。

第4項　文化財、その他文教関係の対策

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策は、本計画の定めるところによる。

１．被災教育職員の調査報告

村本部は、災害の発生に伴い被害を受けた教育職員を様式「公立学校共済組合員被害状況報告書」（様式編・様式35）により調査し、県支部教育班を経由し県本部教育部に報告する。

２．公民館その他社会教育施設の対策

村本部は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。

なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため避難所等に利用される場合も少なくないため、迅速な施設の応急対策を実施する。

３．被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等に被害が発生したときは、村本部は、県支部教

育班を経由して県本部教育部に報告する。

なお、報告は「教育・文化関係被害状況等報告書」（様式編・様式17）により行う。

４．文化財の対策

被災文化財について、村文化財保護審議会委員、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

第13節 災害警備活動

災害の発生にともなう社会的混乱のなか、地域住民の安全確保あるいは避難世帯の避難後の空家等への盗難等各種犯罪に予防に対する警備は、別に定める計画のほか、本計画の定めるところによ取り締まり、被災地における治安維持を図るための必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるなど社会混乱の抑制に努める。

１．災害発生の危険察知

村本部消防部は、災害の発生を未然に防止あるいは拡大を防止するため、危険箇所等の調査を実施するが、調査にあたっては、防災関連機関と綿密な連携をとり、おおむね次にあげる対策を講ずる。

(1)　同期警備体制の確立
(2)　多様な手段による各種情報の収集・伝達
(3)　被害実態の早期把握
(4)　消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
(5)　行方不明者の調査
(6)　要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
(7)　災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
(8)　住民等による地域安全活動への指導、連携
(9)　自主防災組織など、コミュニティにおける活動との連携を強化
(10)　被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
(11)　不法事案等の予防及び取締り
(12)　被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化
(13)　避難路及び緊急交通路の確保
(14)　交通の混乱防止及び交通秩序の確保
(15)　広報活動
(16)　死体の見分、検視等
(17)　関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力

２．調査の実施と災害発生未然防止の措置

(1) 調査の方法

調査は必ず２人１組になって行い、危険箇所には近づかない。

(2) 報　告

危険な状態を発見あるいは確認したときは、直ちに村本部に報告する。

(3)　未然防止の措置

村本部は、(1)、(2)により報告を受けたときは、直ちに必要適切な措置を講ずる。

３．盗難等の対処

村本部消防部は、避難世帯の避難後の空家等への盗難等に対処するため、その付近の警備を厳重に行うとともに、不審人物、不審車両等を発見したときは、直ちに警察官に連絡する。

第14節 事故災害対策

第1項　林野火災災害対策

林野火災は、地形、水利、交通等の条件から、消火作業が困難なため大規模な火災となる恐れがあり、発生原因の多くは人為的なものによることから、村及び関係機関は、予防対策を実施するとともに、気象状況等により火災発生の恐れがある場合は、広報活動により住民等に注意を喚起する。

林野火災発生時は、関係機関は連携し初期消火及び延焼防止に努めるとともに、情報の収集、状況の分析を行い、必要に応じて航空機による消火活動を要請する。

１．林野火災に強い地域づくり

(1) 林野火災特別地域

村は、林野火災特別地域に指定されており、林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設等の整備を推進するが、事業計画に定める事項は次のとおりである。

ア　防火意識の普及啓発、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項

イ　火災予防上の林野管理に関する事項

ウ　消防施設等の整備に関する事項

エ　火災防ぎょ訓練に関する事項

オ　その他林野火災の防止に関する事項

(2) 火災警報発令時等の措置

村は、火災警報発令時における火の使用制限の徹底を図るとともに、火災多発危険期における巡視及び監視の強化、火入れを行う者に対し適切な指導を行う。

なお、火災警報が発令された場合、村及び林野の所有（管理）者は、村火災予防条例により次のとおり火の使用制限を行う。

ア　山林、原野において火入れをしないこと。

イ　煙火を消費しないこと。

ウ　屋外においてたき火をしないこと。

エ　引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙しないこと。

オ　残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

カ　山小屋などにおいて裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じること。

(3) 防災意識の普及啓発

村及び関係機関は、山火事予防運動期間、林野火災予防運動等を通じて、防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなど入山者への啓発に努める。

なお、住民等への啓発は、火災多発危険期や休日前に重点的に行うなど、林野火災の発生傾向に留意する。

２．　災害応急対策

(1)　情報伝達系統

村及び関係機関は、林野火災が発生した場合、それぞれ火災発生情報・被害情報等を連絡するものとし、情報伝達系統は、次による。

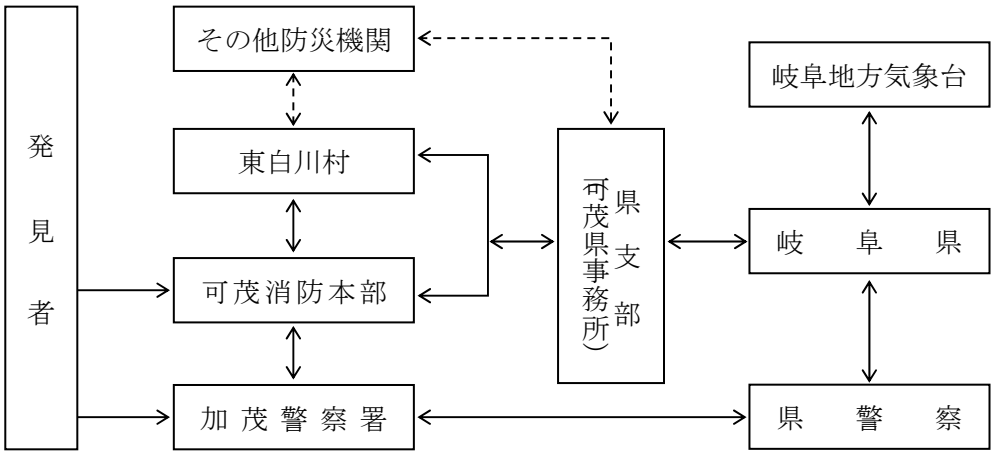

※<----> 必要に応じ連絡する

(2)　活動体制の確立

村及び関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3)　救助・救急活動等

ア救助・救急活動

村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

なお、詳細については、第３章第７節第１項「消防活動」、第３章第８節「被災者対策」による。

イ医療活動

村は、医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて県に応援を要請する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

ウ消火活動

・消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

・住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

・消防機関等は、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、

近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努める。

(4)　避難受入れ活動

村は、林野火災により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、発災時に必要に応じた指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。

なお、詳細については、「本章第８ 節第２項　避難対策」によるものとする。

(5)　関係者等への情報伝達

村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(6)二次災害の防止

村及び関係機関は林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生する恐れがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等危険箇所の点検を要請する。

その結果､危険性が高いと判断された箇所については､関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、できるだけ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を要請する。

第2項　大規模な火事災害対策

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

１．災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1)　災害情報の収集、連絡

村は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

(2)　災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。

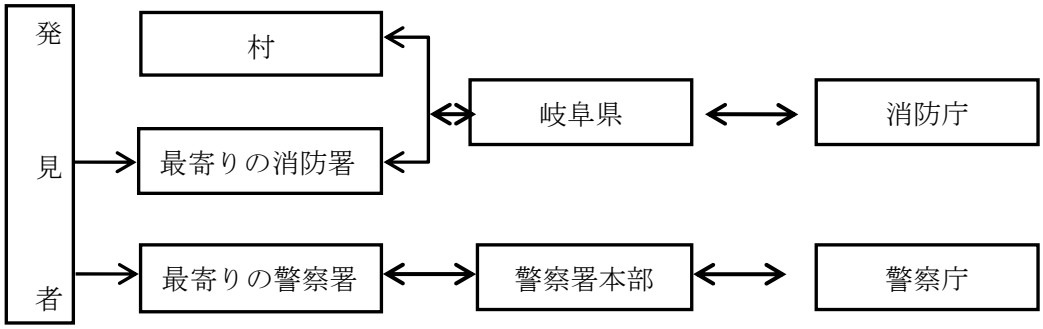

(3)　応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に堅密な情報交換を行う。

(4)　通信手段の確保

村、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、本章第５ 節第３項「 通信の確保」による。

２．活動体制の確立

(1)　村の活動体制

村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2)　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、村等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3)　自衛隊の災害派遣

村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

３．救助・救急、医療、消火活動等

(1)　救助・救急活動

村は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

なお、詳細については、本章第７節 「消防・救急・救助活動」、第８節第９項「救助活動」による。

(2)　医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請を行う。な

お、詳細については、本章第８節第８項 「医療・救護活動」による。

(3)　消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(4)　交通の確保

村及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、繁急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

４．避難収容活動

(1)　避難誘導の実施

村は、大規模な火事により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2)　指定避難所

村は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「本章第８ 節第２項避難対策」によるものとする。

５．被災者等への的確な情報伝達活動

村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第3項　航空災害対策

航空機の墜落等航空事故による多数の死傷者等の発生を伴う航空災害が発生した場合は、迅速な救急救助とともに、災害の拡大を防止し、被害の軽減と輸送の確保を図る。

また、事故災害に対処するため、事業者及び関係機関は、平常時から資機材の確保に努めるとともに、緊密な連絡体制を構築する。

１．発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。

ア　民間航空機の場合

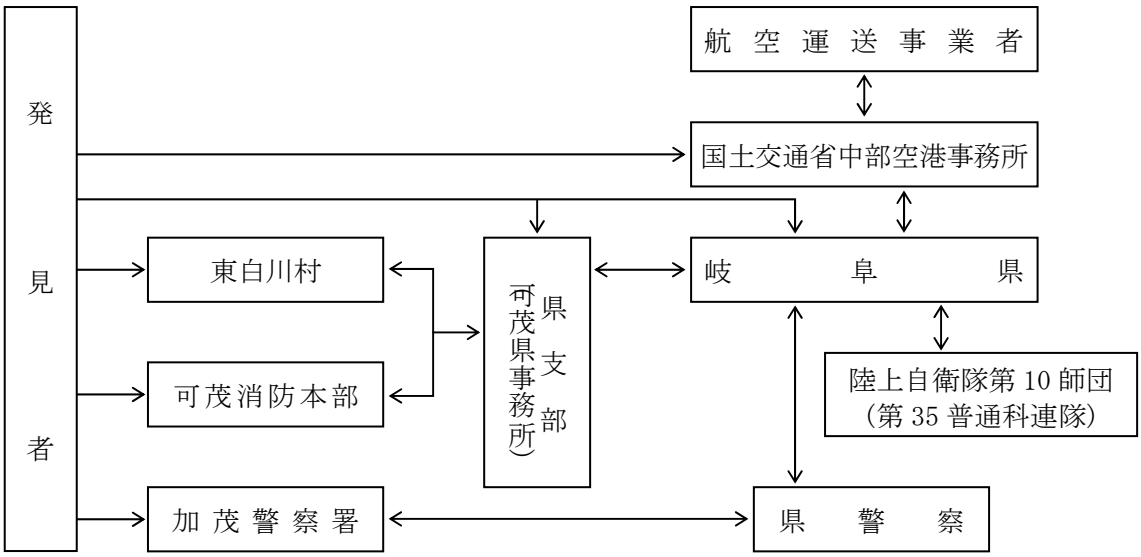

イ　自衛隊機・米軍機の場合

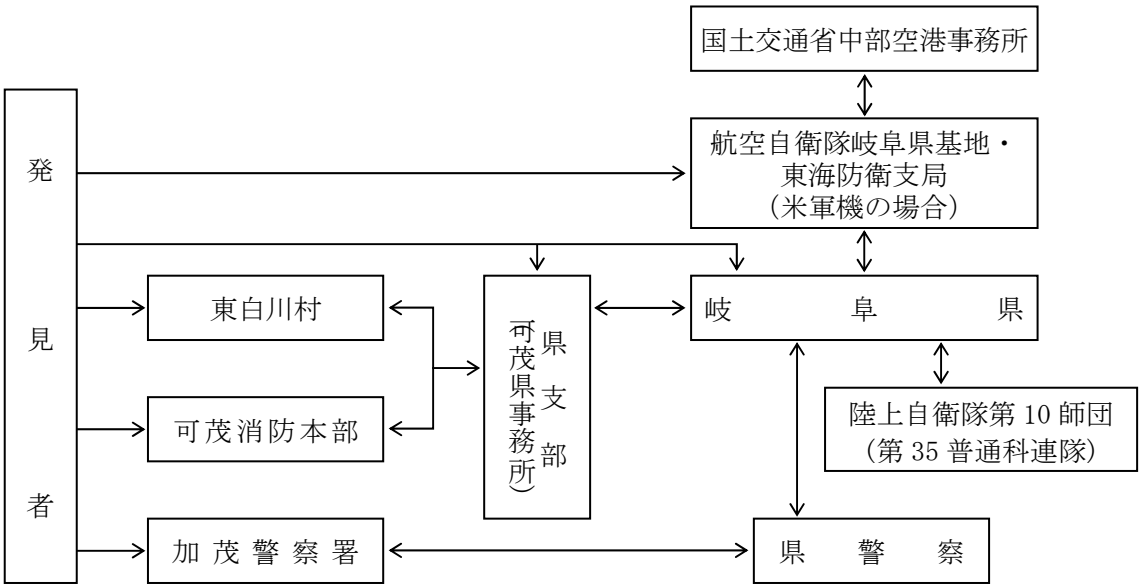

(2) 応急活動情報の連絡

ア　村は、県に応急対策の活動状況、村本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ　防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 通信手段の確保

ア　航空運送事業者、村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ　電気通信事業者は、災害時における村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

２．活動体制の確立

(1) 村の活動体制

村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、村本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 広域的な応援体制

村は、村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を要求する。

(3) 自衛隊の災害派遣

村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

なお、要請の手続については、本章第３節「自衛隊派遣要請」による。

３．救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急、消火活動

ア　救助・救急活動

村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」等により広域的な応援を求め実施する。

イ　消防機関による消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて「岐阜県広域消防相互応援協定」等に基づき広域的な応援を求め実施する。

ウ　資機材等の調達等

村は、必要に応じて民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(3) 緊急輸送のための交通の確保

村及び防災関係機関は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、緊急輸送等のための交通規制を行う。

なお、交通規制にあたって、警察機関及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

４．関係者等への情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

ア　村及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

イ　村及び防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

ウ　情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努める。

第4項　鉄道災害対策

多数の死傷者を伴う列車の衝突等、鉄道事故災害が発生した場合は、迅速な救急救助と災害の拡大を防止し、被害の軽減と輸送の確保を図る。

また、事故災害に対処するため、事業者及び関係機関は、平常時から緊密な連絡体制を構築する。

１．情報伝達系統

村及び関係機関は、鉄道災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。

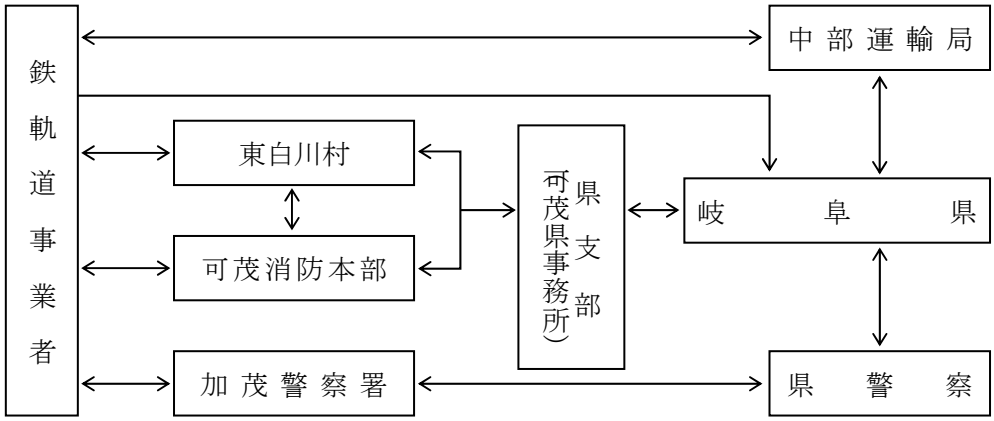

２．活動体制の確立

村及び関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

３．救助・救急活動等

(1) 救助・救急活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

村は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ隣接市町村等の機関に応援を要請する。

(2) 医療活動

村は、医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて県に応援を要請する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(3) 消火活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

４．関係者等への情報伝達

鉄軌道事業者、村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

第5項　道路災害対策

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要となる災害が発生した場合は、迅速な救急救助とともに、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図る。

また、事故災害に対処するため、道路管理者及び関係機関は、平常時から緊密な連絡体制を構築する。

１．情報伝達系統

村及び関係機関は、道路災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。

(1) 国が管理する道路

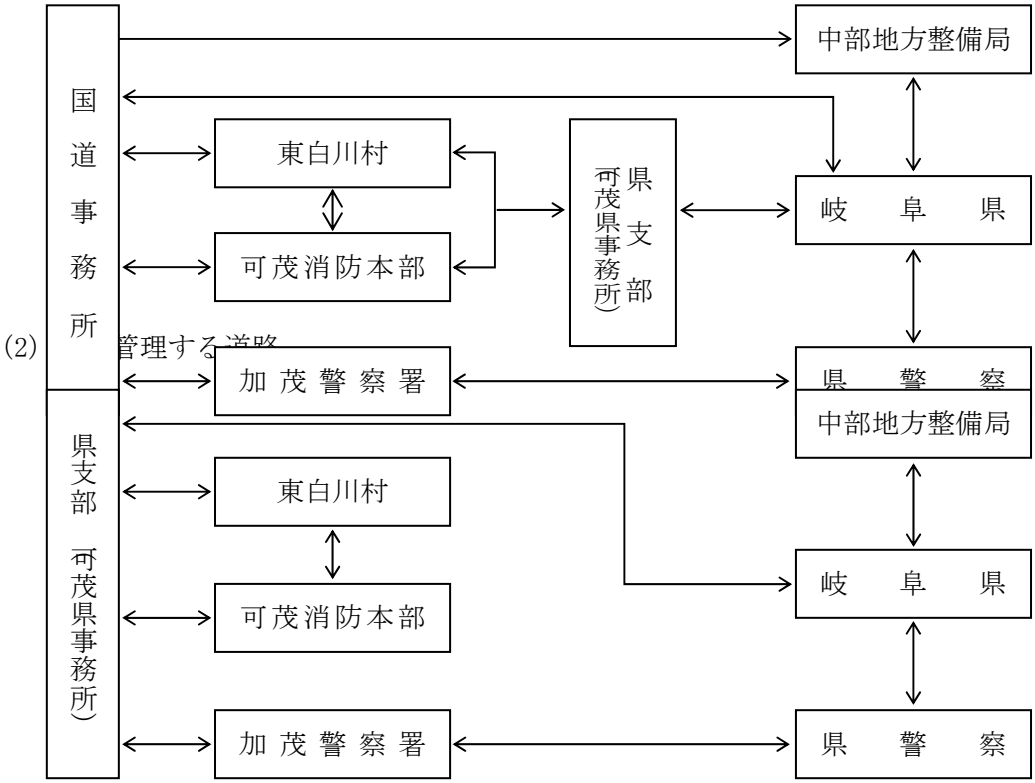

(2) 管理する道路

(3) 村が管理する道路

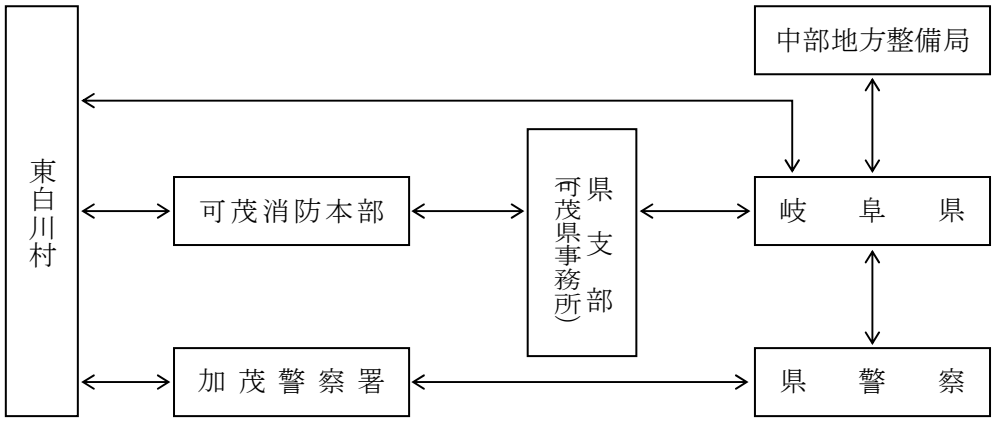

２．活動体制の確立

道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずる。

３．救助・救急活動等

(1) 救助・救急活動

村は、救急救助活動を行うとともに、被害状況の把握に努める。

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

(2) 医療活動

村は、医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて県に応援を要請する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

４．危険物の流出に対する応急措置

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

５．道路施設等の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

６．関係者等への情報伝達

道路管理者、村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

第6項　危険物等災害対策

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏えい、流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

１．情報伝達系統

村及び関係機関は、危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。

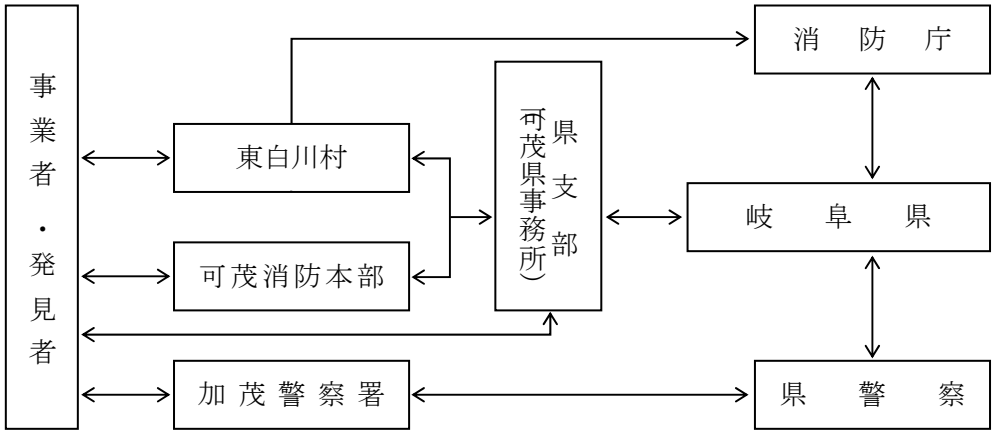

２．活動体制の確立

村及び関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

３．災害の拡大防止活動

村及び関係機関は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

危険物等取扱事業者に対し、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずるよう求める。

４．救助・救急活動等

(1) 救助・救急活動

村は、救急・救助活動を行うとともに、早急な被害状況の把握に努める。

危険物等取扱事業者に対し、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助･救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう求める。

(2) 医療活動

村は、医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて県に応援を要請する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(3) 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(4)交通の確保

村は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

なお、交通規制に当たっては、警察と密接な連絡をとるものとする。

５．危険物等の流出に対する応急対策

(1) 危険物等が河川等に流出した場合、災害の原因者等は迅速に拡散防止措置をとる。

(2) 村は、危険物等が河川等に流出した場合、関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の拡散防止及び処理等必要な措置をとる。

６．避難受入れ活動

(1)避難誘導の実施

村は、危険物等災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2)指定避難所の開設

村は、発災時に必要に応じた指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「本章第８ 節第２項　避難対策」によるものとする。

７．関係者等への情報伝達

村は、危険物等取扱事業者及び関係機関と協力して、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

第15節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

１．広報

村及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ＣＡＴＶ、ホームページ、すぐメール等によにより提供する。

(1)　停電及び停電に伴う災害の状況

(2)　関係機関の災害応急対策に関する情報

(3)　停電の復旧の見通し

(4)　避難の必要性等、地域に与える影響

(5)　携帯電話等の充電可能な施設等の情報

(6)　その他必要な事項

２．応急対策

村及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携を取り、所管にかかる応急対策を実施する。

３．電力供給

電気事業者等は、村等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

４．通信機器等の充電

村及び防災関係機関等は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の供給や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第４章　災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、村、県及び国の適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、村、県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、 被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

１．復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

２．人的資源等の確保

村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

３．その他

村は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 公共施設災害復旧事業

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

１．災害復旧のための被害報告

災害復旧のための必要な被害調査、報告は、第３章第６節第２項「災害情報収集等の収集・伝達」等の定めるところによる。

２．公共土木施設の災害復旧

公共土木施設の管理者は、速やかに被災施設の原形復旧を行う。

道路、河川、下水道等は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設となり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がなされる。

なお、災害復旧事業の種類は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業
　ア 河川災害復旧事業
　イ 砂防設備災害復旧事業
　ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
　エ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
　オ 道路災害復旧事業
　カ 下水道災害復旧事業
　キ 公園災害復旧事業
(2) 農林水産業施設災害復旧事業
(3) 都市災害復旧事業
(4) 水道災害復旧事業
(5) 住宅災害復旧事業
(6) 社会福祉施設災害復旧事業
(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
(8) 学校教育施設災害復旧事業
(9) 社会教育施設災害復旧事業
(10) その他の災害復旧事業

３．農地・農業施設の災害復旧

農地・農業用施設は、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象施設となり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がされる。

４．住宅復興に関する計画

災害により住宅が滅失又は損壊した場合の住宅対策は、第３章第 8 節第７項「応急住宅対策」等の定めるところによる。

５．激甚災害に関する対応計画

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生

した場合は、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう、村（行政班等）は災害の状況を速やかに調査し、激甚法に基づく激甚災害の指定が早期に受けられるよう対処する。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37 年法律第150号」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、村は県と共に早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努める。

１．法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

ウ 公営住宅法

エ 土地区画整理法

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

キ 予防接種法

ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助

イ 都市災害復旧事業国庫補助

ウ 簡易水道施設災害復旧費補助

２． 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア 公共土木施設災害復旧事業

イ 公共土木施設災害関連事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業

エ 公営住宅等災害復旧事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

キ 老人福祉施設災害復旧事業

ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業

コ 婦人保護施設災害復旧事業

サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
シ 感染症予防施設事業
ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
セ 湛水排除事業
(2) 農林水産業に関する特別の助成
ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
ク 森林災害復旧事業に対する補助
(3) 中小企業に関する特別の助成
ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
(4) その他の特別の財政援助及び助成
ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
オ 水防資材費の補助の特例
カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

３． 暴力団の排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 被災者の生活確保

民生の安定、生活再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係機関と協力し、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるとともに、災害の規模に応じて貸付等必要な措置をとり、被災者の生活確保を図るため相談窓口を開設し対処する。

なお、収入が一定額に満たない者に対する支援対策は、本節及び第３章第８節第１７項「災害義援金品募集配分」等の定めるところによる。

１．生活相談

村本部福祉班は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

２．被災者への生活再建等の支援

被災者に対しては、次の資金援助等支援を行うほか、第３章第８節第１８項「その他被災者の保護対策」に定める保護措置を講じる。

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

「東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しのために、被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付を行う。

(2) 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、自立した生活の開始を支援するため、通常必要となる物品の購入費及び家賃等居住安定にかかる経費などを支給する。

また、村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

(3) 生活福祉資金の貸付

「生活福祉資金貸付制度要綱」により、災害により被害を受けた収入が一定額に満たない世帯に対して、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるよう、県社会福祉協議会は災害援護資金の貸付を行う。

(4) 災害生業資金の貸付

災害救助法の規定により、同法が適用された場合、零細な資本によって生業を営んでいる者が、災害のため住家を全壊、全焼又は流失した場合に、その自立再建ができるよう、災害生業資金の貸付を行う。

(5) 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対しては、住宅金融公庫法の規定により、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(6) 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を貸付ける。

(7) 罹災証明書の交付

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(8) 被害者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

３．租税の減免

村本部税務班は被災者に対する税の減免等、納税緩和措置を講じる。

４．働く場の確保

村は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておくものとする。

なお、村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。

第5節 被災商工業者の振興

村本部及び関係機関は、被災商工業者について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等を的確に把握し、被害の規模に応じて必要な措置を講じるものとし、被災商工業者の利便を図るため相談窓口を開設し対処する。

１．災害復旧のための被害報告

災害復旧のための必要な被害調査、報告は、第３章第６節第２項「災害情報等の収集・伝達」等の定めるところによる。

２．支援体制

村は、あらかじめ商工会等と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

３．自立の支援

災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災商工業者の自立を支援する。

また、村は、被災商工業者等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

４．被災商工業者の資金対策

被災した商工業者に対する資金対策としては、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

５．その他支援対策

(1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置

(2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ

(3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間延長等の措置

(4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助

(5) 貸付事務等の簡易迅速化
(6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
(7) 租税の徴収猶予及び減免等
(8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
(9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第6節 被災農林漁業者への支援

村本部及び関係機関は、被災農林漁業者の施設について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等を的確に把握し、被害の規模に応じて必要な措置を講じるものとし、被災農林漁業者の利便を図るため相談窓口を開設し対処する。

１．災害復旧のための被害報告

災害復旧のための必要な被害調査、報告は、第３章第６節第２項「災害情報等の収集・伝達」等の定めるところによる。

２．被災農林漁業者の支援対策

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公社から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

なお、被災農林漁業者等への支援融資に有効な対策は以下に示すとおり。

(1) 天災融資法による資金
(2) 農業災害緊急支援資金
(3) 農業災害緊急支援資金
(4) 農林漁業セーフティーネット資金
(5) 農業経営基盤強化資金
(6) 農業基盤整備資金
(7) 農林漁業施策資金
(8) 林業基盤整備資金

〈地震対策編〉

東白川村地域防災計画　地震対策編　目次

第１章　総　　則 1
第１節　計画の目的・性格等 1
第２節　防災に関する組織 1
第３節　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 2
第４節　住民等の基本的責務等 4
第５節　東白川村地域の概要 4
第６節　被害想定 5
第２章　地震災害予防 6
第１節　総　則 6
第１項　防災協働社会の形成推進 6
第２項　防災思想・防災知識の普及 7
第３項　自主防災組織の育成と強化 10
第４項　ボランティア活動の環境整備 13
第２節　迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理） 14
第１項　防災体制の確立 14
第２項　広域応援体制の整備 15
第３項　防災通信設備等の整備 16
第４項　医療救護体制の整備 18
第５項　緊急輸送網の整備 18
第６項　地震防災訓練の実施 20
第７項　地震予知観測体制の整備 20
第２節　民生安定のための備え 21
第１項　避難対策 21
第２項　必需物資の確保対策 25
第３項　防災資機材の確保 28
第４項　防疫予防対策 28
第５項　要配慮者、避難行動要支援者対策 29
第６項　応急住宅対策 33
第３節　地震に強いまちづくり 33
第１項　まちの不燃化、耐震化 33
第２項　地盤の液状化対策 35
第３項　火災予防対策 36
第４項　危険物等の災害予防対策 37
第５項　災害危険区域の防災事業の推進 39
第６項　ライフライン対策 40
第７項　孤立地域防止対策 42
第８項　行政機関の業務継続計画 43
第９項　企業防災の促進 44
第 10 項　大規模停電対策 45

第４節　文教対策 46
第１項　文教対策 46
第２項　文化財保護対策 47
第３章　地震災害応急対策 49
第１節　活動体制 49
第１項　防災活動体制の整備 49
第２項　災害応援要請 50
第３項　地震災害情報の収集・伝達 53
第４項　通信の確保 55
第２節　緊 急 活 動 56
第１項　避難対策 56
第２項　消防・救急・救助活動 60
第３項　水防対策 63
第４項　災害警備活動 63
第５項　緊急輸送、交通規制対策 64
第６項　医療救護活動 65
第７項　ライフライン施設の応急対策 67
第８項　公共施設の応急対策 68
第９項　孤立地域対策 70
第10項　建築物・宅地の危険度判定 71
第11項　帰宅困難者対策 71
第12項　応急住宅対策 71
第13項　愛玩動物等の救援 74
第３節　民生安定活動 75
第１項　災害広報 75
第２項　災害救助法の適用 77
第３項　被災者救援対策 79
第４項　応急教育対策 82
第５項　要配慮者、避難行動要支援者対策 84
第６項　保健衛生対策 86
第７項　ボランティア活動 90
第４節 大規模停電対策 91
第４章　地震災害復旧 93
第１節　復 旧 ・復興体制の整備 93
第１項　基本方針 93
第２項　復旧・復興の基本方針の決定 93
第３項　人的資源等の確保 93
第４項　その他 93
第２節　復 旧 計 画 94
第１項　公共施設及び公共事業等の災害復旧 94
第２項　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 96

第 3 項　被災者の生活確保 98
第 4 項　被災中小企業の振興 100
第 5 項　農林漁業関係者への融資 101
第 6 項　義援金品の募集、受入れ、配分 102
第５章　東海地震に関する事前対策 104
第１節　総　　則 104
第 1 項　東海地震に関する事前対策の目的 104
第 2 項　東海地震に関する事前対策の体系 105
第２節　東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策 106
第 1 項　地震災害警戒本部 106
第 2 項　職員の動員配置 106
第 3 項　警戒宣言、地震予知情報等の伝達 107
第 4 項　広報対策 107
第 5 項　事前避難対策 108
第 6 項　消防、水防対策 109
第 7 項　警備対策 109
第 8 項　交通対策 109
第 9 項　緊急輸送対策 110
第 10 項　物資等の確保対策 110
第 11 項　保健衛生対策 111
第 12 項　帰宅困難者、滞留旅客に対する措置 111
第 13 項　公共施設対策 112
第３節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 113
第４節　大規模な地震に係る防災訓練 114
第６章　南海トラフ地震に関する対策 115
第１節　総　　則 115
第 1 項　計画の目的 115
第 2 項　南海トラフ地震に関する対策の性質 115
第 3 項　村及び防災関係機関の事務又は業務の大綱 115
第 4 項　南海トラフ地震防災対策推進地域 115
第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 115
第 1 項　方針 115
第 2 項　実施責任者 115
第 3 項　実施内容 115
第３節　関係者との連携協力の確保 116
第 1 項　資機材、人員等の配備手配 116
第 2 項　他機関に対する応援要請 116
第 3 項　帰宅困難者への対応 116
第 4 項　長周期地震動対策の推進 116
第４節　南海トラフ地震臨時情報発表時防災対応 117
第 1 項　趣旨 117

第 2 項　防災対応の基本的な考え方 117
第 3 項　南海トラフ地震臨時情報 117
第 4 項　防災対応をとるべき期間 118
第５節　南海トラフ地震臨時情報発令時の防災体制 121
第 1 項　村の体制 121
第 2 項　運営等 122
第６節　南海トラフ地震臨時情報の伝達 122
第７節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策 124
第 1 項　避難対策 124
第 2 項　関係機関のとるべき措置 125
第８節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策 129
第９節　防災訓練 129
第１０節　地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 130

第１章　総　　則

第１節 計画の目的・性格等

１．目　的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東白川村防災会議が策定する計画であって、東白川村（以下「村防災会議」という。）及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、村地域における地震にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚の及び努力を促すことによって被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を図ることを目的とする。

２．性格、構成

(1) この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成されている「村地域防災計画」の「地震対策編」として、東海地震、東日本大震災といった海溝型地震や、阪神・淡路大震災、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震といった内陸型地震の経験を活かし、その防災計画を定めるものである。

(2) この計画は、村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、別途防災関係機関が定める。

(3) この計画中、第５章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第６条の規定に基づく地震防災強化計画に準じる計画とし、第６章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第６条の規定に基づく推進計画とする。

(4) この計画に定められていない事項については、「東白川村地域防災計画一般対策編」による。

第２節 防災に関する組織

１．村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て防災活動を実施する。

２．県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

３．指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、県及び村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４．指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害発生時には災害応急措置を実施する。また、県、村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

６．住　民

大規模地震災害発生の場合、防災関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識のもとに、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第３節　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、次に掲げるもののほか、防災関係機関等は、防災教育、防災訓練、災害応急対策に係る情報の収集及び伝達をその事務又は業務とする。

１．村

(1) 東白川村防災会議に関する事務
(2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
(3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
(4) 災害の防除と拡大防止
(5) 救助、防疫等被災者救助、保護
(6) 災害復旧資材の確保
(7) 被災産業に対する融資等の対策
(8) 被災村営施設の応急対策
(9) 災害時における文教対策
(10) 災害対策要員の動員、雇上
(11) 災害時における交通、輸送の確保
(12) 被災施設の復旧
(13) 村内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
(14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

２．公共的団体

(1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等の産業経済団体
　ア　被害調査への協力

イ　物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
ウ　融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
(2) 赤十字奉仕団、ＰＴＡ等の文化厚生社会団体、ＮＰＯ及びボランティア団体
ア　被災者の救助活動の協力
イ　義援金品の募集、受付及び配分の協力
(3) 女性防火クラブ
ア　火災予防の啓発
イ　初期消火活動の協力
(4) 社会福祉協議会
ア　被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
イ　ボランティア活動の推進
ウ　義援金品の配分
(5) 共同募金会
ア　義援金品の募集、配分

３．防災上重要な施設の管理者

(1) 病院等医療施設管理者
ア　医療施設の不燃耐震化
イ　災害時における病人等の収容及び保護
ウ　災害時における被災負傷者の治療及び助産
エ　避難施設の整備及び避難訓練の実施
(2) 社会福祉施設管理者
ア　社会福祉施設の不燃耐震化
イ　避難施設の整備と避難等の訓練
ウ　被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
(3) 学校管理者
ア　施設の不燃耐震化
イ　避難施設の整備と避難等の訓練
ウ　被災者における教育の対策
エ　被災施設の災害復旧
(4) 金融機関
ア　施設及び設備の不燃耐震化
イ　被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
(5) 危険物、高圧ガス等取扱い機関
ア　危険物、高圧ガス等の保安
イ　ＬＰガス等の供給確保

４．自主防災組織

(1) 自主防災組織の整備
(2) 防災資機材の整備
(3) 防災思想・防災知識の普及
(4) 各種防災訓練への参加
(5) 地震予知情報等の伝達

(6) 組織的初期消火
(7) 負傷者等の救出救護
(8) 組織的避難
(9) 給食給水活動
(10) その他の相互扶助

第４節　住民等の基本的責務等

１．住民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

２．事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

３．岐阜県地震防災対策推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウエイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成27 年4 月1 日施行）に基づき、村、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア及び県等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指す。

第５節　東白川村地域の概要

わが国は、世界有数の地震国であり、過去には各地で地震による多くの被害を受けているが、村においては大きな被害を受けたことはない。

しかし、岐阜県には活火山、活断層といった地震発生の原因となりうる要素が数多く存在し、いつ大地震が発生してもおかしくない状況にあり、県内で大地震が発生した場合は村にも多大な被害を被る恐れがある。

また、村は山間地域であるため、中規模の地震であっても山崩れや落石による被害を受ける可能性も高い。

ところで、村に最も影響を及ぼす恐れのあるＡ級活断層（１ｍ以上／千年）は、阿寺断層であるが、この断層帯の主部は、下呂市から中津川市北東部までに至り、全体の長さは約 70 ㎞、にわたる左横ずれが卓越する断層からなっている。

平均活動間隔は、約 1,700 年で、この活断層の誘発に伴って地震が発生した場合、村では、マグニチュード 7.9 程度と推定される。阿寺断層帯についてみると、この断層帯の主

部は、下呂市から中津川市北東部に至り、全体の長さは約 66km、左横ずれが卓越する断層からなっている。

第６節　被害想定

１．東海地震被害想定

想定される東海地震については、これまで各種の観測、測量、研究等の成果、歴史地震から得られた事実等を踏まえ、岐阜県では、中央防災会議の震源モデルの見直しに伴い従来の東海地震の想定を全面的に見直したほか、岐阜県にとって影響が大きいと思われる東南海地震についても想定されている。

相対的には、東濃地域の地震動が大きいが、複合型東海地震（東海地震＋東南海地震）の場合は、美濃地方の広範囲に影響の大きい地域がみられる。

地震規模は、おおむねマグニチュード９程度と考えられ、破壊は断層面の南部から始まる可能性が大きく、そのため北方に向けて強い地震動が生じるものと考えられる。

このことから東海地震が発生した場合、県内においては地質地盤状況から中津川市周辺で震度６強が予想され、村においても震度６強の地震動が１分近く続くと予想されることから、各種の調査を実施し村における物的被害、人的被害を想定する。

■震度からみた被害状況の想定

(1) 多くの人が非常な恐怖を感じる。
(2) タンスなど重い家具が倒れることがある。
(3) 棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。
(4) 耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり傾くものがある。
(5) 一部の地域で水道管の被害が発生し断水することがある。
(6) 山地での落石、崩壊が生じることがある。

※複合型地震の考え方について

南海トラフの地震周期は、約 90～150 年と考えられているが、前回の地震のエネルギー解放量は、平均周期でのエネルギー解放量より小さくまだ地震エネルギーが残っていると考えられ、過去より何度も同時期に発生したこともあり、東海地震が引き金となって同時発生する複合型地震も予想されている。

２．内陸直下型地震被害想定

岐阜県においては、活断層の分布密度がかなり高く、阿寺断層、根尾谷断層、跡津川断層などの大規模な活断層が数多く存在し、過去にマグニチュード７以上の地震が発生したこともあり、内陸直下型地震発生の危険性を内在している。

こうした状況下、県内の活断層のなかで活動度が高く、地震規模の大きい主要な断層について、地形、地質調査、物理探査、ボーリング調査、トレンチ調査等の必要な調査を計画的に実施し、地震が発生する場所、発生する地震の規模及び活動周期の把握による次の活動時期の推定等、活断層の評価を行い地震防災対策の基礎資料とする。

［規模は小さくても被害大であるが、発生頻度は低い（1,000～１万年間隔)］

第２章　地震災害予防

第１節　総　則

第1項　防災協働社会の形成推進

１．基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ絶えず災害対策の改善を図ることとする。

地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、村、村民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

２．推進体制

(1)「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

村は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携してたとえ大規模災害が発生したとしても村民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」、によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世帯に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

村は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体がは連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3)男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

村は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、村防災会議の委員への任命など防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

(4)関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から村は県及び関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし協定締結などの、連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、村と民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(5)　村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早急に実施できるよう努める。

効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第2項　防災思想・防災知識の普及

地震災害を最小限にとどめるには、村、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自らが守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、食料、飲料水の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、村は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

１．地域住民に対する普及

村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

ウ　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

エ　地震保険の加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズにに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。

２．児童生徒に対する普及

村は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校（園）等は、地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

３．職員に対する防災教育

村は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

４．災害伝承

村、防災機関等は、住民や児童生徒に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模地震災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

５．企業防災の推進

村は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

６．防災訓練への積極的参加

村は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力(共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力するものとする。

７．岐阜県地震防災の日

村は、県が定める 10 月 28 日の「岐阜県地震防災の日」に、地震防災対策の向上を図るための啓発活動の実施に努める。

８．岐阜県防災点検の日

(1) 村は、県が定める毎月28日の「岐阜県防災点検の日」にあたり、村の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、住民等の点検を啓発する。

(2) 住民、事業者、団体、機関等は、それぞれ毎月1回、「岐阜県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備える。

■防災点検10箇条

［個　人］	［家　庭］	［地　域］
1 消火器の操作方法	1 家族の役割	1 自主防災体制
2 応急手当ての処置方法	2 非常持ち出し品	2 地域住民の把握
3 緊急避難カードの作成	3 火災防止対策	3 要配慮者の避難対策
4 非常持ち出し品	4 家具等の落下・転倒防止	4 地域住民への連絡系統
5 災害情報の入手方法	5 灯油等危険性物質確認	5 防災資機材
6 緊急時の連絡先	6 家族の連絡方法、集合場所	6 警察・消防への連絡系統
7 災害が発生した時の行動	7 高齢者等の避難対策	7 消防水利・施設
8 家具等の落下・転倒防止	8 家の外回り	8 物資等の搬送場所
9 避難場所	9 避難場所までの危険個所	9 危険箇所
10 避難路	10 避難場所、避難路	10 避難場所、避難路

９．震災時の行動マニュアルの作成・配布

村は、住民の地震発生直後から時間を追った具体的な行動マニュアルを作成し、住民に配布する。

10. 防災教育（住民教育）

村及び防災関連機関等は相互に連携して、地震発生時には住民が「自らの命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識のもとに、自主的な行動がとれるよう必要な住民教育を行う。

(1) 教育内容

ア　地震に関する一般知識

イ　建物の点検と補強方法

ウ　家具等の固定方法

エ　危険地域等に関する知識

オ　生活必需物資等の備蓄

カ　地震発生時の心得

キ　地震が予知された場合の心得

ク　自主防災組織の活動と各自の役割

ケ　応急救護の方法

コ　避難方法（避難路、避難場所等）

サ　要配慮者を守るための防災知識
シ　情報入手の方法
ス　防災関係機関が講ずる地震対策
(2) 教育の方法
ア　自主防災組織単位の講習会の開催
イ　自治会、ＰＴＡ等の会合等の利用
ウ　成人学級等の社会教育活動の利用
エ　地区安全協会の講習会等の利用
オ　防災交流センターの利用（防災研修会、貸出しフィルム、地震体験車等）
カ　県広域防災センターの利用（展示教育設備）
キ　ＶＲシミュレーションの利用
ク　地震手引書等の作成・配布
ケ　テレビ、ラジオ、新聞、パンフレット、ちらし等を通じての広報
コ　相談窓口の設置

11. 防災業務従事者教育

村及び防災関係機関は、迅速かつ的確な地震対策の実施を図るため、それぞれ防災業務に従事する職員等に対し、必要な教育を行う。

［教育内容］
ア　地震に関する一般的・専門的知識
イ　現在講じられている地震対策
ウ　今後取り組むべき課題
エ　組織の防災体制
オ　職員のとるべき行動（事前、発生後、予知があった場合）
カ　防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等）

第3項　自主防災組織の育成と強化

大規模地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。

１．自主防災組織づくりの推進

村は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織づくりを推進する。

２．自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

住民に対する防災教育等により、村は、防災関係機関等と連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努め、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

３．消防団・警察ＯＢ等のリーダー的役割による自主防災組織の育成・強化

村は、自主防災組織のリーダーとして消防職員消防団OBの活用を図るとともに、地域

防災協働隊の育成支援を図り地域に密着した地震防災の活動を円滑かつ効果的に実施されるよう推進する。

また、村は、消防団ＯＢ等のうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かし地域に密着した指導により、自主防災組織の充実を図る。

※地域防災協働隊

自主防災組織、消防団、消防署、警察署、女性防火クラブ、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、災害発生時に迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。

４．住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村計画に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。

また、村は、村計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、村の自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等は以下を基本とし、各自主防災組織が防災計画を作成し、組織の編成、通常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定める。

各自主防災組織は、村が示したモデル案を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

［自主防災組織の組織］

会　長 ── 副会長 ┬ 情報班（情報の収集伝達）
├ 消火班（出火防止と初期消火）
├ 救出救護班（負傷者の救出救護）
├ 避難誘導班（避難地、避難所への避難誘導）
├ 要配慮者班（高齢者、障がい者等のケア）
├ 物資供給班（避難所等での水、食料、物資の供給）
└ 渉外班（行政等との連絡）

［自主防災組織の活動］

(1) 平常時の活動

ア　防災知識の習得･普及活動	講演会、ミニコミ紙発行
イ　防災カルテ、防災地図の作成	地域の防災設備や災害危険性について、地図にまとめて住民に周知徹底する。
ウ　防災訓練の実施	情報収集・伝達、消火、避難、救出救護、給食給水・物資供給等
エ　生活必需品、防災資機材の	災害直後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要

備蓄	な資機材の備蓄を行う。
オ　防災点検の実施	「防災点検10箇条」の策定とそれに基づく点検を実施する。
カ　地域内の他組織との連携	地域内の事業所、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動を推進する。

(2) 災害発生時の活動

ア　情報収集・伝達	地域内の被害状況・被災者のニーズを村等へ報告し、防災関係機関提供情報を住民に伝達する。
イ　初期消火	消火器、バケツ、可搬式小型動力ポンプ等での初期消火
ウ　救出救護	救出用資機材による生埋め者の救出、負傷者の応急手当て、救護所等への搬送
エ　避難誘導	避難指示の伝達、避難所及び避難経路の安全確保、要配慮者の避難補助
オ　給食給水等	炊出や救助物資配分の協力

５．自主防災組織の活動拠点の整備

村は、地区等に１箇所の割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設の整備に努め、その施設を防災知識の習得・普及の場、資機材、生活必需品等の備蓄、コミュニティの災害応急活動の拠点として活用する。

６．自主防災資機材の整備

村は、自主防災活動に必要な資機材を整備する。

［自主防災資機材］

情報伝達用具	ハンドマイク、携帯無線機
消火用具	街頭用消火器、消火器格納庫、バケツ、砂袋、可搬式ポンプ
救護用具	担架(車付き)、救急セット、毛布
避難用具	強力ライト、標旗・腕章、ロープ200m、小型発電機
救出、障害物除却用具	バール、ジャッキ、折り畳み梯子、のこぎり、チェーンソー、掛矢、斧、スコップ、つるはし、鍬、もっこ、石み、なた、ペンチ、鉄線ばさみ、大ハンマー、片手ハンマー、ロープ、ゴムボート
給食・給水用具	釜(釜戸付)、鍋、受水槽(1ｔ)、濾水器
その他	テント・天幕、ビニールシート、井戸、リヤカー、燃料

７．研修の実施

(1) 自主防災組織のリーダー研修

村は、防災関係機関等と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図り、自主防災組織の活動を充実する。

(2) 各種団体における防災研修

村は、防災関係機関等と連携して、地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

８．消防団、警察官等との連携強化

(1) 村は、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び駐在所との連携強化に

努め、迅速・的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの充実を図る。

(2) 村は、自主防災組織と女性防火クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

９．その他

(1) 施設、事業所等の自衛消防組織等

村は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を、また、自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携化を図るよう指導する。

なお、施設、事業所等においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として被害の防止又は軽減に努める。

(2) 農業用ダム、ため池の自主防災組織

村は、農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、農業受益者による自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の避難等の誘導を行う。

第4項　ボランティア活動の環境整備

大規模地震災害発生時の要員として、阪神・淡路大震災を期に芽吹いたボランティアの芽をうまく醸成していくことが必要である。ボランティアは、個人や団体での活動、またその活動内容も多種多様であり、いかに効率的に機能するかが課題である。

このため、ボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速・円滑な活動を担保する。

１．ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社東白川村分区並びにＮＰＯ・ボランティア団体及びＮＰＯ等々の連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発（ボランティアの手引き、ポスターの配布等）及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

村は、行政、社会福祉協議会・ＮＰＯ・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて~~を~~推進する。

２．ボランティアの組織推進

村は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

３．災害ボランティアの登録

村の社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行う。

村は、村社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受入れ体制づくりについて指導支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておく。

なお、県社会福祉協議会の登録対象者の要件は、次のとおりである。

(1) 18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者

(2) 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者

ア　グループの活動であること

イ　グループに20歳以上の指導者がいること

ウ　県内の活動に限ること

(3) 災害救援活動を希望するグループ又は団体

４．ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

村社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

村は、ボランティアセンターの設置・運営について指導、支援するとともに、運営に積極的に参画する。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

村社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

村は、ボランティアコーディネーターの育成について指導、支援する。

なお、ボランティアコーディネーターの活動内容は、次のとおりである。

ア　ボランティアと要配慮者との調整、連絡

イ　ボランティア活動に関する助言、相談

ウ　ボランティアの発掘、登録、あっせん等

５．総合ボランティア部会等の設置

村は、災害応急対策にあたって、ボランティアが効果的に活動できるよう、村本部等にボランティア活動を総合的に調整する機構を整備する。

６．ボランティア活動拠点の整備

村社会福祉協議会は、災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。

７．廃棄物等にかかる連絡体制の構築

村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、村は、住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

第２節　　迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）

第1項　防災体制の確立

地震は前ぶれなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発することから、即座に対応できる体制を整備することが重要である。

また、交通・通信網の途絶、職員自身の被災等を考慮した体制づくりも必要である。

このため、迅速で多重的な初動体制の確立を図るとともに、防災関係機関との連携により中枢機能の充実を図る。

１．村の防災組織

(1) 防災会議

村は、災害対策基本法第16条の規定に基づき村防災会議を設置し、その設置目的、組織構成及び所掌事務は、村防災会議条例（昭和37年条例第31号）の定めるところによる。

(2) 村本部

村は、災害対策基本法第23条の規定に基づき村本部を設置し、その設置目的及び組織構成は、東白川村災害対策本部条例（昭和37年条例第17号）の定めるところによる。

２．防災関係機関の防災組織

村の区域を所管し、又は村内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、村計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

３．自主防災組織等

本章第１節第３項「自主防災組織の育成と強化」による。

４．防災活動拠点網の整備

村は、災害応急活動の中枢拠点を整備するとともに、コミュニティ防災拠点（地区等に１箇所程度）、地域防災拠点（小中学校区ごとに１箇所程度）等の整備に努め、円滑な災害応急活動体制の確立を図る。

５．バックアップ機能の整備

村は、災害等により村における防災行政無線等の通信機能が十分に機能しなくなった場合に備え、防災対策を迅速かつ効果的に実施するための中枢機能を果たす予備的な施設を整備する。

６．各防災拠点の連携の確保

各防災拠点は、有機的な連携を保つことが重要であり、そのため特に情報のネットワーク化を積極的に図る。

第2項　広域応援体制の整備

大規模地震災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応できない事態が想定され、被災地においては混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があり、事前に他地域からの応援を想定したきめ細かな取決めをしておくことが必要である。

このため、大規模災害を想定した広域の応援体制を多重的に整備するとともに、応援する場合は、自己完結型（寝食自給型）で行う。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、村計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努める。

１．県外の市町村との相互応援協定の締結

村は、必要に応じ、県外の友好市町村との間で相互応援協定を締結する。

２．広域消防相互応援協定

村は、「可茂地区市町村消防団消防相互応援協定」「岐阜県広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努める。

３．県広域防災相互応援体制

村は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県及び全市町村による「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結（平成10年４月１日施行）している。

また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受け入れ態勢及び活動基盤となる施設の整備を進める。

４．その他の応援体制

(1)　緊急消防援助隊

県内で発生した地震による大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による「緊急消防援助隊」が設置されている。

村は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域応援等を行う「緊急消防援助隊」について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努める。

(2)　警察災害派遣隊

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図る。

(3)　広域航空消防応援

村が消防組織法第24条の３の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請するときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

第3項　防災通信設備等の整備

超広域・大規模地震災害発生時には、通信機器の損傷、輻湊等により、通信の断絶や混乱は必至であるが、情報の収集・伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるものである。災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る。

村においては、防災行政無線及びＪ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）やEm-Net（緊急情報ネットワークシステム）等、より高度な通信システムが整備されており、平常時の運用はもとより災害時に対しても即応できるシステムとなっている。

１．防災通信網の整備

(1) 防災行政無線

村は、住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設、及び村と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充とその運用の習熟に努める。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努める。

(2) 防災相互通信用無線等

村及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

(3) 非常通信

村及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、岐阜地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備拡充に努める。

※非常通信（電波法第 52 条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

(4) その他通信網

村は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。

ア　移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

イ　アマチュア無線

村内のアマチュア無線局と災害時応援協定を締結する等により、アマチュア無線局の協力を得て情報の収集、伝達を図る。

ウ　防災情報ネットワーク

村は、住民に対して「東白川村地震・気象・防災情報ネットワークシステム」の活用を推進する。

エ　インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

オ　災害情報緊急速報メール

災害に関する情報等を役場のパソコン等を通じて発信する体制の活用を推進する。

２．情報収集・伝達方法の多様化

(1) 職員による情報収集

ア　村は、職員の参集経路及びチェックポイントをあらかじめ定め、職員による参集途上での情報収集に努める。

イ　村は、防災関係機関の近くに居住する職員を指名し、直接当該機関に赴き情報収集にあたらせる。

(2) 被災現場からの情報収集

村は、あらかじめ被災現場に赴き情報収集にあたる職員を指名するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するなど、被災現場情報等の収集に努め、併せてバイク、モーター付き自転車等の配備を図る。

３．情報システムの高度化等

村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の画像情報収集・連絡シ

ステムの整備に努める。また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

村は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第4項　医療救護体制の整備

大規模地震災害の発生時には、多数の傷病者の発生が予測され、医療救護活動を迅速に実施し、人命の救助、被害軽減を図る体制整備が必要である。

このため、災害医療救護(助産含む)についての組織・体制の整備を図るとともに、医療機関情報の早期把握のため、災害医療情報システムの整備を図る。

また、加茂医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」及び加茂歯科医師会との「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき、災害発生時における医療救護体制の整備に努める。

１．地震災害等医療救護計画の策定

村は、医療救護体制を確立し、医療救護活動に万全を期するため、医療機関の協力のもとに、地震災害等医療救護計画を策定する。

また、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を擁立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応援救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておく。

［計画の内容］

(1) 医療救護施設（救護所、救護病院）設置

(2) (1)以外の医療機関への対応

(3) 搬送体制

(4) 医療ボランティア受入れ体制整備

２．災害医療コーディネートチームの設置

災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。

３．救護所、救護病院の整備

村は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図っておく。

５．医療品等の確保体制の確立

村は、医療品等の確保体制の確立に努める。

(1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄

(2) 調達体制の整備、在庫量の把握

第5項　緊急輸送網の整備

大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交

通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

１．緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路を、次のとおり指定する。

(1) 緊急輸送道路は、緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のように区分してネットワークを構築する。

ア　第１次緊急輸送道路（県指定）

広域的な重要幹線道路で防災拠点（原則として、岐阜県災害対策本部可茂支部の庁舎とする。ただし、同庁舎又は同庁舎へのアクセスに支障が生じた場合は、近隣の支部庁舎とする。）へ至る一般国道、高速道路等

イ　第２次緊急輸送道路（県指定）

第１次緊急輸送道路から東白川村役場を結ぶ道路

一時集積配分拠点から東白川村役場、各避難所を結ぶ道路

ウ　第３次緊急輸送道路（村指定）

東白川村役場から各避難所を結ぶ道路

(2) 緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、広域農道等を含め、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

(3)　緊急輸送道路の指定に伴い、一般車を通行させる迂回ルートを指定する。

(4)　緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

２．　緊急輸送道路のネットワークの確保整備

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面対策等を進めていく。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図る。

３．一時集積配分拠点の設置

村は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として一時集積配分拠点施設を設置する。

（※資料編・資料19　一時集積配分拠点）

４．緊急通行車両の周知・普及

村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届け出制度が適用され、発災後、当該車両に対して周知を行うとともに、自らも事前届け出を積極的にするなど、その普及を図る。

５．沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物

等に対して重点的に実施する。

第6項　地震防災訓練の実施

村及び防災関係機関等により種々の災害対策が講じられているが、これらに実効性を持たせるには、日頃からの訓練により防災に関する知識、技術の習得を図ることが必要であるが、従来の訓練は、ほとんど中枢機能が働くことを前提にしたものであり、実践的ではない面がある。

このため、地震の規模や被害の想定を明確にした、より実践的な訓練を実施することにより、防災活動の円滑な実施を期する。

１．防災訓練

村は、防災関係機関及び住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて防災訓練（初期消火訓練・避難）を実施する。

訓練では、内陸型大規模地震を想定した訓練、南海トラフ地震を想定した訓練の想定を明確にするなど、より実践的な内容となるように努める。

２．その他の地震防災訓練

村及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。

(1) 通信連絡訓練

災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

(2) 動員訓練

初動体制を確保するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(3) 図上訓練

迅速かつ的確な対応を確保するため、多様な想定による図上訓練を実施する。

３．自主防災組織等の訓練

住民、施設及び事業所等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、村等の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

第7項　地震予知観測体制の整備

わが国では未だ地震予知に成功した例はなく、特に内陸型地震の予知は期待できないというのが共通認識であるが、地震発生を予知することはその被害軽減に大きな効果があり、行政として地震予知の可能性を追究することが使命である。

このため、文部科学省、気象庁、県が進める各種地震観測システムの整備に参加し、地震予知の可能性の拡大に協力する。

村は、岐阜県震度情報ネットワークシステムに参加するとともに、地震計等の観測データを有効に活用し、地震予知に役立てるように努める。

第３節　民生安定のための備え

第1項　避難対策

大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難場所を確保しておくことが必要である。

そのため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

１．避難計画の策定

村は、地震発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練や防災マップの作成・配布等によりその内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。

学校、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難計画避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

［計画の内容］

(1) 避難勧告又は指示を行う基準
(2) 避難勧告又は指示の伝達方法
(3) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
(4) 避難方法、避難場所への経路、誘導方法、誘導責任者等
(5) 避難場所等の整備に関する事項
　ア　収容施設
　イ　給水施設、汚水処理施設
　ウ　情報伝達施設
(6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

２．行政区域を超えた広域避難の調整

村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

３．避難場所・避難所の指定等

村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害を踏まえ、公民館、学校、広場等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入れ可能な施設を検討しておく。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することを想定した対策を検討しておく。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1)　指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、村は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

（※資料編・資料9-1、9-2　指定緊急避難場所）

(2)　指定避難所の指定

指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として配慮者が滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。

村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮する必要がある。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ア　避難所となる公共施設等のバリアフリー化

イ　非常用燃料、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器の整備

ウ　排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備

エ　男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備

オ　空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備

村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。

（※資料編・資料10　指定避難所）

(3)　避難所開設状況の伝達

村は、指定避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておく。

４．避難所の施設設備の整備

村は、指定した避難所に次の施設設備を整備する。

(1) 避難所開設に必要な施設設備

貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器（防災行政無線、衛星携帯電話等）、テレビ、ラジオ等

(2) 避難所生活の環境を良好に保つため設備

換気、照明、冷暖房設備等

(3) 要配慮者への配慮

スロープ、障がい者用トイレ、文字を表示できるラジオ等

５．避難所における生活物資の確保

村は、指定した避難所又はその近くで、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

６．避難所の運営体制

村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定する。

［避難所運営マニュアルの内容］

(1) 避難所開設・管理責任者の明示

(2) 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項

(3) 避難所生活の基本ルール

ア　居住区画の設定・配分

イ　共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）

ウ　プライバシーの確保等

(4) 避難状況の確認方法

(5) 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約

(6) その他避難所生活に必要な事項

(7) 平常体制復帰のための対策

７．広域避難場所の指定等

村は、主として地震による火災が延焼拡大した場合の避難場所として、あらかじめ広域避難場所を確保、指定し、住民に周知する。

［広域避難場所の選定基準］

(1) 面積は、おおむね３ha以上の空地とする。

(2) 避難民１人当りの必要面積は、おおむね２㎡以上とする。

(3) 要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。

(4) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の２％未満であり、かつ散在していなければならない。

(5) 大規模ながけ崩れや浸水などの危険がないところとする。

(6) 大火輻射熱を考慮し、木造密集市街地から300m以上、建ぺい率５％程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れていること。

８．広域避難場所の整備

広域避難場所における避難者の安全を確保するため、次のとおり施設整備を図る。

(1) 周囲に防火帯となる樹木の植栽を推進する。

(2) 消防用水、飲料水等の水利を確保するため、プール、貯水槽等の整備を図る。

(3) 負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう、救護所となり得る建築物の確保を図る。

９．広域避難場所標識の設置等

広域避難場所を指定したときは、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を

設置し、平常時から関係住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

10. 避難地区分けの実施

広域避難場所の避難地区分けは、次による。

(1) 避難地区分けの境界線は、村界を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることができる。

(2) 避難地区分けにあたっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるよう配慮する。

(3) 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加も考慮し、避難地収容力に余力を持たせる。

11. 一時避難場所の指定等

村は、広域避難場所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるよう、自主防災組織、地区ごとに一時的に集合して待機する場所として一時避難場所をあらかじめ確保、指定し、住民に周知する。

［一時避難場所の選定基準］

(1) 自主防災組織、地区等の居住者等を収容できる程度の広さを有する公園、グランド等の空地とする。

(2) 付近に多量の危険物等が貯蔵されていない所とする。

(3) 居住者等が集合及び移動しやすい所とし、狭い路地等で囲まれていない所とする。

12. 避難経路及び避難先の指定

村は、避難経路及び避難先をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

［避難路の選定基準］

(1) おおむね５ｍ以上の幅員とする。

(2) 相互に交差しないものとする。

(3) 道路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないよう配慮する。

(4) アーケードのない道路とし、窓ガラス、看板等の落下物も考慮する。

(5) 地盤が比較的強固で、浸水等の危険のない道路であること。

(6) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

(7) 複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

13. 避難勧告等の助言にかかる連絡体制

村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

14. 避難に関する広報

村は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや広報紙、ＰＲ紙等を活用して広報活動を実施する。

15. 帰宅困難者対策

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

村は、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、滞在場所の確保に当っては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする。

村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第2項　必需物資の確保対策

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要である。

また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

１．個人備蓄（自主防災組織を含む）

災害発生後３日分程度の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄する。また、自主防災組織においても共同備蓄を進めることとする。

村は、それらの啓発に努める。

２．公共備蓄

公共備蓄は、次による。

(1) 公共備蓄すべきもの

ア　緊急に必要なもの

イ　業者の在庫から調達が困難なもの

ウ　流通在庫の不足量を補完するためのもの

(2) 公共備蓄の村の役割

村は、次のとおり備蓄を行う。

ア　飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要なもの

イ　救急・救助活動資機材等の緊急性の高いもの及び使用頻度の高いもの

(3) 集中備蓄と分散備蓄

ア　集中備蓄

大型で数量が少なく、緊急性を有しないもの

(ｱ) 防災倉庫（防災拠点施設）

(ｲ) 近隣市町村との共同備蓄

イ　分散備蓄

大量で災害発生直後に必要なもの、危険分散すべきもの

(ｱ) 避難所等

(ｲ) 各地区公民館

(ｳ) 各コミュニティ消防センター

３．備蓄の原則

災害発生後直ちに必要な物資の確保は地域の防災責任主体である村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。そのため、村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努める。

なお、備蓄に当たっては、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとし、原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。

備蓄経費の節減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。

また、ライフランが途絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳幼児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

４．食料及び生活必需品の確保

(1) 村

村は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保、供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

ア　緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、要配慮者等のニーズを十分配慮する。）

イ　村内における緊急物資流通在庫調査

ウ　緊急物資調達に関する機関及び業者との調達協定の締結

エ　緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

オ　公共備蓄すべき物資の備蓄

カ　緊急物資の集積場所の選定

キ　住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導

ク　炊出要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者・外食事業者等の給食施設等）、必要に応じ炊出に関する協定締結

［緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の内容］

ア　確保すべき品目、数量

イ　流通在庫の定期的調査

ウ　緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

エ　緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

オ　調達体制

カ　緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）
キ　緊急物資の集積場所
ク　備蓄物資の品目、数量、備蓄場所
ケ　配分計画

(2) 住　民

住民は、災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。

ア　最低３日間程度の生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高年齢等の家族構成に配慮）
イ　アのうち、非常持出品の準備（２～３日程度の食料、防災用品(懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等)等）
ウ　自主防災組織等による備蓄（共同備蓄の推進等）

(3) 事業所等

医療施設、社会福祉施設、事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に努める。

５．飲料水の確保

(1) 村

村は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じる。

ア　岐阜県水道災害相互応援協定に基づく他の市町村からの応急給水等を含む応急給水計画の作成
イ　応急給水用資機材等の整備
　(ｱ) 飲料水兼用型貯水槽、鋼板プール
　(ｲ) 給水タンク、ろ過装置、給水車
ウ　湧き水、井戸水等の把握
エ　水道工事事業者等との協力体制の確立
オ　復旧資材の備蓄
カ　住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

［応急給水計画の内容］

ア　臨時給水設置場所の指定、その周知方法
イ　臨時給水所運営体制（本部・現地）、通信連絡体制
ウ　応急給水用資機材の確保方法

(2) 住　民

住民は、災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努める。

ア　家庭における貯水
　(ｱ) １人１日３リットルを基準とし、世帯人数の３日分を目標に貯水する。
　(ｲ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
　(ｳ) 貯水容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。
イ　自主防災組織による飲料水の確保
　(ｱ) 給水班の編制
　(ｲ) 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の活用（水質検査を要する。）

ウ　応急給水用資機材の確保

ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

６．緊急輸送拠点の整備

村は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

第3項　防災資機材の確保

大規模地震災害発生時には、消防等の現行の装備では効率的な応急活動ができないことも予想され、防災資機材の確保を図ることが必要であるとともに、自主防災組織等住民による活動も重要である。

このため、消防等による救出能力向上のため、防災資機材の充実を図るとともに、地域における資機材の整備を進め、地域防災力を高める。

１．防災資機材の充実

村は、防災資機材の確保を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 防災活動、救助活動用資機材等の備蓄

情報通信機器及び防災・救助活動用資機材を備蓄する。

(2) 重機類借上げ等に関する協定の締結

建設業協会、土木建設業者等との重機類及び要員の借上げ等に関する協定を締結する。

２．地域における防災資機材の整備

村は、自主防災組織単位に防災資機材倉庫等を設置し、自主防災活動の充実に努める。

第4項　防疫予防対策

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とそのまん延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

１．防疫体制の確立

村は、地震災害発生時における防疫体制の確立を図る。

［地震災害発生時における防疫体制］

２．防疫用薬剤等の備蓄

村は、防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

３．感染症患者の医療提供体制の確立

村は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等を把握し、

患者又は保菌者の搬送体制の確立を図る。

４．災害廃棄物処理体制等の確立

村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

第5項　要配慮者、避難行動要支援者対策

近年の地震災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者はますます増加することが予想される。

村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者等は、関係団体、住民等の協力を得て、避難行動要支援者の支援体制を確立するとともに、避難行動要支援者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備する。

なお、避難行動要支援者の支援等については、「東白川村避難行動要支援者避難支援プラン」を指針として実施する。

要配慮者とは、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の防災施策において特に配慮を要する者とする。

また、避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者で概ね以下の要件に該当する者とする。

（１）要介護認定３～５を受けている者
（２）身体障がい者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く）
（３）療育手帳Ａを所持する知的障がい者
（４）精神障がい者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
（５）村の生活支援を受けている難病患者
（６）上記以外で自治会等が支援を必要と認めた者

１．地域ぐるみの避難支援等関係者

村は、村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(1) 避難支援等関係者となる者

村は，避難支援等に携わる関係者として村計画に可茂消防事務組合、加茂警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等を定め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

村は、村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。また，避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

村は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は以下のとおりとする。

ア　避難行動要支援者名簿に記載する個人情報

・氏名（ふりがな）
・生年月日
・性別
・住所又は居所
・電話番号その他の連絡先（電話番号：固定電話、携帯電話）
・避難支援等を必要とする理由
・その他避難支援等の実施に関し、村長が必要と認める事項

イ　個人情報の入手方法

・村は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、村関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。なお、情報の集約に際しては、要介護状態別区分や障がい種別、支援区分別に把握する。
・難病患者に係る情報等、村で把握していない情報の取得が名簿作成に必要がある場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

(4) 名簿の更新に関する事項

村は、避難行動要支援者の異動などの情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を少なくとも１年に一度更新し、名簿の情報を最新の状態に保つものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿作成に際し情報漏えい防止するための措置

村は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため避難支援等関係者に必要な措置を講じる。

ア 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 村内の一地区の自主防災組織に対して村内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないように努める。

ウ 法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所に避難行動支援者名簿を保管するよう指導する。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿の取扱状況を定期的に報告させる。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

(5) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

村が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおりの配慮を行う。

ア 避難準備情報等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難準備情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする

・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する

・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流す

など、その情報伝達について、特に配慮する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達の実施

村は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を実施する。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、村は、多様な情報伝達の手段の確保に努める。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(6) 避難支援等関係者への安全確保

避難行動要支援者の避難支援は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、村等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとし、次のとおりの配慮を行う。

ア 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

イ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

ウ 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知する。

エ 一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらい、避難支援関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可

能性もあることを理解してもらうよう努める。

２．要配慮者に配慮した防災知識の普及等

(1) 村は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

(2) 社会福祉施設及び要配慮者を雇用する事業所の管理者等は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。

特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を充実する。

(3) 要配慮者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医療品等の入手方法等を明確にしておくよう努める。

(4) 住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活について知識の習得に努める。

３．施設、設備等の整備

(1) 村は、地震災害発生時に、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織、民生・児童委員、警察活動協力員、地域住民等との連携のもと、平常時から見守りネットワーク活動と要配慮者支援マップの整備・充実による要配慮者の実態把握につとめ、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。また、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等の応援協力体制の確立に努める。

(2) 村は、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図り、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように施設及び体制の整備を図る。

また、地震災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

(3) 社会福祉施設及び要配慮者を雇用する事業所の管理者等は、施設や建物全体の耐震対策の強化や、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備るよう努めるものとする。

また、災害に備えた食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

４．人材の確保

(1) 村は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

(2) 社会福祉施設等においては、平常時よりボランティアの受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

５．外国人等に対する防災対策

県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、地震災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

(1) 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
(2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
(3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
(4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
(5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
(6)インターネット、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第6項　応急住宅対策

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

１．供給体制の整備

村は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

２．民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第４節 地震に強いまちづくり

第1項　まちの不燃化、耐震化

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園の整備等による防災空間の確保等を推進することが必要であり、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルにとどめられるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

１．建築物の防災対策

(1) 防災上重要な建築物の耐震性確保

村及び公共的施設の管理者は、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。また、緊急輸送道路沿道建築物等について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物に対して重点的に耐震化を実施する。

(2) 建築物の耐震性強化

村は、建築士事務所協会等と連携し、建築物（とりわけ木造住宅）の耐震性強化について重要性の啓発及び知識の普及に努め、建築物の耐震化を促進する。

また、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と具体的な耐震方法の啓発に努める。

(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努めるものとする。

(4) ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策

ア 村は、住民に対し、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

イ 村は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

ウ 村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては除去、造り替えや生垣化等を奨励する。

２．道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路施設等の整備

村は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋梁の耐震性の強化や、ロックネット、のり枠等の防災施設の整備を図ってきているが、更に次のとおり道路施設の整備を推進する。

ア 道路の整備

地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について、のり面等危険箇所調査により対策工事の必要箇所を指定し、整備を図る。

また、道路の延焼遮断効果に着目し、密集地における新設改良にあたっては、災害危険度を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置する。

イ 橋梁の整備

地震発生時における橋梁の確保のため、各管理橋梁について、国土交通省通達「所管施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修等対策が必要なものを指定し、対策工法と実施時期を定め、整備を図る。

ウ 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の落橋防止のための安全点検を実施し、補修等対策が必要なものについては、補強工法を設定し、整備を図る。

(2) 河川等の整備

村は、安全と利用の両面から次のとおり、河川施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における河川構造物等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設

について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ　河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

ウ　消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチ（進入路や階段の設置等）の改善を図る。

また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

３．その他の防災対策

村は、住宅地域に防災公園等の防災空間を確保するよう努める。

第2項　地盤の液状化対策

市町村は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害防止する対策を実施することとする。

(1)　液状化危険度に関する意識啓発

村は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する啓発行う。

特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行うものとする。

(2)　液状化危険度調査の見直し

村は、揺れの時間の長さを考慮した、精度のライフライン高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努めるものとする。

(3)　基幹交通網における耐震化の推進

村は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行うものとする。

(4)　堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切かつ優先的に行うものとする。

(5)　ライフライン施設等の液状化対策

村は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害防止する対策を実施することとする。

第3項　火災予防対策

大規模地震災害が発生した場合、火災は同時に多発する恐れがあり、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性がある。

また、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する必要がある。

このため、火災防止体制を万全なものとするため、火災予防の指導強化、初期消火体制の確立及び消防力の増強等を図る。

１．火災予防の指導強化

(1) 住民に対する指導

村は、自主防災組織、女性防火クラブ、幼年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震災害時における火災防止思想の普及を図るため、次の指導を行う。

ア　火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。

イ　初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器・消火用水の準備とその使用方法を指導する。

ウ　火災予防条例の周知徹底に努める。

(2) 防火対象物の管理者に対する指導

村は、防火対象物の関係者に対し、次の指導等を行う。

ア　防火対象物及び消防設備の耐震性の確保について指導する。

イ　消防法に規定する防火対象物について防火管理者を選任させ、地震対策を含めた消防計画の作成を指導する。

消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導する。

ウ　火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。

エ　消防用設備の設置、整備点検とその使用方法を指導する。

オ　消防対象物の予防査察を計画的に実施し、消防対象物の状況を把握するとともに火災発生危険の排除に努め、火災予防対策の指導を行う。

カ　消防対象物の状況を把握し、地震時に火災発生の恐れのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期するよう指導する。

キ　消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底を図る。

(3) 初期消火体制の確立

村は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導する。

ア　街頭消火器の設置、その使用方法及び消防ホース、消火栓の使用方法

イ　自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用方法及び組織的消火活動

２．消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

村は、消防力の基準に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発

生等に対応できる消防力の整備に努める。

ア　村消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防団員の確保、防災拠点となる詰所の耐震化

イ　大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進

ウ　必要な資機材等の整備

(ｱ) 消防団、自主防災組織等への小型動力ポンプ、救助用資機材等の整備

(ｲ) 生埋め者の発見、救出等のための資機材の整備

(ｳ) 輻輳する情報を迅速に収集、伝達できる通信体制の整備

エ　救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保（協定の締結）

オ　消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成

カ　同時多発災害時に備え、自主防災組織等の育成強化

(ｱ) 自主防災組織の育成及び防災資機材の配備

(ｲ) 消防職団員ＯＢを活用した「地域防災活動協力員」等指導者の育成

(ｳ) 自主防災組織の普及及び初期消火、応急救護、防災資機材の取扱訓練の実施

(2) 消防水利等の確保

村は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

ア　防火水槽及び耐震性貯水槽の整備

イ　緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

ウ　水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

第4項　危険物等の災害予防対策

地震が発生した場合、危険物等による出火、爆発、有毒ガスの発生等人命に著しい危険を及ぼす恐れがあり、災害の発生・拡大防止のための平常時からの対策が重要である。

このため、村及び防災関係機関は、危険物等の保安体制の確立について、施設、事業所等を指導し、災害の未然防止に努める。

１．危険物

地震時の危険物による災害を最小限に止めるため、各防災関係機関は次の措置をとる。

(1) 村の立入検査

村は、消防法に基づき次の立入検査等を行う。

ア　危険物施設の立入検査、保安検査

位置、構造及び設備、危険物の貯蔵及び取扱い方法の調査指導、特に屋外タンク貯蔵所の保安検査

イ　消防法等による危険物施設の規制の徹底、耐震性の確保

(2) 村の指導等

村は、次の指導等に努める。

ア　消防法に基づき予防規程の作成が義務付けられている危険物施設に対し、地震対策を含めた予防規程の作成を指導する。

イ　火災予防条例の適用を受ける指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いを行っている学校、薬局等について、火災予防上の立入検査等の実施、危険物の貯蔵、取扱い方法の指導、自主的定期点検等による自主保安体制の強化を指導する。

ウ　石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭等について、灯油の適正な保管及び取扱い方法を指導する。

(3) 危険物施設の所有者等の対策等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、災害予防のため次の対策をとる。

ア　消防法に基づく安全確認のための定期点検

イ　防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄等

２．高圧ガス等

地震時の高圧ガスによる災害を最小限に止めるため、各防災関係機関は次の措置をとる。

(1) 高圧ガス地域防災協議会

高圧ガス地域防災協議会は、地震時における高圧ガスの移動中の災害発生又は拡大の防止を図るため、運転者及び防災事業所応援要員の保安教育、非常工具の整備、緊急連絡体制の整備、防災訓練の定期的実施等に努める。

(2) 高圧ガス事業者

高圧ガス事業者は、次により自主保安体制の確立に努める。

ア　高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施

イ　応急措置等についての保安教育

ウ　緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアル策定

エ　防災協定などによる地域応援体制の確立

オ　防災訓練の実施等

(3) ＬＰガス協会

ＬＰガス協会は、液化石油ガス使用設備の災害予防のため、次の対策をとる。

ア　一般消費者に対する液化石油ガスの知識の普及、地震時における応急措置、火災防止措置等の周知

イ　地震対応型ガス機器の普及促進

ウ　協会のＬＰガス災害対策要綱に基づく緊急連絡・緊急出動体制の整備、必要資器材の確保

(4) ＬＰガス販売事業者

ＬＰガス販売事業者は、液化石油ガス使用設備の災害予防のため、次の措置をとる。

ア　一般家庭などの液化石油ガス容器の転倒防止措置を確実にするとともに、地震対応型ガス機器の普及を促進する。

イ　簡易ガス施設についても貯蔵施設や配管の維持管理の徹底及び地震対応型ガス機器の設置を促進する。

ウ　災害発生時の緊急対応体制の整備

３．火薬類

地震時の火薬類による災害を最小限に止めるため、火薬類施設管理者は次の措置をとる。

(1) 応急措置等についての保安教育

(2) 地震防災訓練の実施

(3) 災害発生時の火薬類の流出・紛失防止について万全の対策

４．毒物及び劇物

地震時の毒物及び劇物による災害を最小限に止めるため、毒物及び劇物取扱事業者は次の措置をとる。

(1) 事故時の通報体制の確立

(2) 転倒防止対策等施設の整備点検

(3) 事故拡大防止及び被災防止体制の確立

(4) 消火、吸着剤、化学処理剤等の整備

(5) 地震防災教育及び訓練の実施

第5項　災害危険区域の防災事業の推進

村は山間地域であり、いたるところにがけ崩れ、山崩れの危険性をかかえており、大規模な地震が発生した場合、これらの災害により一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされる恐れがある。

このため、村は、災害危険区域を把握し、関係機関及び住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

１．土砂災害防止事業

村は、県及び国とともに、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等）の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図る。

(1) 砂　防

土石流発生による被害が大きいと予想される人家密集地区に係る渓流等を重点に、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を図る。

(2) 地すべり

亀裂の発生、地盤の隆起、陥没等の地すべり現象が見られる地区について、地形、地質、地下水脈等の調査を実施し、地すべり原因を把握し、その地区に適した地すべり防止工事の推進を図る。

特に、被害が大きいと予想される人家密集地区及び下流地域への影響の大きい地区を重点に推進を図る。

(3) 急傾斜地

急傾斜地崩壊防止工事を土地所有者等が施行することが困難又は不適当と認められ、かつ、工事の施行により多数の居住者等の安全を確保できる区域について、被害予想家屋数、危険度、経済効果等を勘案のうえ、緊急度の高いものから工事を推進する。

(4) 総合的な土砂対策

土砂災害危険箇所、及び非常時の避難場所を記載した土砂災害危険区域図（ハザー

ドマップ）を作成・配布するとともに、土砂災害危険箇所表示看板を設置し、地域住民に対し周知を実施する。

２．ため池の整備（ダム）

村は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び助水施設の整備を図る。

村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。

３．土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

村及び防災関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。

また、既存の土地造成地にあって、崩壊等の危険のある土留め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する。

更に土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県は村の意見を聴いて、土砂災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、村は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から住民の生命を守るよう努める。

４．液状化対策

村は、県が実施する次の対策等に協力する。

(1) 建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(2) 液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。

第6項　ライフライン対策

電気、ガス、水道等のライフラインは、まさに生命線であり、その寸断は生活の基本的な部分での麻痺を生むだけでなく、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。

このため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

１．水道施設

村は、地震災害発生時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次の対策を推進する。

(1) 水道施設の耐震化

(2) 水道施設が被災した場合に備えた災害用浄水器等の整備

(3) 老朽管の敷設替え、耐震性に優れた管の採用

(4) 水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む。）の整備
(5) 復旧用工事資材及び給水タンク等の応急給水用器財の備蓄、調達方法等の整備

２．下水道施設

村は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を行う。

(1) 施設点検の定期的実施による危険箇所の早期把握
(2) 施設設備の耐震・液状化対策等
ア　ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震性の強化及び液状化対策
イ　その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等で機能の維持を図り、また、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いて整備する。
ウ　緊急用として管きょ及び処理場にバイパス等の整備
エ　停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備
オ　ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備する。
(3) 施設が損傷した場合においても最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用等）を図る。
(4) 施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討する。
(5) 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
(6) 下水道台帳等復旧に不可欠な情報のバックアップシステムの整備
(7) 他市町村及び防災関係機関との支援方法、資機材の確保方法等の体制確立

３．電気施設

中部電力(株)は、地震災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

(1) 電力供給施設の耐震性確保
(2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
(3) 要員の確保
(4) 被害状況収集体制の整備
(5) 広域的相互応援体制の整備

４．プロパンガス販売事業者等

プロパンガス販売事業者等は、地震災害発生時のプロパンガスによる二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため、次の予防対策を行う。

(1) ガスボンベの転倒防止
(2) 地震対応型マイコンメータの設置促進（震度５弱程度以上の地震発生時に、ガスを自動的に遮断する機能）
(3) 地震発生時における防災対策の周知
(4) 地震対応型ガス器具の設置促進

５．鉄道施設

東海旅客鉄道(株)は、地震災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、

次の予防対策を行う。

(1) 施設、設備の耐震性の確保

ア　橋梁の維持、補修

イ　のり面、土留の維持及び改良強化

ウ　トンネルの維持、補修及び改良強化

エ　建物設備の維持、修繕

オ　通信設備の維持

(2) 防災資機材の整備点検及び要員の確保

６．電話（通信）施設

西日本電信電話(株)及び(財)名古屋ケーブルビジョンは、地震災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行う。

(1) 電話等通信施設、設備の耐震化及び安全確保

(2) 災害対策機器類の配備

ア　孤立防止用無線電話機

イ　可搬型移動無線機

ウ　ポータブル衛星通信装置

エ　非常用デジタル交換装置

オ　非常用移動電源車

カ　応急ケーブル、特殊車両、防災用機材等

(3) 重要通信の確保

ア　災害時優先電話の確保

イ　災害用伝言ダイヤルの開設

(4) 要員の確保

７．電線類

村等は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採を推進する。

８．ライフラインの代替機能の確保

村は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

(1) 避難所その他公共施設での井戸の掘削

(2) 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置

(3) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置

(4) 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け

(5) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）

(6) 各種通信メディアの活用（アマチュア無線、インターネット等）

(7) 新エネルギーシステムの導入

ア　太陽光発電システム

イ　太陽熱利用・ソーラーシステム

第7項　孤立地域防止対策

村は、村域の大部分が山地で占められており、山間地の谷沿いに集落が点在している。

こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

１．通信手段の確保

通信手段については、本章第２節第３項「防災通信設備等の整備」に定めるところによる。

村は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

２．孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

村は、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。

３．孤立予想地域の実態把握

村は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。

４．避難所の確保

村は、孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。

５．備蓄

備蓄については、本章第３節第２項「必要物資の確保対策」に定めるところによる。

村は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努める。また、自助・共助の考えのもと、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

６．その他

村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第8項　行政機関の業務継続計画

大規模地震災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われ、村の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模地震災害発生時の被害を最小限にとどめ、村にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

１．行政における業務継続計画の策定

村は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・検証を踏まえた改訂などをおこなうとともに、村の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに受入れできる体制の確立を図る。

２．行政機関における個人情報等の分散保存

村における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物情報及び測量図）の分散保存の促進を図る。

村は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

第9項　企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「ＢＣＰ」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める。

村は、企業の防災意識の向上を図り、大規模災害発生時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、ＢＣＰの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

１．企業の取り組み

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰを策定するよう努めるとともに防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「ＢＣＭ」という。））の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び村との協定や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ア　生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

イ　二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

ウ　地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、村民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボ

ランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

２．企業防災の促進のための取り組み

村、商工団体等は、商工団企業防災に資する情報の提供を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業防災分野の進展に伴って増大することになるＢＣＰ策定支援及びＢＣＭ構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

村、商工会、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

ア　ＢＣＰの策定促進

a　普及啓発活動

企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について積極的に啓発していく。

b　情報の提供

企業がＢＣＰを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び村はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

イ　相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

第10項 大規模停電対策

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

１．連携の強化

村及び防災関係機関は、平時から会議等を開催し、情報共有を行うなど停電の早期復旧に向けた連携体制の強化を図る。

２．事前防止対策

村及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

３．代替電源の確保

村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築する。

村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第５節 文教対策

第1項　文教対策

学校の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下、「文教施設」という。）を地震災害から防護し、教育の確保と児童、生徒（以下、「児童生徒」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

１．文教施設の不燃化、耐震構造の促進

学校の管理者は、文教施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

２．文教施設の予防対策

学校の管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して地震災害の予防に当たる。

(1) 組織の整備

文教施設の補強、補修等が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

(2) 補修、補強等

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。

(3) 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

３．危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱いあるいは保管する学校は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならないが、特に地震災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておく。

４．防災教養

学校の管理者は、学校での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒に対する防災知識の普及

児童生徒の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

５．登下校の安全確保

学校の管理者は、児童生徒の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒及び家庭等への徹底を図る。

なお、村は、学校等が保護者との間で災害発生時における、児童生徒の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

６．避難その他の訓練

学校の管理者は、児童生徒及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

(1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。

(2) 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。

(3) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。

(4) 訓練は毎学期１回程度実施する。

(5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。

(6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。

(7) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。

(8) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

第2項　文化財保護対策

大規模地震災害発生時には建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想され、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図る。

１．防災思想の普及

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

２．文化財施設の予防対策

(1) 指定文化財等の所有者及び管理者

指定文化財等の所有者及び管理者は、施設を地震災害から保護するため、不燃化、耐震化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

(2) 村、県

ア　国指定、県指定及び村指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化

財の保存（保管）状況の把握に努める。

イ　文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を配備し、大規模地震災害時に備える。

ウ　所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図り、その管理・保護対策について指導助言をする。

エ　自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

オ　文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

カ　文化財の保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

３．防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習を行うなど、火災予防の徹底を期する。

４．避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

５．応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、村防災関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

教育委員会は、県と連携して、緊急避難用保管場所（博物館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

第３章　地震災害応急対策

第１節 活動体制

第1項　防災活動体制の整備

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

１．村本部

村長は、地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で村長が必要と認めたときは、村に係る災害応急対策を円滑に行うため、災害対策基本法第23条の規定に基づき東白川村災害対策本部（以下「村本部」という。）を設置し、災害が発生する恐れが解消し、又は災害応急対策をおおむね完了したときはこれを廃止する。

また、村長は、災害地に現地対策本部を置くことができる。

なお、村本部の運営の方法、配備態勢等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

２．要員の確保

(1) 村の動員体制

ア　村の動員基準及びその人員等は、次のとおりとする。

体制	基　　準	動員内容	動員人員	摘　要
準備体制	県内で地震が発生し、村地震観測計が震度３を観測したとき。	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	防災対策係職員全員	
警戒体制	県内で地震が発生し、村地震観測計が震度４若しくは震度５弱を観測したとき。	警戒活動にあたり、事態の推移に伴い速やかに本部を設置できる体制	総務課職員全員、防災当番村長、教育長、副村長、各課長職以上、	村長が必要と認める場合は、災害対策警戒本部が設置される。若しくは災害対策本部を設置できる。
非常体制	県内で地震が発生し、村地震観測計が震度５強以上を観測したとき。	災害が発生し、村内の広域に大規模な災害が予想され、全村的に応急対策がとれる体制	全職員	災害対策本部を設置する。

イ　職員の動員体制

① 準備体制及び警戒体制の要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、直ちに準備あるいは警戒体制につく。

体制の伝達は、勤務時間内においては庁内放送、勤務時間外及び休日においては防災情報ネットワークシステムによるメール電話（携帯電話）による。

② 準備体制及び警戒体制にかかわる指揮監督は、総務課長が行う。

③ 本部長は、村本部の設置を決定したときは、直ちに各部長に通知する。

④ 各部長は、あらかじめ自部署の職員動員編成計画を定めておき、村本部設置の決定通知を受けたときは、その計画に基づいて動員体制をとる。

ウ　緊急参集

職員は、勤務時間外及び休日等において、県内に震度５強以上の地震の発生を覚知したときは、連絡の有無にかかわらず、直ちに本庁又は支所に参集する。

エ　緊急初動特別班

① 本部長は、非常体制をとる場合は、緊急初動特別班を設置する。

② 緊急初動特別班の班員は、本庁又は支所から徒歩又は自転車で10分以内の地に居住する職員の中から、あらかじめ指名しておく。

③ 緊急初動特別班に指名された職員は、参集後直ちにあらかじめ与えられた任務に就く。

［緊急初動特別班の任務］

a　村本部の設置準備

b　防災関係機関との連絡調整

c　職員の安否確認及び連絡

d　被害状況の早期把握

オ　要員の応援要請

職員の被災により最低限の要員確保が困難なときは、県支部に応援を要請し、必要人数を確保する。

(2) その他の防災関係機関の動員体制

その他の防災関係機関は、村に準じ、その動員体制をあらかじめ定めておく。

(3) 本部長の代替職員

本部長の代替職員は、次のとおりとする。

名　　称	代替職員（第１順位）	代替職員（第２順位）	代替職員（第３順位）	代替職員（第４順位）	代替職員（第５順位）
本部長	副村長	教育長	総務課長	建設環境課長	村民課長

第2項　災害応援要請

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急活動に支障をきたすため、その規模に応じて、村、県及び国等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築することとし、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し応急対策活動を円滑に実施する。

１．自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 派遣要請

ア　村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊法第83条第１項の規定による派遣を要請するよう求める。

イ　村長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知し、部隊の派遣を促す。

ウ　村長は、イの通知をしたときは、速やかに知事にその旨通知する。

エ　村長以下村幹部が被災あるいは連絡が取れない事態を考慮し、次の順序により派遣要請の権限を与える。

①村長　②副村長　③教育長　④総務課長　⑤建設環境課長　⑥課長職の中で年長の者

(2) 要請の方法

要請は、次の事項を記載した書類２通を添えて行うが、緊急を要する場合は、取りあえず電話等をもって要請し、事後速やかに所定の手続きをとる。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

(3) 要請の窓口

部　隊　名　称	種　別	番　　号
陸上自衛隊第10師団(守山)防衛班	ＮＴＴ電話	052-791-2191(内線4236)
		052-791-2191(内線4301)（夜間）
陸上自衛隊第35普通科連隊(守山)第３科	ＮＴＴ電話	052-791-2191(内線4832)
		052-791-2191(内線4509)（夜間）
	ＦＡＸ	052-791-2191(内線4839)
	防災行政無線	7-651-712(事務室)
		7-651-711(当直室)
		651-710(ＦＡＸ)
航空自衛隊小牧基地防衛部運用班	ＮＴＴ電話	0568-76-2191(内線4032)
	ＦＡＸ	0568-76-2191(内線4039)
	防災行政無線	7-653-711(事務室)
		7-653-712(当直室)
		653-710(ＦＡＸ)
航空自衛隊岐阜基地	ＮＴＴ電話	0583-82-1101(内線2682)
	ＦＡＸ	0583-82-1101(内線2688)
	防災行政無線	7-652-712(事務室)
		7-652-711(当直室)
		652-710(ＦＡＸ)

(4) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、地震による災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

［自主派遣の判断基準］

①　災害に際し、防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。 ②　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。 ③　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(5) 災害派遣部隊の受入れ体制

村は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入れ体制に万全を期す。

ア　他の災害救助機関との競合、重複の排除

村は、自衛隊の作業が他の災害救助機関と競合、重複することのないよう、効率的に作業を分担するよう配慮する。

イ　派遣部隊と村との連絡窓口及び責任者の決定

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口は総務課とする。

ウ　作業計画及び資機材の準備

村は、自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、なるべく先行性のある計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備し、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

エ　派遣部隊の受入れ

(ｱ) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

(ｲ) 住民の協力

(ｳ) 派遣部隊の誘導

オ　活動状況の報告

村長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告する。

(6) その他

自衛隊の業務の範囲、経費の負担等については、一般対策編第３章第３節「自衛隊派遣要請」による。

２．県及び他市町村に対する応援要請

(1) 災害対策基本法に基づく応援要請

ア　村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条に基づき他の市町村長に応援を求め、災害対策の万全を期する。

イ　村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき知事に応援を求め、災害対策の万全を期する。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、岐阜県及び市町

村災害時相互応援協定に基づき県に対し応援を求め、または、災害応急対策の実施を要請することがでる。また、必要に応じて、岐阜県広域消防相互応援協定及び可茂地区市町村消防団消防相互応援協定等に基づき、区域内の村に対して、被災市町村を応援することを求める。

第3項　地震災害情報の収集・伝達

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには県や報道機関等を通じた正確な情報提供が不可欠である。

そのため、迅速な被害情報（概括的情報）及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立し、特に被災者へのきめ細かな情報の提供を実施する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

１．地震情報の受理、伝達

村は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、必要に応じて避難勧告、指示等の措置を講ずる。

村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て地震災害応急対応活動の実施に必要な情報又は被害状況を収集するとともに速やかに関係機関に伝達する。村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して資料・情報提供等の協力を求める。

２．情報の整理

村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に活かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

３．被害情報等の収集、連絡

(1) 被害規模早期把握のための活動

村は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

ア　災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

イ　参集途上にある職員は、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行う。

ウ　自主防災組織や自治会等住民及び地域防災活動協力員等から情報を収集する。

エ　被害が甚大な場合にあっては、調査班を編成し現地に派遣する。

オ　甚大な被害を受けた職員は自宅待機とし、自宅周辺の情報収集にあたる。

(2) 地震発生直後の第１次被害情報等の収集、連絡

村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報等を把握できたものから災害対策基本法、災害報告取り扱い要領及び即報要領に基づき速やかに県へ報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。また、通信の途絶等によ

り県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡する。

さらに、119番通報が殺到する状況については、県に報告するとともに直接総務省消防庁へも報告する。

なお、即報要領「第３　直接即報基準」に該当する地震については、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、県に加え、直接消防庁にも報告する。

（注）消防庁連絡先は、一般対策編第３章第６節第２項「災害情報等の収集・伝達」参照のこと。

(3) 被害状況等の調査及び報告

被害状況に関しては、災害の種別により異なるが、おおむね次の区分によって調査・報告を行う。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録や外国人登録に有無にかかわらず村の区域内で行方不明となったものについて、加茂警察署等関係機関の協力にもとづき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡する。

(4) 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行う。

(5) 応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、村本部設置状況等を連絡する。

(6) 情報の共有化

村は、災害事態についての認識を県と一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

(7) 一般被害情報等の収集・連絡

村は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ県に連絡するが、防災関係機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを国、県及び村に連絡する。

(8) 応急対策活動情報の連絡

村は、県に村本部設置状況、応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(9) 情報センターの設置

村は、情報受発信の総合窓口として災害救援情報センターを設置する。

センターは、各課から派遣された職員で構成し、災害対策本部の下におく。

４．緊急地震速報の伝達

村は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等により住民等への提供に努めるものとする。

第4項　通信の確保

大規模地震災害発生時には、安否確認等のための集中的な利用により、電話はその機能を失うことが想定されるので、こうした事態に対処するため、無線用機材の整備とそのネットワークの一層の充実により、通信手段の確保を図る必要がある。

このため、情報通信体制の多重化を図り、アマチュア無線、インターネット等各種通信手段の活用を推進する。

１．通信手段の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

村、西日本電信電話(株)、(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)及びソフトバンク（株）は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

西日本電信電話(株)、(財)名古屋ケーブルビジョンは、災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(2) 通信の統制

通信施設の管理者は、地震災害発生時において、加入電話及び無線通信ともに混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

(3) 各種通信施設の利用

ア　各種メディアの活用

村及び防災関係機関は、アマチュア無線、インターネット等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行う。

イ　非常通信の利用

村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、岐阜地区非常通信協議会の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

ウ　通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

２．県防災行政無線の運用

(1) 災害時の通信連絡

災害時における県、市町村、防災関係機関への災害情報の伝達、応援要請等は、県防災行政無線を有効に活用して行う。

(2) 県防災行政無線の運用

県防災行政無線の運用については、「岐阜県防災行政無線通信取扱規程」に基づき運用する。

第２節　緊 急 活 動

第1項　避難対策

地震災害発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、地すべり等の発生が予想され、とりわけ火災については、延焼が拡大することにより大きな被害を及ぼす恐れがあり、住民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想される。村長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命及び身体の安全の確保等に努める。

１．避難勧告又は指示

地震発生に伴う災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、村長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき住民等に対して避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の勧告又は指示を行う。

(1) 村長の措置

村長は、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、災害対策基本法第60条第１項に基づき危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の勧告又は指示を行う。

(2) 知事の代行措置

災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は、災害対策基本法第60条第５項に基づき村長に代わって避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の勧告又は指示を行う。

また、洪水あるいは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、知事又はその命を受けた職員は、水防法第22条及び地すべり等防止法第25条に基づき必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。

(3) 警察官の措置

警察官は、村長が避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は村長から要請があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、災害対策基本法第61条第１項及び警察官職務執行法第４条第１項に基づき直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。

(4) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、自衛隊法第94条第１項に基づき危険な場所にいる住民等に対し避難を指示する。

(5) 水防管理者の措置

水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、水防法第29条に基づき、危険地域の住民に対し避難のため立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

２．警戒区域の設定

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、災害対策基本法第63条第１項に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

［避難勧告、指示の内容］

避難の勧告又は指示は、下記の内容を明示して行う。

ア　避難対象地域

イ　避難先

ウ　避難路

エ　避難勧告又は指示の理由

オ　その他必要な事項

(2) 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は、災害対策基本法第73条に基づき村長に代わって警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(3) 警察官は、上記の場合において、災害対策基本法第63条第２項及び警察官職務執行法第４条第１項に基づき、村長及びその命を受けた村職員がその場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、あるいは自らの権限により警戒区域を設定し、必要な措置をとる。

(4) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、上記の場合において、村長等及び警察官がその場にいない場合、災害対策基本法第63条第３項に基づき警戒区域を設定し、必要な措置をとる。

(5) 消防職団員等は、消防活動の確保のためあるいは水防上の緊急性がある場合、消防法第28条及び水防法第21条に基づき警戒区域を設定し、必要な措置をとる。

３．避難措置等の周知

村は、自ら避難勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第３節第１項「災害広報」により住民等への周知を実施する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

４．防災関係機関への通知

避難のための立退きを勧告し、又は指示をし、もしくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、防災関係機関に通知又は連絡する。

(1) 村長の措置

村長→知事（危機管理課）

(2) 警察官の措置

ア　災害対策基本法に基づく措置

警察官→警察署長→村長→知事（危機管理課）

イ　職権に基づく措置

警察官→警察署長→警察本部長→知事（危機管理課）→村長

(3) 自衛官の措置

自衛官→村長→知事（危機管理課）

５．避難場所及び避難所の開設・運営

(1) 避難場所及び避難所の開設場所

村は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。避難所を開設する場合には、あらかじめし施設の安全性を確認する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開放する。さらに要配慮者の多様なニーズへの配慮や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

村は指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開放しないものとする。

村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等の利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。（※資料編・資料9-1、2　指定緊急避難場所　資料10　指定避難所　資料11　福祉避難所）

(2) 指定避難所の周知

村長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに住民に周知するとともに、県をはじめ加茂警察署、自衛隊（派遣要請を行った場合のみ）等関係機関に連絡する。

(3) 指定避難所における措置

指定避難所における村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア　被災者の収容

イ　被災者に対する給水、給食措置

ウ　負傷者に対する医療救護措置

エ　被災者に対する生活必需品の供給措置

オ　その他被災状況に応じた応援救援措置

村は、自主防災組織、村、施設管理者の協議によりあらかじめ定められた「避難所運営マニュアル」に従って運営されるよう指導する。さらに、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努める。

(4) 指定避難所の運営管理

村は、避難所の運営が定められた避難所運営マニュアルに基づき、各指定避難所の適切な運営管理を行う。

ア　指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、施設の管理者、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町村、県支部総務班に応援を要請する。

イ　指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ウ　指定避難所における生活環境が常に良好なものとするよう努め、避難生活においては、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、食料の確保、配食等の状況、し尿及

びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

エ　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

オ　指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の管理運営に努める。

カ　指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

キ　民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

ク　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(5) ボランティアの活用

村は、指定避難所を開設するにあたっては、日本赤十字奉仕団、その他ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得て、指定避難所の生活環境の保持等に努める。

また、ボランティアが不足する場合は、県にあっせんを要請する。

６．避難路の通行確保

村職員、警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

７．避難の誘導

村職員、警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

村は、村本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

８．自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は村の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

(1) 避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底

(2) 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知

(3) 高齢者、傷病者、障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送

(4) 防火、防犯措置の徹底

(5) 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への収容

(6) 地域内居住者の避難状況の把握

９．避難先の安全管理

村及び加茂警察署は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

10.　応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の提供

村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

11. 要配慮者への配慮

村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

村は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

12. 行政区域を越えた広域避難の支援要請

村は、災害の規摸、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

13. 広域一時滞在

村が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災した村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2項　消防・救急・救助活動

大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、消防団員はもとより住民、事業者をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、可茂消防事務組合は、その全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防ぎ

ょと救助・救急活動等に当たり、激甚な大規模災害等から住民の生命、身体を保護する。

特に、発災当初の72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

１．出火、延焼の防止

(1) 出火等の防止

ア　村は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。

イ　自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等は、これに協力し出火等の防止に万全を期する。

■広報事項

①　火気の使用を中止する。

②　ガス器具等へのガス等の供給遮断を確認し、保安点検するとともに、引火物の漏えい、流出等を防止する。

③　危険物施設の保安点検を行うとともに、危険物等の漏えい、流出等を防止する。

④　ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、直ちに村等へ通報する。

⑤　電気製品を点検し、避難の際には電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーを遮断しておく。

(2) 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

■初期消火の要領

①　近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての消火活動を行う。

②　消火班の出動による可搬式小型動力ポンプ等を使用しての消火活動を行う。

③　消防隊（消防団、消防署）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 延焼の防止（火災防ぎょ）

ア　消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くす。

イ　村は、火災の状況が村及び可茂消防事務組合の消防力を上回る場合には、「可茂地区市町村消防団消防相互応援協定」「岐阜県広域消防相互応援協定」に基づく他市町村の応援を求める。

更に必要な場合は、県を通じ消防組織法第24条の３に基づく他都道府県の消防機関の応援、あるいは自衛隊の派遣を要請する。

(4) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

２．危険物関係施設における災害拡大防止措置

(1) 村

村は、危険物関係施設において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、周辺地域の居住者等に対して、避難等の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。

(2) 危険物施設の所有者等

危険物施設の所有者等は、危険物施設の災害の拡大を防ぐため、以下の措置を講ずる。

ア　施設の異常を早期に発見するための点検の実施

イ　危険物の安全な場所への移動及び漏えい防止の措置、引火・発火等を防ぐための冷却等の安全措置

ウ　異常が見られ災害が発生する恐れのあるときの可茂消防事務組合、加茂警察署、村への通報、付近住民への避難の周知

エ　自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

(3) 可茂消防事務組合、加茂警察署

可茂消防事務組合及び加茂警察署は、危険物施設において異常が発生し、災害が拡大する恐れがあるときは次の措置を講ずる。

ア　施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施

イ　警戒区域の設定、広報活動の実施、住民の立入制限、退去等の命令

ウ　消防隊の出動、救助及び消火活動の実施

エ　警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施

３．負傷者等の救出及び救急

(1) 可茂消防事務組合、加茂警察署等による救出・救急活動

可茂消防事務組合、加茂警察署等は、倒壊家屋の下敷き、建物内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

ア　救出活動

(ｱ) 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。

(ｲ) 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

イ　救急活動

(ｱ) 可茂消防事務組合は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行う。

(ｲ) 道路の損壊により、車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

(2) 住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力する。

(3) 応援要請

村は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

(4) 応援隊の指揮命令

可茂消防事務組合（消防団）は、応援部隊の受入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮命令を行う。

第3項　水防対策

大規模な地震が発生し、地震による外力や地盤の液状化による堤防の崩壊、ダム、ため池等の決壊等が生じ、浸水の恐れがある場合又は浸水による被害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急措置を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

１．水防情報の収集

(1) 河川管理施設等の被害状況の把握

ア　河川管理者及び発電ダム、ため池など河川に関係する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や防災関係機関との連絡を密にし、状況の掌握に努める。

イ　水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努める。

(2) 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害が生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生の恐れ、また、洪水の発生等の可能性などに注意する。

２．水防活動

(1) 水防体制

地震発生後、さらに洪水の来襲が想定されるなど、水害による被害が予想される場合、水防管理者は水防体制をとる。

(2) 水防計画

指定水防管理団体等の応急措置、水防活動に関する計画は、村が定める水防計画による。

３．応援要請

(1) 水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。

(2) 要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従いできる範囲で応援する。

第4項　災害警備活動

様々な社会的混乱の中、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、加茂警察署と連携して、必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取り締まりや被害防止に努めるなど社会混乱の抑制に努める。

１．地震災害発生時における措置

地震災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、防災関係機関と緊密な連携をとり、おおむね次に掲げる対策を講ずる。

(1) 早期警備体制の確立

(2) 多様な手段による各種情報の収集・伝達

(3) 被害実態の早期把握

(4) 消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
(5) 行方不明者の調査
(6) 要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
(7) 災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
(8) 住民等による地域安全活動への指導、連携
(9) 自主防災組織など、コミュニティにおける活動との連携を強化
(10) 被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
(11) 不法事案等の予防及び取締り
(12) 避難路及び緊急交通路の確保
(13) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
(14) 広報活動
(15) 遺体の見分、検視等
(16) 関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力
(17) 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化

第5項　緊急輸送、交通規制対策

地震災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

１．緊急輸送道路の確保

(1) 道路管理者は、地震災害発生後速やかに道路パトロールにより道路及び交通の状況を把握する。
(2) 村及び加茂警察署は、道路情報ネットワーク等を活用し、村内のみならず隣接市町村の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。
(3) 道路管理者は、災害のため、道路が被害を受け交通に支障がある場合は、速やかに応急復旧作業を実施する。

２．交通規制の実施

(1) 道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路法第46条に基づき道路の通行を禁止し、又は制限する。
(2) この場合、道路管理者は、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

３．輸送手段の確保

(1) 村の確保体制
村は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼する。
(2) ヘリコプター離着陸場等の確保
村は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県

へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

４．緊急物資の一時集積配分拠点の運用

村は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点(道の駅ロックガーデンひちそう)を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを一時集積配分拠点とする。

(1) 取扱い物資

ア　他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）

イ　食料、生活必需品等の応急生活物資

ウ　義援物資集積所から配送される義援物資

エ　医薬品

(2) 一時集積配分拠点における業務

ア　緊急物資、救援物資の一時集積及び分類

イ　避難所等の物資需要情報の集約

ウ　配送先別の仕分け

エ　小型車両への積み替え、発送

(3) 指定避難場所等への輸送

指定避難場所等までの輸送は、原則として村が実施する。

５．道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第6項　医療救護活動

大規模な地震の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、岐阜県地震災害等医療救護計画による。

１．医療救護活動

(1) 医療救護活動の実施

ア　村は、救護所を設置するとともに、医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請し自ら医療救護班を編成するとともに、必要に応じて加茂医師会等の協力を得て医療救護班救護班を編成し、災害の程度に即した救護活動を行う。

イ　村は、災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

ウ　村は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めたときには、県

に対し、迅速かつ的確な医療救護について要請を行う。

(2) 医療救護活動の原則

医療救護班による活動は、村、県の調整のもと救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

なお。被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

(3) 重傷者等の搬送方法

ア　重傷者等の後方医療機関への搬送は、可茂消防事務組合の協力を得て実施する。ただし、救急車両が確保できない場合は、村及び医療救護班で確保した車輌により搬送する。

イ　道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

(4) トリアージの実施

医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努める。

(5)　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣要請

村は必要に応じて医療機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

(6)　後方医療活動の要請

ア　広域後方医療活動の要請

村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

イ　広域搬送拠点の確保、運用

村は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保運営するとともに、被災市町村内の医療機関等から広域搬送拠点までの重傷者等の輸送を実施する。

なお、村は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施するものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

２．医薬品等の確保

村は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請する。

第7項　ライフライン施設の応急対策

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。

また、医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要がある。

そのため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

１．水道施設

(1) 上水道施設

ア　村は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の水道事業者に応援を要請する。

イ　村は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

ウ　村は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、工事業者に協力を要請する。

エ　応急復旧の目標期間は、次のとおりである。

(ｱ) ３日まで：給水拠点による給水（１人１日３リットル）

(ｲ) 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（１人１日20リットル）

(ｳ) 21日まで：支線上の仮設給水栓（１人１日100リットル）

(ｴ) 28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（１人１日250リットル）

オ　村による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき、県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

カ　村は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

(2) 下水道施設

ア　村は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道事業者に応援を要請する。

イ　村は、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施する。

［第一段階（主要目標：被害拡大、二次災害の防止）］

(ｱ) 管　路

a　緊急調査

(a) 被害拡大、二次災害の防止のための調査（主に地表からの調査）

(b) 管路の破損による道路等他施設への影響調査

(c) 重要な区間の被害概要の把握

b　緊急措置

(a) マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設（トイレ等）の使用中止依頼

(b) 仮設トイレ、簡易トイレの設置

(ｲ) 処理場、ポンプ場施設

a　緊急点検（主要目標：二次災害の未然防止、予防）

人的被害につながる二次災害の未然防止、予防（有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁閉止、機器の運転停止等）

b　緊急調査

被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査

c　緊急措置

火気の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール

［第二段階（主要目標：暫定機能の確保）］

(ｱ) 管　路

a　応急調査

(a) 被害拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内まで調査）

(b) 下水道の機能的、構造的な被害程度の調査

b　応急復旧

管内、マンホール内土砂のしゅんせつ、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置

(ｲ) 処理場、ポンプ場施設

a　応急調査

処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査

b　応急復旧

コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

２．電気施設

中部電力(株)は、災害発生時には防災業務計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

３．電話施設

西日本電信電話(株)は、災害発生時には防災業務計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

４．鉄道施設

東海旅客鉄道(株)は、災害発生時には防災業務計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

第8項　公共施設の応急対策

大規模地震発生時には、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想され、特に道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であり、また地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要となる。

そのため、公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

１．道路施設の応急対策

(1) 道路管理者は、地震災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

(2) 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、加茂警察署、可茂消防事務組合、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。

２．河川施設の応急対策

(1) 河川施設の管理者は、震度４以上の地震災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。

(2) 堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努める。

３．土砂災害防止施設の応急対策

(1) 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

ア　村は、土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

イ　村は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

(2) 応急対策

ア　村は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。

イ　村は、被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告又は指示を行う体制の整備に努める。

４．治山施設の応急対策

(1) 応急対策

ア　治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握とともに、余震、二次災害発生の恐れのある箇所の把握に努める。

イ　治山施設管理者は、人家、公共施設等への二次災害の恐れが高く、緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

(2) 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

(3) 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を図る。

５．公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、次のとおり災害応急対策を実施する。

(1) 建物の応急対策

「被災建築物応急危険度判定士」などによる施設の緊急点検により被害状況を把握し、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

(2) 施設機能の応急対策

ア　停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発

電機の配置並びに燃料確保
イ　無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
ウ　緊急輸送車両その他車両の配備
エ　複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
オ　その他重要設備の点検及び応急復旧
カ　飲料水の確保
キ　エレベーターに閉じ込められた者の救出
ク　火気点検及び出火防止措置

第9項　孤立地域対策

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。このため、孤立が予想される地域が多数存在する村の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たる。

① 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
② 緊急物資等の輸送
③ 道路の応急復旧による生活の確保

１．孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。地震災害発生時に村は、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

２．救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。村は、負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

３．通信手段の確保

村は、県と連携して、孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、本章第１節第４項「通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の貸与により通信手段の確保を図る。

４．食料品等の生活必需物資の搬送

村は、県と連携して、道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

５．道路の応急復旧活動

村は、県と連携して、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

６．その他

村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を

実施するものとする。

第10項 建築物・宅地の危険度判定

地震発生後、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

１．制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次被害に対する危険度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

２．実施主体の責務

村は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じる。併せて、被災者等への周知、状況に応じて県への判定士派遣等の支援要請を行う。

第11項 帰宅困難者対策

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

１．住民、事業所等の啓発

村は、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

２．避難所対策、救援対策

村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

第12項 応急住宅対策

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急

修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、本章第２節第1項「避難対策」の定める避難所の開設及び収容による

１．住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、もしくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修理等は、おおむね次の種類及び順位による。

対象種別			内容
住宅の確保	１自力確保	(1)自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	２既存公営施設収容	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	３国庫資金融資	(1)災害復興住宅建設補修資金	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		(2)地すべり関連住宅貸付	
	４災害救助法による仮設住宅供与		自らの力では住宅を得ることができない者に対して村が仮設の住宅を供与する。
	５公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
住宅の修繕	１自費修繕		被災者が自力(自費)で修繕する。
	２資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	３災害救助法による応急修理		自らの力では住宅を得ることができない者に対して村が応急的に修繕する。
	４生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	１自費除去		被災者が自力(自費)で除去する。
	２除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	３災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために村が除去する。
	４生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

(注)１　対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

２　「住宅の確保」のうち、４及び５の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

３　「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を

及ぼしているものの除去等をいう。

２．実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として村長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、村長が行うものとする。

村は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。

村は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

３．応急仮設住宅の建設

村は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、村において決定する。

なお、村は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておくものとする。

４．応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の運営管理

村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅におる安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

５．要配慮者への配慮

村は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。

６．住宅の応急修繕

村は、災害のため住家が半壊又は半焼するなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。

７．障害物の除去

村は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行う。

８．低所得世帯に対する住宅融資

村は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

(1)　生活福祉資金の災害援護資金

(2) 母子福祉資金の住宅資金
(3) 寡婦福祉資金の住宅資金
(4) 災害援護資金の貸付

９．生活保護法による家屋修理

村は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

(1) 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最少限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として(1)による基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

(3) 屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損する恐れがある場合は、国が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する人夫賃

10. 社会福祉施設への入所

村は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させる。

村は、被災者の避難状況等にかんがみ、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

11. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第13項 愛玩動物等の救援

地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

実施に当たって村は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

１．被災地域における動物の保護

村は、県、医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

２．動物の適正な飼養体制の確保

村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置

するよう努める。

村は、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

３．特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、村は、県、飼養者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第３節 民生安定活動

第1項　災害広報

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な地震災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

１．災害広報の実施

村は、地震発生後速やかに広報部門を設置し、防災関係機関等と連携し、被災住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

(1) 広報の方法

情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 広報の内容

被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する際、情報の混乱を避けるため、防災関係機関と十分に連携を保つ。

［広報事項］

ア　地震災害の状況に関すること

イ　避難に関すること

① 村等が実施した避難勧告、指示又は避難場所の内容

② 居住者がとるべき行動

ウ　災害応急対策活動の状況に関すること

① 交通規制及び道路情報等に関すること

② 水道、電気等の供給状況及び復旧予定

③ 電話の使用制限及び復旧予定

④ 鉄道、バスの運行状況及び復旧予定

⑤ 救護所の開設状況、その他の医療情報

⑥ 金融機関の非常金融措置及び業務運営予定

エ　被災者生活支援に関すること（二次災害防止情報を含む。）

① 被災者の安否情報

② 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること

③ 水道、電気等の二次災害防止に関すること

④ 下水道の使用に関すること

⑤ 防疫に関すること

⑥ 臨時災害相談所の開設に関すること

⑦ 流言飛語の防止に関すること

(3) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、住民等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて村及び県と連携し、又は報道機関の協力を得る。

(4) 報道機関の広報

報道機関は、民心の安定及び混乱の防止を図るため、住民等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかけるとともに、住民等に密接な関係のある事項について情報の提供に努め、取材活動にあたっては、救助活動等災害応急対策に支障のないよう配慮する。

(5) 被災者等への広報の配慮

文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

(6) 住民の安否情報

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、可茂消防事務組合、加茂警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」及び携帯、ＰＨＳ版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。

２．報道機関への対応

(1) 情報の提供及び報道の要請

村は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道を要請する。

［提供する情報］

ア　地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報

イ　救助活動に関する情報

ウ　生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報）
エ　被災者の安否確認に関する情報
オ　その他関係情報
［情報提供、報道要請にあたっての留意事項］
ア　提供する情報の種類、収集方法、発表様式等をあらかじめ定める。
イ　報道機関からの照会に対応する体制整備
ウ　情報の錯そうの防止（防災関係機関等との連絡調整）
エ　情報の提供及び報道の要請
(2) サイレントタイム設定の検討
村は、県と協力して、生存者の発見を効果的に行うため救出活動に直接関係ないヘリコプター等の運行を一定時間規制するサイレントタイムの設定について報道機関等と協議検討する。

３．デマ等の発生防止対策

村及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実を把握したときはその解消のため適切な措置をとる。

４．住民の安否情報

村は、次の方法により、住民の安否情報を収集し、住民等からの安否照会に対応する。
［安否情報収集等の方法］
ア　住民の安否情報収集：各避難所単位で収集
イ　安否照会への対応：専用電話、専用窓口の設置
電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」及び携帯、ＰＨＳ版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話のふくそう緩和を図る。

５．総合的な情報提供、相談窓口の整備

村は、各部（課）の情報提供、相談事業との連携により、効果的な情報の提供や各種の相談に応ずるため、情報提供、相談の総合窓口として「情報センター」を設置する。
「情報センター」は、各部（課）から派遣された要員で構成するものとし、村本部の下に置き、最新の情報、資料の収集、データ更新等を図りながら24時間対応する。

第2項　災害救助法の適用

地震災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図る必要がある。
そのため、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、地震災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

１．制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、知事が法廷受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を村長が行うこととす

ることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、村は一時繰替支弁することがある。

また、村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役務分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

なお、災害救助法の適用等の詳細については一般対策編に準ずる。

■災害救助法による援助の種類と実施者

援　助　の　種　類	実　施　者
(1) 避難場所の設置及び収容	村
(2) 炊出及び食品の給与	村
(3) 飲料水の供給	村
(4) 被服寝具及び生活必需品の給与又は貸与 ア　確保、輸送 イ　調査、報告、割当、配分	 県 村
(5) 医療・助産 ア　医療班派遣 イ　その他	 県、村、日赤支部 村
(6) 学用品の給与 ア　確保、輸送 イ　調査、報告、割当、配分	 県 村
(7) 被災者の救出	村
(8) 埋葬救助	村
(9) 応急仮設住宅の建設	村
(10) 住宅応急修理	村
(11) 行方不明者の捜索	村
(12) 遺体の処置	村
(13) 障害物の除去	村

２．被害状況の把握及び報告

村は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、村は、直接、国に対して緊急報告を行う。

３．災害救助法の適用

村長は、地震災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、知事に対しその旨を要請する。

災害救助法の適用基準は、一般対策編に準ずる。

４．災害救助法の適用手続

災害救助法の適用について村長が行う報告等の手続は、次のとおりとする。

(1) 災害に際し、村における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。
(2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受ける。
(3) 災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間救助実施状況を整理しておくとともに、知事にその状況を適宜報告する。

第3項　被災者救援対策

大規模震災においては、被災者自身による避難準備は困難な場合が多く、食料や飲料水等の供給が必要となるが、避難が長期化した場合、被災者のニーズも時間の経過とともに変化し、時宜に応じた物資の供給が必要である。

このため、被災地の被災状況や被災者のニーズ等を的確に把握し、迅速な供給を図るとともに、乳幼児、高齢者等要配慮者への十分な配慮に心がける。

また、村は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。

１．給　水

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができないものに対して、最小限必要な量の飲料水を確保するため、迅速に適切な処理を行う。

(1) 飲料水の応急給水活動

ア　村は、飲料水の確保が困難な地域について、次により応急給水を行う。

① 給水班を組織し応急給水を実施する。

［応急給水の目安］

a　給 水 量：おおむね１人１日３リットル

b　給水期間：飲料水の供給が平常状態に回復するまでの期間

② 村が確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水（農業用井戸を含む。）等を活用して応急給水を実施する。

③ 応急給水にあたっては、住民に対して給水場所、時間等を広報する。

イ　住民は、地震発生後３日間程度は貯えた水等をもって飲料水を確保するよう努めると共に、衛生上の注意を払いつつ、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。

(2) 応急給水の応援要請

村は、自ら飲料水の供給が困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、県を通じて他の水道事業者に対し応援要請を行う。

［応援要請に際し示すべき事項］

ア　給水を必要とする人員

イ　給水を必要とする期間及び給水量

ウ　給水場所

エ　必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

(3) 生活用水の確保

村は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

２．食料供給

地震災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

(1) 調達及び供給

ア　実施主体

炊出及び食品の供給の実施は、村本部学校給食班及び福祉班が行うが、村本部において実施できないときは、県支部又は隣接市町村本部に要請し、応援を得て実施する。

村における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、村からの要求を待ついとまがないと認められるとは、県は要求をまたないで村に対する食料物資を確保し輸送する。

また、被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

■炊出の方法

炊出は、村本部が協力組織、ボランティア等の協力により給食施設等既存の施設を利用して行うが、実施にあたっては、次の点に留意する。

① 村本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出の基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えないが、この場合、炊出に必要な米穀は原則として村本部が確保する。

② 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養のバランス等を考慮する。

③ 炊出場所には村本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。

なお、炊出を避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねてあたる。

イ　供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

(2) 関係機関、業者等との協定に基づく応急食料の調達

村は、関係機関との「災害救助法が発動された場合の応急食糧の取扱いに関する協定」に基づき、応急食料を調達する。

(3) 相互応援協定に基づく応急食料提供の要請

村は、災害の状況その他に応じ、「震災時の相互応援に関する協定」に基づき関係

県又は隣接市町村に対し、食料及びその供給に必要な資機材の提供を要請する。

(4) 支給、配分の公平性の確保

村は、食料の供給にあたっては、事前に住民に広報するとともに、自主防災組織等の協力により、公平の維持に努める。

３．生活必需物資の供給

地震災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な処置を行う。

(1) 生活必需物資の調達及び供給

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、村が村計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、村が実施する。ただし、村は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市村村又は県へ応援を要請するものとする。

ア　備蓄物資の放出

イ　調達計画に基づき地域内小売業者等から調達

また、住民は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合はその物資で対応し、対応できない場合には、村に支給（貸与）を申請する。

(2) 相互応援協定に基づく生活必需物資提供の要請

村は、災害の状況その他に応じ、「震災時の相互応援に関する協定」に基づき関係県又は隣接市町村に対し、生活必需物資の提供を要請する。

(3) ニーズに適した物資の支給

村は、生活必需物資の確保にあたっては、季節、天候、時間の経過等により被災者のニーズも多様であることに配慮する。

(4) 支給、配分の公平性の確保

村は、物資の支給、配分にあたっては、事前に住民に広報するとともに、自主防災組織等の協力により、公平の維持に努める。

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

(5)　生活必需品の確保

生活必需品の調達及び輸送は、村において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される

賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第4項　応急教育対策

大規模地震が発生した場合、学校教育においては児童生徒の安全確保が第一であるが、安否確認等に困難が生ずる。また、学校の再開については、教育施設が避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

そのため災害発生時に、早急に教育施設の確保を図る等応急対策を実施するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

なお、避難所となっている学校では、避難者の生活に配慮しつつ適切な時期に学校教育を再開する。

１．児童生徒の安全確保

学校は、第２章第５節「文教対策」により災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒の保護に努める。

(1) 学校の対応

ア　校長は、村本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

イ　児童生徒については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とし、帰宅させるにあたっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり児童生徒の安全を確保するとともに、あらかじめ学校と保護者との間で定めた、児童生徒の保護者への引き渡しに関するルールに基づき確実に保護者に引き渡す。

　また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

ウ　登下校中に地震が発生した場合は、学校へ登校し、又は学校へ引き返した児童生徒については、イに準じて所要の措置をとる。

　校外における学校行事中に地震が発生した場合は、引率責任者は児童生徒を集合させ、安全な場所へ避難させる等必要な措置をとる。

(2) 教職員の対処、指導基準

ア　災害発生の場合、児童生徒を教室等に集める。

イ　児童生徒の避難・誘導にあたっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ　学級担任等は、学級名簿等を携行し、村本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

エ　心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

オ　児童生徒の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ定められた方法で確実に行う。

カ　遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ　児童生徒の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

２．教育活動の早期再開

村教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

(1) 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 被害状況の把握及び報告

各学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、村教育委員会に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア　被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理する。

イ　公立学校の相互利用

被災を免れた学校施設を相互に利用する。

ウ　仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の施設を設置する。

エ　公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用する。

オ　上記ア～エによっても教育施設の確保が困難なときは、二部授業等必要な措置の実施

(4) 教員の確保

村教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。

なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとる。

３．児童生徒に対する援助

(1) 学用品の給与等

村教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について調査し、その種類、数量を県教育委員会へ報告し、給与を受ける。

(2) 就学援助

村は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(3) 学校給食

学校は、学校給食の継続確保に努め、給食物資の確保について、必要な措置をとる。

(4) 転出、転入の手続

村教育委員会は、児童生徒の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。

また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

(5) 心の健康管理

村教育委員会は、被災した児童生徒及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタ

ルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

第5項　要配慮者、避難行動要支援者対策

地震災害発生時、高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者、外国人、妊婦等の要配慮者は、身体面や情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。

また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残される恐れがあるため極力避け、住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

そのため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を講ずる。

なお、避難行動要支援者の支援等については、「東白川村避難行動要支援者避難支援プラン」を指針として実施する。

１．避難行動要支援者対策

(1) 村は、村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

村は、村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する

村は、避難支援等に携わる関係者として村計画に定めた可茂消防事務組合、加茂警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(2) 村及び村社会福祉協議会は、地震発生直後、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（要配慮者台帳）や地図等を利用し、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

(3) 村は、要配慮者を発見した場合は、避難所への移動、施設への緊急入所等の緊急措置、居宅での生活が可能な場合は在宅保健福祉サービスのニーズの把握等、実情に即した措置を講ずる。

(4) 村、可茂消防事務組合及び加茂警察署は連携して、あらかじめ定めた避難計画に従い、住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。

(5) 住民は、地域の要配慮者の避難誘導について、自主防災組織の要配慮者班を中心に地域ぐるみで協力支援する。

２．社会福祉施設の対策

社会福祉施設の管理者は、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア　迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ　臨時休園等の措置

保育所にあっては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ　負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関に応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、村本部に応援を要請する。

エ　施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、村や県の協力を得つつ、施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ　施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、村本部に応援を要請する。

カ　食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について村本部に連絡しその支援を要請する。

キ　健康管理、メンタルケア

施設管理者は、入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に十分配意する。

(2) 被災者の受入れ（二次避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

３．外国人対策

(1) 村は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通した正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう努めるものとする。

第6項　保健衛生対策

１．清　掃

ごみ、し尿の処理事業は、震災の規模によっては、その処理に支障をきたす恐れがある。

また、震災時には、一時にしかも大量に瓦礫等の廃棄物が発生し、最終処分場の不足が予想されることから、災害廃棄物のリサイクル等による減量化、緊急時の仮置場、最終処分場の確保が重要となる。

したがって、ごみ、し尿の収集・処理体制を確保するため、県内及び近隣県の市町村との応援協力体制を整備するとともに、関連業界との協力体制についても整備に努める。

(1) ごみ、し尿の処理

ア　ごみ、し尿の処理活動

村は、地震災害時におけるごみ又はし尿を収集及び運搬するため、清掃班を編成する。清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成する。

なお、班の編成は、災害の種類、規模、状況等に応じて、班員及び装備の増減を図る。

イ　清掃方法

村は、次の方法により廃棄物の処理を実施する。

① ごみ処理

村は、ごみ収集車の確保について、民間、特に清掃事業団体の協力を得る。

a　収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から順次実施し、特に当初は災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努める。

b　収集方法

ごみの収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災住民、ごみ収集運搬班に災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

c　処　分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。特に仮置場は地区ごとに指定しておく。

収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適切な回収・処理を行う。

② し尿処理

し尿収集車の確保については、民間、特に清掃団体の協力を得る。

a　収集順序

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する区域から順次実施する。

b　収集方法

し尿の汲み取り収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。

c　処　分

し尿の処分は、原則として、し尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

ウ　災害廃棄物の発生の備え

村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。

建築物の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努める。

エ　災害廃棄物の処理

村は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な処置等を講ずるものとする。

(2) その他関連対策

村は、次により野外便所の仮設を行う。

ア　避難所施設等に伴う野外仮設便所の設置は、原則としてし尿貯留槽が装備された便所（以下「仮設トイレ」という。）を配置する。

イ　やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ２個以上ずつ設置し、閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。

ウ　仮設トイレは、民間所有のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行う。

エ　村においては、民間での保有状況をあらかじめ把握しておく。

２．防疫・食品衛生

(1) 防　疫

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、またまん延する危険性も高い。

このため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、的確かつ迅速に実施する。

ア　村は、防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の消毒及び清掃を行う。

［消毒及び清掃方法］

(ｱ) 村は、消毒の実施にあたっては、村内における道路溝きょ、公園等公共の場所を中心に行い、また、法令の定めるところに従って行う。

(ｲ) 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置する。

(ｳ) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、災害地の状況に応じ、村は的確な指導及び指示を行う。

(ｴ) 村は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、適切に処分するが、この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、衛生的に行う。

イ　感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

ウ　避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施するものとし、特に、仮設トイレ等の消毒を重点的に行う。

エ　知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第１項の規定による当該職員の選任を行う。

オ　知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。

カ　感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

(2) 食品衛生

地震災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。

そのため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊出施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の発生防止を図る。

ア　村は、炊出を開始した場合、速やかに保健所に連絡する。

イ　村は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

３．保健活動・精神保健

地震災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また、

精神障がい者の保護や地震によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。

そのため、村は、関係機関と協力し、地震により被害を受けている住民を対象に、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

(1) 保健活動

ア　体　制

村は県と連携し、保健師等を中心とした健康管理班を編成し、さらに、災害の程度により必要と認めたときは、保健所の協力を得て被災者の健康管理活動を行う。

イ　活動内容

主な保健活動は、以下のとおりとし、具体的な内容については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

① 避難所、仮設住宅などの生活状況の把握及び生活環境の整備
② 避難所における巡回健康相談等の実施
③ 保健所、村における訪問指導の実施及び強化
④ 保健所、村における定例保健事業の実施
⑤ 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施

ア　体　制

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケアなどの専門的な支援活動、具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療計画に定める。

イ　対策内容

村及び保健所の実施する精神保健対策の主な内容は、次のとおりである。

① 精神障がい者の住居等、生活基盤の早急な確保
② 精神科入院病床の確保
③ 24時間精神科救急体制の確保
④ 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供
⑤ 被災者の心の傷へのケア
⑥ 被災救援にあたる職員、ボランティア等の心のケア

4．行方不明者の捜索、遺体の処置及び埋葬

地震災害時に、行方不明となった者の捜索や、死亡した者の遺体の捜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、行方不明者及び遺体の捜索体制の確立、必要な機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を県に依頼する。

なお、火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても処理量が能力を大幅に上回る場合の火葬処理体制について考慮しておく必要がある。

(1) 行方不明者の捜索

村は、加茂警察署及び防災関係機関の協力を得て行方不明者の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

(2) 遺体の処置

ア　村は、遺体を発見した場合は、警察に届出を行い、警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡す。

イ　村は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとる。

(ｱ) 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとり、必要に応じて撮影を行う。

(ｲ) 寺院等の施設又は仮設安置所において遺体の一時安置を行う。

(ｳ) 医師による死因その他についての検案を行う。

ウ　村は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

(3) 遺体の埋葬

ア　村は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。

イ　身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

(ｱ) 事故死等による遺体については、加茂警察署から引き継ぎを受けた後埋葬する。

(ｲ) 身元不明の遺体については、加茂警察署その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

(ｳ) 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

ウ　大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、県に他市町村等の応援を要請する。

(4) 遺体安置場所の確保

村は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置場所を設ける。

第7項　ボランティア活動

村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、村主導により片付けごみの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境を配慮するものとする。

１．ボランティアの受入体制

(1) 村は、災害対策本部にボランティア活動を総合的に支援する機構を整備し、村社会福祉協議会、日本赤十字社東白川村分区並びに各種ボランティア団体と連携し、生活支援、医療等分野ごとのボランティアを所管する組織を統轄し、連絡調整を行う。

(2) 村は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報を提供し、参加を呼び掛ける。
(3) 村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行う。
(4) 村は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
(5) 村社会福祉協議会は、県社会福祉協議会に協力し現地災害救援事務所を設置する。
［現地災害救援事務所の業務］
ア　被災現地の救援活動
イ　災害救援ボランティアの受入及びコーディネート
ウ　災害救援ボランティアの救援活動への支援
(6) 救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、県及び村の総合ボランティア部会と連携し、受入・派遣に係る調整等を行う。
［災害時のボランティア活動］
ア　被災者の人命救助や負傷者の手当て
これらの活動は、専門技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。
イ　被災建物の危険度調査
被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した応急危険度判定士が中心となる。
ウ　被災者の生活支援
一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。
(ｱ) 避難所援助
食料・飲料水の提供、炊出、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、子どもの世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）など
(ｲ) 在宅援助
高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど
(ｳ) その他
被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝いなど

第４節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電が発生した場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

１．実施内容

(1) 広報

村及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやＳＮＳ等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア　停電及び停電に伴う災害の状況

イ　関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ　停電の復旧の見通し

エ　避難の必要性等、地域に与える影響

オ　携帯電話等の充電可能な施設等の情報

カ　その他必要な事項

(2) 応急対策

村及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携を取り、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

(3) 電力供給

電気事業者等は、村等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

(4) 通信機器等の充電

村及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努める。

第４章　地震災害復旧

第１節 復 旧 ・復興体制の整備

第1項　基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、村及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の普及等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、村及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。

第2項　復旧・復興の基本方針の決定

１．基本方針の決定

大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

２．復旧・復興計画の策定

村は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第3項　人的資源等の確保

村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第4項　その他

村は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、

安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

第２節 復 旧 計 画

第1項　公共施設及び公共事業等の災害復旧

道路、橋梁、河川等の公共施設は、社会活動を営むうえで重要であり、これらが損壊した場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が生じる。

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

１．基本的手順

村及び公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

(1) 調査分析

応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析を実施する。

(2) 災害復旧計画の策定

調査分析の結果に基づく災害復旧事業計画を策定するとともに、再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画を策定する。

(3) 優先順位の策定

被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位を策定する。

(4) 協力体制

関係機関の応援協力により、災害復旧工事等に必要な技術者等を確保する。

２．公共土木施設の災害復旧

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

(1) 対象施設

ア　公共土木施設災害復旧事業

①　河川災害復旧事業

②　砂防設備災害復旧事業

③　林地荒廃防止施設災害復旧事業

④　地すべり防止施設災害復旧事業

⑤　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

⑥　道路災害復旧事業

⑦　下水道災害復旧事業

⑧　公園災害復旧事業

イ　農林水産業施設災害復旧事業

ウ　水道災害復旧事業
エ　住宅災害復旧事業
オ　社会福祉施設災害復旧事業
カ　公立医療施設、病院等災害復旧事業
キ　学校教育施設災害復旧事業
ク　社会教育施設災害復旧事業
ケ　その他の災害復旧事業

(2) 被害報告

被害の報告に関する様式、伝達方法等については、地域防災計画の一般対策編を準用する。

３．激甚災害に関する対応計画

地震災害に伴う災害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、早期な災害情報の収集や国への働きかけを行う。

(1) 被害状況の収集

村は、区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

(2) 激甚災害の早期指定

村長は、被害状況を勘案し、激甚災害の指定が必要と判断した場合は、知事に対し指定の働きかけを行う。

４．激甚災害に係る財政援助措置の対象

激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設災害関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅等災害復旧事業
オ　児童福祉施設災害復旧事業
カ　老人福祉施設災害復旧事業
キ　感染症予防施設事業
ク　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
ケ　湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ　土地改良区等の行う湛水防除事業に対する補助
キ　共同利用小型漁船の建造費の補助

ク　森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する貸付

(4) その他の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

エ　母子及び寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例

オ　水防資材費の補助の特例

カ　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

キ　産業労働者住宅建設資金融通の特例

ク　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ケ　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2項　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

地震災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150 号)」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、村等は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

１．法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

ウ 公営住宅法

エ 土地区画整理法

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

キ 予防接種法

ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助

イ 都市災害復旧事業国庫補助

ウ 簡易水道施設災害復旧費補助

２．激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア 公共土木施設災害復旧事業

イ 公共土木施設災害関連事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業

エ 公営住宅等災害復旧事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

キ 老人福祉施設災害復旧事業

ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業

コ 婦人保護施設災害復旧事業

サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

シ 感染症予防施設事業

ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）

セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

キ 共同利用小型漁船の建造費の補助

ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

エ 母子及び寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例

オ 水防資材費の補助の特例

カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

３． 暴力団の排除活動

加茂警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第3項　被災者の生活確保

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による、生活資金の継続的確保、コニュニティの維持回復、心のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

１．生活相談

村は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、解決に向け支援、協力を要請する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

２．被災者への生活再建等の支援

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金

ア　災害弔慰金

村は、村条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

イ　災害傷害見舞金

村は、村条例の定めるところにより、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

(2) 被災者生活再建支援法の運用

地震災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金支給の申請を行う。

村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

なお、村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じる

村は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な罹災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行う。

(3) 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金の運用

岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に規定する自然災害により、村に補助金の支給の必要が生じた場合には、県は、支援金支給のための事務を迅速に行い、また村は、被災者の生活・住宅再建支援のために積極的にこの制度を活用する。

村は、住家被害の認定、被災者への支援金の申請に必要な罹災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書の受付、支援金の支払い、県への補助金の申

請等を行う。

(4)　罹災証明書の交付

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、停滞なく住家等の程度を調査し被災者に罹災証明を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(5)　被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(6) 災害資金・住宅資金等の貸付

ア　低所得世帯に対する災害援護資金又は生活福祉資金の貸付

イ　母子世帯に対する母子福祉資金の貸付

ウ　寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の貸付

エ　労働金庫会員又は会員を構成する者への労働金庫からの生活資金の貸付

オ　住宅を失い又は破損した者に対する住民金融公庫からの貸付

(7) 非常即時払い等

ア　郵便貯金、年金、恩給等について、一定の金額の範囲内における非常即時払い

イ　保険料、保険・年金貸付金の非常即時払い

ウ　保険料、年金掛金の特別振込等の非常取扱い

エ　預金通帳等を紛失した預貯金の便宜払戻し

オ　定期預金、定期積金等の期間前払戻し又は預貯金を担保とする貸付等

カ　損害日本銀行券及び補助貨幣の引換えについての必要な措置

３．租税の徴収猶予及び減免

村は、被災者に対する村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

４．働く場の確保

村は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要請措置等の必要な計画を策定しておく。

なお、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。

５．生活保護制度の活用

村は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用する。

６．障がい者及び児童に係る対策

(1) 障がい者に係る対策

村は、避難所や在宅における要配慮者対策等に加え、障がい者に係る以下の対策を実施する。

ア　文字放送テレビ、ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣

イ　車椅子、障がい者用携帯便器等障がいの状態に応じた機器や物資等の供給

ウ　ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣

(2) 児童に係る対策

村は、被災による孤児、遺児等要保護児童の発見及び保護を、次の方法等により行う。

ア　避難所の管理者・リーダーを通じ、避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童は、子ども相談センターに対し通報する。

イ　保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

ウ　保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対しては、保育所に入所させ保育する。

７．応急仮設住宅の建設

村は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する暫定的な居住の安定を図るため、災害救助法に基づき応急仮設住宅を建設する。

８．被災建築物の応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、村は、建築物の被害を調査し、余震等による二次災害発生の危険性の判定・表示等を行う。

応急危険度判定の実施において、必要な場合は県に応援を要請する。

９．住宅の応急修理及び障害物除去

(1) 住宅の応急修理

村は、自己の資力では住宅の修理が困難な者に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき当該住宅の応急修理を行う。

(2) 住宅の障害物除去

村は、自己の資力では住宅周囲及び周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難なため、日常生活に著しい障害を受けている世帯に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき障害物の除去を行う。

10. 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

村は、県及び関係機関とともに、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していく。

(1) 生活必需物資、復旧資材等の需給・価格動向を把握する。

(2) 事業者等に対して、供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給など行政指導を行い、関係者の協力を得て、物価の高騰、買い占め、売り惜しみの防止に努める。

第4項　被災中小企業の振興

災害復興では、被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開く

ことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の配布、広報等を行う。

１．支援体制

村は、あらかじめ商工会等と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2. 融資等の措置

村及び関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するもの。

(1) 株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
(2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、担保率の引上げ及び保険率の引き下げ
(3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
(4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
(5) 貸付事務等の簡易迅速化
(6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
(7) 租税の徴収猶予及び減免
(8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
(9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第5項　農林漁業関係者への融資

災害復興では、被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、村及び関係機関は、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。あわせて、被災農林漁業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の配布、広報等を行う。

１．株式会社　日本政策金融公庫による融資

村及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

［各種対策］

ア　天災融資法による資金
イ　農業災害緊急支援資金
ウ　農業災害緊急支援特別資金
エ　農林漁業セーフティネット資金
オ　農業経営基盤強化資金

カ　農業基盤整備資金
キ　農林漁業施設資金
ク　林業基盤整備資金

第6項　義援金品の募集、受入れ、配分

村は、県民及び他都道府県から被災者に対して寄託される義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、受入れ、引継、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

なお、義援物資の被災地内での仕分けは困難であるため、被災地外での種類、規格別の仕分け等により被災地の負担を軽減する必要がある。

また、義援物資については、希望する物資と希望しない物資を明確にし、そのリストを早期に公表する必要がある。

１．義援金品の募集

村は、義援金品の受入れについて、広く周知が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等並びに報道機関を通じて、次の事項を公表する。

(1) 義援物資
ア　受入れ窓口
イ　受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。）
ウ　受入れ窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

(2) 義援金
ア　受入れ窓口
イ　振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

２．義援物資の受入れ・配分

村は、次により義援物資の受入れ及び配分等を行う。

(1) 受入れ
ア　災害発生後速やかに受入れ窓口を開設し、義援物資の受入れを行う。
イ　受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。
ウ　義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ、集積
受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(3) 配　分
ア　配分の基準
配分は、村、県、その他義援物資の募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。
なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

イ　配分の時期

配分は、できる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

(4) 義援物資の管理

村は、義援金品受払簿を備え付け、受入れから引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(5) 各種様式

義援物資の受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は一般対策編第３章第８節第１７項「災害義援金品募集配分」の定めによる。

(6) 費　用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

３．義援金の受入れ・配分

村は、次により義援金の受入れ及び配分等を行う。

(1) 受入れ

ア　地震災害発生後速やかに受入れ窓口を開設し、義援金の受入れを行う。

イ　義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ、集積

受入れた義援金の引継ぎにあたっては、県、村、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県共同募金会、その他義援金の募集機関で構成する配分委員会の銀行口座への振込みの方法による。

(3) 配　分

配分は、配分委員会組織が定める基準によって行う。

(4) 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。義援金品受払簿を備え付け、受入れから引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(5) 各種様式

義援金の受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は一般対策編第３章第８節１７項「災害義援金品募集配分」の定めによる。

(6) 費　用

義援金の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

第５章　東海地震に関する事前対策

第１節 総　　則

第1項　東海地震に関する事前対策の目的

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図り、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

第2項　東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。

■体系図

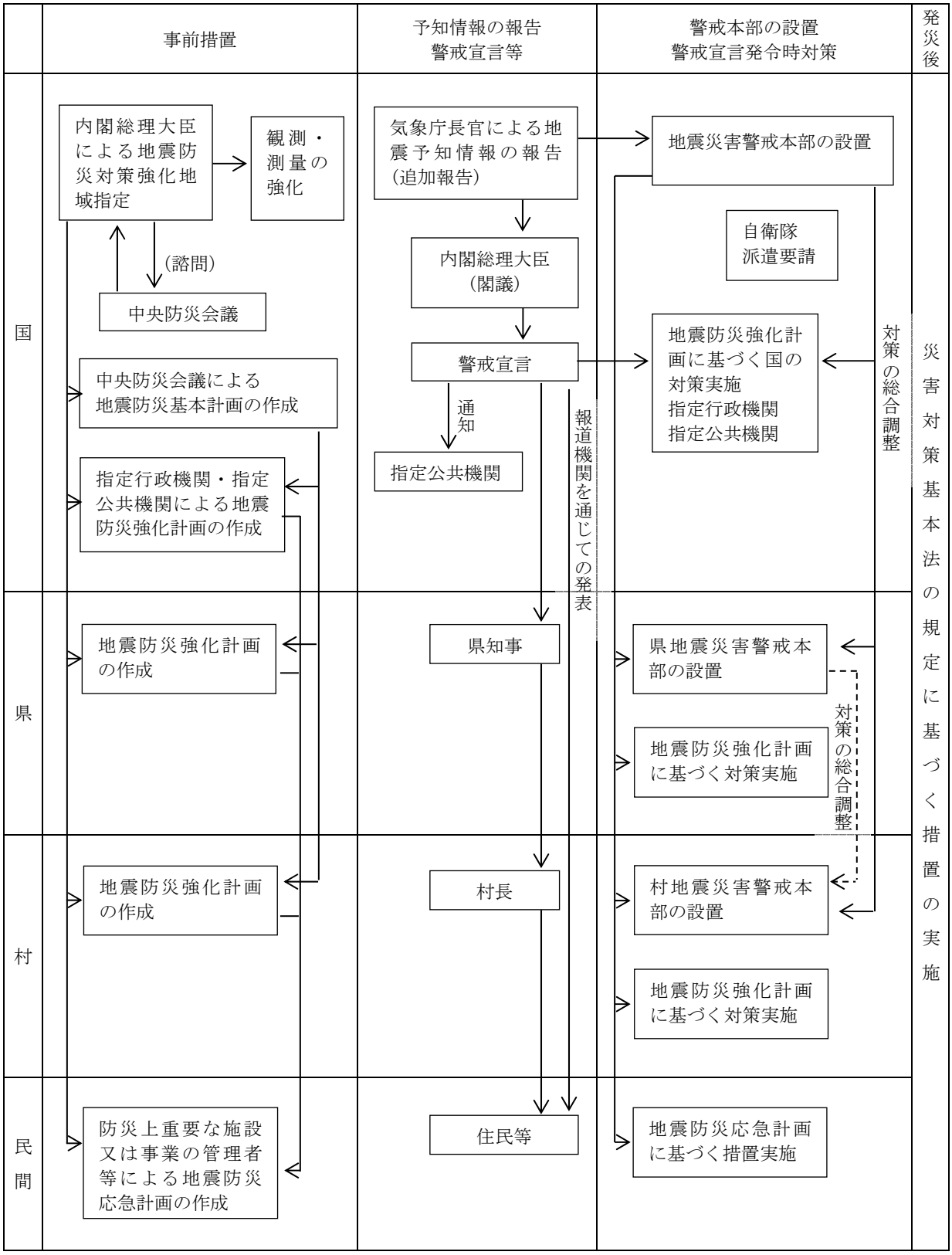

第２節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策

第1項　地震災害警戒本部

村及び防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、次のとおり地震災害警戒本部を設置する。

１．注意情報発表時

村長は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとる。

２．警戒宣言発令時

村長は、警戒宣言が発せられた場合、村に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づき、村本部を設置する。

３．警戒解除宣言発令時

村長は、警戒解除宣言が発せられた場合、村本部を解散する。

第2項　職員の動員配置

警戒宣言が発せられてから、大規模地震が発生するまでは、注意情報が発表された場合を含めても、比較的短時間と考えられ、この間に事前対策の実施及び応急対策を迅速かつ的確に実施するための体制を確立するため、職員の動員配備を行い、対応体制を強化する。

１．配備体制

配備体制の基準及び人員は、次による。

(1) 注意情報が発表されたとき

村長、教育長、副村長、各課長、消防団長、総務課職員、各課の職員１名（事前に指名しておく。）

(2) 警戒宣言が発令されたとき

上記の者のほか全職員、消防副団長

２．職員の配備

(1) 注意情報が発表されたとき

ア　勤務時間内

それぞれの職場で勤務中の職員を配備

イ　勤務時間外・休日

宿日直者による電話連絡によるほか、注意情報発表の事実を報道により認知したときは、各課の要員職員は自主登庁し、その他の職員はいつでも登庁できる準備をし、自宅等で待機する。

(2) 警戒宣言が発令されたとき

ア　勤務時間内

それぞれの職場で勤務中の職員を配備

イ　勤務時間外・休日

防災行政無線、防災情報メール、報道等で認知し、自主登庁する。

第3項　警戒宣言、地震予知情報等の伝達

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、村及び防災関係機関は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び住民等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

１．伝達する情報

(1)「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報（臨時及び定例)」(以下「東海地震に関する情報」という。)

(2) 警戒宣言発令

２．情報の収集

村及び防災関係機関は、地震予知情報等を県防災行政無線、テレビ、ラジオ等の報道により収集する。

３．情報の伝達

村は、地震予知情報等が発せられた場合、その内容を広報車、同報無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。

なお、この場合、地震予知情報等の意味及び住民等がとるべき行動を合わせて示す。

村は、防災関係機関等、鉄道や店舗等関係事業者と連携して、地震予知情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。

第4項　広報対策

村及び防災関係機関は、地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

１．広報の内容

村、防災関係機関等は、住民等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して広報する。

(1) 地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の震度等の予想

(2) テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努め、冷静な行動をとること。

(3) 飲料水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。

(4) 自動車による移動を自粛すること。

(5) 避難対象地区として村から指定された地区以外は、避難行動をしないこと。

(6) 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。

(7) 電話の使用は自粛すること。

(8) 不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置をとること。

(9) 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

(10) その他住民が必要とすること。

なお、広報の手段は、本節第３項の「警戒宣言、地震予知情報等の伝達」による。

２．問い合わせ窓口

村は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

第5項　事前避難対策

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を確保するため、村は、自主防災組織と連携し、また、加茂警察署の協力を得て迅速かつ的確な避難対策を実施する。

１．事前避難の実施

(1) 村は、大規模地震対策特別措置法第26条の規定に基づき、警戒宣言が発せられたとき、直ちに避難対象地区の住民等に対し、避難の勧告又は指示を行う。

加茂警察署は、村が避難勧告又は指示を行ういとまがないとき、村から要請があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに避難対象地区の住民等に対し立退きを指示することができる。

(2) 村は、次の内容を明示して避難勧告又は指示を実施する。

ア　避難対象地区

イ　避難先

ウ　避難経路

エ　避難勧告又は指示の理由

オ　その他必要な事項

(3) 避難措置の周知等

ア　避難対象地区の住民等への周知徹底

村は、避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民等に対し、広報媒体等を通じて周知徹底を図る。

イ　県への報告等

村は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、加茂警察署と相互に連絡をとる。

２．避難所における措置

村は、収容施設の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し、地震予知情報等の伝達、警戒宣言発令時対策実施状況の周知、飲料水、食料、寝具等の供与、収容施設の秩序維持、その他避難生活に必要な措置をとるよう努める。

(1) 地震予知情報等の伝達

(2) 警戒宣言発令時対策実施状況の周知

(3) 飲料水、食料、寝具等の供与

(4) 収容施設の秩序維持

(5) その他避難生活に必要な措置

また、村は、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨明示する。

３．事前避難体制の確立等

村は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努める。

(1) 避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。

(2) 村は、あらかじめ避難対象地区を指定しておくとともに、指定地区の高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を把握しておき、自主防災組織等の協力のもとに避難行動が迅速に実施できる体制を整えておく。

(3) 外国人、出張者、旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

第6項　消防、水防対策

村は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱の防止等に備える。

１．消防対策

村は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

(1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達

(2) 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達

(3) 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報

(4) 自主防災組織等の活動に対する指導

(5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

(6) その他必要な措置

２．水害対策

村（消防団）は、不測の事態に備えて次の必要な措置をとる。

(1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達

(2) 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達

(3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備

(4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、県や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

第7項　警備対策

警戒宣言が発せられた場合の警備対策は、警察官によるが、村、防災関係機関及び自主防災組織等は、警察官への情報の提供等を行うとともに、警備対策に協力する。

第8項　交通対策

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路

の交通規制等を実施する。

１．道路危険箇所に係る管理上必要な措置

村は、道路の点検により危険箇所を把握し、道路管理上の必要な措置をとるとともに、防災行政無線等により住民等に広報する。

２．運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

(1) 走行中の車両は、次による。

ア　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

イ　車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両は使用しない。

第9項　緊急輸送対策

村は、警戒宣言が発せられた場合、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

また、村は、次により輸送手段の確保を図る。

(1) 村は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。

(2) 村は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼する。

第10項 物資等の確保対策

村は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制の整備を図る。

１．物資確保体制の整備

村は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保、及び発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体を通じ、または直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

２．食料の確保

村は、警戒宣言の発令とともに、地震の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡をとり、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

第11項 保健衛生対策

村は、医療関係機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

１．医療、助産

(1) 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の措置を講ずる。

ア　警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

イ　医療機関の防災措置

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検、並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び出火防止対策を実施する。

ウ　外来診療

外来診療については、救急患者を除き中止する。

エ　災害発生後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医療品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。

また、医師をはじめとした職員について、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図る。

(2) 医薬品等の確保

村は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、村内及び近隣市町村における医薬品等の在庫量に関する情報について県を通して把握した上で放出準備の要請を行う。

２．清　掃

村は、災害発生により生じるごみ、または、し尿を収集運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備する。また、指定された避難所に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行う。

３．防　疫

村は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備等を行う。

第12項 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、村内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、

具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて、必要な対策を講じる。

(1) 村は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

(2) 宿泊休養施設（旅館等)、運動施設（キャンプ場等）及び自然公園（国定公園等）等の管理者は、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備える。

第13項 公共施設対策

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

１．道　路

村は、他の道路管理者と相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

２．河　川

村は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資器材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、消防団に対して待機を要請する。

３．上下水道

村は、上下水道施設の被災に対処するため、次の体制をとる。

(1) 役割分担の確認
(2) 関係機関との情報交換
(3) 災害発生後の調査の準備体制
(4) 浄水場、処理場、ポンプ場の機械設備の点検整備及び薬剤の保護並びに燃料等発火物の保護
(5) 応急復旧用機材の点検及び調達体制
(6) 被災後の給水準備体制
(7) その他必要な体制

４．治山施設等

村は、管理する治山施設等について、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生の恐れのある箇所の把握に努め被災防止措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に出動準備体制をとるよう要請する。

５．庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講じる。

また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるように要請する。

(1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
(2) 無線通信機器等通信手段の整備点検
(3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
(4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
(5) その他重要資機材の整備点検または被災防止措置

(6) 飲料水の緊急貯水
(7) エレベーターの運行中止措置
(8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
(9) 消防設備の点検

６．工事中の建築物その他工作物又は施設

(1) 工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。
(2) 特別の必要により、補強、落下防止等を実施するにあたっては、作業員の安全に配慮する。
(3) 倒壊等により、近隣の住民等に影響が出る恐れがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに村に通報する。

第３節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

１．村職員に対する教育

村は、地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

(1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
(2) 予想される地震に関する知識
(3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
(4) 職員等が果たすべき役割
(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

２．住民等に対する教育

村は、県と協力して、住民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物等の活用、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

(1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
(2) 予想される地震に関する知識
(3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
(4) 正確な情報の入手方法

(5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
(6) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
(7) 避難生活に関する知識
(8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
(9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

３．相談窓口の設置

村は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第４節 大規模な地震に係る防災訓練

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

１．村の訓練

村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
(2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
(3) 余震に関する情報等情報伝達訓練
(4) 車両による避難訓練

第６章　南海トラフ地震に関する対策

第１節　総　　則

第1項　計画の目的

「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第３条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、村域における南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2項　南海トラフ地震に関する対策の性質

「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、村及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。

「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、南海トラフ法第６条の規定に基づく推進計画とする。

第3項　村及び防災関係機関の事務又は業務の大綱

村及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第１章第３節「各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4項　南海トラフ地震防災対策推進地域

村は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

第２節　　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1項　方針

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、村及び防災関係機関は、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

第2項　実施責任者

村

関係機関

第3項　実施内容

施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。建築物、構造物等

の耐震化、避難場所の整備その他の整備については、第 2 章第 4 節に準ずるものとする。

第３節 関係者との連携協力の確保

第1項　資機材、人員等の配備手配

１．物資等の調達手配

村は、必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、住民等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、当該物資等の供給体制の確保を図るため村が保有する物資等の放出等の措置をとるとともに、村内で物資等が不足する場合には県に対して調達・供給の要請を行うものとする。

２．人員の配備

村は、村内における人員の配備状況を把握し、県に報告するとともに、人員が不足する場合は、必要に応じて、県へ人員派遣等、広域的な措置を要請する。

３．災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、村計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2項　他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請については、本編第３章第１節第２項「災害応援要請」に準ずる。

第3項　帰宅困難者への対応

(1) 村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

(2) 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保等の検討を進めるものとする。

(3) 村は、帰宅困難者対策の実効性を確保するため、警察、消防、交通及び民間事業者との連携の強化を図るものとする。

第4項　長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、村は、県、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討する。

第４節　　南海トラフ地震臨時情報発表時防災対応

第1項　趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた村や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

第2項　防災対応の基本的な考え方

村は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当）や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発生時の防災対応指針（以下「村対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々等の状況に応じて地震発生に注した出きるだけ安全な行動を取る事を基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出しの確認　など
	できるだけ安全な行動の例	・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない　など
企 業	日頃からの地震への再確認例	・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の職員の役割分担の確認　など

第3項　南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表

される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合は、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界においてM8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	「巨大地震警戒」。「巨大地震注意」のいずれも当てはまらない現象と評価した場合

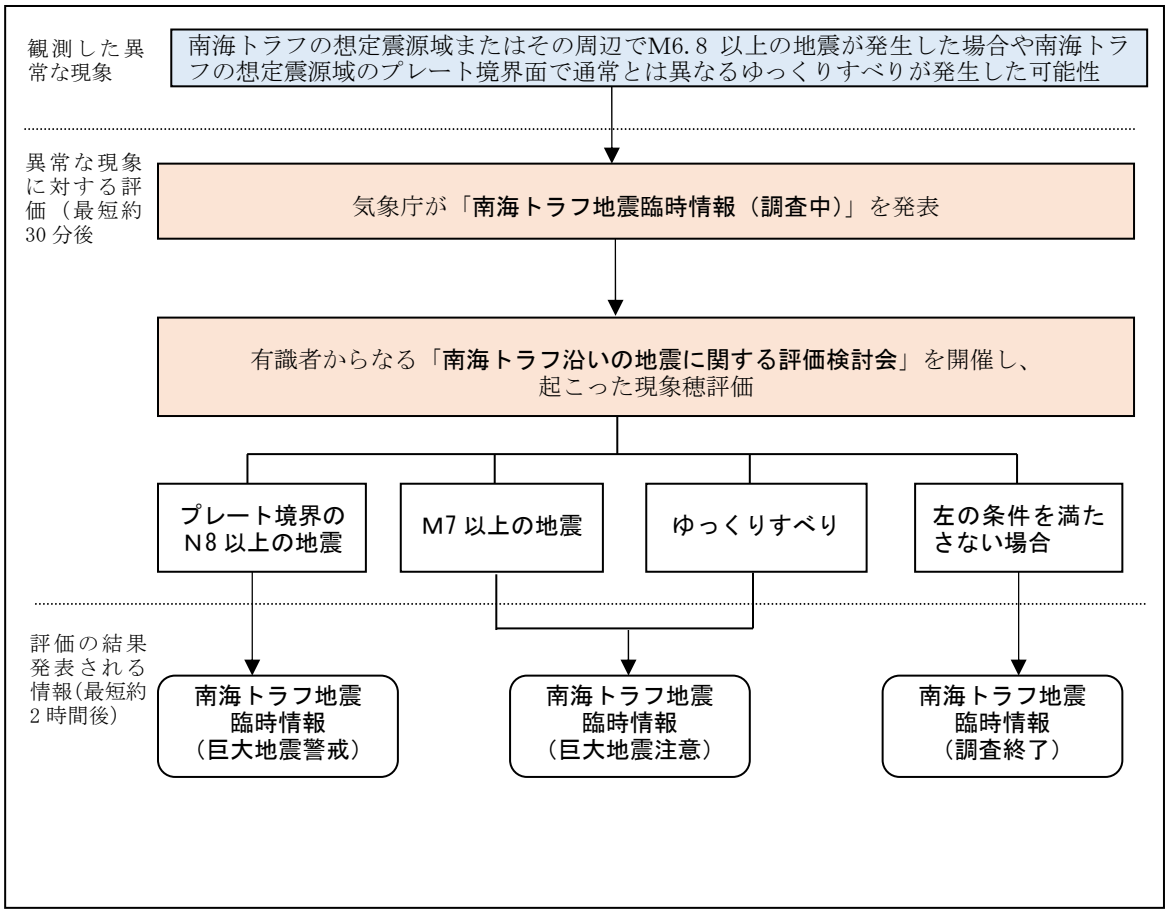

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

第4項　防災対応をとるべき期間

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの

想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されM6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が　平常時に比べ相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50ｋｍ程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

○防災対応の流れ

<table>
<tr><th></th><th>M8.0 以上の地震</th><th>M7.0 以上の地震</th><th>ゆっくりすべり</th></tr>
<tr><td>発生直後</td><td colspan="2">○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td><td>○今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
2 時間程度

1 週間</td><td><u>巨大地震警戒</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等
○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施</td><td><u>巨大地震注意</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3"><u>巨大地震注意</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>2 週間</td><td><u>巨大地震注意</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
</table>

○巨大地震警戒対応における情報の流れ

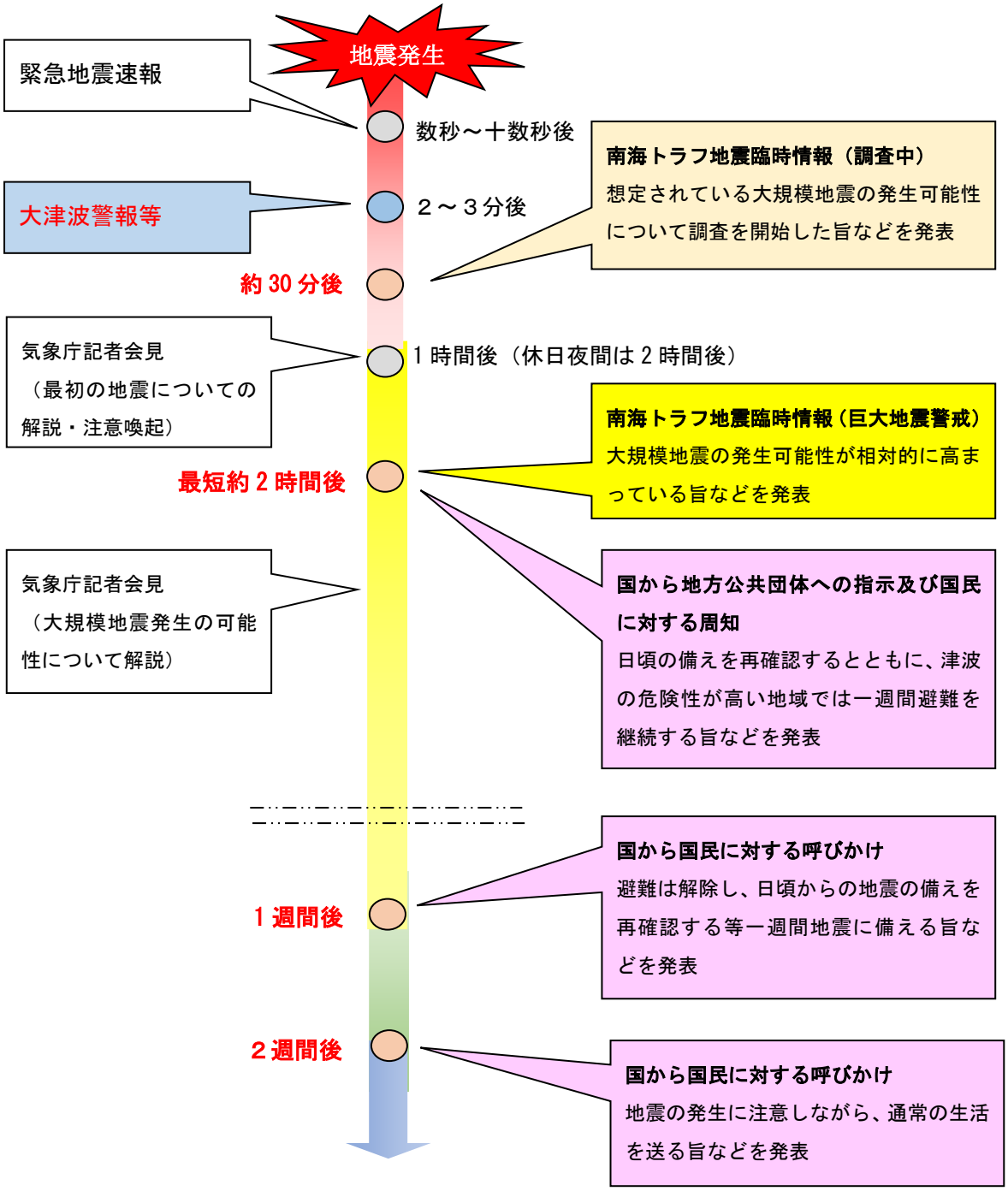

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後は、随時「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表

「巨大地震警戒対応」における情報の流れ（国のガイドライン 参照）

第５節 南海トラフ地震臨時情報発令時の防災体制

第1項　村の体制

村は、南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

〇村の防災体制等

情報名	村の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	**<u>災害対策本部</u>** 〈構成〉 本部長：村長 メンバー：副本部長 副村長・副本部長 教育長 各課長・消防団長・総務課職員・各課の職員１名 〈内容〉 ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	**<u>災害警戒会議</u>** 〈構成〉 本部長：村長 メンバー：副本部長 副村長・副本部長 教育長 各課長・消防団長・消防副団長・総務課職員 職員全員 〈内容〉 ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検

	・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	防災担当部局は、関係部局と情報共有

第2項　運営等

災害対策本部等の組織、運営等については、本編第 5 章第 2 節「東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策」に準ずる。

第６節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

１．方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

２．実施責任者

岐阜気象台
県
村
防災関係機関
事業者

３．実施内容

(1)　南海トラフ地震臨時情報の伝達

ア　伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の村及び防災関係機関への伝達経路及び方法は下図のとおりとする。

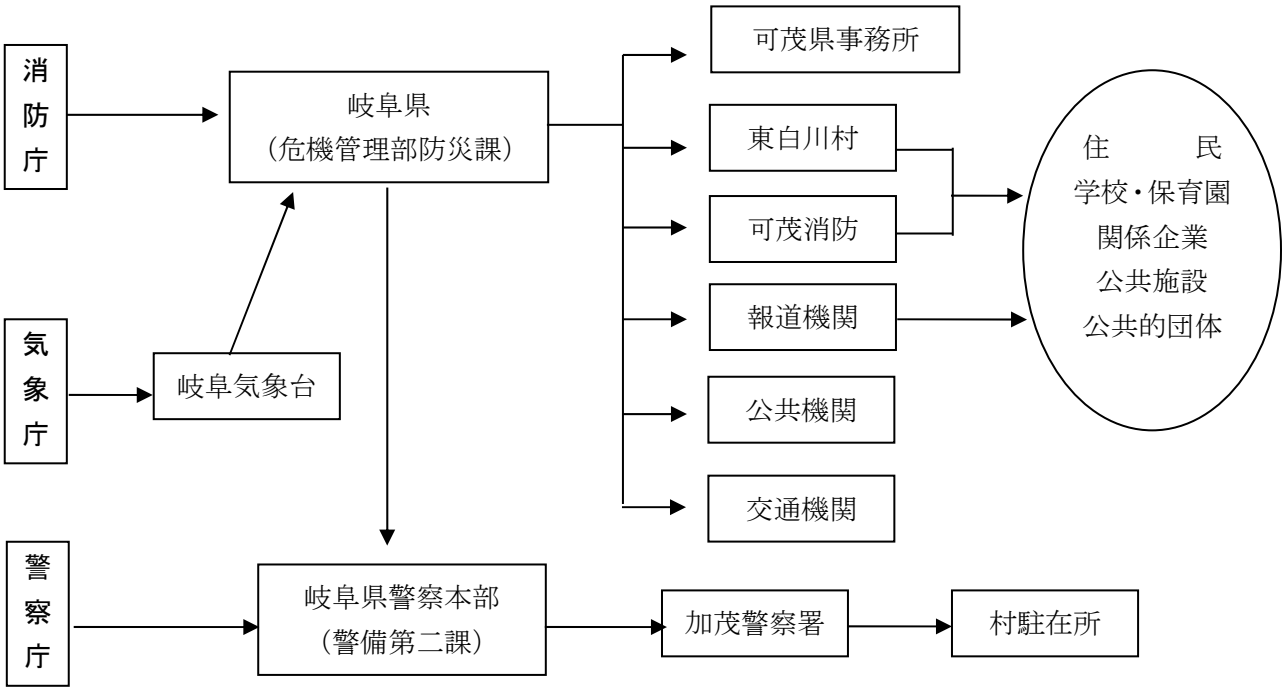

イ　住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線や緊急速報メール（すぐメール）のほか、ＣＡＴＶ、ホームページ、ＳＮＳ等多様化に努め、正確かつ迅速に出伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやＳＮＳ、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

ウ　住民等への伝達内容

村は、住民等へ臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。

また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係ある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

○具体的にとるべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	・日頃からの地震への備えを確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ　など
	１週間後	・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ　など
	２週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ　など
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	・日頃からの地震への備えを確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ　など
	１週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ　など

エ　問い合わせ窓口

村は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ窓口を整備しておくものとする。

第７節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第1項　避難対策

１．方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本村における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を講ずる。

２．実施責任者

岐阜気象台
県
村
学校等
施設管理者

３．実施内容

(1)　事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イ、ウを基本とし、村は災害リスクに応じ、1週間を目処に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。ただし、村固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加するものとする。

ア　急傾斜地における土砂災害

村は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進にかかる法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

村は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

イ　耐震性の不足する住宅の倒壊

村は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応方針を参考に、できるだけ安全な知人･親類宅や避難場所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

村は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃から地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

(2)　事前の避難

住民等の避難先については、知人宅や親類宅への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、村が避難所を確保するものとする。

村は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、村は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼動し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、村は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等への周知するものとする。

ア　住民等の避難は、知人・親戚等への避難が基本であること

イ　知人・親類等への避難が困難な避難者に対しては、村が避難所を確保すること

ウ　避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

エ　避難所の運営は非難者自ら行うことが基本であること

(3)　学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童・生徒の保護者への引渡等安全確保措置を講じるものとする。

第2項　関係機関のとるべき措置

１．方針

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続の対策を実施する

２．実施責任者

県

県警察

村

防災関係機関

学校等

施設管理者

３．実施内容

(1)　消防機関等の活動

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点とし、その対策を定めるものとする。

県は、村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう不測の事態に備え次の必要な措置を講じるものとする。

ア　地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達

イ　火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達

ウ　火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報

エ　自主防災組織等の活動に対する指導

オ　施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

カ　気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達

キ　地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備

ク　水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

(2)　警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(3)　水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要であり、村及び水道業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保するものとする。

(4)　電気

電気については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えで各所における緊急貯水が必要であり、村及び水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給排水設備を備え最大限に作動させ、飲料水の継続を確保するものとする。

(5)　ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(6)　通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保をおこなうため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

(7) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、性格かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう予備掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

(8) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発令された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(9) 交通

ア 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。

村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

イ 滞留旅客等への対応

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

(10) 村自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数のものが出入りする施設

村が管理する道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、診療所及び老健、交流サロン、学校等の次の管理上の措置、体制をとるものとする。

なお、具体的な措置に内容は施設ごとに定めるものとする。

1) 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d　出火防止措置

e　水、食料等の備蓄

f　消防用設備の点検、整備

g　非常用発電装置、防火行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

h　各施設における緊急点検、巡視

2)　個別事項

a　橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

b　診療所及び老健においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

c　保育園、小中学校等にあっては、次の掲げる事項

d　出火防止措置

・園児、児童生徒等に対する保護の方法

・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

e　社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

・入所者等の保護及び家族等への引継ぎの方法

・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

a　災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(10) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

・自家発電装置、過般式発電機等による非常用電源の確保

・無線通信機等通信手段の確保

・災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

b　村推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

c　県は、村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

ウ　工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

第８節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

１．方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

２．実施責任者

県

村

防災関係機関

事業者

３．実施内容

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかかるものとする。

村が管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第９節 防災訓練

１．方針

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

２．実施責任者

県

村

防災関係機関

３．実施内容

(1) 防災訓練

村及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を少なくとも年１回以上実施するよう努めるものとする。

村は、県、防災関係機関及び住民等の参加を得て行う南海トラフ地震を想定した総合訓練を実施するほか、県、防災機関と連携して、情報伝達訓練など実践的に行うものとする。

ア　動員訓練及び本部運営訓練
イ　南海トラフ地震臨時情報等の情報収集、伝達訓練
ウ　警備及び交通規制訓練

(2)　訓練の検証

村及び防災関連機関は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

(3)　訓練の支援

県は、村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と支援を行うものとする。

(4) その他

その他必要な事項は、第2章第3節に準ずる。

第１０節　地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

１．方針

村は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

２．実施責任者

県
村
防災関係機関

３．実施内容

(1)　村職員に対する教育

村は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

ア　南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
イ　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
ウ　地震及び津波に関する一般的な知識
エ　南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
オ　南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
カ　南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
キ　南海トラフ地震対策として今後取組む必要尚ある課題

(2)　住民等に対する教育

村は、県と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに、県は村が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印

刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

ア　南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動

イ　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ　地震及び津波に関する一般的な知識

エ　南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ　正確な情報の入手方法

カ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ　各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

ク　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ　住民等自らが実施得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

４．　相談窓口の設置

村は、地震対策の事務上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

〈原子力災害対策編〉

東白川村地域防災計画　原子力災害対策編　目次

第１章　総　　則 1
第１節　計画の目的 1
第２節　計画の性格 1
第３節　計画の周知徹底 1
第４節　計画の基礎とするべき災害の想定 2
第２章　原子力災害事前対策 6
第１節　情報の収集・連絡体制等の整備 6
第２節　通信手段の確保 6
第３節　組織体制等の整備 6
第４節　長期化に備えた動員体制の整備 7
第５節　広域防災体制の整備 7
第６節　緊急時モニタリングへの協力体制の整備 8
第７節　屋内退避等活動体制の整備 8
第８節　物資の備蓄・調達 8
第９節　スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等に係る体制整備 8
第10節　飲食物の摂取制限等に関する体制の整備 8
第11節　防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備 8
第12節　住民への情報提供体制の整備 8
第13節　原子力防災に関する住民に対する知識の普及 9
第14節　防災訓練の実施 9
第15節　防災業務関係者の人材育成 9
第16節　村内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備 9
第３章　緊急事態応急対策 11
第１節　通報連絡、情報収集活動 11
第２節　活動体制の確立 11
第３節　防災業務関係者の安全確保 13
第４節　緊急時モニタリング活動 13
第５節　屋内退避、避難等の防護活動 13
第６節　要配慮者、避難行動要支援者への対応 15
第７節　安定ヨウ素剤の配布、服用指示及びスクリーニング 15
第８節　飲料水、飲食物の摂取制限、出荷制限 15
第９節　緊急輸送活動 16
第10節　住民への的確な情報提供活動 17
第11節　文教対策 18

第12節　村内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策 18
第４章　原子力災害中長期対策..... 19
第1節　緊急事態宣言解除後の対応..... 19
第2節　県環境放射線モニタリングへの協力..... 19
第3節　原子力災害中長期対策実施区域の設定..... 19
第4節　各種制限措置の解除..... 19
第5節　放射性物質による環境汚染への対処..... 19
第6節　災害地域住民等に係る記録の作成..... 19
第7節　被災者等の生活再建等の支援..... 20
第8節　風評被害等による影響の軽減..... 20
第9節　被災中小企業等に対する支援..... 20
第10節　心身の健康相談体制の整備..... 20

第１章　総　　則

東白川村地域防災計画原子力災害対策編(以下「本計画」という。)の目的及び性格、並びに想定する災害等について定める。

第1節　計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下、「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、東白川村（以下「村」という。）及び防災関係機関、並びに住民がとるべき措置を総合的かつ計画的に定め、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

平成23年3月に発生した福島第一原発の事故を受け、県が行った放射性物質の拡散シミュレーションの結果（平成24年9月発表・同11月追補版公表）では、村は外部被ばく実効線量が年間20 mSv以上となる可能性は示されていない。

しかし、発生した事故の規模、気象条件等によっては、村へも放射性物質による影響が及ぶ可能性があることから、不測の事態に備えるため、県計画（原子力災害対策計画）で定める対策強化地域に準じた必要な措置を講じる。

第2節　計画の性格

１．本計画は、村における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び県計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上でまとめたものである。村及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう体制を整備する。

２．本計画の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年9月5日改定、以下「指針」という。）を遵守する。

第3節　計画の周知徹底

本計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、住民への周知を図る。

また、各関係機関においては、本計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成する。

第4節　計画の基礎とするべき災害の想定

１．対象とする原子力事業所

村は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約100kmを超えて位置しているが、村周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が村にも及ぶ可能性があることを想定し、県計画を踏まえ、対象とする原子力事業所を以下の通りとし、村として必要な対策を進める。

(1) 原災法施行令第２条の２の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県となる原子力事業所

事業者名	日本原子力発電株式会社	
発電所名	敦賀発電所	
所在地	福井県敦賀市明神町	
距離	本村庁舎（加茂郡東白川村神土）から約121.3km	
号機	1号機	2号機
電気出力	35.7万kW	116.0万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	107.0万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.3.14	S62.2.17

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ
所在地	福井県敦賀市白木
距離	本村庁舎（加茂郡東白川村神土）から約122.2km
号機	－
電気出力	28.0万kW
原子炉型式	高速増殖炉
熱出力	71.4万kW
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン
運転開始	未定

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）
所在地	福井県敦賀市明神町
距離	本村庁舎（加茂郡東白川村神土）から約118.8km
号機	－
電気出力	16.5万kW
原子炉型式	新型転換炉
熱出力	55.7万kW
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
運転開始	S54.3.20（運転終了H15.3.29）

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	本村庁舎（加茂郡東白川村神土）から約122.1km		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉

熱　出　力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 Kw
燃 料 種 類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運 転 開 始	S45.11.28	S47.7.25	S51.12.1

⑵ 岐阜県が原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」（以下、「通報・情報交換体制」という。）に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している原子力事業所

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
距離	本村庁舎（加茂郡東白川村神土）から約 153.5km			
号機	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
電気出力	117.5 万 kW	117.5 万 kW	118.0 万 kW	118.0 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54.3.27	S54.12.5	H3.12.18	H5.2.2

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	本村庁舎（加茂郡東白川村神土）から約 165.3km			
号機	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
電気出力	82.6 万 kW	82.6 万 kW	87.0 万 kW	87.0 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0 万 kW	244.0 万 kW	266.0 万 kW	266.0 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	本村庁舎（加茂郡東白川村神土）から約135.6km				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S51.3.17（運転終了H21.1.30）	S53.11.29（運転終了H21.1.30）	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
距離	本村庁舎（加茂郡東白川村神土）から約165.6km	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	120.6万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5.7.30	H18.3.15

岐阜県周辺の原子力事業所位置図

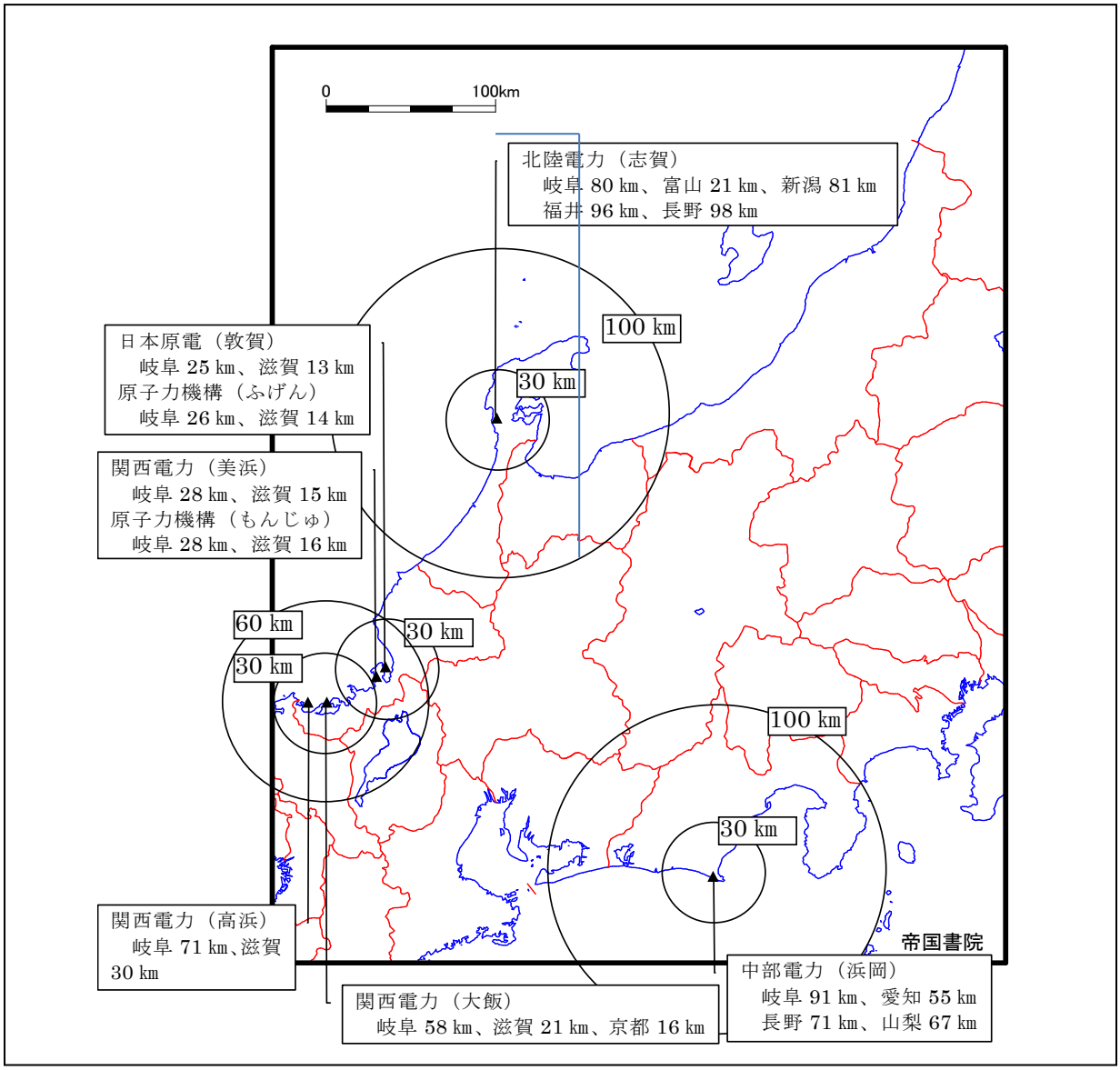

２．核燃料物質等の運搬中の事故への対応

村内で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合には、旧原子力安全委員会防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされていることから、これを基本として必要な対策を進める。

第２章　原子力災害事前対策

原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

第1節　情報の収集・連絡体制等の整備

村は、県、その他防災関係機関との原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次のとおり体制を整備する。

１．情報の収集・連絡体制の整備

⑴ 村及び関係機関相互の連絡体制

村は、原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他防災機関との情報収集・連絡体制を確保する。

⑵ 機動的な情報収集体制

村は、機動的な情報収集活動を行えるよう車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

２．情報の分析・整理と活用体制の整備

⑴ 人材の育成・確保

村は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

⑵ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

村は、県を通じて平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

⑶ 防災対策上必要とされる資料の整備

村は、応急対策が必要となった時に的確に対応するため、必要に応じて人口、世帯数、地域の地図等の社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の知識向上に資する啓発資料等を整備し、定期的に更新するよう努める。

第2節　通信手段の確保

村は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図る。また、県や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるように、その操作方法の習熟に努める。

その他、ここに定めのない事項については、一般対策編第３章第５節第３項「通信の確保」を準用する。

第3節　組織体制等の整備

村は、原子力災害時に応急対策活動が必要となった場合に備え、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

１．警戒体制

村は、次の場合に警戒体制をとる。

⑴ 県から、対象とする原子力事業所において警戒事象発生の連絡があったとき

⑵ 村内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の連絡があったとき

⑶ 村長が必要と認めたとき

２．警戒本部体制

村は、次の場合に警戒本部体制をとる。

⑴ 県から、対象とする原子力事業所における特定事象発生の連絡があったとき

⑵ 村内において核燃料物質等の事業所外運搬中の特定事象発生の連絡があったとき

⑶ 村長が必要と認めたとき

３．災害対策本部体制

村は、次の場合に村本部を設置し、非常体制をとる。

⑴ 県の地域の一部が原災法第15条第２項に規定される原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき

⑵ 県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生した場合

⑶ 村長が必要と認めたとき

第4節　長期化に備えた動員体制の整備

村は、事態が長期化する可能性も考慮した動員体制をあらかじめ検討しておく。

第5節　広域防災体制の整備

村は、県及び防災関係機関と連携して原子力防災体制の充実に努める。

１．防災関係機関相互の情報交換

村は、平常時から県、その他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

２．広域的な応援協力体制の整備

村は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

３．緊急消防援助隊の受入体制の整備

村は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。

緊急消防援助隊の派遣要請手続きは、一般対策編第３章第４節「災害応援要請」による。

４．自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

村は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

自衛隊の派遣要請手続きは、一般対策編第３章第３節「自衛隊派遣要請」による。

第6節　緊急時モニタリングへの協力体制の整備

村は、県、国、関係機関等が実施する緊急時における環境放射線量等のモニタリング（緊急時モニタリング）が円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等、緊急時に協力できる体制を整備しておく。

第7節　屋内退避等活動体制の整備

村は、原子力緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、及び放射性物質の放出後は、避難の判断基準（OIL）に基づく避難を行うことを基本とした県が策定する防護措置に係る計画等を踏まえた屋内退避等を行えるよう、体制の整備等に努める。

１．屋内退避方法等の周知

村は、原子力災害時の屋内退避等の方法や留意事項等について、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

第8節　物資の備蓄・調達

村は、県及び民間事業者と連携し、必要とされる食料その他の物資の確保に努める。

第9節　スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等に係る体制整備

村は、必要に応じ、県が実施するスクリーニングや安定ヨウ素剤の配布・服用指示、健康相談等の活動に協力するための体制の整備に努める。

第10節　飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

村は、県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、住民への指示伝達、周知方法等をあらかじめ定めておくとともに、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第11節　防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

村は、県及び関係機関と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

第12節　住民への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、住民に対し、災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、村は、住民に提供すべき情報項目の整理や、多様なメディアの活用等情報提供体制の整備に努める。

１．情報項目の整理

村は、警戒事象発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報の項目について整理しておく。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

２．情報提供体制の整備

村は県と連携し、住民及び報道関係機関に対し的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備に努める。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、避難行動要支援者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織等との協力・連携に努める。

３．相談窓口の設置等

村は、住民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

４．多様なメディアの活用体制の整備

村は、報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、ＣＡＴＶ等多様なメディアの活用体制の整備を図る。

第13節　原子力防災に関する住民に対する知識の普及

住民に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、村は、県と連携し、継続的な広報活動等の実施に努める。

第14節　　防災訓練の実施

村は、県と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟及び連携等を図るよう努める。

第15節　防災業務関係者の人材育成

村は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、人材育成に努める。

第16節　村内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備

村内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、村内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、村、加茂警察署、可茂消防事務組合等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

１．輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確にとれるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常

時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置する。

【事故時の措置】

①村、国、県、加茂警察、可茂消防事務組合等への迅速な通報
②消火、延焼防止の措置
③核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
④モニタリングの実施
⑤運搬に従事する者や付近にいる者の退避
⑥核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
⑦放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
⑧その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置　等

２．村及び県体制の整備

村及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示又は県独自の判断に基づき、事故現場周辺の住民の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

３．警察

加茂警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

４．消防機関

可茂消防事務組合は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図り、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第３章　緊急事態応急対策

村は、県から警戒事象及び特定事象の発生の連絡があった場合、及び原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本計画に準じて対応する。

第1節　通報連絡、情報収集活動

村は、県から警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに災害等の状況把握のため、情報収集・伝達を行う。

１．警戒事象・特定事象発生情報等の通報

(1) 警戒事象の通報があった場合

村は、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

(2) 特定事象の通報があった場合

村は、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

２．応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

村は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取る。

(2) 緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等

村は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県と調整を行う。

第2節　活動体制の確立

村は、原子力災害に対応するため、村本部等を設置し、活動体制を確立する。なお、村本部等の組織・構成・事務分掌等は、一般対策編第１章第６節「東白川村災害対策本部の組織」による。

１．村の活動体制

(1) 警戒体制

村は、次の設置基準に該当する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて、警戒本部体制に移行できる体制をとる。

ア　設置基準

①　県から、対象とする原子力事業所で警戒事象が発生した旨の連絡があったとき

②　村内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき

③　村長が必要と認めたとき

イ　動員体制

原子力災害の発生時における職員の動員は、一般対策編第３章第１節第２項　「職員の動員体制」による。

ウ　警戒体制の廃止

警戒体制の廃止は、以下の基準による。

①　発電所の状況等から判断し、特定事象に至るおそれがなくなり、国や原子力発電所所在県においても警戒体制を解除することとなったとき

②　災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(2) 災害警戒本部体制

村は、次の設置基準に該当する場合には、村長を本部長とする警戒本部を設置する。

ア　設置基準

①　県から、対象とする原子力事業所で特定事象が発生した旨の連絡があったとき

②　村内において、核燃料物質等の事業所外運搬における特定事象発生について連絡があったとき

③　村長が必要と認めたとき

イ　動員体制

原子力災害の発生時における職員の動員は、一般対策編第３章第１節第２項　「職員　動員計画」による。

ウ　災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、以下の基準による。

①　災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結又は事故対策が完了、対策の必要がなくなったと認めるとき

②　災害対策本部が設置されたとき

(3) 災害対策本部体制

村は、次の設置基準に該当する場合には、村長を本部長とする災害対策本部を設置する。

ア　設置基準

①　村の他の地域の一部が原災法第15条第２項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき

②　村の他の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生したとき

③　本村長が必要と認めたとき

イ　動員体制

原子力災害の発生時における職員の動員は、一般対策編第３章第１節第２項　「職員　の動員体制」による。

ウ　災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、以下の基準による。

①　原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

② 本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

２．応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 緊急消防援助隊の派遣要請

村は、必要に応じ、一般対策編第３章第４節 「災害応援要請」により、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

(2) 他の自治体の応援要請

村は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

３．自衛隊の派遣要請等

村長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。自衛隊の派遣要請手続きは、一般対策編第３章第３節 「自衛隊派遣要請」による。

第3節 防災業務関係者の安全確保

村は、緊急事態となった場合は、防災業務関係者の安全確保を図るため、県災害対策本部や現場指揮者等との連携を密にし、適切に対応するよう努める。

第4節 緊急時モニタリング活動

村は、県、国、関係機関等が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等、緊急時に協力できる体制を整備しておく。

第5節 屋内退避、避難等の防護活動

村は、県が行った放射性物質拡散シミュレーションの結果によれば、外部被ばく実効線量が年間20mSv以上となる可能性は示されていないが、県に特定事象の通報があった場合、村は、県の総合的な判断を踏まえ、段階に応じて予防的対応（屋内退避準備等）を行う。

また、国と県が連携して実施する緊急時モニタリングの結果、村内に指針の指標を超え、又は超えるおそれがある地域があると認められる場合は、国の指示に基づく県からの伝達により、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

１．屋内退避・避難等に係る判断、指示

村は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する県の意見を踏まえ、避難指示等の判断を行う。

このように、国の判断に基づき対応することを基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が特に速やかな避難等の対応が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

【参考：指針の指標】※地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1 日内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に避難（一時移転）を実施
計測可能な判断基準（OIL） （モニタリング実測値で判断）	毎時 500μSv （マイクロシーベルト）	毎時 20μSv （マイクロシーベルト）

【参考：国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ】

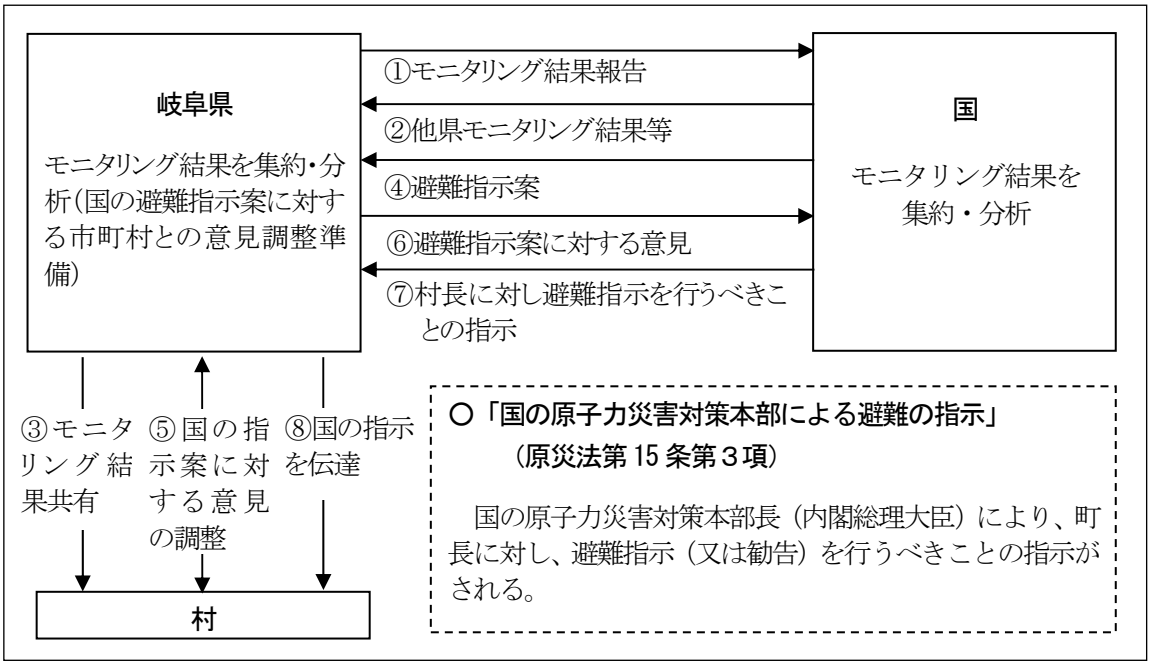

２．避難の実施

(1) 避難先の決定

村は、県の広域避難計画等に基づき、連携して受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。

県外への避難が必要となった場合には、県地域防災計画及び県広域避難計画等に基づき対応するとともに、他県との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

(2) 避難手段の確保

避難は、自家用車による避難を基本とするほか、徒歩等の場合は、村が準備する公共輸送機関による避難を行う。

(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導

村は、県と協力し、住民に対し、避難先・避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。

県は、スクリーニング場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。

(4) 避難の実施における関係機関の連携

村及び県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援・協力に努める。

３．避難者への対応

(1) 避難者の生活環境への対応

村は、国と連携し、避難の長期化等を勘案し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(2) 避難者への心身のケア

村は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

村は、県と連携し、必要がある場合は、指針等を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁止事項等についての避難者への説明、安定ヨウ素剤の準備等に協力する。

第6節　要配慮者、避難行動要支援者への対応

村は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。

特に、避難行動要支援者の避難所での健康状態の把握等に努める。

なお、本計画に定めのない事項については、一般対策編第３章第８節第６項「要配慮者、避難行動要支援者対策」を準用する。

第7節　安定ヨウ素剤の配布、服用指示及びスクリーニング

村は、安定ヨウ素剤の配布、服用指示、スクリーニング等、避難先に併設される救護所で県が行う活動に協力する。

１．安定ヨウ素剤の配布、服用指示等

村は、プルーム通過については屋内退避を基本とし、国の判断に基づく県の指示により、村内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、住民等に対し、安定ヨウ素剤配布・服用を指示する。

安定ヨウ素剤の扱いについては、原子力災害対策指針、国が示すヨウ素剤解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」、県が定める「安定ヨウ素剤取扱いマニュアル」等による。

２．住民に対するスクリーニング

村は、救護所において県が実施するスクリーニングが円滑に行われるよう協力する。

第8節　飲料水、飲食物の摂取制限、出荷制限

村は、国及び県から飲食物の摂取制限及び出荷制限等の指示等がなされた場合は、以下の通り対応するものとする。

１．飲料水、飲食物の摂取制限

村は、指針の指標に基づくOILの値や食品衛生法上の基準等を踏まえた国及び県の指導・助言に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置

を講じる。

２．農林水産物等の採取及び出荷制限

村は、県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえた農林畜水産物等の採取及び出荷制限措置があった場合は、これに協力するものとする。

また、村は、実施する措置について、県とともにその内容について、生産者、地域住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

３．飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

村は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し、物資の調達を要請する。

第9節　緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難、専門家、モニタリング要員、スクリーニング要員の搬送、飲食物の搬送等を早急に実施するため、村、国、県、警察署、消防及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

１．緊急輸送活動

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

(1) 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
(2) モニタリング、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材
(3) 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材
(4) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
(5) その他緊急に輸送を必要とするもの

２．緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として実施する。

(1) 負傷者、疾病者、避難行動要支援者等要配慮者
(2) 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材等
(3) 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材
(4) 住民の生活を確保するために必要な物資
(5) その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

３．緊急輸送体制の確立

村は、県並びに関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

第10節　住民への的確な情報提供活動

村は、国及び県とともに、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供する。あわせて、村は、住民の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

１．住民への情報提供活動

⑴ 住民への広報

ア　情報提供手段

村は、住民への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

① 広報車

② 防災行政無線（同報無線）

③ 行政情報メール

④ 自主防災組織、民生・児童委員との連携

⑤ その他実情に即した方法　等

イ　情報提供事項

村は、以下の事項について情報提供活動を実施する。

① 事故・災害等の概況（県や国等が実施するモニタリング結果を含む）

② 緊急事態応急対策の実施状況（飲食物摂取制限等）

③ テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ

④ 避難者を受け入れる場合、避難者の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ

⑤ 不安解消のための住民に対する呼びかけ　等

⑵ 実施方法

住民への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

ア　情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語やあいまい表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。

イ　住民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。

ウ　速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。

⑶ 広報内容及び避難行動要支援者への対応

村は、住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果、SPEEDIの予測結果等）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、村、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など、住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織等を活用し、避難行動要支援者に十分に配慮する。

２．住民からの問い合わせに対する対応

村、国、県及び原子力事業者は、速やかに住民からの問い合わせに対応するため相談窓口の設置、

人員の配置等体制を整備する。

第11節　文教対策

学校等は、原子力災害時における児童生徒の安全を確保するため、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、必要な対策を講じるとともに、適切な学校運営を図る。

１．臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、児童生徒の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

２．登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

第12節　村内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策

１．輸送に係る事業者等

⑴ 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、県は、その内容を村及び関係機関に通知する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

⑵ 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

２．村及び県

村及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民の避難の指示等必要な措置を講じる。

３．警察

加茂警察署は、最寄りの警察機関として事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

４．消防機関

可茂消防事務組合は、最寄りの消防機関として事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第４章　原子力災害中長期対策

原災法第15条第４項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を定めている。なお、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、この対策に準じて対応する。

第1節　緊急事態宣言解除後の対応

村は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県と連携し、必要に応じて事後対策や被災者の生活支援等を行う。

第2節　県環境放射線モニタリングへの協力

県は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧へ向けた避難区域の見直し等を行うため、国、隣接県、原子力事業者等と協力して環境モニタリングを行い、結果を公表する。

村は、これらの活動が円滑に進むよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等の協力を行う。

第3節　原子力災害中長期対策実施区域の設定

村は、避難区域が設定された場合は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害中長期対策を実施すべき区域を設定する。

第4節　各種制限措置の解除

村は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断や国の指針、指導に基づき、応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を行う。

また、解除の実施状況を確認するとともに、解除について住民へ周知を行う。

第5節　放射性物質による環境汚染への対処

村は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関が行う放射性物質による環境汚染への対処に基づき必要な措置を行う。

第6節　災害地域住民等に係る記録の作成

村は、避難及び屋内退避の措置をとった住民が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を、あらかじめ本村で定めた様式で記録するものとする。

村は、国及び県と連携し、農林水産業、商工業等の受けた影響について調査するとともに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節　被災者等の生活再建等の支援

村は、国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

村は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口を設置する。

村外に避難した被災者に対しても、村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第8節　風評被害等による影響の軽減

村は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が国内外で確保されるよう、各種媒体を用いた広報活動を行う。

第9節　被災中小企業等に対する支援

村は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第10節　心身の健康相談体制の整備

村は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

〈資料編〉

［目　　次］

〈一般対策編〉

1　防災関係機関・団体等 …… 1
2　土石流危険渓流 …… 4
3　急傾斜地崩壊危険区域 …… 5
4　山地災害危険地区 …… 9
5　災害時相互連携協定等一覧 …… 14
6　消防団の組織体制等 …… 15
7　指定緊急避難所 …… 17
8　指定避難所 …… 18
9　要配慮者利用施設一覧 …… 20
10　防災ヘリコプター緊急離着陸場 …… 21
11　腕章等 …… 21
12　自衛隊ヘリコプター発着場の基準等 …… 24
13　村内の機関と連絡担当班 …… 23
14　岐阜県災害救助法施行細則 …… 25
15　救助別報告事項 …… 34
16　応急仮設住宅建設可能用地 …… 36

〈地震対策編〉

17　一時集積配分拠点 …… 36
18　災害時廃棄物仮置場 …… 36

〈消防防災段階別活動編〉

１．林野火災活動 …… 38
２．建物火災活動 …… 41
３-1．集中豪雨、異常気象災害活動 …… 44
３-2．台風災害活動 …… 46
４．地震災害活動 …… 50
５．航空機事故災害活動 …… 54
６．大交通事故災害活動 …… 56
７．化学物質流出事故災害活動 …… 58

1　防災関係機関・団体等

（1）東白川村

機　関　名	所　在　地	電話番号
東白川村役場	加茂郡東白川村神土548	0574-78-3111

（2）消　防

機　関　名	所　在　地	電話番号
可茂消防事務組合　東白川分遣所	加茂郡東白川村神土635-1	0574-78-3110
可茂消防事務組合　東消防署	加茂郡白川町河岐1873-2	0574-72-1641
可茂消防事務組合　消防本部	美濃加茂市加茂川3-7-7	0574-26-0119

（3）岐阜県

機　関　名	所　在　地	電話番号
岐阜県危機管理部（防災課）	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111(代)
災害情報集約センター	同上	058-272-1034
防災交流センター	岐阜市下奈良3-11-6	058-277-5380
広域防災センター	各務原市川島小網町2151	0586-89-4191
可茂県事務所	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111
岐阜県警察本部	岐阜市藪田南2-1-1	058-271-2424
加茂警察署	美濃加茂市古井町下古井2610	0574-25-0110
加茂警察署　東白川警察官駐在所	加茂郡東白川村神土574-3	0574-78-2004

（4）指定地方行政機関等

機　関　名	所　在　地	電話番号
中部管区警察局	名古屋市中区三の丸2-1-1	052-951-6000
東海財務局　岐阜財務事務所	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎内	058-247-4111(代)
東海北陸厚生局	名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-8831
東海農政局	名古屋市中区三の丸1-2-2	052-201-7271 (内線)2416 052-211-1810(直)
東海農政局　岐阜農政事務所	岐阜市中鶉2-26	058-271-4108
中部森林管理局　名古屋事務所	名古屋市熱田区熱田西町1-20	052-683-9205(直) 052-683-9243(直)
中部森林管理局 岐阜森林管理署	下呂市小坂町大島1643-2	0576-62-3121
中部経済産業局	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2683
中部近畿鉱山保安監督部	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0558(直)
中部運輸局	名古屋市中区三の丸2-1-1	052-952-8049
東海総合通信局	名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-9618
岐阜労働局	岐阜市金竜町5-13	058-245-8103 (内線)221

機　関　名	所　在　地	電話番号
国土交通省　中部地方整備局（三の丸舎）	名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8357 052-953-8119(代)
国土交通省　中部地方整備局 岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷1丁目36-1	058-271-9811
岐阜国道事務所　美濃加茂国道維持出張所	美濃加茂市本郷3-1-14	0574-26-2151
岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸6	058-271-4108

（５）自衛隊

機　関　名	所　在　地	電話番号
自衛隊岐阜地方協力本部	岐阜市長良福光2675-3	058-232-3127
美濃加茂地域事務所	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-7495
陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191 (昼間内線)461 (夜間内線)477
航空自衛隊岐阜基地企画部	各務原市那加官有地無番地	0583-82-1101
航空自衛隊小牧基地防衛部	愛知県小牧市春日寺1-1	0568-76-2191

（６）指定公共機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
中部電力株式会社加茂営業所	美濃加茂市中富町1-10-16	0574-28-3111
ＮＴＴ西日本岐阜支店災害対策室	岐阜市八ッ寺1-15	058-265-3685
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市茜部中島2-9	058-272-3561
日本郵政公社東海支社東白川郵便局	加茂郡東白川村神土582-15	0574-78-2242
日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町12-3	058-265-8051
東海旅客鉄道(株)美濃太田駅	美濃加茂市立石2484	0574-25-2889
日本貨物鉄道(株)岐阜営業支店	岐阜市今嶺4-18-1	058-276-0571

（７）指定地方公共機関

機　関　名	所　在　地	電話番号
岐阜県トラック協会	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771
東白川村社会福祉協議会	加茂郡東白川村神土697-1	0574-78-2059
(株)岐阜放送	岐阜市今小町8	058-264-1181
岐阜新聞　美濃加茂総局	美濃加茂市太田町本町2-10-19	0574-25-3675
中日新聞　美濃加茂通信局	美濃加茂市古井町下古井652	0574-25-7788
読売新聞　多治見通信部	多治見市青木町3-2	0572-24-0091
中部経済新聞	多治見市精華町73	0572-23-7812
朝日新聞　岐阜東部支局	多治見市音羽町4-21	0572-22-0745

（８）病院・診療所・医院

機　関　名	所　在　地	電話番号
木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井590	0574-25-2181
県立下呂温泉病院	下呂市森2211	0576-23-2222
白川病院	加茂郡白川町坂ノ東5770	0574-72-2222
中津川市民病院	中津川市駒場1522-1	0573-66-1251
下呂市立金山病院	下呂市金山町金山973-6	0576-32-2121
東白川村国保診療所	加茂郡東白川村五加3210	0574-78-2023
河村医院	中津川加子母5061-9	0573-79-2033
みお医院	中津川市付知町広島野2711-1	0573-82-5211

（９）公共的団体及び防災上重要な施設

機　関　名	所　在　地	電話番号
めぐみの農協東白川支店	加茂郡東白川村神土548	0574-78-3131
めぐみの農協東白川支店給油所	加茂郡東白川村神土482-1	0574-78-2175
東白川村商工会	加茂郡東白川村神土582-1	0574-78-2275
東白川村森林組合	加茂郡東白川村越原46-1	0574-78-2009
可茂建設業協会	美濃加茂市太田1874	0574-26-1255
可茂衛生施設利用組合	可児市塩河839	0574-65-4111

２　土石流危険渓流

（１）　土石流危険渓流

番号	水系名	河川名	渓流名	所　在　地	保全対象人家戸数	砂防指定地の指定	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒特別区域の指定
1	飛騨川	白川	大口北谷	神土大口	1	有	有	有
2	飛騨川	白川	後山谷	神土平	19		有	有
3	飛騨川	白川	向山谷、橋向谷１	神土平	0		有	有
4	飛騨川	白川	向山谷、橋向谷２	神土平	0		有	有
5	飛騨川	白川	川向谷	神土平	2	有	有	有
6	飛騨川	白川	反歩向谷１	神土平	5		有	有
7	飛騨川	白川	反歩向谷２	神土平	5		有	有
8	飛騨川	白川	平向谷	神土平	1		有	有
9	飛騨川	白川	野尻向谷	神土平	3		有	有
10	飛騨川	白川	野尻谷	神土平	6		有	有
11	飛騨川	白川	日向山谷	神土下親田	6		有	有
12	飛騨川	白川	奥屋谷	神土下親田	1		有	有
13	飛騨川	白川	一木谷１	神土下親田	2		有	有
14	飛騨川	白川	一木谷２	神土下親田	3		有	有
15	飛騨川	白川	一木谷３	神土下親田	3		有	有
16	飛騨川	白川	水上谷	神土下親田	3		有	有
17	飛騨川	白川	下屋洞谷	神土上親田	14		有	有
18	飛騨川	白川	大野谷	神土上親田	7		有	有
19	飛騨川	白川	上親田谷	神土上親田	3	有	有	有
20	飛騨川	白川	山下谷１	神土神付	4		有	有
21	飛騨川	白川	神付川	神土神付	4	有	有	
22	飛騨川	白川	中谷	神土中谷	5	有	有	有
23	飛騨川	白川	宮洞谷	神土西洞	4		有	有
24	飛騨川	白川	新田谷	神土西洞	3		有	有
25	飛騨川	白川	西洞谷	神土西洞	3		有	
26	飛騨川	白川	中屋谷	神土西洞	5		有	有
27	飛騨川	白川	中之谷	神土西洞	1	有	有	有
28	飛騨川	白川	猪薙谷	神土西洞	2		有	有
29	飛騨川	白川	度々向谷１	神土西洞	2		有	有
30	飛騨川	白川	度々向谷２	神土中谷	3		有	有
31	飛騨川	白川	畑洞谷	神土西洞	2	有	有	有
32	飛騨川	白川	片倉谷	神土西洞	1		有	有
33	飛騨川	白川	野道谷	神土西洞	1		有	有
34	飛騨川	白川	曲坂川	越原曲坂	17		有	有
35	飛騨川	白川	長畑谷１	越原曲坂	1		有	有

36	飛騨川	白川	長畑谷２	越原曲坂	9		有	有
37	飛騨川	白川	奥外戸谷	越原曲坂	3		有	有
38	飛騨川	白川	洞山谷	越原曲坂	3		有	有
39	飛騨川	白川	境谷２	越原曲坂	0		有	有
40	飛騨川	白川	山下谷２	越原日向	7	有	有	
41	飛騨川	白川	山下谷３	越原日向	7	有	有	有
42	飛騨川	白川	日向谷	越原日向	4	有	有	有
43	飛騨川	白川	中出谷	越原日向	5	有	有	有
44	飛騨川	白川	杉谷	越原日向	3	有	有	
45	飛騨川	白川	中山谷	越原日向	2		有	有
46	飛騨川	白川	上高旗谷	越原日向	2		有	有
47	飛騨川	白川	東杉谷	越原日向	4		有	有
48	飛騨川	白川	境谷	越原日向	1		有	有
49	飛騨川	白川	栃枝谷	越原陰地	5		有	有
50	飛騨川	白川	手掛岩谷	越原陰地	5	有	有	
51	飛騨川	白川	上田谷	越原陰地	5		有	有
52	飛騨川	大明神川	砂場谷	越原陰地	2		有	有
53	飛騨川	白川	柄谷	越原陰地	5	有	有	
54	飛騨川	大明神川	中根谷	越原陰地	2		有	有
55	飛騨川	白川	井の洞谷	越原陰地	3		有	有
56	飛騨川	大明神川	下木屋谷	越原栃山	2		有	有
57	飛騨川	大明神川	上木屋谷	越原栃山	2		有	有
58	飛騨川	大明神川	十一谷	越原栃山	0		有	有
59	飛騨川	大明神川	小三地谷	越原栃山	1		有	有
60	飛騨川	大明神川	石田谷	越原栃山	3		有	有
61	飛騨川	大明神川	都加太地谷	越原栃山	1		有	有
62	飛騨川	大明神川	十一下谷	越原栃山	2		有	有
63	飛騨川	大明神川	黒渕谷	越原黒渕	5		有	有
64	飛騨川	大明神川	穴沢谷	越原黒渕	7		有	有
65	飛騨川	大明神川	泓谷	越原黒渕	1		有	有
66	飛騨川	大明神川	松山谷	越原黒渕	0		有	有
67	飛騨川	大明神川	境谷１	越原大明神	2		有	有
68	飛騨川	大明神川	五斗内谷	越原大明神	0		有	有
69	飛騨川	大明神川	出合谷１	越原大明神	7		有	有
70	飛騨川	大明神川	出合谷２	越原大明神	4		有	有
71	飛騨川	大明神川	小峠谷	越原大明神	2		有	有
72	飛騨川	大明神川	新巣川	越原大明神	4	有	有	有
73	飛騨川	大明神川	垂洞谷	越原大明神	2	有	有	有
74	飛騨川	大明神川	無洞谷	越原大明神	2		有	有
75	飛騨川	大明神川	明神谷	越原大明神	4	有	有	有
76	飛騨川	大明神川	槇谷	越原大明神	4	有	有	有
77	飛騨川	白川	悪比良谷	五加柏本	3		有	有

78	飛騨川	白川	西屋洞谷	五加柏本	4		有	有
79	飛騨川	白川	谷比良谷	五加柏本	0		有	有
80	飛騨川	白川	段の上谷	五加柏本	3		有	有
81	飛騨川	白川	柏本川	五加柏本	12	有	有	有
82	飛騨川	白川	柳洞谷	五加柏本	11		有	有
83	飛騨川	白川	木戸場谷	五加宮代	7		有	有
84	飛騨川	白川	高根谷	五加宮代	2		有	有
85	飛騨川	白川	袖畑前谷	五加大沢	7		有	有
86	飛騨川	白川	欠の比良谷	五加大沢	3	有	有	有
87	飛騨川	白川	森の平谷	五加大沢	8	有	有	有
88	飛騨川	白川	大沢谷	五加大沢	3	有	有	
89	飛騨川	白川	本洞谷	五加下野	22		有	有
90	飛騨川	白川	清水谷	五加下野	3		有	有
91	飛騨川	白川	門洞谷	五加久須見	0	有	有	

3　急傾斜地崩壊危険区域

（1）　急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所名	所在地	保全対象人家戸数	急傾斜地崩落危険区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒特別区域の指定
1	大口１	神土大口	3		有	有
2	大口２	神土大口	1		有	有
3	大口３	神土大口	9		有	有
4	上小林	神土平	5	有	有	有
5	大野	神土平	2	有	有	有
6	渡場	神土平	4		有	有
7	反歩向１	神土平	6		有	有
8	反歩向２	神土平	1		有	有
9	平１	神土平	5	有	有	有
10	平２	神土平	2		有	有
11	平３	神土平	4		有	有
12	平４	神土平	3		有	有
13	平５	神土平	1		有	有
14	平下１	神土平	19	有	有	有
15	平下２	神土平	3		有	有
16	平下３	神土平	4		有	有
17	平上	神土平	8	有	有	有
18	下親田１	神土下親田	1		有	有
19	下親田２	神土下親田	3		有	有
20	長瀞１	神土上親田	1		有	有
21	長瀞２	神土上親田	1		有	有

22	中通１	神土中通	2		有	有
23	中通２	神土中通	0		有	有
24	加舎尾	神土加舎尾	3		有	有
25	西洞１	神土西洞	1		有	有
26	西洞１０	神土西洞	3		有	有
27	西洞１１	神土西洞	0		有	有
28	西洞１２	神土西洞	1		有	有
29	西洞２	神土西洞	0		有	有
30	西洞３	神土西洞	1		有	有
31	西洞４	神土西洞	1		有	有
32	西洞５	神土西洞	1		有	有
33	西洞６	神土西洞	4		有	有
34	西洞７	神土西洞	1		有	有
35	西洞８	神土西洞	2		有	有
36	西洞９	神土西洞	2		有	有
37	曲坂	越原曲坂	2		有	有
38	中山１	越原日向	11		有	有
39	中山２	越原日向	4		有	有
40	日向１	越原日向	2	有	有	有
41	日向２	越原日向	3		有	有
42	日向３	越原日向	1		有	有
43	日向４	越原日向	1		有	有
44	日向５	越原日向	2		有	有
45	日向平	越原日向	4		有	有
46	陰地１	越原陰地	8	有	有	有
47	陰地２	越原陰地	3		有	有
48	陰地３	越原陰地	5		有	有
49	陰地４	越原陰地	0		有	有
50	岩倉１	越原陰地	1		有	有
51	岩倉２	越原陰地	1		有	有
52	菊久里１	越原陰地	2		有	有
53	菊久里２	越原陰地	3		有	有
54	栃山１	越原栃山	3		有	有
55	栃山２	越原栃山	0		有	有
56	黒渕１	越原黒渕	2	有	有	有
57	五斗内	越原大明神	2		有	有
58	山手	越原大明神	2		有	有
59	大明神１	越原大明神	5		有	有
60	大明神２	越原大明神	1		有	有
61	田の頭比良下	五加柏本	4	有	有	有
62	柏本１	五加柏本	5		有	有
63	柏本１０	五加柏本	1		有	有

64	柏本２	五加柏本	3		有	有
65	柏本３	五加柏本	3		有	有
66	柏本４	五加柏本	2		有	有
67	柏本５	五加柏本	8		有	有
68	柏本６	五加柏本	6		有	有
69	柏本７	五加柏本	2		有	有
70	柏本９	五加柏本	1		有	有
71	社辺１	五加宮代	3		有	有
72	社辺２	五加宮代	1		有	有
73	酒屋畑	五加宮代	3		有	有
74	鎌倉	五加大沢	1		有	有
75	生姜洞	五加大沢	2		有	有
76	大沢１	五加大沢	5		有	有
77	大沢２	五加大沢	1		有	有
78	大沢３	五加大沢	0		有	有
79	中屋波反	五加大沢	0		有	有
80	下野１	五加下野	2		有	有
81	下野２	五加下野	2		有	有
82	下野３	五加下野	0		有	有
83	久須見１	五加久須見	0		有	有
84	久須見２	五加久須見	0		有	有
85	門洞	五加久須見	2		有	有

（２）地滑り危険箇所

番号	箇所名	所在地	保全対象人家戸数	区域の指定	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒特別区域の指定
01	大明神	越原大明神	0	有	有	

４　山地災害危険地区

（１）崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	所在地（大字・字）	保全人家戸数	公共その他
01	樽洞	五加字垂洞	4	県道・林道
02	段上	五加字段上	24	県道
03	段上№2	五加字段上	16	村道
04	柳洞	五加字柳洞	5	県道・村道
05	譲葉	五加字譲葉	9	県道・村道
06	大根	神土字大根	7	県道・林道
07	白草	神土字白草小坂	－	県道
08	立野１	神土字立野	5	村道
09	立野２	神土字立野	8	村道
10	猿橋	神土字猿橋	9	村道
11	猿橋№2	神土字猿橋	3	村道
12	本洞	神土字本洞	6	村道
13	長尾	神土字長尾	10	村道
14	上ゴウ路	神土字中ノ谷	3	村道
15	開ヶ洞	神土字開ヶ洞	－	県道・村道
16	馬崩谷東	神土字馬崩谷東	－	学校
17	鈴原	神土字鈴原	3	診療所・保健ｾﾝﾀｰ・国道
18	坂ノ上	神土字坂ノ上	1	村道
19	洞山	越原字洞山	3	村道
20	上高旗	越原字上高旗	2	村道
21	上高旗№2	越原字上高旗	26	村道
22	本洞№1	越原字本洞	18	村道
23	本洞№2	越原字本洞	5	村道
24	境谷	越原字境谷	6	国道
25	中根	越原字中根	－	国道
26	中根№2	越原字中根	2	国道
27	都加太地	越原字都加太地	1	県道
28	都加太地№2	越原字都加太地	1	県道
29	富田	越原字富田	8	県道・林道
30	穴沢	越原字穴沢	40	林道
31	穴沢№2	越原字穴沢	46	林道
32	穴沢№3	越原字穴沢	8	林道
33	松尾	越原字松尾	7	林道
34	小峠	越原字小峠	12	県道・林道
35	山手	越原字山手	8	林道
36	五斗内№1	越原字五斗内	6	県道
37	五斗内№2	越原字五斗内	17	県道

番号	地区名	所在地（大字・字）	保全人家戸数	公共その他
38	黒渕	越原字黒渕・小三地	13	県道・林道
39	小三地	越原字小三地	3	林道
40	栃山	越原字栃山	9	林道
41	手掛岩	越原字手掛岩	17	国道・林道
42	手掛岩№1	越原字手掛岩	20	国道
43	手掛岩№2	越原字手掛岩	4	国道
44	手掛岩	越原字手掛岩	23	国道
45	菊久里	越原字菊久里	3	国道
46	菊久里№2	越原字菊久里	15	国道
47	下屋洞	神土字下屋洞	17	国道
48	野々尻	神土字野々尻	0	国道
49	日向方西方	神土字日向方西方	20	林道
50	日向方西方	神土字日向方西方	6	林道
51	日向山	神土字日向山	0	林道
52	小笹裏	神土字小笹裏	9	県道
53	大ダワ	神土字大ダワ	6	県道・林道
54	大シデ	神土字大シデ	8	林道
55	前山	神土字前山	6	村道・林道
56	烏帽子形	神土字烏帽子形	12	林道
57	洞林	神土字洞林	1	林道
58	大陀輪外	五加字大陀輪外	16	林道
59	山椒洞	五加字山椒洞	6	林道
60	本洞	五加字本洞	45	県道・村道
61	後山	神土字後山	35	役場・県道・村道
62	鶴田	神土字鶴田	11	学校・国道・村道
63	境谷	越原字境谷	7	村道
64	小三地	越原字小三地	16	村道
65	桜峠	神土字桜峠	2	国道・村道
66	水上	神土字水上	10	県道・林道
67	日向山	神土字日向山	2	県道
68	清水	五加字清水	11	県道・村道
69	大洞	五加字大洞	13	村道
70	譲葉	五加字譲葉	5	村道
71	出合	越原字出合	12	村道
72	手掛岩	越原字手掛岩	19	国道
73	小九合	五加字小九合	7	県道・林道
74	白草	五加字白草	50	村道
75	中手	五加字中手	9	村道
76	度々向	神土字度々向	10	村道

番号	地区名	所在地（大字・字）	保全人家戸数	公共その他
77	猪薙	神土字猪薙	5	村道
78	押場	神土字平介薙	3	村道
79	樋口	神土字樋口	9	村道
80	山下	神土字尾比良	16	村道
81	泓	越原字泓	5	村道
82	陰地	越原字手掛岩	40	国道
83	洞山	越原字洞山	5	林道
84	田代	神土字田代	4	村道
85	岩倉	越原字岩倉	7	村道
86	手掛岩	越原字手掛岩	1	国道
87	中出	越原字中出	0	林道
88	立野	五加字立野	17	村道
89	神土	神土字新巣	2	県道

（２）山腹崩壊危険地区

番号	地区名	所　在　地（大字・字）	保全人家戸数	公共その他
01	小九合	東白川村五加字小九合	8	県道
02	生姜洞	東白川村五加字生姜洞	11	村道
03	新蔵洞	東白川村五加字新蔵洞	25	県道
04	裏山№1	東白川村五加字裏山	1	県道
05	裏山№2	東白川村五加字裏山	41	県道
06	段ノ上	東白川村五加字段ノ上	17	県道
07	柳洞	東白川村五加字柳洞	7	村道
08	畑道	東白川村五加字畑道	5	村道
09	悪比良	東白川村五加字悪比良	0	県道
10	木曽渡	東白川村五加字木曽渡	8	県道
11	松葉	東白川村五加字松葉	32	県道
12	本栃	東白川村神土字本栃	17	村道
13	白草	東白川村神土字白草	0	村道
14	踏掛場	東白川村神土字踏掛場	5	集会所・県道
15	反ノ渡	東白川村神土字反ノ渡	4	県道
16	上ノ段	東白川村神土字上ノ段	30	役場・村道
17	鶴田	東白川村神土字鶴田	73	村道
18	前山	東白川村神土字上向	8	村道
19	井杭渕	井杭渕・鶴田	14	学校・国道・村道
20	鈴原	東白川村神土字釜渕	15	診療所・保健ｾﾝﾀｰ・国道
21	焼野	東白川村神土字焼野	3	村道
22	中加舎尾	東白川村神土字石畑	0	国道・墓地
23	田代	東白川村神土字田代	16	村道
24	山本	東白川村神土字山本	14	村道
25	小豆畑	東白川村神土字小豆畑	3	村道
26	猿橋	東白川村神土字野首・猿橋・登尾	1	村道
27	鎌田	東白川村神土字鎌田・水口	0	村道
28	川向	東白川村神土字川向	11	村道
29	前山平	東白川村神土字前山平	4	村道
30	岩倉	東白川村越原字岩倉	12	村道
31	洞山	東白川村越原字洞山	5	村道
32	岩倉	東白川村越原字岩倉	1	村道
33	岩倉№3	東白川村越原字岩倉	7	村道
34	下高旗	東白川村越原字下高旗	1	村道
35	大林洞	東白川村越原字欠の渕	7	村道
36	中山	東白川村越原字中山	29	村道

番号	地区名	所　在　地（大字・字）	保全人家戸数	公共その他
37	中根№1	東白川村越原字中根	22	国道
38	中根№2	東白川村越原字中根	9	県道
39	小三地	東白川村越原字小三地	7	県道
40	奥屋敷平	東白川村神土字奥屋敷平	0	村道
41	左広	東白川村神土字左広	30	村道
42	兎田和	東白川村神土字兎田和	44	国道・県道
43	細尾	東白川村神土字細尾	0	国道
44	高岩巣	東白川村五加字高岩巣	0	林道
45	蛇抜尾	東白川村五加字蛇抜尾	2	林道
46	烏帽子形	東白川村神土字烏帽子形	1	村道
47	都加太地	東白川村越原字都加太地	3	県道
48	闇	東白川村越原字闇	0	水道施設
49	越原	東白川村越原字中山	16	
50	門洞	東白川村五加字門洞	23	
51	五加	東白川村五加字大切	16	
52	小島	東白川村五加字小島	1	

５　災害時相互連携協定等一覧

	協定名	協定の相手方	締結日	概　　要
1	災害支援協力に関する覚書	東白川郵便局	H9.6.24	避難場所・物資集積所等の提供
2	可茂市町村消防団消防相互応援協定	可茂地区市町村間	H11.4.30	境界付近における災害対応支援
3	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	岐阜県石油商業組合加茂支部	H14.11.29	石油類燃料の優先供給
4	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	(社)岐阜県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会可茂支部	H14.11.29	LPガスの優先供給
5	東白川村災害時応援協力に関する協定	東白川村商工会土木建設業部会	H15.9.30	被災者の救出、社会基盤・避難所の応急復旧
6	災害時応援協力に関する協定	可茂地区電気工事協議会	H18.10.23	被災者の救出、社会基盤・避難所の応急復旧
7	災害応援協力に関する協定	(社)岐阜県公共嘱託登記土家屋調査士協会	H21.9.24	公共施設等の被災状況調査など
8	災害時における相互応援に関する協定	めぐみの農協	H23.6.27	物資・資機材の調達、職員の派遣
9	みのかも定住自立圏災害時における相互応援に関する協定	圏域市町村	H26.1.28	災害時の市町村間支援、物資の提供、人員の派遣
１０	災害時の歯科医療救護に関する協定	(一)加茂歯科医師会	H26.3.18	歯科医療救護
１１	災害発生時における村と東白川村内郵便局の協力に関する協定	東白川村内郵便局	H29.2.22	車両・施設提供等の相互協力
１２	可茂地域における災害時相互応援に関する協定	県事務所及び管内全市町村	H29.3.27	災害時の市町村間支援、物資の提供、人員の派遣
１３	岐阜県広域消防相互応援協定	県内市町村又は消防事務組合	H29.4.1	災害時のブロック間支援
１４	災害時における応急生活物資の提供等に関する協定	㈲マツオカ	H29.7.12	応急生活物資の供給
１５	災害時における相互応援に関する協定	長野県信濃町	H29.10.10	物資・資機材の提供、職員の派遣
１６	非常災害発生時における土地建物等の使用に関する協定	中部電力㈱	H29.12.18	電力復旧基地用地の無償貸与

１７	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	岐阜県及び県内全市町村	H30.3.26	災害時の地域間支援、物資の提供、人員の派遣
１８	災害時における応急対策活動に関する協定	岐阜県瓦葺組合可児・加茂支部	H30.11.1	被災住宅の瓦屋根損傷部の応急活動
１９	災害時における資機材のレンタルに関する協定	㈱ダイワテック	H30.11.21	資機材の提供（ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑﾊｳｽ他）
２０	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H23.3.24	リエゾン派遣、情報交換

6　消防団の組織体制等

（１）消防団組織図

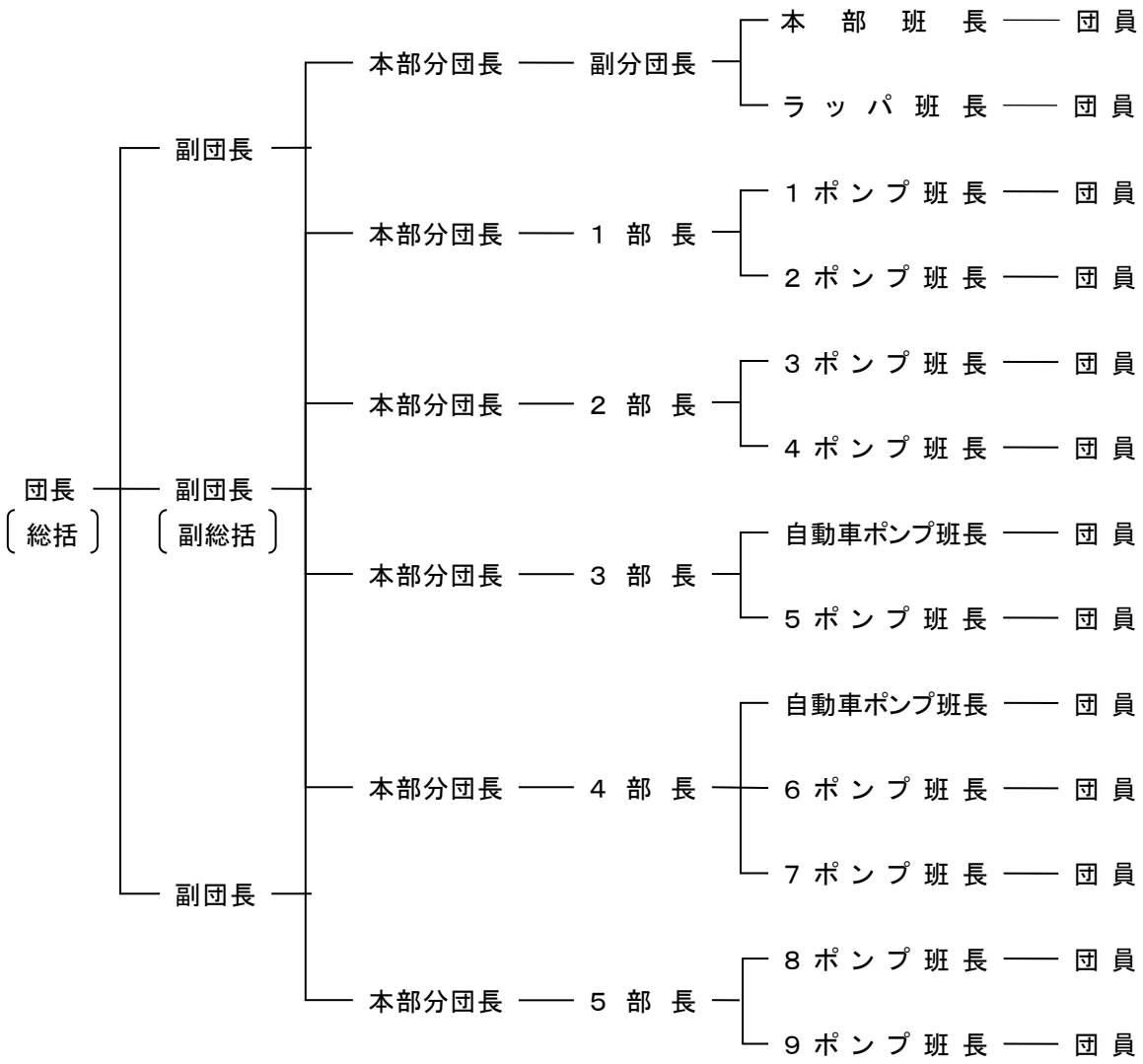

（２）消防団の組織　　（単位：人）

	団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	班　長	団　員	計
本　　部	１	３	１０	１		２	９	２６
第　１　部					１	２	２３	２６
第　２　部					１	２	１９	２２
第　３　部					１	２	２５	２８
第　４　部					１	３	２３	２７
第　５　部					１	２	１０	１３
計	１	３	１０	１	５	１３	１０９	１４２

（３）消防機械等の保有状況　　（単位：カ所、台）

	第１部	第２部	第３部	第４部	第５部
詰　　所	１	１	１	１	１
器具置き場（車庫含む）	１	１	１	２	１
普通消防ポンプ自動車	０	０	１	１	０
小型動力ポンプ	２	２	１	２	２
小型動力ポンプ積載車	２	２	１	２	２
中型発電機・投光器	１	１	１	１	１

7　指定緊急避難場所

番号	地区	避難場所名称	所在	収容人数	土砂災害対応	地震災害対応	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒特別区域
1	大口	アゼチ木工所前	神土 85 番地 3	30	○	○		
2	平	役場前駐車場	神土 548 番地	200	○	○		
3	平	中学校校庭	神土 662 番地	500	○	○		
4	平	保健福祉センター	神土 692 番地 2	30	○	○		
5	平	総合運動場	神土 501 番地	1200	○	○		
6	親田	旧ちびっこ広場	神土 1740 番地 1	50	○	○		
7	親田	田中屋前交差点	神土 2140 番地 3	30	○	○		
8	親田	上親田集会所前	神土 2117 番地 12	30	○	○		
9	中通	東白川製茶工場前	越原 2654 番地 1	30	○	○		
10	中通	小学校運動場	神土 2686 番地 19	1200	○	○		
11	神付	五葉会館前	神土 3013 番地 1	50	○	○		
12	中谷	中谷集会所前	神土 4438 番地 6	40	○	○		
13	加舎尾	加舎尾クラブ前	神土 4492 番地	40	○	○		
14	西洞	西洞センター前	神土 5131 番地 2	20	○	○		
15	曲坂	曲坂集会所前	越原 132 番地 5	30	○	○		
16	日向	越原センター前	越原 500 番地 1	50	○	○		
17	日向	岩野登り口付近	越原 761 番地 3	20	○	○		
18	日向	いのなぎ前交差点	越原 761 番地 3	20	○	○		
19	陰地	むくハウス前広場	越原 976 番地 1	300	○	○		
20	陰地	名古屋女子大学舎広場	越原 1121 番地 10	30	○	○		
21	陰地	道の駅茶の里東白川駐車場	越原 1061 番地 3	1000	○	○		
22	栃山	栃山クラブ前	越原 1550 番地 2	30	○	○		
23	黒渕	黒渕クラブ前	越原 1612 番地 6	30	○	○		
24	黒渕	ちびっこ広場	越原 1630 番地 2	30	○	○		
25	黒渕	清水屋前	越原 1758 番地 2	20	○	○		
26	大明神	こまもり会館前	越原 2248 番地 3	30	○	○		
27	大明神	高砂会館前	越原 2157 番地 1	50	○	○		
28	大明神	中田屋前	越原 2472 番地 9	30	○	○		
29	柏本	五加運動場	五加 893 番地 1	1200	○	○		
30	柏本	昭幸園ハウス	五加 741 番地	20	○	○		
31	宮代	五加センター前	五加 1228 番地	30	○	○		
32	大沢	大沢集会所前	五加 1894 番地 3	20	○	○		
33	下野	下野集会所前	五加 2956 番地 1	30	○	○		
34	久須見	久須見集会所前	五加 3432 番地 2	20	○	○		

8　指定避難所

番号	地区	施設名称	所在地	防災無線	面積（㎡）	収容人員（人）	土砂災害対応	地震災害対応	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒特別区域の指定
1	神土平	防災センター	神土 755 番地 1	301	379	50		○	有	
2	神土平	東白川中学校	神土 647 番地 4	302	2,690	300		○	有	
3	神土平	みつば保育園	神土 535 番地 1	304	745	50	○	○		
4	神土平	村民センター	神土 548 番地	318	838	100	○	○	有	
5	神土平	保健福祉センター	神土 692 番地 2	505	849	16		○	有	
6	神土平	せせらぎ荘	神土 697 番地 1	315	709	10		○	有	
7	神土平	神土交流サロン	神土 587 番地 5		146	30	○	○		
8	神土親田	伝承の館	神土 5933 番地	308	173	30	○	○		
9	神土親田	上親田集会所	神土 2117 番地 6	309	45	30	○	○		
10	神土中通	中通集会所	神土 2900 番地 17	310	45	30	○	○		
11	神土中通	東白川小学校	神土 2686 番地 19	303	3,873	300	○	○		
12	神土神付	五葉会館	神土 3013 番地 1	307	193	30	○	○		
13	神土中谷	中谷集会所	神土 4438 番地	311	42	30	○	○		
14	神土加舎尾	加舎尾集会所	神土 4493 番地	312	78	30	○	○		
15	神土加舎尾	はなのき会館	神土 606 番地 1	305	1,593	50	○	○		
16	神土加舎尾	はなのき別館	神土 606 番地 1	305	819	120	○	○		
17	神土西洞	西洞センター	神土 5132 番地 4 の 1	313	102	50		○	有	有
18	越原曲坂	曲坂集会所	越原 99 番地 2	321	99	30		○	有	有
19	越原日向	越原センター	越原 500 番地 1	319	384	100		○	有	
20	越原陰地	むくハウス	越原 976 番地 1	320	106	30	○	○		
21	越原陰地	越原消防ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	越原 972 番地 9	327	123	15	○	○		
22	越原陰地	陰地集会所	越原 1064 番地 3	322	121	30	○	○		
23	越原栃山	栃山クラブ	越原 1547 番地 4	323	80	30		○	有	
24	越原黒渕	黒渕クラブ	越原 1617 番地 5	324	99	50	○	○		
25	越原黒渕	越原上消防ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	越原 1976 番地 2	327	123	15	○	○		
26	越原大明神	こまもり会館	越原 2248 番地 4	325	255	50		○	有	
27	越原大明神	高砂会館	越原 2157 番地 1		60	15	○	○		
28	五加柏本	五加交流サロン	五加 897 番地	332	168	30	○	○		
29	五加宮代	五加センター	五加 1228 番地	328	400	100	○	○		
30	五加宮代	五加消防ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	五加 1253 番地 1	327	123	15	○	○		
31	五加大沢	大沢集会所	五加 1894 番地 3	329	60	30		○	有	
32	五加下野	下野集会所	五加 2956 番地 1	330	73	30	○	○		
33	五加久須見	久須見集会所	五加 3432 番地 1	331	45	30		○	有	
		合計				1,880				

9　要配慮者利用施設一覧

事業所名	区分	事業所住所	電話番号	浸水想定区域（※水害危険情報図）				土砂災害警戒区域	避難確保計画策定
				白川	佐広川	曲坂川	柏本川		
東白川村国保診療所	一般診療	東白川村五加3210	78-2023	○				○	○
東白川村国保診療所附属介護老人保健施設	介護老人保健施設	東白川村五加3210	78-2023	○				○	○
東白川村母子健康センター	助産所	東白川村神土692-2	078-2100	○				○	－
東白川村デイサービスセンター	通所介護	東白川村神土697-1	78-3750	○				○	○
みつば保育園	保育所・認定子供園等	東白川村神土535-1	78-2108	○					－
東白川小学校	小学校（公立）	東白川村神土2686-19	78-2024					－	－
東白川村中学校	中学校（公立）	東白川村神土647-4	78-2014	○				○	－
作業所えがお	指定障害者福祉サービス事業者あ（日中活動）	東白川村越原408-4	78-3266	○		○		○	－
グループホームほのぼの	グループホーム	東白川村越原16-1-1		○				－	

※水害危険情報図とは、岐阜県が管理する河川で浸水が想定される区域と浸水深さを示した地図です。

１０　防災ヘリコプター緊急離着陸場

施　設　名	所　在　地	地積	座　標
東白川総合運動場	東白川村神土 501 番地	88.74×102.64	35°　38’37.7″N 137°　19’19.1″E
はなのき会館駐車場	東白川村神土 606 番地	61.88×39.15	35°　38’44.7″N 137°　19’13.4″E
はなのき会館芝生広場	東白川村神土 606 番地	62.71×32.24	35°　38’44.0″N 137°　19’09.2″E
東白川小学校校庭	東白川村神土 2686 番地 19	97.19×119.36	35°　39’24.9″N 137°　20’20.6″E
東白川中学校校庭	東白川村神土 647 番地 4	116.23×47.41	35°　38’39.1″N 137°　19’36.5″E
越原運動場	東白川村越原 947 番地	40.81×62.32	35°　40’07.2″N 137°　21’58.4″E
五加運動場	東白川村五加 893 番地 1	40.89×63.98	35°　37’22.5″N 137°　17’23.8″E
越原上	東白川村越原 1975 番地 5	59.21×30.41	35°　38’54.6″N 137°　22’49.6″E
親田	東白川村神土 2037 番地 1	66.73×33.08	35°　38’51.6″N 137°　20’37.1″E

１１　腕章等

（1）　腕　章

災害応急対策の実施又はその事務にあたる者は、右の腕章を着用するものとする。

ア　本部長、副本部長腕章

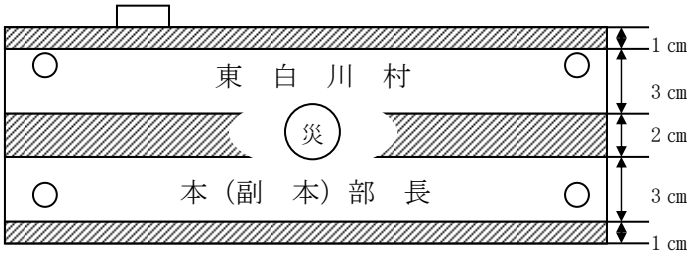

イ　本部員腕章

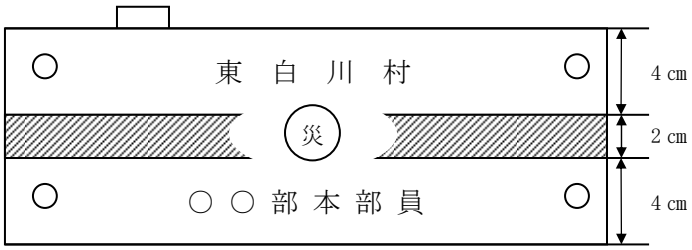

ウ　その他職員腕章

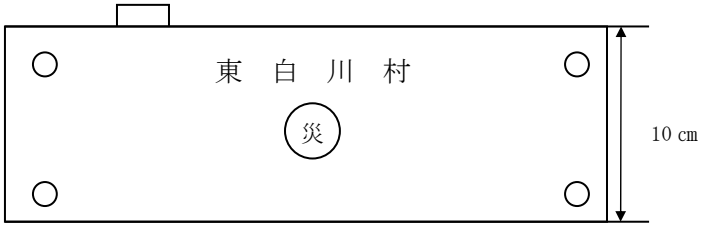

エ　現地本部長腕章

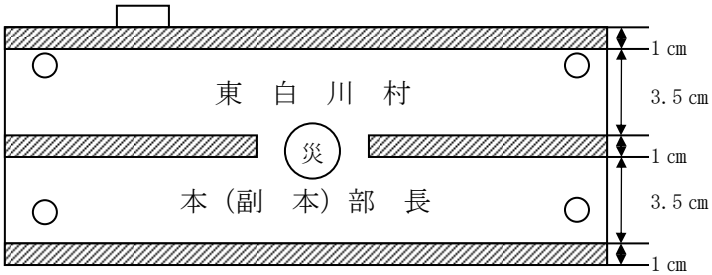

オ　現地本部員腕章

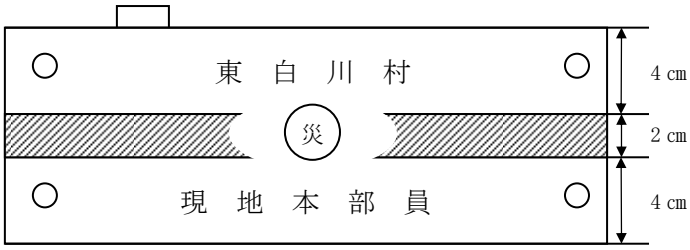

（注）1　腕章の大きさは、長さ38㎝、巾10㎝とする。

2　地は白色、字は黒色とし、線は村本部では赤色、現地本部ではオレンジ色とする。

3　ホック止めとする。

（２）標　示

村本部及び現地本部を設置した場合は、設置場所の入り口付近に次の標示を行う。

ア　村本部

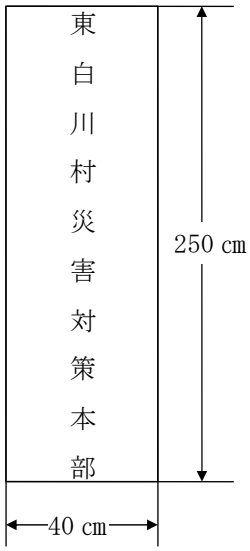

イ　現地本部

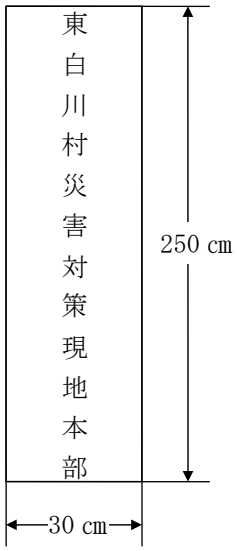

（３）標　旗

災害応急対策に使用する自動車には、次の標記を付するものとする。

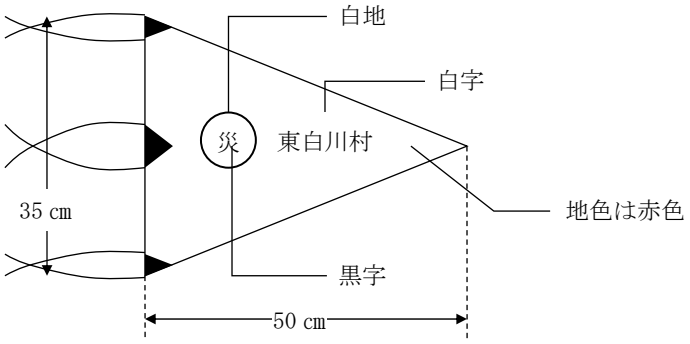

１２　自衛隊ヘリコプター発着場の基準等

(1)　派遣要請は、様式１号の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。

(2)　派遣要請は、事実を確認し他に方法がないときのみ行うこと。

(3)　発着場選定基準は、地面は堅固で傾斜６度以内であること。

(4)　発着場選定基準は、四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも２方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば次図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。

発　着　場

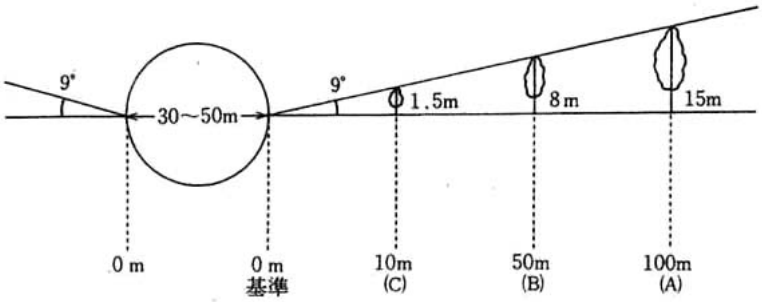

(5)　離着陸場の標示は、次のとおりである。

ア　風向きに対して、石灰等でⓗを書くこと。

標 示 図

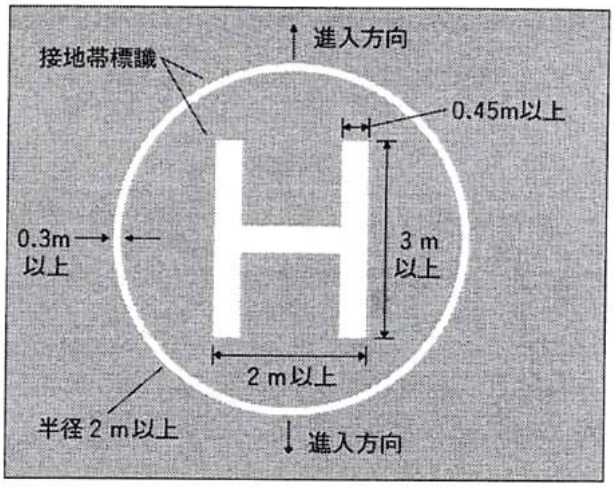

イ　ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

（吹き流し）

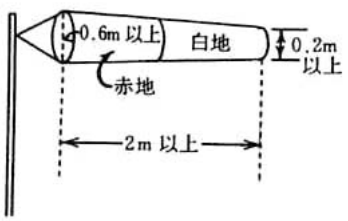

（旗）

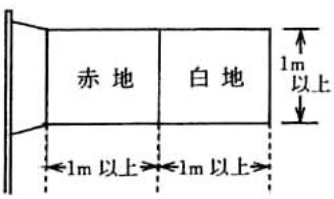

１３　村内の機関と連絡担当班

部　名	班　名	機　関　等　名　称	電話番号
総　務　部	総　務　班	東白川郵便局	78－2242
		美濃越原郵便局	78－2542
		中部電力加茂営業所	28－3111
		ＮＴＴ中濃営業支店	26－9961
		東白川村警察官駐在所	78－2004
		可茂消防事務組合東消防署	72－1641
		可茂消防事務組合東白川分遣所	78－3110
産業振興部	農　務　班	めぐみの農協東白川支店	78－3131
		めぐみの農協東白川支店ＪＡスタンド	78－2175
		東白川製茶組合	78－3033
	林　務　班	東白川村森林組合	78－2009
地域振興部	商工振興班	東白川村商工会	78－2275
		各建築業者	
建設環境班	建　設　班	各建設業者	
	環　境　班	可茂衛生施設利用組合	65－4111
		各水道工事業者	
		浄化槽業者	
保健福祉部	保健福祉班	保健福祉センター	78－2100
		母子健康センター	78―3027
		せせらぎ荘	78－2392
医　療　部	医　療　班	国保診療所	78－2023
教　育　部	小学校班	東白川小学校	78－2024
	中学校班	東白川中学校	78－2014
	教　育　班	はなのき会館	78－3288
	保育園班	みつば保育園	78－2108
	子育て支援班	むくハウス	

（注）１　掲載の各機関については、必要に応じて連絡するものとする。
　　２　掲載されていない機関についても、必要に応じてそれぞれの班が連絡するものとする。

１４　岐阜県災害救助法施行細則

昭和 35 年８月１日
規則第 67 号

（総則）

第１条　この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第１号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害状況報告等）

第２条　災害に際し、市町村における災害が、令第１条第１項各号の一に該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちに災害状況報告書（別記第１号様式）に住家等一般被害状況等報告書（別記第２号様式）を添えて知事に報告しなければならない。

（救助の程度、方法及び期間）

第３条　令第９条第１項の救助の程度、方法及び期間は、別表第１のとおりとする。

２　知事は、特別の理由により前項の規定によりがたいときは、厚生労働大臣の同意を得て変更することができる。

（物資の保管命令、収用等の場合の令書）

第４条　規則第１条第１項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書　別記第３号様式
(2) 公用変更令書　別記第４号様式
(3) 公用取消令書　別記第５号様式

２　前項第１号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（別記第６号様式）に登録しなければならない。

３　第１項第２号又は第３号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければならない。

（受領調書）

第５条　規則第２条第３項の受領調書の様式は、別記第７号様式のとおりとする。

２　規則第２条第３項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償）

第６条　規則第３条の損失補償請求書の様式は、別記第８号様式のとおりとする。

２　前項の損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（従事命令の場合の令書）

第７条　規則第４条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式

は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書 別記第９号様式

(2) 公用取消令書 別記第 10 号様式

２　前項第１号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記第 11 号様式）に登録しなければならない。

３　第１項第２号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

（救助に従事できない場合の届出）

第８条 規則第４条第２項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

（実費弁償の基準）

第９条 令第 11 条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第２のとおりとする。

（実費弁償費の請求書等）

第 10 条 規則第５条に規定する実費弁償請求書及び法第 27 条第４項に規定する証票の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 実費弁償請求書 別記第 12 号様式

(2) 証票 別記第 13 号様式

（扶助金支給申請書）

第 11 条 規則第６条の扶助金支給申請書の様式は、別記第 14 号様式のとおりとする。

２　前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書

３　法第 25 条の規定により救助に関する業務に協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第 29 条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第６条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

（市町村の実施する救助事務）

第 12 条 法第 30 条第１項の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合において、令第 23 条第１項の規定による通知は、別記第 15 号様式によるものとする。

２　前項の場合においては、当該市町村長は、第４条、第５条、第６条第２項、第７条及び第８条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

（繰替支弁）

第 13 条 法第 44 条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書（別記第 16 号様式）に災害

救助算出内訳書（別記第 17 号様式）を添えて知事に請求するものとする。

附　則〔略〕

別表第１（第３条関係）

救助の程度、方法及び期間

１ 収容施設の供与

(1) 避難所の供与

ア 避難所への収容は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営により避難所とすることができる。

ウ 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし次の額の範囲内とする。

ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(ｱ) 基本額

避難所設置費　１人１日につき 300 円

(ｲ) 加算額

冬季（10 月から３月まで）については別に定める額を加算する。

エ 避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

(2) 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて行う。

イ 応急仮設住宅の１戸当たりの規模は、29.7 ㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000 円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、1 施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定める。

エ 高齢者等であつて、日常の生活において特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

オ 応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとする。

カ 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第４項に規定する期間（２年）とする。

２ たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) たき出しによる食品の給与

ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ たき出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。

ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、１人１日につき 1,010 円以内とする。

エ り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、３日分以内のたき出しその他の食品の供与を行う。

オ たき出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ　飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。

３ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもつて行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	５人を超える世帯
夏季（４月から９月まで）	17,200 円	22,200 円	32,700 円	39,200 円	49,700 円	49,700 円に５人を超え１人増すごとに 7,300 円を加算した額
冬季（10 月から３月まで）	28,500 円	36,900 円	51,400 円	60,200 円	75,700 円	75,700 円に５人を超え１人増すごとに 10,400 円を加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	５人を超える世帯
夏季（４月から９月まで）	5,600 円	7,600 円	11,400 円	13,800 円	17,400 円	17,400 円に５人を超え１人増すごとに 2,400 円を加算した額
冬季（10 月から３月まで）	9,100 円	12,000 円	16,800 円	19,900 円	25,300 円	25,300 円に５人を超え１人増すごとに 3,300 円を加算した額

ウ ア及びイの季別は、災害発生の日をもつて決定するものとする。

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

4　医療及び助産の給付

(1)　医療の給付

ア　医療の給付は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に行う。

イ　医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

ウ　医療の給付は、次の範囲内において行う。

(ｱ)　診察

a　薬剤又は治療材料の給与

b　処置、手術その他の治療及び施術

c　病院又は診療所への収容

(ｲ)　看護

エ　医療の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費、一般の病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ　医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(2)　助産の給付

ア　助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つた者に対して行う。

イ　助産の給付は、次の範囲内において行う。

(ｱ)　分べんの介助

(ｲ)　分べん前及び分べん後の処置

(ｳ)　脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

ウ　助産の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した衛生材料の実費、助産師による場合は慣行料金の８割以内の額とする。

エ　助産の給付を実施する期間は、分べんの日から７日以内とする。

5　災害にかかつた者の救出

(1)　災害にかかつた者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによつて行う。

(2)　災害にかかつた者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3)　災害にかかつた者の救出の期間は、災害発生の日から３日以内とする。

6　災害にかかつた住宅の応急修理

(1)　住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2)　住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理費用は、１世帯当たり 520,000 円以内とする。ただし、同一住家に２以上の世帯が居住している場合における費用は、１世帯当たりの限度額の範囲内とする。

(3)　住宅の応急修理は、災害発生の日から１月以内に完成する。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失つた世帯に対して必要に応じて行う。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。

(3) 生業に必要な資金の貸与額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費 1件につき 30,000円

イ 就職支度費 1件につき 15,000円

(4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

(5) 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無し

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失し、又はき損したため就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書

(ｱ) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(ｲ) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品

小学校児童 1人につき 4,100円以内

中学校生徒 1人につき 4,400円以内

高等学校等生徒 1人につき 4,800円以内

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出する費用は、1体につき12歳以上の者は201,000円以内とし、12歳未満の者は160,800円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索及び処理

(1) 死体の捜索

ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

イ 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(2) 死体の処理

ア 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。

イ 死体の処理は、次の事項について行う。

(ｱ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(ｲ) 死体の一時保存

(ｳ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班が行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。

(ｱ) 死体の洗浄、縫合、消毒等

一体につき3,300円以内

(ｲ) 死体の一時保存

a 既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあつては1体につき5,000円以内

b 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

(ｳ) 救護班以外の者の検案

当該地域の慣行料金の額以内

オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産
ウ 災害にかかつた者の救出
エ 飲料水の供給
オ 死体の捜索
カ 死体の処理（埋葬を除く。）
キ 救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

別表第２（第９条関係）

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
令第 10 条第１号から第４号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額	日当の額を８で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号。以下「給与条例」という。）第 17 第１項に規定する勤務一時間当たりの給与額とみなして給与条例第十四条の規定の例により算定した額以内の額	県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和 32 年条例第 30 号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額
令第 10 条第５号から第 10 号までに規定する者	当該地域における業者の慣行料金にその 100 分の３に相当する額を加算した額以内の額		

１５　救助別報告事項

報告事項		報告様式（県計画による）				その都度報告	日報	期間指定報告
		項	節	様式№	様式名称			
被害	概況報告	6	2	1の1	住家等一般被害状況等報告書	○		
	中間報告					○		
	確定報告							○2日以内
避難設置場所	開設報告	－	－	－	－	○		
	収容状況報告	8	－	4	救助日報		○	
	閉鎖報告	－	－	－	－	○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	8	5	1	住宅総合災害対策報告書			○5日以内
	入居該当世帯報告	8	5	2	応急仮設住宅入居該当世帯調			○5日以内
	着工報告（市町村委託分）	8	－	4	救助日報		○	
	竣工報告（市町村委託分）	8	－	4	救助日報		○	
	入居報告	－	－	－	－	○		
炊出状況報告		8	－	4	救助日報		○	
飲料水供給状況報告		8	－	4	救助日報		○	
被服寝具生活必需品給与	世帯構成員別被害報告	8	4	1	世帯構成員別被害状況			○2日以内
	支給状況報告	8	－	4	救助日報		○	
	支給完了報告	－	－	－	－	○		
医療助産	医療班出動要請	－	－	－	－	○		
	医療班出動報告	8	6	2	医療班出動編成表	○		
	医療助産実施状況報告	8	－	4	救助日報		○	
り災者救出状況報告		8	－	4	救助日報		○	
住宅応急修理	住宅対策報告	8	5	1	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	8	5	4	住宅応急処理該当世帯調			○5日以内
	着工報告(市町村委託分)	8	－	4	救助日報		○	
	竣工報告(市町村委託分)	8	－	4	救助日報		○	
被災教科書報告		8	8	2	被災教科書報告書			○5日以内
学用品支給	学用品支給状況報告	8	－	4	救助日報		○	
	学用品支給完了報告	－	－	－	－	○		
埋葬救助状況報告		8	－	4	救助日報		○	
死体捜索状況報告		8	－	4	救助日報		○	
死体処理状況報告		8	－	4	救助日報		○	

報告事項		報告様式				その都度報告	日報	期間指定報告
		項	節	様式No.	様式名称			
障害物除去	住宅対策報告	8	5	1	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	障害物除去該当世帯報告	8	5	6	障害物除去該当世帯調			○5日以内
	障害物除去状況報告	8	－	4	救助日報		○	
	障害物除去完了報告	－	－	－	－	○		
輸送、人夫雇上状況報告		8	－	4	救助日報		○	
救助期間、程度、方法、特例申請		－	－	－	－	(程度、方法) ○		(期間特例) 各救助実施期間中

(注) 1．詳細内容は、各救助計画の定めるところによるものとする。
2．項、節、様式は、県計画を示す。

１６　応急仮設住宅建設可能用地

番号	名　　称	所在地	面積(㎡)	備　考
1	東白川中学校運動場	神土 647 番地 4	9,849	
2	東白川小学校運動場	神土 2686 番地 19	11,520	
3	東白川総合運動場	神土 501 番地	10,550	
4	はなのき会館芝生広場	神土 606 番地	2,649	
5	越原運動場	越原 947 番地	3,917	
6	五加運動場	五加 893 番地 1	3,878	
7	みつば保育園　園庭	神土 535 番地 1	2,067	

１７　一時集積配分拠点

施　設　名	所　在　地	地積	電話	施設管理団体名
はなのき会館	神土 606 番地	5,740 ㎡	78-3288	東白川村

１８　災害時廃棄物仮置場

施　設　名	所　在　地	地積	地目	施設管理団体名
久須見残土処理場	五加 3356 番地	5,000 ㎡	山林	東白川村

〈消防防災段階別活動編〉

［目　　次］

１．林野火災活動 ･･･ 38
２．建物火災活動 ･･･ 41
３-1．集中豪雨、異常気象災害活動･････････････････････････ 44
３-2．台風災害活動 ･･････････････････････････････････････ 46
４．地震災害活動 ･･･ 50
５．航空機事故災害活動･･･････････････････････････････････ 54
６．大交通事故災害活動･･･････････････････････････････････ 56
７．化学物質流出事故災害活動･････････････････････････････ 58

■本消防防災段階別活動編は、集中豪雨、大規模火災、地震、航空機墜落、、自動車（バス、危険物積載車等）の転落・横転、化学物質流出等、いつ発生するか予測できない災害に対処するため、各種災害の段階別に、活動体制、人員配置、必要準備品及び具体的な活動計画を整理したものである。

１．林野火災活動

（１）人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル１～ レベル３	本部役員 団　　員	各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	可搬ポンプ一式、ジェットシューター、鉈、鋸、鳶口、チェーンソー、スコップ、鋤簾、現場指揮本部旗、装備（携帯無線、笛、作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴等）
レベル４ （緊急事態） （本部設置） （空中消火）	本部役員 全　団　員	現場指揮本部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	投光器、発電機
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本部役員 全　団　員 応援要請人員	現場指揮本部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	ロープ、携帯無線機

注）レベル４及びレベル５、その他の必要物品は現場指揮本部

② 本部員、職員、本部班団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル１～ レベル３	総務課職員 （担当職員） 本　部　員 本部団員	役場庁舎	森林基本図、管内図、色鉛筆、マジック、定規、出動状況調書
		役場防災倉庫	現場指揮本部旗、スコップ、チェーンソー、鋸、鉈、ロープ、テーブル、椅子、給水袋、バリケード
レベル４ （緊急事態） （本部設置） （空中消火）	総務課職員 本　部　員 本部団員	役場防災倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリンタンク
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	総務課職員 全　職　員 本部団員 応援要請人員	役場防災倉庫	毛布、日常生活用品、備蓄食糧、紙コップ、皿（避難所へ）懐中電気、リヤカー、ロープ
		役場庁舎	村管内図、色鉛筆、定規、マジック、腕章、災害対策本部旗、災害対策本部看板、腕章

（２）段階別活動計画［林野火災］

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職　　員	地域住民・地域事業所
基本方針	林野火災は、建物火災とは異なり、交通、水利の便が悪く、また、発見通報が遅れがちで気象条件により火災が急速に延焼拡大するおそれが大きく、それに伴い消防活動範囲も広くなるため、少しでも被害の軽減を図るものとする。	林野火災は多種多様であるためその都度防御活動に変動があるが、原則として次に掲げる防御体制をとる。	林野火災は多種多様でありその都度防御活動も変動があるため、原則として次に掲げる体制をとる。	林野火災は多種多様であり気象条件等その都度防御活動も変動があるため、原則として次に掲げる体制をとる。	林野火災は、気象条件により火災が急速に延焼拡大する恐れがあるので、少しでも被害の軽減を図ることを目的として次に掲げる体制をとる。
第１段階 （レベル１）	山林、原野火災は発生時、火災現場が神土方面の場合は第２部及び第３部、越原方面の場合は第４部及び第５部、五加方面の場合は第１部及び第３部が出動し、現着したら、団長、副団長は現場の状況判断を直ちに行い、直ちに現場本部を設置しジェットシューター部隊を結成し火災の鎮圧にあたるよう指示する。 現場の状況判断ができた段階で、役員は行政係職員と共に最悪の事態（被害想定、延焼想定）を予測した図面を作製し人員配置、消火作戦を考える。	山林、原野火災は発生時、火災現場が神土方面の場合は第２部及び第３部、越原方面の場合は第４部及び第５部が出動し、現着したら現場指揮本部、副団長に人員報告をし、指示を仰ぐ。 現場指揮は分団長があたり、現着後は直ちに状況を報告する。 ＜地表火災＞ ①有効水利が有る場合　出動部隊全てを水利部署とし単一車隊形による包囲もしくは挟撃注水を主戦力とし、火勢制御に従事する。 ②有効水利が無い場合　水槽付車両を出来る限り延焼拡大直近に配備し、簡易散水機（ジェットシューター）による消火を主戦力とし火叩き、土かけ消火を併用する。 ＜樹幹火災＞ ①有効水利が有る場合　中継隊形をとり出動部隊は注水を主力とし消火活動を行い、状況に応じ防火線を構築する。 ②有効水利が無い場合　林野の地形、風向き、風速等考慮し場に適した方法で防火線を構築する。	本部団員は山林、原野火災発生に伴い２人以上で出動し、消防所のタンク車に給水する。 給水後は係員２名を残し、２班に分かれ、１班は現場指揮本部の準備、机、現場本部旗、椅子、ハンドマイクを副団長の指示を受け設置する。 ２班は、防災備蓄倉庫から、チェンソー、鋸、鉈、スコップ、ロープ等現場指揮本部に搬入する。 協議決定事項を総務課長より伝達を受けた行政係職員は速やかに準備し体制を整える ＜必要資機材の供給＞ 長時間の消火活動となった場合、出動部隊の水分補給、食料、その他必要資機材、ポンプ及びチェンソーの燃料を調達する。	村長、参事、総務課長、行政係職員で対処するものとし､状況に応じその都度、三役の協議により決定する。 総務課長は決定事項を消防団長に伝達するよう行政係職員に指示する。	火災の鎮圧には消防団及び可茂消防事務組合が当たるが、気象条件、水利状況等により速やかに消火作業ができにくく、延焼拡大の危険性があることから、自分達の地域は自分達で守るという姿勢の基、協力体制をとる地域住民及び事業所職員は必ず現場本部に対し人員報告をした後、消防団の指示を仰ぎ従事するものとする。
第２段階 （レベル２）	現場の状況、風向き、時間等考慮し、団長が延焼拡大の危険があると判断したときは、現在現場にいる部隊以外の部隊を出動させたのち、現場にいる部隊を本部に集合させ、状況報告をさせた後、出動させた部隊を現場に向かわせ、現場に従事していた部隊を休憩させる。 火災現場にいた本部役員は現場本部へ火災状況を詳細に報告し、報告を受けた現場本部は、図面にプロットし気象状況等勘案のうえ、現場に向かう隊に指示を出す。			同　上	同　上
第３段階 （レベル３）	異常気象等により、火災が延焼拡大していると判断した場合は、全団員で火災の鎮圧にあたるため、待機部に対し出動要請をする。 ジェットシューター部隊、伐採部隊を現場に配備し火災の鎮圧に従事させると共に、岐阜県防災ヘリコプターを要請した場合、現場指揮者は要請した旨を本部役員に伝達し、同時に火災現場が神土地内の場合は、中学校校庭に仮設水槽を設置し、白川から給水する部隊を結成し現場に向かわせる。火災現場が越原地内の	＜飛火警戒＞ 火災の状況により、飛火警戒部隊を結成し風下を主点とし警戒にあたる。 ＜防災ヘリコプター要請の場合＞ ①神土地区の場合　中学校校庭に水槽を設置、白川を水利とし、ポンプ２台ホース１０本で中継し、仮設水槽は中央に設置する。 ②越原地区の場合　越原運動場に水槽を設置、大明神川を水利とし、ポンプ２台、ホース６本で中継し、仮設水槽は中央に設置する。	＜防災ヘリコプター要請の場合＞ 神土地区の場合　中学校校庭に仮設水槽を設置し、白川を水利とし、県道下呂～白川線の交通整理に従事する。 越原地区の場合　越原運動場に仮設水槽を設置し大明神川を水利とし、県道越原～付知線の交通整理に従事する。 五加地区の場合　五加運動場に仮設水槽を設置し白川を水利とし、村道の交通整理に従事する。	飛火警戒、延焼拡大の恐れが生じた場合、村長、参事、総務課長により、本部員参集の協議をする 参集した場合、本部員は情報収集、及び伝達業務に従事し、現場指揮本部との連絡を密にし、気象条件（風速、風向き等）を勘案し被害図及び被害想定図を作成するものとする。 尚、民家等に被害が及ぶ恐れがある場合は速やかに現場指揮本部に連絡するものとし、地域住民に対し情報伝達を行い状況に応じ、ＣＡＴＶ告知端末を使用し	第３段階に移行した場合は、岐阜県防災ヘリコプターを要請するため地域住民及び事業所職員は速やかに消火作業を中止し、現場を離れ必ず現場指揮本部へ戻り人員報告する。

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職　　員	地域住民・地域事業所
	場合は、越原運動場に仮設水槽を設置させ、大明神川から給水を行う部隊を結成し現場に向かわせる。火災現場が五加地内の場合は、五加運動場に仮設水槽を設置させ、白川から給水する部隊を結成し現場に向かわせる。 防災ヘリが現着しバケットに給水する前にプロットした図面により空中消火位置を図示し、現場指揮にあたったものが搭乗し現場からの携帯無線情報等加味し散水位置を指示する。	③五加地区の場合　五加運動場に水槽を設置、白川を水利とし、ポンプ車２台、ホース１０本で中継し、仮設水槽は中央に設置する。 防災ヘリが、現着した場合、火災現場から速やかに離れ、散水に支障の無いようにし、防災ヘリが接近したら、搭乗している現場指揮者に対し無線により位置を示す。		注意を呼びかける。	
第４段階 （レベル４） （緊急事態） （本部設置） （空中消火）	異常気象の影響により、さらに延焼拡大して緊急事態と判断したときは、団長は災害対策本部に対し消防相互応援協定に基づき隣接町村消防団の応援要請の協議を行うものとする。 応援要請した場合、指揮は団長があたり村入り口に班長以上で現場に詳しい団員を待機させるよう指示を出す。 被害が予測される地区へはその地区担当消防団を警戒にあたらせ、住民に情報を伝達するよう指示する。	緊急事態となり、消防相互応援協定に基づき災害対策本部より隣接町村に応援要請をかけた場合は、現場指揮本部の指示により、村内入り口に案内団員を配置する。 被害が予測される地区に対し、現場指揮本部より指示があった場合は担当地区班を警戒にあたらせる。 被害が予測される場合は部長が現場指揮本部と協議をするものとする。	緊急事態となり災害対策本部の設置指示があった場合、行政係職員は、現場により本村に設置する。 設置した場合は被害情報集約システムに入力する。 消防相互応援協定に基づき対策本部より隣接町村に応援要請をかけた場合は、要請先の町村に電子メール、ファックス、電話により位置関係と、村入り口に案内団員が待っている旨を伝達し、人数の確認と概ね到着時間を確認する。	村長、参事、総務課長は協議し、第４段階に移行した時点で緊急事態とし災害対策本部を、本庁に設置し、本部員は現場指揮本部との連絡調整にあたり、住民からの電話等の対応を行うものとする。 またＣＡＴＶ告知端末の放送を行うものとする。	気象条件等により、さらに急速に延焼拡大の危険があり緊急事態と判断した場合は、地域住民及び事業所職員は火災現場に近づかず避難体制をとり、万一、飛火等により地域民家に影響を及ぼす場合は初期消火に心がけこれを防御するものとする。 なお、飛火による火災が発生した場合は、速やかに地区の警備を行っている消防団に伝えるものとする。
第５段階 （レベル５） （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	異常気象や様々な原因により延焼の拡大が生じ非常事態と判断した場合、団長は、災害対策本部長に申し出て速やかに地域防災計画第３章第３項に基づき自衛隊派遣要請をかけるものとし、被害が予測される地区は予めその担当の部に避難所へ避難誘導を指示する。	異常気象や様々な原因により延焼の拡大が生じ非常事態と判断した場合、現場指揮本部から災害対策本部長に申し出て速やかに地域防災計画第３章第３項に基づき自衛隊派遣要請をかけるものとし、被害が予測される地区は本部の指示により担当の部は避難所へ避難誘導を行うものとする。	第５段階に移行した時点で非常事態とし、地域防災計画第３章第３項により自衛隊派遣要請を行うが、応援部隊及び現場にいる全ての部隊は防御体制をとるため、速やかに火災現場図面及び自衛隊野営箇所図面、火災現場が神土方面の場合は、総合運動場、越原方面の場合は越原運動場、五加方面の場合は五加運動場をプロットし現場指揮本部へ２部持参する。 行政係職員は避難所から避難住民リストの報告を受け被害情報集約システムに入力・送信する。	第５段階に移行した時点で非常事態とし、職員の招集、動員体制については、現場の状況、気象条件等考慮し災害対策本部長、参事、総務課長の協議によるものとする。 延焼状況により、風下地区の住民避難（避難誘導は担当地区消防団が行う）が発生した場合は、班長の指示により速やかに避難所の設営業務に従事し、避難所必需品は各最寄りの防災備蓄倉庫から調達する。 避難所の設営に従事している職員は避難した住民リストを報告する。	異常気象や様々な原因により延焼が拡大し非常事態と判断した場合は、地域住民及び事業所職員は避難体制をとり、避難勧告・指示が発令された場合、当該地区住民は速やかに指示に従い、消防団に避難誘導されるものとする。

２．建物火災活動

（１）人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル１～ レベル３	本部役員 全団員	各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	可搬ポンプ一式、鳶口、鋸、チェーンカッター、チェーンソー、スコップ、鋤簾、現場指揮本部旗、装備（携帯無線、笛、作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴等）
レベル４ （緊急事態） （本部設置） （空中消火）	本部役員 全団員	現場指揮本部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	発電機、投光器
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本部役員 全団員 応援要請人員	現場指揮本部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	ロープ、携帯無線機

注）レベル４及びレベル５、その他の必要物品は現場指揮本部

② 本部員、職員、本部団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル１～ レベル３	総務課職員 （担当職員） 本部員 本部団員	役場庁舎	出動状況調書、看板、紙、鋏、マジック、テープ、テーブル
		役場防災倉庫	現場指揮本部旗、ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリンタンク、バリケード
レベル４ （緊急事態） （本部設置） （空中消火）	総務課職員 本部員 本部団員	総合運動場	仮設水槽（研修館）
		役場防災倉庫	チェーンソー、鉈、鋸、ビニールシート
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	総務課職員 全職員 本部員 本部団員 応援要請人員	役場防災倉庫	毛布、寝袋、日常生活用品、備蓄食糧、紙コップ、皿（避難所へ）、リヤカー、ロープ、懐中電気
		役場庁舎	村管内図、色鉛筆、定規、マジック、腕章、災害対策本部旗、災害対策本部看板、腕章

（２）段階別活動計画［建物火災］

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職　　員	地域住民・地域事業所
基本方針	建物火災は、早期に火災の鎮圧を心がけ火災から、住民の生命、身体、財産を守りもって被害の軽減、大火の防止に努める。	建物火災は早期の鎮圧、延焼及び類焼の防御を心がけ、住民の生命、身体、財産を守るため、原則として次に掲げる防御体制をとる。	建物火災は早期の火災鎮圧を心がけ、被害の軽減と大火の防止に努め、住民の生命、身体及び財産を守るため次に掲げる体制をとる。	建物火災による被害の軽減と大火の防止に努め、住民の生命、身体及び財産を守るため次に掲げる体制をとる。	火災防除に対する意識の向上とともに、初期消火活動、防災機関への通報、避難、気象条件等について習熟しておくものとする。
第１段階 （レベル１）	建物火災は早期消火が基本であり、火災発生時の出動体制は全部が出動し、消火作業に当たるが、その活動体制は現着順に、タンク車に中継、次に現着した隊が一番近い水利（消火栓、防火水槽）、次に現着した隊は既に消火栓、防火水槽が使用されていたら一番近い河川、谷を水利とし火災の鎮圧に従事するよう指示する。 団長、副団長は現着後、現場指揮本部において現場を確認後速やかに状況判断を行い、気象状況等勘案し延焼防止を考慮した人員配置と消火作業を指示する。	各部長は火災現場近くの有効水利を確認し、現場到着順に最も近い水利から火元に対し、風上から単一車隊形をとらせ包囲注水を主戦力とし火勢制御に当たるよう指示し、人員報告並びに指示状況を現場指揮本部に報告し、その後到着した隊には付近に延焼又は類焼しないよう、警備及び防御の体制をとるよう指示を出す。 団員は、ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防ｾﾝﾀｰに２名以上集まった段階で出動し、現場指揮本部が出来ていない場合は、最も近い水利から至急消火活動に従事する。 現場指揮本部が設置されている場合は、人員報告し指示を仰ぐ。	建物火災が発生した場合、本部団員は２名以上揃った段階で現場に向かい、現場の状況及び消防団の出動状況により、現場が県道付近の場合は、伝達員を現場に残し交通整理に従事する。 なお、行政係職員は、風上の最適な場所に現場指揮本部を至急設置する。 （現場指揮本部旗は役場内の防災室にある。） 本部班準備品　交通整理用ライト、カラーコーン	村長、参事、総務課長、行政係職員で対処するものとし、状況に応じその都度、三役の協議により決定し総務課長は決定事項を行政係職員に伝達する。 準備ができ次第現場に向かう。	火災の鎮圧には消防団及び可茂消防事務組合が当たるが、自分達の地域は自分達で守るという姿勢のもと、協力体制をとる地域住民及び事業所職員は必ず現場本部に対し人員報告をした後、消防団の指示を仰ぎ初期消火及び、火災の防御等に従事するものとする。
第２段階 （レベル２）	気象条件等により延焼拡大の恐れがあると団長が判断した場合は、隣接する建物に対し人員配置を行い、延焼拡大を防御するものとする。 建物火災は、人命に関わる危険性があるので、消火部隊の他、救助部隊を結成し現場周辺の検索、警備に従事させる。 行方不明者がいるとの情報が入った場合は、先導注水部隊及びトビ部隊を結成させ検索に従事させる。	隣接住宅への延焼を防御するため、防御部隊により隣接建物に対し挟撃注水を行い火勢から防御する。 また、付近の林野への類焼を警戒するため、警戒部隊により火元より風下に対し扇隊形をとり散水により防御する。 長時間の消火活動や夜を徹するような場合、出動部隊の燃料、食料その他資機材は部長を通じ速やかに現場指揮本部に要請するものとする。 行方不明者がいるとの情報が入った場合は、現場本部に報告後指示を仰ぎ、先導注水部隊及びトビ部隊を結成し検索に従事する。	火災の状況に応じ、風下を主点として飛火警戒にあたるため、岐阜県総合防災ポータル等を利用し現在の気象状況、今後の予報等を把握し現場本部に報告する。 本部団員は長時間の消火活動によるポンプの燃料、必要資機材、団員の飲料水及び食料は指示があり次第調達し、現場本部へ持参する。 なお、作業が夜間におよぶ場合は、本庁の防災倉庫より発電機、投光器を現場指揮本部へ運ぶ。	同　上	同　上
第３段階 （レベル３）	気象条件、現場の状況により、火災発生現場周辺の林野に延焼拡大、若しくは隣接する建物が延焼、方々で類焼が発生した場合は、団長は速やかに体制を整備し、総力をあげて火災の鎮圧及び防御するよう指示すると共に、村長と管内消防相互応援協定に基づく応援要請の協議を行い要請するものとする。 なお、現場本部の指揮は副団長が行い、	現場指揮本部より、他町村に対し消防相互応援協定に基づき要請がかけられた場合は、村内入り口要所に出迎えの団員（担当地区班長以上）を配備し、現場本部までの案内及び現場の案内をするように指示を出す。 指示を受けた団員は、速やかに村内入り口に向かい火災の状況や、延焼及び類焼、部隊の位置関係を的確に把握し、各	行政係職員は消防相互応援協定により管内町村に応援要請の指示があった場合、火災状況、位置関係を応援先の町村に、電子メール、ファックス、電話等で伝えるとともに村内入り口に案内団員が待っている旨を伝達し、応援人数及び概ね現着時間を確認し、速やかに現場指揮本部に報告する。 本部班団員は移動型の防災行政無線機	団長より消防相互応援協定に基づく管内町村消防団の応援要請の協議があった場合、村長、参事、総務課長は至急協議し、応援要請を決定した場合は速やかに行政係職員に指示を出す。 状況により、村長、参事、総務課長は本部員及び総務課職員招集の協議し、決定した場合は行政係職員に指示を出す。 招集された本部員職員は情報収集業務	第３段階に移行し、消防相互応援協定に基づき隣接町村に対し応援要請をした場合は、他町村の消防団が現場に到着次第、地域住民及び事業所職員は速やかに初期消火作業等を中止し、現場を離れ必ず現場本部へ人員報告した後、飛火、類焼の監視体制をとる。

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職　　員	地域住民・地域事業所
	団長は対策本部員として、現場指揮に従事していない副団長及び行政係職員と被害想定、延焼拡大範囲等、最悪の事態を予測した図面を作製し、人員配置、消火作戦を考える。	部隊の連携を保つため個々の連絡はせず、現場本部発信現場応答型に統一し効果的使用を図る。	を現場指揮本部まで持参すると共に、必要物品等依頼があった場合は速やかに調達し現場指揮本部へ持参する。	に従事し、現場指揮本部との連絡調整にあたる。 総務課職員は電話の対応及び必要に応じＣＡＴＶ告知端末及び防災行政無線の放送をする。	
第４段階 （レベル４） （緊急事態） （本部設置） （空中消火）	建物火災延焼拡大、林野火災延焼拡大、方々で類焼が見られ、団長が緊急事態と判断したときは、速やかに地域住民の避難誘導をする部隊と、建物火災の鎮圧部隊、延焼拡大を防御する部隊に体制を整え任務を指示する。 林野の延焼を鎮圧及び防御するため、団長は速やかに岐阜県防災ヘリコプターの要請を本部長に対し行い、要請した旨を現場本部に伝達し、火災現場が神土の場合は中学校校庭に、火災現場が越原の場合は越原運動場に、火災現場が五加の場合は五加運動場にそれぞれ仮設水槽を設置する部隊と中継により給水する部隊を結成させ任務遂行するよう指示をするものとする。	方々に類焼、延焼し緊急事態に発展した場合は、現場指揮本部が空中消火作業を行うため岐阜県防災ヘリコプターを要請した場合、要請と同時に、火災現場が神土方面の場合は、中学校校庭に仮設水槽を設置し白川から給水するが、設置及び給水部隊は第３部若しくは第２部がその任務にあたる。 なお、火災現場が越原方面の場合は、越原運動場に仮設水槽を設置し大明神川から給水、第４部、第５部がその任務にあたる。 なお、火災現場が五加方面の場合は、五加運動場に仮設水槽を設置し白川から給水、第１部、第３部がその任務にあたる。	方々に類焼、延焼し緊急事態に発展し、現場指揮本部が空中消火作業を行うため岐阜県防災ヘリコプター要請の指示を受けた場合、要請と同時に、本部班団員は火災現場が神土方面の場合は、消防団員が中学校校庭に仮設水槽を設置し白川から給水するため、国道の交通整理に従事し、火災現場が越原方面の場合は、越原運動場に仮設水槽を設置し大明神川から給水するため、県道越原～付知線の交通整理に従事し、火災現場が五加方面の場合は、五加運動場に仮設水槽を設置し白川から給水するため、主要地方道恵那蛭川～東白川線の交通整理に従事する。 行政係職員は可茂消防事務組合を通じ岐阜県防災ヘリコプターの要請をする。	第４段階に移行した時点で緊急事態とし災害対策本部を設置する、役場に本部員が詰め、現場本部との連絡調整にあたり、住民からの電話等の対応を行うものとする。 団長から岐阜県防災ヘリコプターの要請があった場合、村長、参事、総務課長は岐阜県防災ヘリコプター要請の協議を行い、要請を決定した場合は速やかに行政係職員に指示し、現場指揮本部に連絡する。	気象条件等により、さらに急速に延焼拡大の危険があり緊急事態と判断した場合は、災害対策本部が岐阜県防災ヘリコプターを要請するため、地域住民及び事業所職員は火災現場に近づかず避難体制をとり、万一、飛火等により地域民家に影響を及ぼす場合は初期消火に心がけこれを防御するものとする。 なお、飛火による火災が発生した場合は、速やかに地区の警備を行っている消防団に伝えるものとする。
第５段階 （レベル５） （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	地区が異常気象等により壊滅の恐れがある非常事態と団長が判断したときは、災害対策本部と協議し、被害が想定される全ての地区住民を避難させる指示を関係の部に出すと共に、本部長に対し自衛隊の派遣要請協議をする。 現場指揮者は自衛隊に応援要請をした旨を各部長に伝達し、風下地域周辺住民の避難誘導部隊と防御部隊に体制を整え速やかに任務を遂行するよう指示を出す。 団長は現場指揮に従事していた副団長より現場状況を詳細に確認し、被害想定図面を行政係職員に作製させる。 自衛隊が現着した時点で、自衛隊指揮者と本部長、団長は本部員と共に図面を提示し防御作戦会議を開き、役割を分担し現場本部より指示を出す。	非常事態に発展し、地区壊滅状態に発展する恐れが生じた場合、災害対策本部協議により、地域防災計画第３章第３項に基づき自衛隊派遣要請を行うが、応援部隊及び現場にいる全ての部隊は防御体制をとり、指示があった部は直ちに関係地区全ての住民の避難誘導に従事する。 避難誘導には担当地区団員が任務にあたる。 避難誘導にロープ、リヤカー等必要な場合は速やかに現場指揮本部に連絡する。	非常事態に発展し、地区壊滅状態に発展する恐れが生じた場合、災害対策本部協議により指示があった場合、行政係職員は直ちに、地域防災計画第３章第３項に基づき自衛隊派遣要請を行う。 応援部隊及び現場にいる全ての部隊は防御体制をとるため、本部団員は速やかに火災現場図面及び野営箇所図面、火災現場が神土方面の場合は中学校校庭、越原方面の場合は越原運動場、五加方面の場合は五加運動場をプロットし現場指揮本部へ持参する。 避難住民リストの報告を受けた行政係職員は被害情報集約システムに入力・送信する。 本部班団員は現場指揮本部から必要物品の依頼があった場合、本庁の防災倉庫より調達する。	非常事態に発展した時、又は団長から自衛隊派遣要請依頼があった場合、災害対策本部は協議し、要請決定した場合は直ちに、地域防災計画第３章第３項に基づき自衛隊派遣要請を行う指示を行政係職員に出す。 職員の招集、動員体制についても、現場の状況、気象条件等考慮し災害対策本部の協議によるものとし、協議決定事項を速やかに総務課職員及び班長に伝達する。 延焼状況により、風下地区の住民避難（避難誘導は担当地区消防団が行う）が行われる場合は、班長の指示により速やかに避難所の設営業務に従事し、避難所必需品は各最寄りの防災備蓄倉庫から調達する指示を出す。 なお、避難所設営した班は避難した住民リストを作成し報告する。	異常気象や様々な原因により延焼が拡大し非常事態と災害対策本部が判断した場合は、地域住民及び事業所職員は現場から避難し、避難勧告・指示が発令された場合、当該地区住民は速やかに指示に従い、消防団に避難誘導されるものとする。

３-1．集中豪雨、異常気象災害活動

（１）人員、準備品一覧

①　本部役員、団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル１ （注 意 報）	本 部 役 員 （連絡体制）	自　　宅	役員装備（携帯無線、笛、作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等）
レベル２ （警　　報）	本 部 役 員 団　　員 （自宅待機）	自　　宅	団員装備（作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等）
レベル３ （警戒本部）	本 部 役 員 （対策本部）	災 害 対 策 本 部	現場指揮本部旗、その他（本部団員）
	団　　員 （各部で待機）	各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	スコップ、鋤簾、箕、土嚢袋、ロープ、砂、杭、、投光器、発電機
レベル４ （緊急事態） （本部設置）	本 部 役 員	災 害 対 策 本 部	その他（本部団員）
	団　　員	各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	ブルーシート、テント
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本 部 役 員 団　　員 応援要請人員	災 害 対 策 本 部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	ロープ

注）レベル３からレベル５、その他の必要物品は災害対策本部

② 本部員、職員、本部団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル１ （注 意 報）	総務課職員 （担当職員）	役　場　庁　舎	岐阜県総合防災ポータル及び気象監視システムにより、今後の状況確認、防災当番日誌等
レベル２ （警　　報）	本　部　員 総務課職員 （担当職員）	役　場　庁　舎	図面、色鉛筆、マジック、定規、公用車
		役場防災倉庫	土嚢袋、角スコップ、丸スコップ、ブルーシート、鉈、鋸、掛矢、鋤簾、箕
レベル３ （警戒本部）	本　部　員 総務課職員 本部団員	役　場　庁　舎	腕章、災害対策本部旗、災害対策本部看板、公用車
		役場防災倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリンタンク、懐中電灯、チェーンソー
レベル４ （緊急事態） （本部設置）	本　部　員 全　職　員 本部団員	役　場　庁　舎	応援要請書（自衛隊）
		役場防災倉庫	ロープ、備蓄食料、紙コップ、皿、毛布、応急用品、日常生活用品、バリケード、トラロープ、カラーコーン
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本　部　員 全　職　員 本部団員 応援要請人員	役　場　庁　舎	管内図、看板、腕章
		役場防災倉庫	担架、簡易リヤカー

３-2. 台風災害活動

（１）人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル１ （注 意 報）	本 部 役 員 （連絡体制）	自　　宅	役員装備（携帯無線、笛、作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等）
レベル２ （警　　報）	本 部 役 員 団　　員 （自宅待機）	自　　宅	団員装備（作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等）
レベル３ （警戒本部）	本 部 役 員 （対策本部） 団　　員 （各部で待機）	災 害 対 策 本 部	現場指揮本部旗、その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	鉈、鋸、チェーンソー、スコップ、鋤簾、箕、土嚢袋、ロープ、砂、杭、投光器、発電機
レベル４ （緊急事態） （本部設置）	本 部 役 員 団　　員	災 害 対 策 本 部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	ブルーシート
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本 部 役 員 団　　員 応援要請人員	災 害 対 策 本 部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	ロープ

注）レベル３からレベル５、その他の必要物品は災害対策本部

② 本部員、職員、本部団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル１ （注 意 報）	総務課職員 （担当職員）	役　場　庁　舎	岐阜県総合防災ポータル及び気象監視システムにより、今後の状況確認、防災当番日誌等
レベル２ （警　　報）	防 災 当 番	役　場　庁　舎	図面、色鉛筆、マジック、定規、公用車
		役場防災倉庫	土嚢袋、角スコップ、丸スコップ、ブルーシート、鉈、鋸、掛矢、鋤簾、箕
レベル３ （警戒本部）	本部員 総務課職員 本 部 団 員	役　場　庁　舎	災害対策本部旗、災害対策本部看板、公用車
		役場防災倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリンタンク、懐中電灯、チェーンソー
レベル４ （緊急事態） （本部設置）	本部員 全　職　員 本 部 団 員	役　場　庁　舎	応援要請書（自衛隊）、軽トラック
		役場防災倉庫	ロープ、食料、毛布、応急用品、日常生活用品、バリケード、トラロープ、カラーコーン
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本部員 全　職　員 本 部 団 員 応援要請人員	役　場　庁　舎	管内図、腕章
		役場防災倉庫	担架、寝袋、簡易リヤカー

（２）段階別活動計画［集中豪雨、異常気象、台風災害］

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職　　員	地域住民・地域事業所
基本方針	集中豪雨、台風、異常気象状況について気象台から発表される情報や、岐阜県総合防災ポータル等によりある程度予測することができ、適切な対応により災害の防御も可能であることから早い時期の判断と決断を要す。	集中豪雨、台風、異常気象による災害は、ある程度予測ができるため、被害を最小限にするため迅速な対応が必要となる。	集中豪雨、台風、異常気象による災害は、気象監視システム、岐阜県総合防災ポータル等利用し情報収集することにより、雨量予測、洪水ピーク時の時間予測ができ、被害を最小限に食い止めるため迅速な対応が必要となる。	集中豪雨、台風、異常気象による災害は、防災行政無線、防災メール、テレビ等より情報収集することにより、降雨量、進路等予測ができるため適切な行動と災害を防御するため迅速な対応が必要となる。	集中豪雨、台風、異常気象による災害は、防災行政無線、防災メール、テレビ等より情報収集することにより、降雨量、進路等予測ができるため適切な行動と災害を防御するため迅速な対応が必要となる。
第１段階 （レベル１） （注 意 報）	大雨洪水注意報が発令され、村内でも強い雨が降り始め、気象情報では降り続く状況が生じた場合、自宅待機とし、団幹部、住民からの情報収集及び役場に連絡を取り村内雨量状況や気象監視システム及び岐阜県総合防災ポータルによる、気象状況予測情報収集に努める。	大雨洪水注意報が発令されて、村内でも強い雨が降り始めている場合や、注意報等に関係なく雨が降り続き、危険な状態が予測されるときは各自、連絡の取れる体制に努め、自宅付近の降雨状況、河川の増水等に注意し、何時でも出動できるよう体制を整えておく。	大雨洪水注意報が発令されて、村内でも強い雨が降り始めている場合や、注意報等に関係なく雨が降り続き、危険な状態が予測されるときは各自、連絡の取れる体制に努め、自宅待機とし何時でも出動をできるよう体制を整えておく。	大雨洪水注意報が発令されて、村内でも強い雨が降り始めている場合や、注意報等に関係なく雨が降り続き、危険な状態が予測されるときは各自、連絡の取れる体制に努める。	大雨洪水注意報が発令されて、村内でも強い雨が降り始めている場合や、注意報等に関係なく雨が降り続き、危険な状態が予測されるときは家族間、事業所職員間で連絡の取れる体制に努める。
第２段階 （レベル２） （警　　報）	大雨洪水警報が発令され、町内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流に流出が激しくなり、本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断したときは、団長、副団長は役場に集合し協議後、、本部役員を招集し各地区部隊を結成し安全確保を図り巡回パトロールするよう指示を出す。 団長は、巡回パトロールの報告を受け、災害が発生する恐れがあると判断したときは第３段階（村は災害対策警戒本部体制）へ移行を決定する。	大雨洪水警報が発令されて、村内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断された場合、、団員は詰所に待機し指示を待つが、巡回の指示が出た場合いかなる状況でも単独で行動させず、必ず団員の安全確保を図り部単位で行動する。 部隊への指示事項は本部分団長とし、不在の場合は副分団長とする。 部隊より報告を受けた本部分団長は至急副団長に報告する。	大雨洪水警報が発令されて、村内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断され役場に本部員が詰めた場合、行政係職員は役場に、万一に備え図面、筆記用具、現場指揮本部旗を準備する。 本部班団員は引き続き何時でも出動出来るよう体制を整え、警戒本部設置時に出動する。	大雨洪水警報が発令されて、村内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断され、本部員は役場に詰め、警戒体制を取り状況に応じ巡回、啓発を行うが、他の職員は外出を控え、情報収集に努め、万一に備えいつでも参集できるよう準備する。	大雨洪水警報が発令させて、村内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断され役場に防災当番が詰めた場合、防災行政無線、消防団の広報車により警報及び情報伝達されるので、家族間及び事業所職員間の連絡を密にし外出を控え、情報収集に努め、万一に備え何時でも安全な場所に避難できるよう準備する。
第３段階 （レベル３） （警戒本部）	引き続き大雨洪水警報が出されており、上流でもかなり激しく雨が降り谷川、本流もかなり氾濫している状況で、堤防からの漏水、山からの湧水が見受けられ、土石流災害、土砂崩れ災害等の心配があると見受けられた場合は、引き続き各地区厳重警戒体制をしき部隊に安全確保を図り巡回パトロールにあたるよう指示を出す。 災害対策警戒本部が設置された場合、団長は本部員として本部に入る。	引き続き大雨洪水警報が発令されており、上流でもかなり激しい雨が降り続き、谷川も氾濫し、本流も氾濫している状況で、堤防からの漏水、山からの湧水が見受けられ、土石流災害、土砂崩れ、浸水等被害が予想された場合は、各地区、厳重警戒体制を取り引き続き部隊の安全確保第一で巡回パトロールにあたるが、万一現場で土砂災害や斜面から激しく湧水が噴き出しているような箇所には近づかず、直ちに本部分団長を通じ団長に報告するものとする。(二次災害を考えて行動する) 但し、人命に関わるような場合は至急任務にあたると同時に現場本部に状況報告する。	引き続き大雨洪水警報が発令されており、上流でもかなり激しい雨が降り続き、谷川も氾濫し、本流も氾濫している状況で、堤防からの漏水、山からの湧水が見受けられ、土石流災害、土砂崩れ、浸水等被害が予想された場合、消防団が土嚢積み等行う可能性があるため、本部班団員は事前に役場の防災倉庫から土嚢袋、スコップ等準備し、行政係職員は建設事業者に連絡し砂の手配をしてその旨を副団長に伝達しておく。 なお、暴風警報が発令されている場合、本部班団員は、役場の防災倉庫よりチェーンソー、鋸、鉈、ロープ等を準備する。	引き続き大雨洪水警報が発令され、村内でもかなり強い雨が降っている場合、降り始めからの雨量が１２０㎜となった段階で災害対策警戒本部とし、防災当番は役場に引き続き詰め、巡回及び広報活動等行うが、他の職員は自宅付近の雨の降り方、谷川、河川の増水に注意しながら、何時でも出動できる体制を整えておき、危険を察したような場合は直ちに役場に連絡する。 連絡を受けた職員は総務課長に報告し指示を仰ぎ気象状況に応じた防御体制をとり、職員間の連絡体制を整える。 災害箇所を図示できるよう図面等の準備をする。	引き続き大雨洪水警報が発令されており、上流でもかなり激しい雨が降り続き、谷川も氾濫し、本流も氾濫している状況で、堤防からの漏水、山からの湧水が見受けられ、土石流災害、土砂崩れ、浸水等被害が予想された場合、住民においては地区区長、事業所においては上司を通じて役場に連絡し、危険を伴う防御作業は行わず、我が身の安全を確保して作業に従事する。 なお、暴風警報が発令されている場合は、特に注意し作業に従事する。

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職　　員	地域住民・地域事業所
第４段階 （レベル４） （本部設置） （緊急事態）	引き続き大雨洪水警報が出されており、さらに雨も激しく降っており河川の水位が著しく上昇している中、各部長より現場状況について次の報告を受けた場合（中小河川が氾濫し土石流の危険がありの報告、斜面の湧水が激しくなり土砂崩れの危険がありの報告、各地域で中小土砂崩れありの報告）、災害発生を各地で確認し、その他災害の防御が各地で必要になった場合、至急団長は副団長と協議し部長に指示を出し各部隊に伝えるとともに、災害対策本部長にその旨を報告する。 なお、主要道路に土砂災害等発生が見られ救急業務、災害復旧活動、災害防御活動等に支障をきたす場合は建設事業者応援協定に基づき、総務課長を通じて応援要請を申し出るものとする。 土石流、浸水被害等予測される場合、災害対策本部から避難勧告・指示が出された場合は、関係地域住民の避難誘導をする旨、部長を通じて指示をする。	引き続き激しい雨が降り続いており、河川の水位も急上昇している状況で、各方面隊は土石流災害、土砂崩れ等発見した場合、この時点で村は災害対策本部を役場に設置されるので、団員は災害復旧作業や防御は行わず図上にプロットし番号を振り、詳細を別紙に記する。 緊急を要す場合は部長を通じ団長に報告するものとする。 人命に関わる災害以外は、部単独での行動は慎み、緊急を要する主要地方道の法面崩落、斜面崩壊、ライフライン災害等は、発見と同時に部長を通じ団長に報告するものとする。（報告を受けた段階で、建設事業者応援協定に基づき応援要請が行われる。） 災害対策本部より避難勧告、避難指示の伝達があった場合は、担当地区の部が避難誘導の任務に従事する。 なお、長期にわたると判断した場合は団員を２班にわけ、８時間勤務体制をとり従事する。	引き続き大雨洪水警報が出されており、村内でさらに雨が激しく降っている状況で、消防団や住民から災害の報告が多数寄せられ、村が災害対策本部を設置した場合は、想定される次の段階を考え、危険地域住民の避難に備えて避難所設営の準備に係るものとし、防災倉庫から必要な物品（毛布、食料、日常生活品等）を準備し、万全の体制を整える。 現場に従事している消防団員に対し必要物品を迅速に調達し配布する。 なお、万一危険地域住民に避難勧告及び指示が発令された場合、避難誘導は担当地区消防団員が行うが、避難所の必要物品は最寄りの防災備蓄倉庫より調達し本部班団員で配布する。 災害対策本部設置、避難勧告等指示がありしだい行政係職員は被害情報集約システムに入力・送信する。 避難住民リストの報告についても同様とする。	引き続き大雨洪水警報が出されており、村内でさらに雨が激しく降っている状況で、防災当番、消防団、住民から災害の報告が多数寄せられ、村が災害対策本部を設置した場合は、想定される次の段階を考え全職員を招集し、必要機械工具を準備し、万全の体制を整える。 なお、万一危険地域住民に避難勧告及び指示が発令された場合、避難誘導は担当地区消防団員が行うが、指定避難所までの道中、万一土砂等の流出が見られ危険を伴うような場合、建設事業者に応援要請をし、建設機械等により防御及び取り除き等を行う。 この時点で、職員は全員体制で従事するが、長期にわたると判断された場合、又は 12 時間経過したような場合は２班に分け半分の人員を休ませ８時間勤務体制をとり従事する。 避難所設営に従事している班は、避難住民リストの報告をする。	引き続き大雨洪水警報が出されており、村内でさらに雨が激しく降っている状況で、消防団や地区から災害の報告が多数寄せられ、村が災害対策本部を設置した場合は、想定される次の段階を考え万全の警戒体制をとり、万一危険地域住民に避難勧告及び指示が発令された場合、避難誘導は担当地区消防団員が行うが、指定避難所までの道中、土砂等の流出が見られ危険を伴うような場合、危険箇所には近づかず、必ず指示に従うものとする。 暴風警報が発令され、村内でもかなり強い風が吹き、風倒木の危険が生じた場合は、ＣＡＴＶ個別端末を有効利用し住民に対し外出は控え、雨戸を閉めるなどの防御体制をとるものとする。
第５段階 （レベル５） （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	各部長から、村内各地で土砂災害、土石流災害、浸水による被害が発生した旨の報告を受けた場合、また、災害規模が大きく救助を要するような災害が各地域で発生した旨の報告を受けた場合、団長は非常事態への移行を判断し、本部長、参事、総務課長と協議し人命、身体及び財産の保護のため必要と認めた場合は、地域防災計画第３章第３項により自衛隊派遣要請を行うものとする。 団長は、災害対策本部より自衛隊派遣要請がされた場合はその旨、副団長を通じ各部長に伝達する。 なお、各地区の情報を基に被害状況を図面に図示し人命に関わる災害から順次番号をつけ、自衛隊の任務と消防団の任務を分け、案内団員を各分団より人選し、指示を出し配置し、その旨を本部長に伝えるものとする。	村内各地で、大小災害が発生し主要地方道も通行不能状態になったような場合、災害対策本部は、村が定める地域防災計画に基づき自衛隊の派遣要請を行うため、各部は担当地域の災害箇所を図面にプロットし緊急を要すものから順に番号を付け災害対策本部に提出する。 なお、人命に関わるような場合は至急対応すると共に現場指揮本部に報告し、応援部隊が必要な場合はその旨を伝えるものとし、二次災害に至らないよう団員の安全確保に努めて配慮し、部隊の単独行動はしないようにする。 自衛隊の案内に指名された団員は、本部に行き、待っている場所、自衛隊の到着時間等確認し待機場所に移動する。	この段階では、災害が各地区で多発し、主要道路決壊やライフライン不通等、職員、消防団、消防職員だけでは対応できない状況で、併せて地域住民の避難がある場合は役割分担を明確にしておかなければならないことから、本部班団員は各避難所の物品の配布、調達に従事し、災害対策本部との連絡、報告を密にするものとする。 行政係職員は、本部災害情報を基に岐阜県を通じて災害救助法の手続きをとる。 自衛隊派遣要請した場合の野営場所は、総合運動場又ははなのき会館芝生広場とし、本部班団員は案内をする。	この段階では、災害が各地区で多発し、主要道路決壊断絶やライフライン不通等、職員、消防団、消防職員だけでは対応できない状況で、併せて地域住民の避難がある場合は役割分担を明確にしておかなければ成らないことから、我が身の安全確保を第一に地域住民は安全な場所に避難してもらう事が先決であり、次にライフライン復旧は関連事業所に、道路復旧は建設事業者にそれぞれ応援協定に基づいて要請し災害救助法の適用を受け自衛隊に派遣要請した場合は、自衛隊が到着するまでに要請する災害箇所を図上にプロットし明確にしておき方面毎に現地案内者を決めておき災害対策本部には自衛隊指揮官が残り現場との連絡を密にする。 なお、自衛隊野営場所は、総合運動場若しくははなのき会館芝生広場とするので、位置図を作製するよう指示をする。	この段階では、災害が各地区で多発し、主要道路決壊断絶やライフライン不通等、職員、消防団、消防職員だけでは対応できない状況で、併せて地域住民の避難がある場合は我が身の安全確保を第一に地域住民は速やかに安全な場所に避難することが先決であり、ライフラインの復旧及び道路の復旧については、それぞれ応援協定に基づいて各事業所に要請し、さらに災害救助法の適用を受け自衛隊に派遣要請した場合は自衛隊が到着するまでに確実に地域住民は避難所に避難する。

４．地震災害活動

（１）人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル１ （注意情報）	本部役員 （自宅待機） 団　　員 （連絡体制）	自　　宅	役員装備（携帯無線、笛、活動服、ヘルメット、安全靴等）
レベル２ （予知情報） （警戒宣言）	本部役員 団　　員 （自宅待機）	自　　宅	団員装備（活動服、ヘルメット、安全靴等）
レベル３ （本部設置）	本部役員 （対策本部） 団　　員 （各部で待機）	災害対策本部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、鋤簾、箕、バール、現場指揮本部旗
レベル４ （緊急事態）	本部役員 団　　員	災害対策本部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	ブルーシート、テント
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本部役員 団　　員 応援要請人員	災害対策本部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	ロープ

注）１．注意情報、予知情報（警戒宣言）は、東海地震に関する情報である。
　　２．レベル４及びレベル５その他の必要物品は災害対策本部

② 本部員、職員、本部団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル１ （注意情報）	総務課職員 （担当職員）	役　場　庁　舎	岐阜県総合防災ポータルにより今後の状況確認、防災当番日誌等
レベル２ （予知情報） （警戒宣言）	本　部　員 総務課職員	役　場　庁　舎	図面、色鉛筆、マジック、定規、公用車（広報車）
		役場防災倉庫	チェーンソー、鋸、鉈、バール、ボトルクリッパー、簡易リヤカー、エアーポンプ、ロープ
レベル３ （本部設置）	本　部　員 総務課職員 本部団員	役　場　庁　舎	災害対策本部旗、災害対策本部看板、公用車、移動式防災行政無線固定局
		役場防災倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリンタンク、懐中電灯
レベル４ （緊急事態）	全　職　員 本部団員	役　場　庁　舎	応援要請書（自衛隊）、軽トラック
		役場防災倉庫	ロープ、食料、毛布、応急用品、日常生活用品、三角巾、ブルーシート、バリケード、トラロープ、カラーコーン
レベル５ （非常事態） （避　難） （自衛隊派遣）	全　職　員 本部団員 応援要請人員	役　場　庁　舎	管内図、腕章
		役場防災倉庫	担架、寝袋

注）注意情報、予知情報（警戒宣言）は、東海地震に関する情報である。

（２）段階別活動計画［地震災害］

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職　　員	地域住民・地域事業所
基本方針	東海地震や東南海地震等の発生に伴う人的・物的被害の軽減のため、地震発生までにとるべき災害予防対策と発生後の災害応急対策を定める。	東海地震や東南海地震等の発生に伴う人的・物的被害の軽減のため、地震発生までにとるべき災害予防対策と発生後の災害応急対策を定める。	東海地震や東南海地震等の発生に伴う人的・物的被害の軽減のため、地震発生までにとるべき災害予防対策と発生後の災害応急対策を定める。	東海地震や東南海地震等の発生に伴う人的・物的被害の軽減のため、地震発生までにとるべき災害予防対策と発生後の災害応急対策を定める。	東海地震や東南海地震による被害を最小限に抑えるため、一人ひとりが「我が身の安全は我が身で守る」という基本理念と防災知識を身に付ける。 日頃から災害に対する備えを心がけ、生活単位となる、家庭・学校・職場等で、防災意識の啓発を図る。
第１段階 （レベル１） （注意情報）	行政係職員から、「気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、村地震計が震度３を観測した地震情報」を、防災行政無線、防災メールにより伝達を受けた時は、消防団本部役員は連絡を密にして何時でも出動できる体制を整える。	行政係職員から、「気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、村地震計が震度３を観測した地震情報」を、防災行政無線、防災メールにより伝達を受けた時は、消防団員は連絡を密にして何時でも出動できる体制を整える。	気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、村地震計が震度３を観測したときは、行政係職員は速やかに防災行政無線、防災メールにより住民及び消防団員、職員に注意情報が発令された旨の情報伝達を周知徹底する。	行政係職員から、「気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、村地震計が震度３を観測した地震情報」を、防災行政無線、防災メールにより伝達を受けた時は、総務課長は情報伝達を周知徹底させ状況により他の職員を動員できる体制を整える。	総務課から、「気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、村地震計が震度３を観測した地震情報」を、ＣＡＴＶ、広報巡回車、防災メール等により伝達を受けた時は、家族間の連絡を密にして何時でも避難できる体制を整える。 事業所についても同じ。
第２段階 （レベル２） （予知情報） （警戒宣言）	気象庁から全国瞬時警報システム等により予知情報、警戒宣言が発令された場合、又は県内で地震が発生し、村の地震観測計が震度４若しくは震度５弱を観測したときは、村に地震警戒本部を設置する。 消防団本部役員は、本庁に集合し、消防団員に情報収集させるため招集し会議を至急行い、本庁から情報収集の指揮のとれる体制をとる。	気象庁から全国瞬時警報システム等により予知情報と警戒宣言が発令された場合又は県内で地震が発生し、村の地震観測計が震度４若しくは震度５弱を観測したときは、村に地震警戒本部を設置する。 消防団員はｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター待機とし、指示があり次第集合する。	気象庁から全国瞬時警報システム等により予知情報と警戒宣言が発令された場合又は県内で地震が発生し、村の地震観測計が震度４若しくは震度５弱を観測したときは、村に地震警戒本部を設置し、本部班団員は本庁に集合する。 行政係職員は情報伝達を周知徹底する。	気象庁から全国瞬時警報システム等により予知情報と警戒宣言が発令された場合又は県内で地震が発生し、村の地震観測計が震度４若しくは震度５弱を観測したときは、村に地震警戒本部を設置する。 村長、参事、総務課長、本部員は役場に集合する。 他の職員は自宅待機とし何時でも参集出来る状態に努める。	気象庁からの予知情報と警戒宣言が発令された場合又は県内で、震度４若しくは震度５弱の地震が発生したときは、慌てないで広い場所に避難する。 家にいた場合は、家族の安否確認後、火の元、ガスの元栓等確認し広く安全な場所に避難する。 事業所においても従業員の安全第一に情報伝達し速やかに避難する。
第３段階 （レベル３） （本部設置）	各部が情報収集を行い、災害が発生したとの報告があった場合、又は地震に伴う火災が発生したと報告があった場合、至急部隊を現場に向かうよう指示を出す。 村内の全ての状況が把握できない場合は、全ての部を第一発見現場に向かわせる事のないよう村全体の被害状況を把握した後、部を各方面へ動員する。 この段階で村に災害対策本部が設置される。	各部が情報収集を行い、災害が発生したとの報告があった場合、又は地震に伴う火災が発生したと報告があった場合、村は災害対策本部を設置するので消防団は至急部隊を結成し現場指揮本部の指示により現場に向かい、被害状況、道中状況等をその都度、部長に報告する。 報告を受けた部長はまとめて現場指揮本部に報告する。 部隊は人命に関わる場合を除き、火災などを発見した場合は、消火作業をしないで現場指揮本部に連絡し、応援部隊を呼ぶ。 状況により、初期消火作業をした方が良いと判断した場合は発見現場に従事し、他の部隊が初期任務の現場に急行する。	消防団が情報収集を行い、災害及が発生したとの報告があった場合、又は地震に伴う火災が発生したと報告があった場合、役場に災害対策本部を設置し、本部班団員は役場の防災倉庫より必要物品をそれぞれの本部に準備する。 行政係は被害情報集約システムに必要事項を入力・送信する。 行政係職員は情報集約し、防災行政無線、防災メールを使い伝達する。	災害及び火災が発生したとの報告があった場合、村長、参事、総務課長は協議し直ちに災害対策本部を設置し全職員を参集、職員は班で行動し各方面の情報収集に従事し、地震に伴う火災を発見した場合は災害対策本部に報告し初期消火するが、消防団が現着した時点で現場を任せ、初期の任務に従事する。 なお、招集がかかり災害対策本部に向かう場合、道路状況が分からないため出来る限り周りの状況を確認し記録してくるように心がけ、人命に関わる現場を発見したら迷わず従事する。 連絡出来る手段があればその旨連絡する。 村長、参事、総務課長は自主避難している住民の把握するため、各避難所に対	家や事業所にいて突発的な地震が発生した場合、「身の安全を確保する」を第一優先とし、以下のような行動を行い、避難所へ避難する。 （１～２分の間） 揺れがおさまったら、火の始末や脱出口を確保する。 （３分後） みんなの安全を確認し、火が出たら初期消火、ラジオをつける、靴を履くなど無理をせず避難する。 この場合、飲料水や食料等の備蓄品を持って行く。 周りの状況を判断し、人命に関わるような場合は、お互い助け合う。 初期消火等も出来る限り協力する。

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職　　員	地域住民・地域事業所
				し動員する。	
第４段階 （レベル４） （緊急事態）	村内各地で災害や火災が発生し災害対策本部から避難指示、避難誘導が発令された場合、地域住民を安全な場所に避難させるよう、各部に避難誘導活動を指示する。 その他の部は順次消火活動を展開させ、人命救助を第一に活動するよう指示を出し、最も被害のひどい箇所や、延焼拡大の恐れの多い箇所を優先させるよう指示を出し、一箇所に集中しないようにする。 この段階では、消防団だけでは対応できない状況であるので、消防団 0.B.や、事業所に協力を得るようにし、村災害対策本部に対し、状況を報告する。 災害対策本部が村内の防災機関だけで対応出来ないと判断したときは自衛隊派遣要請を行うと伝達があった場合、現場指揮本部は、各部長に優先番号をつけた図面を作成すると共に案内団員の人選をするよう指示をする。	村内各地で災害や火災が発生した場合、災害対策本部から避難指示、避難勧告が発令された場合、現場指揮本部の指示により各部隊は地域住民を安全な場所に避難させるため避難誘導に従事する。 避難誘導に従事する以外の団員は引き続き部隊を結成し順次消火活動を展開する。 人命救助を第一に活動するようにし、最も被害のひどい箇所や、延焼拡大の恐れの多い箇所を優先させる。 一箇所に集中しないようにするが、消防団だけでは対応できない状況であると判断した場合は、現場指揮本部に状況を報告し応援を要請する。 現場指揮本部から、自衛隊派遣要請をしたと伝達を受けた場合、非常事態に移行すると判断し、各部長は災害箇所に優先番号をつけた図面を作成すると共に案内団員の人選をする。	村内各地で災害や火災が発生した場合、災害対策本部から避難指示、避難勧告が発令された場合、行政係職員は被害情報集約システムに入力する。 本部班団員は避難所の必要物品リストにより速やかに準備し２名一組で各避難所に配布する。 必要物品については、役場の防災倉庫より調達し、不足している物は最寄りの商店、スーパーから調達する。 自衛隊、県及び他市町村に対する応援要請の指示があった場合、行政係職員は、地域防災計画の「地震対策編第３章第１項第２節災害応援要請（41～44 ページ）」に基づいて行う。 本部班団員は自衛隊派遣要請があった場合、野営場所となる総合運動場を開放する。 その他、詳細については災害対策本部の指示に従う。	村内各地で災害や火災が発生した場合、村長、参事、総務課長は地域住民を安全な場所に避難させる事を第一に、避難指示、避難勧告発令を行政係に指示する。 避難所に勤務している職員は引き続き勤務し、避難者リスト（任意様式）及び必要物品リストを作成し本部に報告する。 部隊は人命救助を第一に活動するようにし、最も被害のひどい箇所や、延焼拡大の恐れの多い箇所を本部に連絡するようにする。 この場合、一箇所に集中しないように活動するように心がける。 各方面で災害、火災が発生しており職員、消防団、消防署だけでは対応できない状況である場合、村災害対策本部に状況を報告する。 報告を受けた村長、参事、総務課長は至急協議し自衛隊派遣要請の指示をする。	避難所に向かう途中では、余震に注意し、正しい情報を確認するとともに、隣・近所で助け合う。 また、避難所に着いたら、村の職員や消防団員の指示に従う。 村内各地で災害、火災が発生している場合、人員が限られており救助、消火活動の対応が遅れることが予測されるため、自助・共助の考えに基づき我が身の安全確保を第一に避難する人と救助活動や初期消火活動に従事する人に分かれ行動する。 地区においては人員を確認し、被害状況を調査しておく。 事業所においては組織力を活用し人員確認後、状況判断し安全確保を図った上で救助活動及び初期消火活動に従事する。 なお、村内全域で災害、火災等が発生し対応しきれないと判断したときは非常事態とし、自衛隊派遣要請をするので、引き続き救助活動等行うが、災害対策本部から指示が出た場合は従う。
第５段階 （レベル５） （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	この段階では村内各地で災害が多発しており壊滅状態になる恐れがあり、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を再度整えるようにする。 図上に被災箇所をプロットし、人命を優先させ番号を付ける。 人命救助に重点をおき、地域住民、事業所に初期消火を依頼するよう指示を出し、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させる。 自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ案内団員をつけ、救助にあたる。 野営場所は、神土が総合運動場、越原は越原運動場、五加は五加運動場に設営するよう案内する部長に指示をする。	この段階では村内各地で災害が多発しており壊滅状態になる恐れがあり、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整えるようにする。 部長は、被害状況をまとめ、図上に被災箇所をプロットし、人命を優先させ番号を付けるよう団員に指示をする。 人命救助に重点をおき、地域住民、事業所に初期消火を依頼するよう指示が出された場合、現場に責任者を置き、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたる。 野営場所は、神土方面は総合運動場、越原方面は越原運動場、五加方面は五加運動場に設営するよう案内団員が現場まで案内する。	この段階では村内各地で災害が多発しており壊滅状態になる恐れがあり、自衛隊が到着するまでに、消防団は人員配置、活動体制を整えるので、本部班団員は消防団の必要物品調達に従事する。 行政係職員は被害情報集約システムに避難状況、必要物品等を入力する。 県内外市町村からの救援物資についての、集積、集配ははなのき会館とするので、本部班団員は看板及び救援物資リスト（任意）作成し集積業務に従事する。 行政係職員は、職員、消防団、地区からの被害状況をまとめ被害情報集約報システムに入力する。	自衛隊派遣要請を指示した段階で壊滅状態に近く非常事態とし、村長、参事、総務課長は自衛隊が到着するまでに優先番号を付けた図面を作成するよう総務課員に指示を出す。 災害対策本部は、作成された図面を下に自衛隊に要請する災害箇所を協議決定する。 マスコミ対応は総務課長が行うものとする。 災害対策本部は、ＣＡＴＶ告知端末、防災行政無線、防災メール・災害情報緊急連絡メール等を有効活用情報提供に心がける。 職員は、避難所、救援物資集積場、広報等に分かれて従事する。	避難所にいる場合は、村の職員や消防団員の指示に従うとともに、親戚や知人に安否を確認する。 家や事業所にいる場合は、ラジオなどで災害情報を聞くとともに、飲料水や食料等の備蓄品を用意して、避難所へ行き、村の職員や消防団員の指示に従う。 避難所において協力して出来る事は自分達で行う。 人命救助等に従事している者は、消防団、消防署、自衛隊が到着した場合は速やかに詳細を伝達し、指示に従うものとする。

５．航空機事故災害活動

（１）人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル４ （本部設置） （緊急事態）	本部役員 （対策本部） 団　　員	災害対策本部	役員装備（携帯無線、笛、活動服、ヘルメット、安全靴等） 団員装備（活動服、ヘルメット、安全靴等）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、バール、現場指揮本部旗 ブルーシート、テント、その他（本部団員）、発電機、投光器
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本部役員 団　　員 応援要請人員	災害対策本部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	ロープ、看板

注）レベル４及びレベル５その他の必要物品は災害対策本部

② 本部員、職員、本部団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル４ （本部設置） （緊急事態）	本部員 （対策本部） 全職員 本部団員	災害対策本部	職員装備（防災服、ヘルメット、足元の安全等）管内図
		役場防災倉庫	ゴーグル、チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、バール、ロープ、災害対策本部旗、看板、ブルーシート、テーブル、ハンドマイク、ボルトクリッパー、発電機、投光器、チェーンカッター、街頭消火器（現場付近より）
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本部員 （対策本部） 全職員 本部団員 応援要請人員	災害対策本部	応援要請書（自衛隊）、腕章
		役場防災倉庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、毛布、寝袋、三角巾、リュックサック、給水袋

（２）段階別活動計画［航空機事故］

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職　　員	地域住民・地域事業所
第４段階 （レベル４） （本部設置） （緊急事態）	村内で航空機が墜落した場合は、その時点で緊急事態であり、村は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより消防団に情報伝達する。 至急役員は現場を確認し、現場指揮本部設置を行政係職員に指示する。 救助隊、行方不明者検索隊、消火隊等必要に応じ結成させる。 火災が発生した場合は消火活動を展開させるが、人命救助を第一に活動するよう指示する。 消防団だけでは対応できない状況である場合は、消防団 0.B.や、事業所に協力を得るようにし、村災害対策本部に対し状況を報告する。	村内で航空機が墜落等した場合、その時点で緊急事態であり、村は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより団員に情報伝達する。 連絡を受けた場合は、各自装備し指定された場所に集合し現場指揮本部に人員報告し指示を仰ぐ。 火災が発生した場合は消火活動を展開するが、人命救助を第一に活動するようにする。 消防団だけでは対応できない場合は、現場指揮本部に状況を報告し応援を要請する。 必要物品がある場合も現場指揮本部に連絡する。	村内で航空機が墜落等した場合、緊急事態であり、村長、参事、総務課長の指示により速やかに、本庁に災害対策本部を設置すると共に、防災行政無線、防災メールにより情報伝達する。 その状況を県に報告すると共に関係機関に連絡する。 本部班団員は状況に応じ必要物品を防災倉庫より調達し災害対策本部に持参する。 現場が国道、県道等の付近であった場合は交通整理に従事する。 災害対策本部より自衛隊派遣要請があった場合、行政係職員は速やかに派遣要請をする。	村内で航空機事故等が発生した場合は、緊急事態であり、災害対策本部設置となり、災害対策本部設置を行政係職員に指示し、全職員に対し招集の指示を出す。 職員は村災害対策本部に参集し、地域防災計画の「一般対策編第１章第５節東白川村災害対策本部の組織３．分担任務（11～13 ページ）」に基づいて活動する。 現場の状況により村長、参事、総務課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定した場合は行政係職員に指示を出す。 総務課職員数名は災害対策本部の指示により、電話等の対応をする。	現場付近の住民は自己防衛に心がけ現場には近づかないようにするが、地域において飛び火等により火災等発生した場合は初期消火活動に心がける。 爆発等により延焼の恐れがある場合は村職員、消防団員の指示に従い速やかに避難する。 現場の状況により、重機、スプレッダー、カッター等必要になった場合、事業所に依頼するので出来る範囲で協力する。
第５段階 （レベル５） （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。 航空機が墜落炎上し、死傷者が多数発生した場合は、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げて救助、救出、消火活動するように指示を出す。 各部長から報告を受けた現場指揮本部は図上に事故箇所をプロットし、人命救助に重点をおくよう指示し、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させる。 自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助、救出にあたるように指示を出す。 延焼などにより風下地区住民に被害が及ぶと判断した場合は避難誘導に従事するよう担当の部に指示を出す。	災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。 各部長は現場指揮本部に現場状況（詳細）を報告し自衛隊等が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げ救助・救出、消火活動を行うようにする。 現場指揮本部より避難誘導の指示があった場合、避難誘導は担当の部が従事する。 現場に責任者を置き、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたる。	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、被災者情報、被害状況の把握に努める。 避難所設営、応急救護所設営の指示があった場合、本部班団員は必要物品を近くの防災倉庫より調達する。 行政係職員は、避難者リスト及び救護者リストの報告を受け、被害情報集約システムに入力する。 本部班団員は自衛隊の野営場所（現場が神土の場合は総合運動場、越原の場合は越原運動場、五加の場合は五加運動場）を確保する。 本部班団員は状況に応じ、担架、リヤカー等を現場指揮本部に搬入する。 必要物品が村内で調達できない場合は近隣市町村で調達する。	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うとともに、被害状況の把握に努める。 避難所設営、応急救護所について災害対策本部は速やかに協議し、職員指示する。 避難所、応急救護所に従事する職員は避難者リスト及び救護者リストを作成し本部に報告するものとする。 参集した各職員は、地域防災計画の「一般対策編第１章第５節東白川村災害対策本部の組織３．分担任務（11～13 ページ）」に基づいて活動する。 職員は消防団員と協力して、被災現場周辺の住民に対して、被災の状況や避難に関する情報を、広報車などにより伝える。 マスコミへの対応は総務課長が行う。	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うが、延焼等により関係地区において避難する必要がある場合、村職員、消防団員、消防職員の指示に従い避難する。 （避難誘導は消防団員が行う。） 応援協定に基づき重機等依頼を受けた事業所においては、現場指揮本部の指示に従う。 炊き出し、必要物品の依頼があった場合は協力体制をとるものとする。

６．大交通事故災害活動

（１）人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル４ （本部設置） （緊急事態）	本部役員 （対策本部） 団　　員	災害対策本部	役員装備（携帯無線、笛、活動服、ヘルメット、安全靴、手袋等） 団員装備（活動服、ヘルメット、安全靴、手袋等）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、バール、現場指揮本部旗 ブルーシート、テント、ロープ、その他（本部団員）
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本部役員 団　　員 応援要請人員	災害対策本部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	ロープ、看板

注）レベル４及びレベル５その他の必要物品は災害対策本部
（バス転落、タンクローリー横転等、消防署や警察だけでは対応出来ない応援要請災害）

② 防災当番、職員、本部団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル４ （本部設置） （緊急事態）	本部員 （対策本部） 全職員 本部団員	災害対策本部	職員装備（防災服、ヘルメット、足元の安全等）
		役場防災倉庫	ゴーグル、チェーンソー、鉈、鋸、スコップ、バール、掛矢、ブルーシート、テーブル、災害対策本部旗、看板、ハンドマイク、ボルトクリッパー、発電機、投光器、チェーンカッター、街頭消火器（現場付近より）
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本部員 （対策本部） 全職員 本部団員 応援要請人員	災害対策本部	応援要請書（自衛隊）、腕章
		役場防災倉庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、毛布、寝袋、三角巾、簡易リヤカー

注）レベル４及びレベル５その他の必要物品は災害対策本部
（バス転落、タンクローリー横転等、消防署や警察だけでは対応出来ない応援要請災害）

（２）段階別活動計画［大交通事故災害］

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職　　員	地域住民・地域事業所
第４段階 （レベル４） （本部設置） （緊急事態）	村内でバス転落事故やタンクローリー横転事故が発生した場合、緊急事態であり、速やかに村は災害対策本部を設置する。 防災行政無線、防災メール等で情報伝達を受けた役員は装備し現場に向かい確認後、現場指揮本部位置を決定し、現場指揮本部設置を行政係職員に指示する。 救助隊、行方不明者検索隊、消火隊等必要に応じ結成させる。 火災等が発生した場合は消火活動を展開させるが、人命救助を第一に活動するよう指示する。 消防団だけでは対応できない状況である場合は、消防団 0.B.や、事業所に協力を得るようにし、村災害対策本部に対し状況を報告する。 分団に消火隊を結成させ火災が発生した場合は消火活動を展開させるが、人命救助を第一に活動するよう指示する。	村内でバス転落事故やタンクローリー横転事故が発生した場合、その時点で緊急事態であり、村は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより団員に情報伝達する。 連絡を受けた場合は、各自装備し指定された場所に集合し現場指揮本部に到着人員の報告し指示を仰ぐ。 火災が発生した場合は消火活動を展開するが、人命救助を第一に活動するようにする。 消防団だけでは対応できない場合は、現場指揮本部に状況を報告し応援を要請する。 必要物品がある場合も現場指揮本部に連絡する。	村内でバス転落事故やタンクローリー横転事故が発生した場合、緊急事態であり、村長、参事、総務課長の指示により速やかに、本庁に災害対策本部を設置すると共に、防災行政無線、防災メールにより情報伝達する。 事故状況を県に報告すると共に関係機関に連絡する。 本部班団員は状況に応じ必要物品を防災備蓄倉庫より調達し災害対策本部に持参する。 現場の状況により交通整理に従事する。 災害対策本部より自衛隊派遣要請があった場合、行政係職員は速やかに県に対し自衛隊派遣要請し被害情報集約システムに入力する。	村内でバス転落事故やタンクローリー横転事故が発生した場合は、緊急事態であり、災害対策本部設置となり、災害対策本部設置を村長、参事、総務課長は行政係職員に指示し、全職員に対し招集の指示を出す。 職員は村災害対策本部に参集し、地域防災計画の「一般対策編第１章第５節東白川村災害対策本部の組織３．分担任務（11～13 ページ）」に基づいて活動する。 現場の状況により村長、参事、総務課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定した場合は行政係職員に指示を出す。 総務課職員は災害対策本部の指示により電話等の対応をする。	現場付近の住民は自己防衛に心がけ現場には近づかないようにするが、地域において飛び火等により火災等発生した場合は初期消火活動に心がける。 爆発等により延焼の恐れがある場合は村職員、消防団員の指示に従い速やかに避難する。 現場の状況により、重機、スプレッダー、カッター等必要になった場合、事業所に依頼がありますので出来る範囲で協力するものとする。
第５段階 （レベル５） （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	バス転落事故やタンクローリー横転事故等により、死傷者が多数発生した場合や爆発炎上した場合は、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げて救助・救出、消火活動するように指示する。 各部長から報告を受け、図上に事故箇所をプロットし、人命救助に重点をおくよう指示し、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させる。 自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたるように指示を出す。 延焼などにより風下地区住民に被害が及ぶと判断した場合は避難誘導に従事するよう担当部に指示を出す。	災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。 各部長は現場指揮本部に現場状況（詳細）を報告し自衛隊等が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げ、救助・救出、消火活動るようにする。 現場指揮本部より避難誘導の指示があった場合、避難誘導は担当地区の部が従事する。 現場に責任者を置き、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたる。	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、被災者情報、被害状況の把握に努める。 避難所設営、応急救護所設営の指示があった場合、本部班団員は必要物品を近くの防災備蓄倉庫より調達する。 行政係職員は、避難者リスト及び救護者リストの報告を受け、被害情報集約システムに入力する。 本部班団員は自衛隊の野営場所（現場が神土の場合は総合運動場、越原の場合は越原運動場、五加の場合は五加運動場）を確保する。 本部班団員は状況に応じ、担架、リヤカー等を現場指揮本部に搬入する。 必要物品が村内で調達できない場合は近隣市町村で調達する。	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うとともに、被害状況の把握に努める。 避難所設営、応急救護所について災害対策本部は速やかに協議し、防災当番に指示する。 避難所、応急救護所に従事する職員は避難者リスト及び救護者リスト（任意様式）を作成し本部に報告するものとする。 参集した各職員は、地域防災計画の「一般対策編第１章第５節東白川村災害対策本部の組織３．分担任務（11～13 ページ）」に基づいて活動する。 職員は消防団員と協力して、被災現場周辺の住民に対して、被災の状況や避難に関する情報を、広報車などにより伝える。 マスコミへの対応は総務課長が行う。	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うが、延焼等により関係地区において避難する必要がある場合、村職員、消防団員の指示に従い避難する。 （避難誘導は消防団員が行う。） 応援協定に基づき重機等依頼を受けた事業所においては、現場指揮本部の指示に従う。 炊き出し、必要物品の依頼があった場合は協力体制をとるものとする。

７．化学物質流出事故災害活動

（１）人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル４ （本部設置） （緊急事態）	本部役員 （対策本部） 団　　員	災害対策本部	役員装備（携帯無線、笛、訓練服、ヘルメット、安全靴、手袋等） 団員装備（訓練服、ヘルメット、安全靴、手袋等）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	スコップ、土嚢袋、現場指揮本部旗、ブルーシート、テント、ロープ、その他（本部団員）
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本部役員 団　　員 応援要請人員	災害対策本部	その他（本部団員）
		各ｺﾐｭﾆﾃｨｰ消防センター	ロープ、看板

注）レベル４及びレベル５その他の必要物品は災害対策本部
（多種多様な原因による化学物質流出事故、職員、消防団だけでは対応出来ない人的災害）

② 防災当番、職員、本部団員

段　　階	人　　員	準備品保管場所	準　　備　　品
レベル４ （本部設置） （緊急事態）	本部員 （対策本部） 全職員 本部団員	災害対策本部	職員装備（防災服、ヘルメット、安全靴等）応援要請書（自衛隊）
		役場防災倉庫	ゴーグル、スコップ、バール、掛矢、ボトルクリッパー、ハンドマイク、ブルーシート、テント、テーブル、災害対策本部旗、看板、投光器、発電機、コードリール、チェーンカッター、土嚢袋
レベル５ （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	本部員 （対策本部） 全職員 本部団員 応援要請人員	災害対策本部	腕章
		役場防災倉庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、毛布、寝袋、三角巾、簡易リヤカー、砂

注）レベル４及びレベル５その他の必要物品は災害対策本部
（多種多様な原因による化学物質流出事故、職員、消防団だけでは対応出来ない人的災害）

（２）段階別活動計画［化学物質流出事故災害］

	団本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職　　員	地域住民・地域事業所
第４段階 （レベル４） （本部設置） （緊急事態）	村内で化学物質流出事故が発生した場合、緊急事態であり、速やかに村は災害対策本部を設置する。 防災行政無線、防災メール等で情報伝達を受けた役員は装備し現場に向かい確認後、現場指揮本部位置を決定し、現場指揮本部設置を行政係職員に指示する。 火災、爆発等が発生した場合は消火活動を展開させるが、団員の安全を第一に活動するよう指示する。 消防団では対応できない状況である場合は、消防団 0.B.や、事業所に協力を得るようにし、村災害対策本部に対し状況を報告する。	村内で化学物質流出事故が発生した場合、その時点で緊急事態であり、村は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより団員に情報伝達する。 連絡を受けた場合は、各自装備し指定された場所に集合し現場指揮本部に到着、人員報告し指示を仰ぐ。 火災、爆発等が発生した場合は消火活動を展開するが、常に団員の安全第一に活動するようにし危険を感じた場合は近づかないようにする。 消防団では対応できない場合は、現場指揮本部にその状況を報告し応援を要請する。 必要物品がある場合も現場指揮本部に連絡する。	村内で化学物質流出事故が発生した場合、緊急事態であり、村長、参事、総務課長の指示により速やかに、本庁に災害対策本部を設置すると共に、防災行政無線、防災メールにより住民、職員、団員に情報伝達する。 その状況を県に報告すると共に関係機関に連絡する。 本部班団員は状況に応じ必要物品を防災備蓄倉庫より調達し災害対策本部に持参する。 現場が国道、県道等の付近であった場合は交通整理に従事する。 災害対策本部より自衛隊派遣要請があった場合、行政係職員は速やかに派遣要請し被害情報集約システムに入力する。	村内で化学物質流出事故が発生した場合は、緊急事態であり、災害対策本部設置となり、災害対策本部設置を村長、参事、総務課長は行政係職員に指示し、全職員に対し招集の指示を出す。 職員は村災害対策本部に参集し、地域防災計画の「一般対策編第１章第５節東白川村災害対策本部の組織３．分担任務（11～13 ページ）」に基づいて活動する。 現場の状況により村長、参事、総務課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定した場合は行政係職員に指示を出す。 総務課職員数名は災害対策本部の指示により電話等の対応をする。	ＣＡＴＶ告知端末、防災行政無線、防災メール、広報車により化学物質流出を知った時は、人体への影響、爆発炎上、延焼等の恐れがあるので、現場には近づかず、我が身の安全を確保するため情報収集に努める。 避難する必要があると感じた場合は、村職員、消防団員、消防職員の指示に従い避難する。 （避難誘導は消防団員が行う。） 村より避難勧告、避難指示が発令された場合も同様とする。
第５段階 （レベル５） （非常事態） （避　　難） （自衛隊派遣）	化学物質流出し爆発炎上、地域に被害拡大した場合、自衛隊派遣要請した場合は、非常事態とする。 自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整えるようにする。 必要に応じ、人命救助部隊、消火部隊を結成させ現場に従事するよう指示を出す。 各部長から報告を受け、図上に流出箇所をプロットし、住民、団員の安全に重点をおくよう指示し、人命救助部隊、消火部隊、復旧部隊の行動を平行させる。 自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助、復旧にあたるように指示を出す。 延焼などにより風下地区住民に被害が及ぶと判断した場合は避難誘導に従事するよう担当分団に指示を出す。	災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。 各部長は現場指揮本部に現場状況（詳細）を報告し自衛隊等が到着するまでに、人員配置、活動体制を整えるようにする。 現場指揮本部より避難誘導の指示があった場合、避難誘導は担当地区の部が従事する。 現場に責任者を置き、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたる。	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、被災者情報、被害状況の把握に努める。 避難所設営、応急救護所設営の指示があった場合、本部班団員は必要物品を近くの防災備蓄倉庫より調達する。 行政係職員は、避難者リスト及び救護者リストの報告を受け、被害情報集約システムに入力する。 本部班団員は自衛隊の野営場所（現場が神土の場合は総合運動場、越原の場合は越原運動場、五加の場合は五加運動場）を確保する。 本部班団員は状況に応じ、担架、リヤカー等を現場指揮本部に搬入する。 必要物品が村内で調達できない場合は近隣市町村で調達する。	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うとともに、被害状況の把握に努める。 避難所設営、応急救護所について災害対策本部は速やかに協議し、防災当番に指示する。 避難所、応急救護所に従事する職員は避難者リスト及び救護者リスト（任意様式）を作成し本部に報告するものとする。 参集した各職員は、地域防災計画の「一般対策編第１章第５節東白川村災害対策本部の組織３．分担任務（11～13 ページ）」に基づいて活動する。 職員は消防団員と協力して、被災現場周辺の住民に対して、被災の状況や避難に関する情報を、広報車などにより情報を伝達する。 マスコミへの対応は総務課長が行う。	自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者がいる場合は救助・救急活動を行うが、延焼、爆発等により関係地区において避難する必要がある場合、避難勧告、避難指示が出すので、村職員、消防団員、消防職員の指示に従い速やかに避難する。 （避難誘導は地区消防団員が行う。） 応援協定に基づき重機、砂等依頼を受けた事業所においては、現場指揮本部の指示に従う。 災害対策本部より炊き出し、必要物品の依頼があった場合は協力体制をとるものとする。